

青森県報

号外第五十九号

令和八年
五月十五日
(金曜日)

目 次

監査委員

○包括外部監査の結果……………(事務局) ……一

監 査 委 員

青森県監査委員告示第四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十七第五項の規定に基づき、令和八年三月二十四日付で包括外部監査人から令和七年度包括外部監査結果報告書の提出があったので、同法第二百五十二条の三十八第三項の規定により、次のとおり公表する。

令和八年五月十五日

青森県監査委員	佐々木	知彦
青森県監査委員	三浦	朋子
青森県監査委員	木明	和人
青森県監査委員	菊池	勲

令和 7 年度 包括外部監査結果報告書

青森県警察に係る事業管理 及び財務事務の執行について

令和 8 年 3 月

青森県包括外部監査人
公認会計士 高橋 政嗣

本報告書における記載内容等に関する注意事項

1. 本報告書の構成と表記
本報告書は、「章」、「節」、「項」、「目」という考え方に準拠して構成されており、目の表記は、「第 1. 1.」、「第 2. 1.」…として表記している。

2. 端数処理
報告書の数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しているため、表中の総額が内訳の合計と一致しない場合がある。公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため端数処理が不明確な場合もある。

3. 報告書の数値等の出所
報告書の数値等は、原則として青森県が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。一方、報告書の数値等のうち、青森県以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料以外の数値等を用いたもの、あるいは他の地方公共団体等の数値等を表示したものについては、その出所を明示している。また、監査人が作成したものであるについてもその旨明示している。

4. 用語について
「青森」、「青森県」という用語については、文中での判別が困難なる場合を除いて、原則として記載しないこととする。また、報告書において「県」と記載している場合は、原則として「青森県」という。

5. 元号の表記
一部の元号については、以下のとおり略称を使用している。

略称	元号	凡例
H	平成	H30=平成 30 年度
R	令和	R4=令和 4 年度 R5=令和 5 年度 R6=令和 6 年度

目次

第1章 監査の概要.....1

第1節. 監査の種類.....1

第2節. 選定した特定の事件(監査テーマ).....1

第3節. 特定の事件(監査テーマ)として選定した理由.....1

第4節. 監査の対象期間.....3

第5節. 監査の実施期間.....3

第6節. 監査従事者の資格及び氏名.....3

第7節. 利害関係.....3

第2章 監査の方針.....4

第1節. 監査の基本方針.....4

第1項. 包括外部監査の目的.....4

第2項. 監査の着眼点.....4

第2節. 外部監査.....5

第1項. 外部監査の対象部門.....5

第2項. 監査要点と実施した監査手続.....5

第3項. 監査の結果及び意見.....6

第4項. 監査結果の構成.....7

第3章 青森県警察の概要.....8

第1節. 青森県警察の沿革.....9

第2節. 青森県警察の組織機構.....10

第3節. 青森県警察組織の分業業務.....12

第4節. 警察本部長の分業業務.....18

第1項. 警察本部長の分業規定の根拠.....18

第2項. 警察本部長の分掌.....18

第5節. 警察活動の基盤.....19

第1項. 青森県警察組織の人事.....19

第2項. 警察組織の職員状況.....20

第3項. 警察力強化のための取組.....21

第4項. 女性警察官の採用・登用の拡大.....21

第5項. 教育訓練.....22

第6項. 施設の概要.....22

第7項. 留置施設の管理運営.....23

第6節. 特殊な警察活動.....25

第1項. 災害等への対応と警備.....25

第2項. ツキノワグン等による人身被害.....26

第3項. 原子力関連施設におけるテロ対策と警戒警備.....28

第4項. 北朝鮮による弾道ミサイル発射への対応.....30

第5項. 三沢米軍基地と警察.....31

第7節. 警察活動の情報通信.....31

第8節. 財政的援助等団体.....34

第9節. 青森県警察の運営方針・活動指針.....35

第10節. 警察費の推移.....38

第1項. 令和4年度及び令和5年度の決算額と令和6年度の警察予算.....38

第2項. 令和6年度警察費当初予算内訳.....41

第4章 犯罪・事故等の動向と犯罪・事故等統計.....42

第1節. 全国及び青森県の犯罪・事故等情勢.....42

第2節. 青森県の犯罪統計・交通事故統計・災害統計.....43

第1項. 青森県の犯罪統計.....43

第2項. 犯罪統計の推移.....43

第3項. 犯罪動向・事犯の推移分析.....46

第4項. 交通事故・災害統計.....59

第5章 青森県警察が抱える課題.....61

第1節. 全国における多様な治安課題に対する国民の高まり.....61

第2節. 青森県警察が抱える課題の絞り込み.....62

第3節. 全国及び青森県の犯罪対策.....63

第4節. 全国及び青森県の交通安全対策と災害対策.....82

第1項. 交通安全対策.....82

第2項. 災害対策.....83

第5節. 青森県警察が抱える課題と対策との対応関係.....84

第6章 青森県基本計画における警察関連の個別事業.....86

第1節. 生活環境の整備と強化.....86

第2節. 防犯と犯罪対策の強化.....86

第3節. 交通安全対策の強化.....88

第4節. スポーツ環境づくりと競技力の向上.....88

第5節. 防災対策の強化.....89

第7章 包括外部監査の結果(総論).....90

第1節. 外部監査の結果に関する総括.....90

第1項. 外部監査の結果に関する総合的な分類.....90

第2項. 指摘事項又は意見の一覧表.....90

第2節. 外部監査の結果の要約.....95

第1項 計画に係わる指摘事項又は意見 95

第2項 運営管理に係わる指摘事項又は意見 97

第3項 法令等違反に係わる指摘事項又は意見 104

第4項 会計管理・内部統制に係わる指摘事項又は意見 105

第5項 規定・業務基準に係わる指摘事項又は意見 107

第6項 評価・対策に係わる指摘事項又は意見 107

第7項 情報開示に係わる指摘事項又は意見 109

第8項 指摘事項又は意見の総括 112

第9項 付言 119

第3節 監査結果の集計 120

第1項 性質分類別の監査結果 120

第2項 章節項目別の監査結果 121

第8章 全般管理に係る監査結果 122

第1節 事業管理 122

(意見1) 青森県警察の組織運営に関する中長期計画又はビジョンの策定について 122

(意見2) 単年度事業計画の作成について 124

(指摘事項1) 青森県警察の基本方針と重点目標の開示について 126

(指摘事項2) KPI 重点目標の設定と評価について 130

(意見3) 「青森県警察次世代育成・女性活躍推進計画」について 132

(意見4) 青森県警察に係る各種協定について 133

第2節 情報公開 134

(意見5) 青森県警察のホームページについて 134

(意見6) 警察本部長の職任に伴うメッセージの開示について 139

(意見7) 青森県警察の警察白書について 140

(指摘事項3) 犯罪統計の情報開示を通じた社会的責任について 143

(意見8) 警察における秘密性と公開・非公開について 147

第3節 内部統制制度 149

(指摘事項4) 青森県内部統制制度について 152

(意見9) 青森県内部統制評価報告書について 153

(意見10) 青森県警察が内部統制制度の対象機関外となっていることについて 155

第4節 警察改革 157

第5節 固定資産管理業務 160

(指摘事項5) 建設仮勘定の会計処理について 160

(意見11) 財産処分手続の短縮化について 162

(意見12) 未利用財産の利活用について 163

(意見13) ライフサイクルコストの考慮不足について 164

(意見14) PFI 手法の柔軟な適用に向けた検討体制の整備について 164

(意見15) 入札及び契約保証金免除要件の確認について 165

第6節 業務委託 167

(指摘事項6) 受託者の自主点検報告の未受理について 171

(意見16) 月間作業報告書の調りについて 171

(意見17) 設備管理業務に関する複数年契約の導入検討について 172

(指摘事項7) 前金払の根拠の文書化等について 173

(意見18) 食料費徴収・支出に係る業務フローの変更について 176

(意見19) 入札時期の前倒しについて 177

(意見20) フロポーター参加者の増加施策について 178

(意見21) フロポーター参加業者が少数の場合における採点方法の再考について 178

第7節 人件費・労務管理 180

(指摘事項8) 退職金支給関連書類の不備について 180

(意見22) 退職所得に係る課税所得額の計算について 181

(指摘事項9) 労働基準法及び36協定からの逸脱について 183

(意見23) 青森県警察ポータルシステムにおける出勤記録について 184

第8節 情報システム及びDX推進 185

第9節 警察会計監査規程に基づく運用 188

第1項 青森県会計監査規程の内容 188

第2項 令和6年度の実施計画 188

第3項 令和6年度の監査結果の要約 189

第10節 警察不祥事 190

第1項 警察不祥事の状況 190

第2項 規律違反行為の有無及び件数に関する質問票 190

第3項 質問票の回答 191

(指摘事項10) 警察不祥事の再発防止策の公表と実施について 193

(意見24) 青森県公安委員会による警察不祥事に関する青森県警察に対する文書による指導について 195

第11節 警察費 197

第1項 令和6年度の警察費(当初予算額・最終予算額・決算額) 197

第2項 監査対象項目の決定 201

第3項 交番相談員関係費 202

第4項 電算機器維持管理費 202

第5項 警察本部県内WAN整備事業費 203

第6項 共通基礎移行関係機器整備費 203

第7項 車両購入費(緊急課題分) 204

第8項 ヘッドカメラ維持管理費 204

第9項、ヘリコプター5年点検等..... 205

第10項、運転免許証等作成交付費..... 206

第11項、更新時・停止処分者・違反者講習関係費..... 207

第12項、新運転者管理システム機器等整備費..... 207

第13項、警察医報酬..... 208

第14項、鑑識活動費..... 209

第15項、交通指導取締活動経費..... 210

第16項、新通信指令システム整備事業費..... 211

第12節、警察費における国費と県費..... 212

第13節、青森県警察の財務情報..... 214

第1項、青森県警察の貸借対照表について..... 214
(意見25)警察本部の貸借対照表または資産・負債残高表について..... 214

第2項、リース債務残高について..... 215
(意見26)リース資産並びにリース債務残高情報の報告について..... 215

第14節、特種な警察活動..... 216

第1項、熊の出没と被害対策..... 216
(意見27)ツキノワグマ出沒等情報の記載について..... 216

第2項、北朝鮮弾道ミサイル発射対応..... 218
(意見28)北朝鮮弾道ミサイル発射への対応について..... 218

第9章 公安委員会..... 219

第1節、公安委員会の概要..... 219

第1項、公安委員会制度..... 219

第2項、公安委員会の組織、権限、活動、苦情処理及び監察の指示..... 220

第2節、公安委員会の監査対象項目..... 221

第3節、公安委員会の監査対象項目の概要と監査結果..... 221

第1項、警察運営の大綱方針..... 221

第2項、定例会議の議事録..... 223
(意見29)公安委員会委員が定例会議への出席率が低い場合の対応について..... 223

(意見30)公安委員会委員および委員の報酬について..... 224

第10章 警務部..... 225

第1節、警務部の概要..... 225

第2節、警務部の監査対象項目と対象部署..... 225

第3節、警務部の監査対象項目の概要と監査結果..... 226

第1項、警察署協議会..... 226
(指針事項11)警察署協議会議事録について..... 227

第2項、公安委員会の苦情処理..... 228

第3項、監察の運用状況..... 230
(意見31)職務倫理及び服務の根本基準を浸透させるために..... 230

第4項、留置業務の管理運営..... 231
(意見32)留置施設等の総合的な管理について..... 232

第5項、拳銃訓練、術科訓練の達成状況..... 233

第6項、待機宿舍の利用状況..... 234
(意見33)入居人数0人 空室率100%の待機宿舍について..... 234

第7項、交番及び駐在所等の施設状況..... 235
(意見34)交番及び駐在所に係る長寿命化・総量最適化・有効活用に向けた取組方針について..... 236

第8項、警察教養の取組..... 237

第9項、被服に関する取組..... 239
(意見35)「警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例」の規定について..... 240
(意見36)給貸物品保有基準数一覧表の品目について..... 241

第10項、青森県警察の国有物品と具有物品の管理方法..... 241

第4節、警務部の対象事業..... 243

第5節、警務部の対象事業の概要と監査結果..... 243

第1項、行政DX推進事業..... 243
(意見37)予算配当残が予算額39%について..... 244

第2項、警察本部庁舎耐震・長寿命化改修事業..... 245

第3項、弘前警察署庁舎建築事業..... 246

第4項、十和田警察署庁舎改修事業..... 247

第5項、交番・駐在所建築事業..... 248

第6項、第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会開催準備事業..... 249

第11章 総務室..... 250

第1節、総務室の概要..... 250

第2節、総務室の監査対象項目と対象部署..... 250

第3節、総務室の監査対象項目の概要と監査結果..... 250

第1項、会計年度任用職員に対する健康管理..... 250

第12章 生活安全部..... 252

第1節、生活安全部の概要..... 252

第2節、生活安全部の監査対象項目と対象部署..... 252

第3節、生活安全部の監査対象項目の概要と監査結果..... 252

第1項、110番通報受理件数の分析..... 252

第2項、警察スマートフォンポーターの活動状況..... 254
(意見38)警察スマートフォンポーターの増員について..... 255

第3項、職務質問技能伝承のさらなる推進について..... 255

第4項 少年指導委員に対する謝金の支払い基準について…………… 256

第4節 生活安全部の対象事業の概要と監査結果…………… 256

第1項 県民の命と暮らしを守る犯罪等に強い環境・地域づくり推進事業…………… 257
 (意見39) 動画配信媒体について…………… 257

第2項 青少年のネットセーフティ加速化事業…………… 258
 (意見40) eラーニングシステムの利用状況把握について…………… 258

第3項 サイバー事案に対する県民の対応能力強化事業…………… 259
 (意見41) 参加者1人当たりの費用について…………… 260

第4項 子どもと女性の安全確保地域見守り向上事業…………… 260

第5項 子どもと女性の安全推進事業…………… 261

第6項 ストーカー・DV等被害者保護対策事業…………… 262
 (意見42) 被害者向け広報について…………… 262

第13章 刑事部…………… 263

第1節 刑事部の概要…………… 263

第2節 刑事部の監査対象項目と対象部署…………… 263

第3節 刑事部の監査対象項目の概要と監査結果…………… 264

第1項 フジラルカメラで撮影した画像の管理要領の制定について…………… 264

第2項 夜間等における鑑識について…………… 265

第3項 科研費の運用実態…………… 266
 (意見43) 科研費に関する運用ガイドライン策定の検討について…………… 266

第4項 捜査資料の組織的及び厳格的な管理等…………… 268

第5項 警察医に対する行政検視謝金…………… 269

第14章 交通部…………… 271

第1節 交通部の概要…………… 271

第2節 交通部の監査対象項目と対象部署…………… 271

第3節 交通部の監査対象項目の概要と監査結果…………… 272

第1項 交通信号機設備等損害賠償金…………… 272

第2項 青森県の交通白書…………… 272

第3項 テレビのCM放映…………… 273

第4項 自動車OSS…………… 274
 (意見44) 自動車OSSの利用率拡大について…………… 274

第5項 放置違反金…………… 275

第6項 3Dレーダーセンサー…………… 276

第7項 青森県運転免許センター…………… 277
 (意見45) 青森県運転免許センターの産業医選任について…………… 277

第4節 交通部の対象事業の概要と監査結果…………… 278

第1項 交通安全施設整備事業…………… 278
 (意見46) 交通安全施設整備後の効果測定について…………… 280

第15章 警備部…………… 281

第1節 警備部の概要…………… 281

第2節 警備部の監査対象項目と対象部署…………… 281

第3節 警備部の監査対象項目の概要と監査結果…………… 282

第1項 大型自動車第一種免許取得費用の公費負担関係…………… 282
 (意見47) 大型自動車第一種免許取得者の増加に向けて…………… 282

第2項 小型船舶免許取得者の推移について…………… 283

第4節 警備部の対象事業の概要と監査結果…………… 283

第1項 災害対策警察活動基盤整備事業…………… 283

第16章 警察学校…………… 285

第1節 監査対象項目の概要…………… 285

第2節 監査の結果及び意見…………… 286
 (意見48) 警察学校の卒業を待たずに退職する者を減少させる方策について…………… 286

第17章 警察署…………… 287

第1節 警察署の分署業務概要…………… 287

第2節 監査対象とした警察署の概要…………… 288

第1項 青森警察署の概要…………… 288

第2項 八戸警察署の概要…………… 288

第3項 弘前警察署の概要…………… 289

第4項 むつ警察署の概要…………… 290

第5項 緑ヶ沢警察署の概要…………… 290
 (意見49) 緑ヶ沢警察署の青森県警察ホームページ掲載写真について…………… 291

第6項 その他の警察署…………… 291
 (意見50) 青森県警察ホームページにおける警察署管轄地域の明示について…………… 291

第3節 警察署の監査対象項目…………… 292

第4節 警察署の監査対象項目の概要と監査結果…………… 292

第1項 遺失物の取扱い…………… 292

第2項 拾得金・物の管理…………… 294

第3項 小口現金の管理…………… 296

第4項 物品の管理…………… 296

第5項 捜査費…………… 299
 (意見51) 捜査費Q&Aのホームページにおける公開について…………… 299

第6項 旅費精算遅延の有無…………… 300

第7項 「青森県警察災害警備計画の修正について」の整備状況…………… 301

第 8 項. 在留外国人に対する相談窓口..... 308
 (意見 52) 在留外国人に対する警察署における相談窓口について..... 308
 第 9 項. 人口減少時代に突入した警察行政の対応..... 309
 (意見 53) 人口減少時代に突入した警察行政、特に警察署の対応について..... 311
 第 18 章 財政的援助団体..... 312
 第 1 節. 一般財団法人青森県交通安全協会..... 312
 (意見 54) 電子契約についての検討について..... 316
 (意見 55) 更新時講習等業務委託契約に関する複数年契約についての検討について..... 316
 (意見 56) 資料あつせん事業(黄色い帽子、安全運転カイト等)の取扱いについて..... 317
 第 2 節. 青森県交通安全母の会連合会..... 318
 第 3 節. 自動車安全運転センター..... 319
 第 4 節. 公益社団法人青森県暴力追放県民センター..... 321

第 1 章 監査の概要

第 1 節. 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

第 2 節. 選定した特定の事件(監査テーマ)

青森県警察に係る事業管理及び財務事務の執行について

第 3 節. 特定の事件(監査テーマ)として選定した理由

監査テーマ「青森県警察の事業管理及び財務事務の執行について」を選定した主な理由は、以下の 5 点である。

1. 青森県基本計画中の政策テーマ 6「地域社会」における、「安心して快適な生活基盤」に基づく施策として、「防犯と犯罪対策の強化」及び「交通安全対策の強化」が取り上げられており、県民生活の安全を支える青森県警察の活動に対する県民の期待と信頼は大きいものと思定される。
2. 近年、全国的に特殊詐欺の被害が増大しており、県においても例外ではなく、特殊詐欺に対する注意喚起や対策が呼びかけられている現況にある。
3. 令和 6 年度当初予算における歳出総額に対する警察費の割合は、4.7%を占めており、東北 6 県の中では宮城県には及ばないものの順位が高い。
4. 過去の青森県包括外部監査においては、部局横断的な監査において青森県警察の一部の項目について取り上げられたことがあるが、青森県警察の事業、管理等を正面から捉えた監査テーマとして選定されたことはない。

5. 副次的ではあるが、青森県は地政学的に三方を海で囲まれ、残りの一方は八甲田連峰の山岳地帯となっていることによる自然環境の影響や、冬季における雪下ろしの事故、雪による交通規制等、ツキワグワに代表される野獣被害、原子力発電所の準備施設・再処理工場を抱えていることによるテロの脅威、三沢市に米軍基地を有していることから招来する治安等の課題、日本海側では北朝鮮の弾道ミサイルの脅威から派生する事故時の警察対応等、多くのリスクや課題について県民の安心・安全を確保するために青森県警察による対応についての期待があることが挙げられる。

以上のような理由により「青森県警察の事業管理及び財務事務の執行について」合規性・効率性・経済性・有効性・公平性の視点から監査を行うことは有意義であると判断し、特定の事件(監査テーマ)として選定した。

第 4 節. 監査の対象期間

原則として令和 6 年度(令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで)。ただし、必要に応じて令和 5 年度以前及び令和 7 年度の執行分を含んでいる。

第 5 節. 監査の実施期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 2 月 15 日まで

なお、令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日までは、特定の事件の選定、監査補助者の選任等を実施した。

第 6 節. 監査従事者の資格及び氏名

包括外部監査人	公認会計士	髙橋 政嗣
監査補助者	公認会計士	小林 太郎
監査補助者	公認会計士	齊藤 貴彰
監査補助者	公認会計士	鈴木 崇大
監査補助者	公認会計士	千田 泰士
監査補助者	公認会計士	石動 龍

第 7 節. 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査補助者は自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2章 監査の方針

第1節. 監査の基本方針

第1項. 包括外部監査の目的

地方公共団体の包括外部監査は、いわゆる官官接待、食糧費支出、カラ出張、談合工事などに社会的な批判の目が向けられたことを契機として、平成9年6月に地方自治法が改正され、事務事業に対するチェック機能の強化を図るために導入された。そのため、包括外部監査人は、財務に関する事務の執行が予算や法令等に従って適正に処理されるかどうかにかんづいて、主として合规性の観点から独立した第三者として監査することとされている。同時に当該事務の執行の経済性、効率性、有効性の観点から意見を提出することができる。また、「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申」(第31次地方制度調査会 平成28年3月16日)において人口減少社会においても行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供していくため地方行政体制を確立することが必要とされている。

第2項. 監査の着眼点

監査の着眼点

- ① 青森県警察の運営方針及び活動指針に基づいて適切に運営・管理・遂行されているか。
- ② 青森県警察の事業管理は、警察法、警察官職務執行法、警察庁の通知・通達、その他関連する法律に準拠して行われているか。
- ③ 国並びに青森県の犯罪動向に基づいて適切な警察行政が運営されているか。
- ④ 適切な警察行政を行うために警察官・警察職員に対応に問題がないか。
- ⑤ 青森県警察本部及び警察署の施設・物品管理は適切であるか。
- ⑥ 青森県警察本部と警察署との連携は適切か。
- ⑦ 県民に対して適時適切に青森県警察の情報を開示しているか。
- ⑧ 財務事務が法令等に準拠して行われているか。
- ⑨ 財務事務は経済性、効率性、有効性、公平性、透明性の観点から、合理性があるか。

第2節. 外部監査

第1項. 外部監査の対象部門

青森県警察本部(警務部、総務室、生活安全部、刑事部、交通部、警備部)、警察学校、警察署(青森警察署、八戸警察署、弘前警察署、むつ警察署、鮎ヶ沢警察署)のほか青森県警察を管理する機関である青森県公安委員会、財政援助団体等を監査対象部門とした。

なお、第3章「青森県警察の概要」において、青森県警察の組織機構、分掌業務について記載している。

第2項. 監査要点と実施した監査手続

本監査の主要な監査要点と実施した監査手続は、以下のとおりである。

【図表2-2-1 監査要点と監査手続】

監査要点	実施した監査手続
(1)全般	
【青森県警察の運営管理の要諦について確認する。】	○業務の効率化や資源の最適活用が図られているか。
【青森県警察の課題と解決の方向性について確認する。】	○業務プロセスや組織体が適切に整備されているか。
【警察組織内部の体制や見直しについて確認する。】	○職務規律の遵守状況、警察官の不正行為や不祥事の発生状況などを確認し、規律違反に対する処分や再発防止策の実施状況を確認する。
【警察組織の設備・人事組織体制の整備状況は問題がないかどうか。】	○警察活動が法令や規則に基づいて適正に行われているか。
	○人権を尊重した活動が実施されているか。
	○警察予算の執行状況、会計処理の適正化、公金や物品の管理状況等を確認する。
	○不祥事の再発防止のための研修や指導、不正行為を早期に発見・是正する仕組みの整備状況を確認する。
	○情報公開が適切に公開されているか。
	○地域の安全・安心を確保するための活動が適切に行われているか。
	○県民からの意見や要望に適切に対応しているか。
	○主な運営管理資料の検討と疑問点、不明点に関する質問による監査を実施する。
(2)個別業務管理	
【青森県警察に係る会計は適切に処理されているか。】	○警察活動を円滑に進めるための予算の編成、各種契約、物品の調達のみか、予算執行の監査業務は、適切に行われているか。
【施設管理は適切に処理されているか。】	○警察署、交番、駐在所、職員住宅等の警察施設の設計、工事管理や建物維持をはじめ、警察財産の管理、施設や用地の取得・処分等は適切に行われているか。
【固定資産の取得・廃棄・管理が適切に実施されているか。】	○固定資産の購入、除却等に関する承認手続きは、適切に行われているか。

監査要点	実施した監査手続
【装備品は適切に処理されているか。】	○固定資産の購入、売却等に関するデータは、適切に固定資産台帳に登録されているか。 ○固定資産台帳と現物との照合が行われているか。 ○固定資産の除却手続は適切であるか。 ○減価償却費は適切に計算されているか。 ○高価資産の利用状況は適切であるか。 ○遊休資産はないか。
【監識は適切に処理されているか。】	○警察官の制服、拳銃、警察手帳の支給や貸与、バイク・バイクなどの警察車両の整備・維持や装備品の調達、管理等は適切に行われているか。また、装備資機材の効率化、高度化を図るための装備品の開発などの業務は適切か。 ○夜間監識活動等は適切に行われているか。
【委託契約が適切に実施されているか。】	○委託業務契約書の契約内容及び委託業務仕様書の記載内容を査閲し、運用状況の適切性を監査する。
【警察組織の人事・労務管理が適切に実施されているか。】	○源泉徴収手続が所得税の規定に基づき処理されているか。 ○退職手当支給額が妥当であるか。 ○通勤外労働の処理手続が適切であるか。 ○労働基準法及び36協定を遵守しているか。
【教養が適切に行われているか。】	○警察職員として求められる高い倫理観や職務遂行に必要な知識・技能を修得させるため、警察学校や職場における教養・研修会・セミナーの開催、各種技能検定などを適切に計画、実施しているか。
【DX管理が適切に実施されているか。】	○DXに関する規程は、適切に整備しているか。 ○セキュリティ管理は、適切に行われているか。 ○OJD、パスポートの管理は、適切に行われているか。 ○バックアップに関する管理は、適切に行われているか。 ○システム関連費用を削減する方策を検討しているか。 ○DXにより各種警察活動をサポートしているか。
【警察行政に関する内部統制の整備状況は適切か。】	○現状における内部統制の整備状況について意見聴取するとともに関連資料を査閲する。

(注)個別業務管理の主な監査手続については上掲したが、その他の補足的・追加的監査手続については、個別業務管理の監査部分に記載した。

第3項 監査の結果及び意見

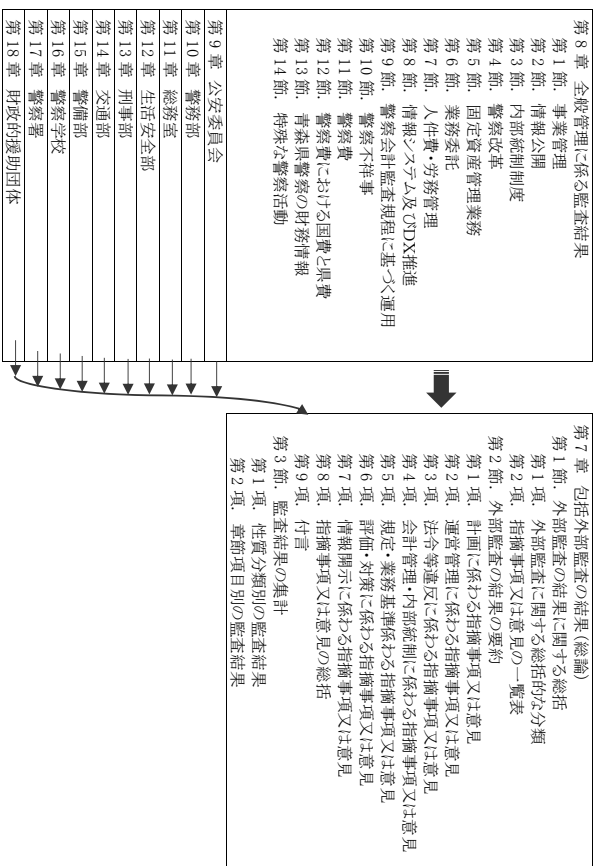
本報告書では、監査の結論を(監査の結果)として(指摘事項)と(意見)に分けて記載している。(指摘事項)は、主として合規性に関する違反事項(法令、条例、規則、規程、要綱等に抵触する事項)となるもの、一部、社会通念上著しく適正性を欠いていると判断されるもの、経済性・効率性・有効性の観点から施策や事業の運営合理化のために、包括外部監査人として改善を要望するものについて(指摘事項)として記載している。

また、(意見)は、(指摘事項)には該当しないが、改善するか否かについて県の裁量にゆだねる趣旨のものであるが、いずれも、県において、何らかの対応を行うことを期待するものである。

第4項 監査結果の構成

監査結果については、第8章 全般管理に係る監査結果(各節ごと)に監査結果を記載)、第9章 公安委員会、第10章 警務部、第11章 総務室、第12章 生活安全部、第13章 刑事部、第14章 交通部、第15章 警備部、第16章 警察学校、第17章 警察署、第18章 財政的援助団体に記載しており、総合的なまとめとして第7章 包括外部監査の結果(総論)に記載している。

【図表2-2-2 監査結果の構成】



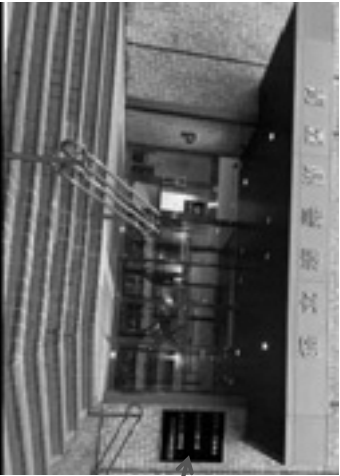
第3章 青森県警察の概要

耐震工事後終了後の青森県警察本部庁舎の全景(令和7年11月)



(出所: 監査人撮影) 緑の矢印は、青森県庁舎と警察本部庁舎との連絡通路。

青森県警察本部庁舎の正面入口



(出所: 監査人撮影)

青森県公安委員会
青森県警察本部
東北管区警察局
青森県情報通信部

第1節. 青森県警察の沿革

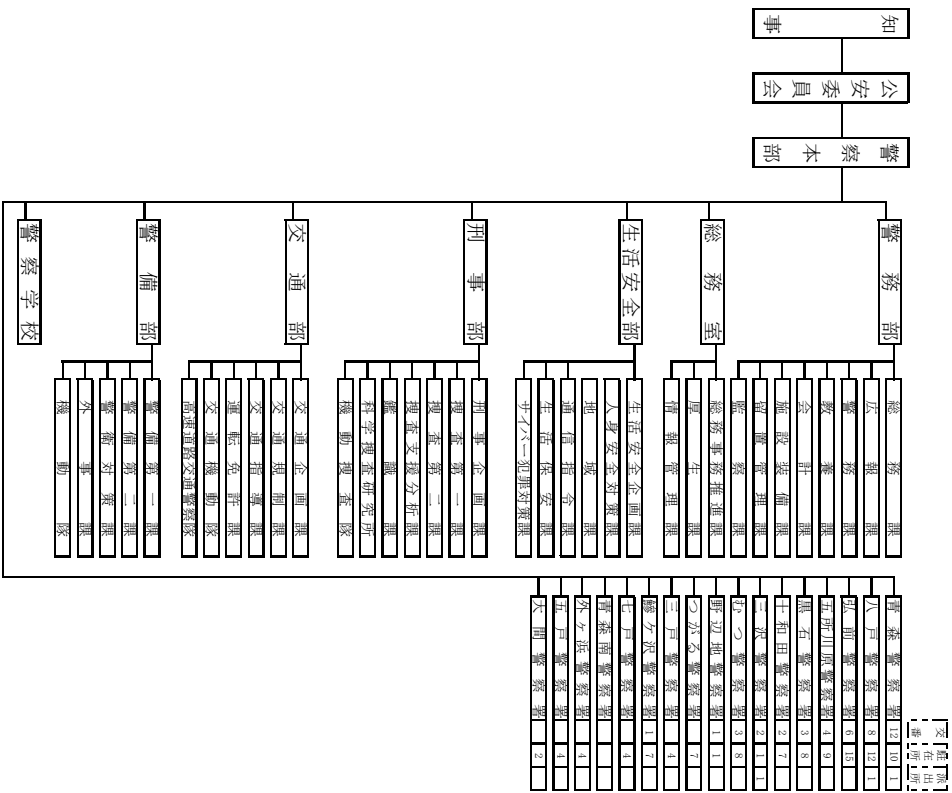
【図表3-1-1 青森県警察の沿革】

年代	組織の主な変遷
1871年(明治4年)	青森県警察創設
1954年(昭和29年)	現行警察法公布 青森県警察発足
	警察本部(3部9課1校)
	警務部 秘書課、警務課、教養課、会計課
	刑事部 防犯統計課、捜査課、鑑識課
	警備部 警備課、警ら交通課
	附置機関 青森県警察学校
	警察署(22署)
	青森警察署、小湊警察署、蟹田警察署、浪岡警察署 黒石警察署、大鰐警察署、弘前警察署、板柳警察署 五所川原警察署、金木警察署、木造警察署、鮎ヶ沢警察署 野辺地警察署、七戸警察署、三本木警察署、大三沢警察署 八戸警察署、五戸警察署、三戸警察署、田名部警察署 大間警察署、水上警察署
1958年(昭和33年)	小湊警察署-水上警察署を廃止 ※ 県内20警察署体制
1965年(昭和40年)	交通部新設 青森県警察音楽隊発足
1975年(昭和50年)	青森県警察本部庁舎完成(青森市新町)
1978年(昭和53年)	交通管制センター完成(青森市中央)
1979年(昭和54年)	防犯部新設 高速道路交通警察隊発足
1983年(昭和58年)	警察航空機「はくちよ」導入
1994年(平成6年)	青森県運転免許センター完成(青森市三内) 防犯部から生活安全部へ名称変更
1998年(平成10年)	警察用船舶「みちのく」運用開始
2000年(平成12年)	青森県警察学校完成(青森市新城)
2006年(平成18年)	金木警察署を廃止し、五所川原警察署金木分庁舎に再編 大鰐警察署を廃止し、黒石警察署大鰐分庁舎に再編 ※ 県内18署体制
2010年(平成22年)	総務室新設
2022年(令和4年)	板柳警察署を弘前警察署に統合(板柳交番) ※ 県内17署体制

(出所: 青森県警察作成資料)

第 2 節. 青森県警察の組織機構

【図表 3—2—1 青森県警察の組織機構】



(出所：警察白書、青森県警察組織規則等に基づいて監査人が作成)

青森県警察の組織は、警察本部・警察署・警察学校に大別される。部(室)は、警務部・総務室・生活安全部・刑事部・交通部・警備部と6つに分かれており、その所掌する事務ごとに課や隊といった35の所属を持っている。

また、県下には17の警察署があり、地域に密着した警察活動を行っている。警察署には、交番、駐在所、派出所が設置されている。交番等の設置基準は、「地域警察運営規則(昭和44年6月19日国家公安委員会規則第5号)」第15条に以下のように規定されている。

【図表 3—2—2 交番及び駐在所の規定】

地域警察運営規則(昭和44年6月19日国家公安委員会規則第5号)

第二章 交番及び駐在所
(設置)

第15条 交番又は駐在所は、昼夜の人口、世帯数、面積、行政区画及び事件又は事故の発生の状況等の治安情勢に応じ、警察署の管轄区域を分けて定める所管区ごとに置くものとする。

2 交番は原則として都市部の地域に、駐在所は原則として都市部以外の地域に設けらるものとする。

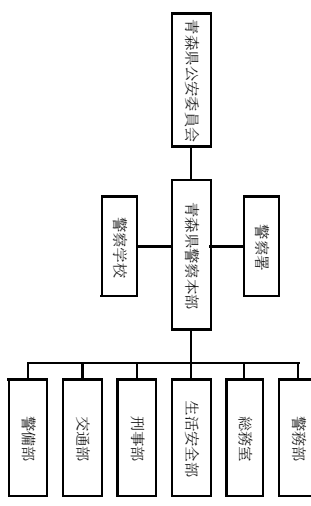
(出所：地域警察運営規則)

組織基準

- 都道府県警察本部の内部組織を定める条例は、政令に定める基準に従わなければならない(警察法47条4項)。現行基準(警察法施行令4条1項・別表1)では、①警務部、②生活安全部、③刑事部、④交通部、⑤警備部の5部の名称と所掌事務を定めているが、人口や犯罪発生状況により編成等の変更が可能である。
- 基準を設ける理由として、都道府県警察間の連携を円滑にすること、警察庁による指揮監督及び調整に機動性・迅速性を与えることなどが示されている。
- 各都道府県警察が設ける警察署についても、その名称、位置及び管轄区域について基準がある。(警察法53条4項)。

(出所：関西広域連合)

上掲した青森県警察の組織機構を簡略化すると以下ようになる。(監査人作成)



第3節. 青森県警察組織の分掌業務

青森県警察の分掌業務について「青森県警察組織規則」から抜粋したものが以下の資料である。

【図表 3-3-1 青森県警察組織の分掌業務】

警務部 (第2条)	所屬部門	分掌業務
総務課 (第3条)		<ul style="list-style-type: none"> 県公安委員会の庶務に関すること 県公安委員会に対する職員の職務執行に関する苦情の受理及び処理に関すること 警察審判協議会に関すること 警察本部長の秘書に関すること 公印の管理に関すること 公文書類の編集及び保存に関すること 情報の公開に関すること 個人情報保護の促進に関すること 県議会、知事部局及び関係機関との連絡に関すること 警察本部長が主宰する会議に関すること
広報課 (第3条の2)		<ul style="list-style-type: none"> 広報に関すること 広聴に関すること 職員の職務執行に関する苦情の受理及び処理に関すること。(総務課の所掌に属するものを除く。) 警察安全相談に関すること 警察音楽隊の運営に関すること 警察機関誌の編集及び発行に関すること
警務課 (第4条)		<ul style="list-style-type: none"> 職員の人事及び定員に関すること 職員の採用に関すること 職員の給与及び退職手当に関すること 警察運営に関する企画及び調査に関すること 警察の組織に関すること 職員の勤務制度に関すること 条例案その他公文書類の審査に関すること 犯罪被害者支援に関すること 犯罪被害者等給付金等の支給に関すること オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律(平成20年法律第80号)第3条第1項に規定する給付金に関すること 国外犯罪被害者弔慰金等の支給に関する法律(平成28年法律第73号)第3条に規定する国外犯罪被害者弔慰金等に関すること 警務部の総合的な企画、調整及び運用に関すること 上記に掲げるもののほか、部内の他の所掌に属しないこと
教養課 (第5条)		<ul style="list-style-type: none"> 警察教養に関すること 警察史料の収集に関すること 府科大会に関すること 拳銃等の管理に関すること 警察車両運転技能検定に関すること 職員の公用車に係る交通事故防止に関すること 被疑者の取調べへの適正を確保するための監督の措置に関すること 予算、決算及び会計に関すること 物品の管理及び処分に関すること 物品の調達に関すること 会計監査に関すること
会計課 (第6条)		

所屬部門		分掌業務
施設整備課 (第6条の2)		<ul style="list-style-type: none"> 遺失物に関すること 財産の管理及び処分に関すること 庁舎の管理に関すること 警察装備に関すること(教養課の所掌に属するものを除く。) 物品の調達、管理及び処分に関すること。(会計課の所掌に属するものを除く。)
留置管理課 (第6条の3)		<ul style="list-style-type: none"> 留置業務の管理運営に関すること 留置業務の指導及び教養に関すること 被留置者の処遇に関すること 護送に関すること 関係機関との連絡調整に関すること 英他監査に関すること 留置施設視察委員会に関すること
監察課 (第7条)		<ul style="list-style-type: none"> 監察に関すること 職員の規律保持に関すること 争訟に関すること 表彰に関すること 警察本部長から特に命ぜられた事務に関すること 知事部局及び関係機関との施策に関する総合調整に関すること 警察通信に関すること(通信指令課の所掌に属するものを除く。) 分課(機動捜査隊、交通規制課、運転免許課、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊を除く。)の庶務の調整及び整理に関すること 警察室の総合的な企画、調整及び運用に関すること 上記に掲げるもののほか、総務室内の他の所掌に属しないこと
総務室 (第7条の2)	総務事務推進課 (第7条の3)	
	厚生課 (第7条の4)	<ul style="list-style-type: none"> 職員の恩給及び退職年金に関すること 職員の福利厚生に関すること 職員の医療及び健康管理に関すること 職員のレクリエーションに関すること 職員の生活相談に関すること 警察共済組合に関すること 警察協会に関すること 職員の公務災害補償に関すること 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関すること
	情報管理課 (第7条の5)	<ul style="list-style-type: none"> 電子計算機の運用に関すること 文書の收受及び発送に関すること 事務能率の増進に関すること 警察統計(犯罪統計を除く。)に関すること 照会センターの運用に関すること 犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穏に関する事務一般に関すること 犯罪の予防に関すること 質屋及び古物商に関すること 警備業及び探偵業に関すること 銃砲刀剣類及び火薬類、高圧ガス、放射性物質その他の危険物に関すること(捜査第二課及び警備第二課の所掌に属するものを除く。) 風俗営業等に関すること 生活安全部の総合的な企画、調整及び運用に関すること 上記に掲げるもののほか、部内の他の所掌に属しないこと 人身の安全を早急に確保する必要の認められる事案対策に関すること 保護に関すること
生活安全部 (第8条)	生活安全企画課 (第9条)	
	人身安全対策課 (第9条の2)	

所属部門	分掌業務
捜査第一課 (第 11 条の 3)	<ul style="list-style-type: none"> ・子供・女性を対象とする性犯罪等の脅威事犯対策に関すること ・少年サボートセンターの運営に関すること ・少年非行の防止に関する調査及び企画に関すること ・少年指導委員、少年補導協力員等に関すること ・少年の補導に関すること ・犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為に係る被害少年の保護に関すること ・少年事件の捜査及び調査に関すること ・少年の福祉を害する犯罪の取締りに関すること ・少年に対する暴力団の影響の排除に関すること ・地域警察の企画及び運用に関すること ・水陸警察に関すること ・鉄道警察に関すること ・警ら用無線自動車及び警察用船舶の運用に関すること ・水難及び山岳遭難その他の事故における人命の救助及びこれらの事故防止に関すること ・列車その他の交通機関の警備に関すること
通信指令課 (第 10 条の 2)	<ul style="list-style-type: none"> ・通信指令業務に関すること ・緊急配備に関すること ・通信指令システムの管理及び運用に関すること ・警察通信のうち無線業務に関すること
生活保安課 (第 10 条の 3)	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物事犯その他の探検事犯の取締りに関すること(捜査第二課の所掌に属するものを除く。) ・保健衛生関係事犯の取締りに関すること(捜査第二課の所掌に属するものを除く。) ・生活関係事犯の取締りに関すること ・経済関係事犯の取締りに関すること ・外国人労働者に係る雇用関係事犯の取締りに関すること ・上記に掲げるもののほか、部内の他の所掌に属しない特別法犯の取締りに関すること
サイバー犯罪対策 策課 (第 10 条の 4)	<ul style="list-style-type: none"> ・サイバー犯罪対策に係る総合的な企画、調整及び運用に関すること ・サイバー犯罪対策に係る人材育成に関すること ・サイバー犯罪の防止対策(他の所掌に属するものを除く。)に関すること ・サイバー犯罪の捜査(他の所掌に属するものを除く。)に関すること ・犯罪捜査における情報通信技術の普及その他の技術的な支援に関すること
刑事企画課 (第 11 条の 2)	<ul style="list-style-type: none"> ・刑事警察の運営に関する企画及び調査に関すること ・捜査技術及び関係法令の研究及び指導に関すること ・刑事公判の対応に関すること ・指名手配及び捜査共助に関すること ・外国人等による犯罪の捜査協力に関すること ・刑事部の総合的な企画、調整及び運用に関すること ・上記に掲げるもののほか、部内の他の所掌に属しないこと
刑事部 (第 11 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・捜査第一課 (第 11 条の 3) ・捜査第二課 (第 11 条の 4) ・サイバー犯罪対策 策課 (第 10 条の 4) ・サイバー犯罪の捜査(他の所掌に属するものを除く。)に関すること ・犯罪捜査における情報通信技術の普及その他の技術的な支援に関すること ・刑事警察の運営に関する企画及び調査に関すること ・捜査技術及び関係法令の研究及び指導に関すること ・刑事公判の対応に関すること ・指名手配及び捜査共助に関すること ・外国人等による犯罪の捜査協力に関すること ・刑事部の総合的な企画、調整及び運用に関すること ・上記に掲げるもののほか、部内の他の所掌に属しないこと ・租暴犯の捜査に関すること ・死体の検視、検証及び実況見分に関すること ・窃盗犯の捜査に関すること ・特殊事件の捜査に関すること

¹ 凶悪犯:殺人、強盗、放火及び不同意性交等をいう。(令和 6 年版 警察白書)
² 租暴犯:暴行、傷害、脅迫、恐喝及び凶器補助集合をいう。(令和 6 年版 警察白書)

所属部門	分掌業務
捜査第二課 (第 11 条の 4)	<ul style="list-style-type: none"> ・移動警察に関すること ・上記に掲げるもののほか、部内の他の所掌に属しない犯罪の捜査に関すること ・偽造、贋収賄、詐欺、背任、横領その他の知的犯罪の捜査に関すること ・証券取引関係犯罪及び金融関係犯罪の捜査に関すること ・公職の選挙、国民投票その他の投票及び住民の直接請求に係る犯罪の捜査に関すること ・不動産侵害犯罪及び境界毀損罪の捜査に関すること ・組織犯罪対策に関する資料及び情報の収集、整理及び分析に関すること(他の所掌に属するものを除く。) ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)の施行に関すること ・暴力団に係る犯罪その他の組織犯罪の取締りに関すること(他の所掌に属するものを除く。) ・上記の二つに掲げるもののほか、暴力団対策に関すること ・麻薬、覚醒剤その他の薬物に関する犯罪の取締りに関すること ・暴徒その他の踪跡に関する犯罪の取締りに関すること
捜査支援分析課 (第 12 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・捜査支援に関すること ・犯罪の情勢及び手口に関する情報その他の犯罪の捜査に必要な情報の総合的な分析及びこれに関する調査に関すること ・犯罪統計に関すること ・犯罪の防止に関すること(他の所掌に属するものを除く。) ・国際的な犯罪対策に関すること(他の所掌に属するものを除く。)
鑑識課 (第 12 条の 2)	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪鑑識に関すること ・鑑識資料の整理及び保管に関すること ・鑑識器材の整理及び運用に関すること ・機動鑑識隊の運用に関すること
科学捜査研究所 (第 12 条の 3)	<ul style="list-style-type: none"> ・科学捜査に關する研究及び実験に関すること ・科学捜査を応用する鑑定及び検査に関すること ・鑑定資料の整備及び運用に関すること
機動捜査隊 (第 12 条の 4)	<ul style="list-style-type: none"> ・重要事件の初動捜査活動に関すること ・犯罪多発地域における機動捜査活動に関すること ・機動捜査隊の庶務の整理に関すること ・その他警察本部長の特命事件の捜査に関すること
交通企画課 (第 14 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・交通警察の運営に関する調査及び企画に関すること ・交通事故の防止対策一般に関すること ・交通事故の分析及び交通事故統計に関すること ・交通安全教育及び交通安全運動に関すること ・交通部の総合的な企画、調整及び運用に関すること ・上記に掲げるもののほか、部内の他の所掌に属しないこと
交通規制課 (第 15 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・道路交通法(昭和 37 年法律第 105 号)、自動車の保管場所の確保に關する法律(昭和 37 年法律第 145 号)その他の道路交通関係法令の規定による道路の交通規制に関すること ・信号機、道路標識及び道路標示その他交通安全施設に関すること ・道路の交通に関する情報に関すること ・交通管制センターの運用に関すること ・交通規制課の庶務の整理に関すること ・道路交通関係法令の規定の違反の取締りに関すること ・交通反則行為の処理に関すること
交通指導課 (第 15 条の 2)	
交通部 (第 13 条)	

³ 移動警察:列車その他の交通機関及び駅構内又は交通機関の発着場所等において、警ら、警戒警備、捜査その他の警察活動に当たるもの。(国家公安委員会規則第 10 号 移動警察規則)

所属部門		分掌業務
警備部 (第16条)	運転免許課 (第15条の3)	<ul style="list-style-type: none"> ・交通事故の処理及び交通事故に係る犯罪の捜査に関すること ・運転免許に関する企画、調査等に関すること ・運転免許及び運転免許試験に関すること ・運転免許の取消し、停止等に関すること ・運転者の講習に関すること ・自動車教習所に関すること ・機動警らによる交通の指導及び取締り並びに交通事故発生時の初動指図に関すること ・自動車検問に関すること
	交通機動隊 (第15条の4)	<ul style="list-style-type: none"> ・機動警らによる交通の指導及び取締り並びに交通事故発生時の初動指図に関すること ・自動車検問に関すること
警備第一課 (第17条)	高速道路交通警察隊 (第15条の5)	<ul style="list-style-type: none"> ・高速自動車国道(道路交通法第110条第1項の規定により国家公安委員会が指定する自動車専用道路を含む。以下同じ。)における交通の指導及び取締りに関すること ・高速自動車国道における交通事故、事件の捜査及び処理に関すること ・高速自動車国道における交通規制に関すること ・高速自動車国道における犯罪捜査(緊急配備を含む。)等の初動活動に関すること ・高速道路路交通警察隊の庶務の整理に関すること ・上記に掲げるもののほか、高速自動車国道における交通警察に関すること
	警備第二課 (第17条の2)	<ul style="list-style-type: none"> ・警備情報の収集(外事課の所掌に属するものを除く。)、整理その他警備情報に関すること ・次に掲げる犯罪その他の警備犯罪の取締りに関すること(警備第二課及び外事課の所掌に属するものを除く。)(※)外事課参照 ① 刑法(明治40年法律第45号)第2編第2章及び第3章に規定する犯罪 ② 破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)に規定する犯罪 ③ 日本国とアラル海沿岸国との相互協力及び安全保障条約第6条に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法(昭和27年法律第138号)第6条及び第7条に規定する犯罪 ④ 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法(昭和29年法律第166号)に規定する犯罪 ・警備部の総合的な企画、調整及び運用に関すること ・上記に掲げるもののほか、部内の他の所掌に属しなさい ・緊急事態に対処するための計画及び実施に関すること ・治安警備に関すること ・警備実施に関連する犯罪の取締りに関すること ・核燃料物質及び特定放射性同位元素の防護に関すること ・特定物資(化学兵器の禁止及び特定物資の規制等に関する法律(平成7年法律第65号)第2条第3項に規定する特定物資をいふ。)及び特定病原体等(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第19項に規定する特定病原体等をいふ。)の防護に関すること ・警備に関すること(警備対策課の所掌に属するものを除く。) ・警備に関すること(警備対策課の所掌に属するものを除く。) ・災害警備に関すること ・広域緊急援助隊の編成及び運用に関すること ・各種防災機関との協力援助に関すること ・警察航空隊の運用に関すること ・第80回国民スポーツ大会及び第25回全国障害者スポーツ大会に係る警備実施、警備及び警備に関すること ・警察本部長から特に命ぜられた事務に関すること
	警備対策課 (第17条の3)	<ul style="list-style-type: none"> ・第80回国民スポーツ大会及び第25回全国障害者スポーツ大会に係る警備実施、警備及び警備に関すること ・警察本部長から特に命ぜられた事務に関すること

所属部門		分掌業務
警察学校 (第18条)	外事課 (第17条の4)	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人又はその活動の本拠が外国に在る日本人によるテロリズム(広く恐怖又は不安を抱かせること)によりその目的を達成することを意図して行われる政治上的他の主義主張に基づき暴力主義的破壊活動をいふ。以下同じ。)に関する警備情報その他外国人に係る警備情報の収集に関すること ・次に掲げる犯罪の取締りに関すること ① 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法(平成3年法律第71号)に規定する犯罪 ② 外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)及び関税法(昭和29年法律第61号)に規定する犯罪のうち国際的な平和及び安全の維持に係るもの ③ 上記警備第一課の(※)に掲げる犯罪その他警備犯罪(テロリズム)に関するもの及び外国人に係るもの
	機動隊 (第17条の5)	<ul style="list-style-type: none"> ・警備実施における部隊活動に関すること ・部隊活動の訓練に関すること ・機動隊の庶務の整理に関すること ・警察本部長から特に命ぜられた事務に関すること ・入校者の教育訓練に関すること ・警察学校の庶務の整理に関すること

(出所:令和7年4月1日現在における青森県警察組織規則)

第 4 節. 警察本部長の分掌業務

第 1 項. 警察本部長の分掌規定の根拠

警察本部長の分掌を定める規定の根拠は、主に警察法と、それに基づき各都道府県の公安委員会規則や警察本部の訓令とされている。

警察法

- ✓ 警察法第 4 章「都道府県警察」において、各都道府県に警察本部を置くこと等が規定されている。

- ✓ 警察本部長は都道府県警察の事務を統括し、所属の警察職員を指揮監督する立場にあり、警視以下の職員の任免権を有している。

都道府県公安委員会規則・警察本部訓令

警察法第 58 条では、「本節に定めるものの外、都道府県警察の組織は、都道府県公安委員会規則で定める」と規定されており、各都道府県警察における具体的な組織の細分化や、各部署（刑事部、交通部など）の分掌事務、これらを統括する警察本部長の具体的な所掌事務について以下の規則等で規定されている。

(都道府県公安委員会規則)

- ✓ 警察本部の組織や各部の分掌の骨格を定める。

(警察本部訓令)

- ✓ 公安委員会規則に基づき警察本部長が内部的に発する訓令によって、さらに詳細な事務分掌が定められる。

第 2 項. 警察本部長の分掌

警察本部長の分掌は、「警察官、警察職員の監督管理」「本部長指揮事件の指揮命令」「知事部局との折衝」「地方議会答弁」など多岐にわたっている。

- ✓ 警察官、警察職員の監督管理と指揮命令
- ✓ 警察本部長指揮事件の指揮命令
- ✓ 警視級以下の職員の人事に関する権限
- ✓ 警察予算の要求やその他の警察運営に関する事柄についての知事部局との折衝
- ✓ 地方議会での答弁
- ✓ 方面本部を統括し、管轄区域内の所轄警察署との連携や広域的な犯罪に対処

第 5 節. 警察活動の基盤

第 1 項. 青森県警察組織の人事

青森県警察の人事について、その要点を以下に記述する。

- ✓ 警察本部長は、国家公安委員会が県公安委員会の同意を得て任免する。
- ✓ 警察本部長は、青森県警察の長という地方公共団体の機関でありながら、身分は国家公務員であり、国家公安委員会によって任命されるという特異な存在である。
- ✓ 警察本部長は県公安委員会の管理を受けているが、その管理は通常の個別事案に及ぶものではなく、ほぼ全権を有していると解される。
- ✓ 警察本部長は、警察庁に所属する一般職国家公務員である地方警務官であり、地方公共団体の組織の職員が国家公務員であることは、極めて異例である。
- ✓ 警察本部長の在任期間はおおよそ 2 年以内で、平均 1 年半余りと短い。
- ✓ 警察本部長はじめ警視正以上の階級にある幹部警察官は国家公務員である地方警務官であり、これ以外の職員は地方公務員である。
- ✓ 警察官は、青森県警察の採用試験によって採用される。
- ✓ 通常の組織であれば最高事業責任者が組織目標や経営課題を設定し、その目標達成や課題解決に向けて組織体運営していくことになるが、通常都道府県警察においては警察本部長の在任期間が短いこともあり長期的な目標や課題について警察本部長が設定することはない。
- ✓ 警察本部長を含む地方警務官の任免権や懲戒権は、都道府県知事にはない。
- ✓ 警察本部長は、青森県警察の警察官その他の職員を任免する。地方公務員法の任免権者として、任命、人事評価、休職、免職及び懲戒を行う権限を有する。
- ✓ 警察本部長は、青森県の管轄区域における個人の生命・身体・財産の保護と公共の安全・秩序の維持を果たすための諸活動において最終責任を有している。
- ✓ 警察本部長は、警察職員の監督管理や本部長指揮事件の指揮命令を行う。
- ✓ 警察本部長は青森県知事との関係では、県知事との折衝、警察予算の要求、県議会での答弁の任務を担っている。
- ✓ 警察官、警察行政職員の定年は、段階的に引き上げられ、2031 年度には 65 歳となる。これは、公務員の定年を 2023 年度から段階的に引き上げる法律改正によるもので、2023 年度は 61 歳で、その後 2 年ごとに 1 歳ずつ延長される。
- ✓ 青森県警察では、警察官・警察行政職員の再就職状況をホームページで公開している。この主な理由は、退職公務員の不当な働きかけ規制と国民の信頼確保とされている。

第 2 項、警察組織の職員状況

令和 7 年 4 月 1 日現在の職員総数は、以下の表のとおりである。

【図表 3—5—1 職員総数】

警察署名	職員総数	現員			条例定員		
		警察官	警察行政職員	職員総数	警察官	警察行政職員	職員総数
青 森 警 察 署	315 (59)	297 (49)	18 (10)	323	303	20	
八 戸 警 察 署	282 (62)	253 (43)	29 (19)	290	263	27	
弘 前 警 察 署	231 (44)	218 (34)	13 (10)	240	224	16	
五 所 川 原 警 察 署	99 (16)	93 (11)	6 (5)	99	93	6	
黒 石 警 察 署	91 (15)	86 (10)	5 (5)	94	89	5	
十 和 田 警 察 署	80 (10)	75 (7)	5 (3)	79	74	5	
三 沢 警 察 署	85 (8)	78 (5)	7 (3)	89	81	8	
む つ 警 察 署	87 (11)	79 (8)	8 (3)	86	78	8	
野 辺 地 警 察 署	43 (6)	40 (3)	3 (3)	42	39	3	
つ が る 警 察 署	43 (6)	40 (4)	3 (2)	43	40	3	
三 戸 警 察 署	43 (4)	40 (2)	3 (2)	43	40	3	
鮎 ヌ 沢 警 察 署	41 (4)	38 (2)	3 (2)	39	36	3	
七 戸 警 察 署	42 (5)	39 (2)	3 (3)	41	38	3	
青 森 南 警 察 署	31 (7)	29 (5)	2 (2)	31	29	2	
外 ヌ 浜 警 察 署	27 (5)	25 (3)	2 (2)	27	25	2	
五 戸 警 察 署	28 (5)	26 (3)	2 (2)	29	27	2	
大 間 警 察 署	24 (3)	22 (2)	2 (1)	24	22	2	
警察本部	1,592 (270)	1,478 (193)	114 (77)	1,619	1,501	118	
警察本部計	1,043 (222)	806 (94)	237 (128)	1,095	847	248	
合 計	2,635 (492)	2,284 (287)	351 (205)	2,714	2,348	366	

(注1)：0内は女性職員数で内数である。

(注2)：警察官数に地方警務官(9人)は含まない。

(注3)：職員総数に地方警務官、体職及び育児休業は含まない。

(注4)：警察本部は警務部、総務室、生活安全部、刑事部、交通部、警備部、警察学校の職員である。

(出所：青森県警察作成資料を基に編集)

警察本部の部門別内訳人員は、非公開のため合計人員とした。

定員基準

○地方警察職員の定員(警察官については、階級別定員を含む。)は、条例で定めるが、このうち警察官の定員については、政令で定める基準に従わなければならない(警察法 57 条 2 項)。

○この基準は、治安基準を全国的に均衡のとれたものとして維持するための最低基準と解されている。

また、階級別に定員基準を設ける理由については、指揮運用能力と執行力に関わる階級構成比を統制し、能力水準の全国均一性の維持に求められている。

○条例定数が政令基準を上回ることが違法ではないが、普通交付税に係る基準財政需要額の測定単位の算定基礎数値となっていることから、現実には大幅な増員は難しくなっている。

(出所：関西広域連合)

また、階級別の主な役職や人員は、以下のとおりとなっている。

【図表 3—5—2 階級別の主な役職及び人員表(令和 7 年 4 月 1 日現在)】

階級	警察本部		警察署	
	役職	人員	役職	人員
警視長	本部長、部長	1	署長*1	2
警視正	部長	6	署長、副署長	32
警視	課長	66	課長	92
警部	課長補佐	108	係長	330
警部補	係長	332	主任	416
巡査部長	主任	268	係員	631
巡査	係員	73		

*1 青森警察署、八戸警察署

(出所：所管課作成)

第 3 項、警察力強化のための取組

社会情勢の変容に伴って複雑化する治安課題に的確に対処するため、多彩な能力や豊富な知見を有する人材を確保・育成するとともに、こうした人材が活躍することができる環境の整備を行うことが必要である。このため、警察では、警察力強化のために以下の取組を強力に推進している。

①優秀人材の確保と育成

警察では、能力と適性を有する優秀な人材を確保するため、合同企業説明会への参加や民間就職サイトを通じた情報提供を行っているほか、高度な専門性を有する人材を確保するため、中途採用等を推進している。

②多彩な人材が活躍することができる環境の整備

警察では、多彩な人材が、その置かれている生活環境等にかかわらず、能力や知見を十分に発揮することができるよう、超過勤務の縮減、休暇取得の促進のほか、男性職員の育児への参加促進といった仕事と私生活の両立支援等を図り、ワークライフバランスの向上に努めるなど、働きやすい職場環境の整備を推進している。

第 4 項、女性警察官の採用・登用の拡大

警察では、女性警察官の採用に積極的に取り組んでおり、女性警察官は年々増加している。女性警察官の幹部への登用も進んでおり、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画を策定し、女性がその個性と能力を十分に発揮して活躍することができるよう様々な取組を推進している。

第 5 項 教育訓練

警察職員には、適正に職務を執行するため、円満な良識と確かな判断能力、実務能力が必要とされる。警察学校や警察署等の職場では、誇りと使命感に裏打ちされた高い倫理観と職務執行能力を兼ね備えた警察職員を育成するため、教育訓練の充実強化を図っている。

①警察学校における教育訓練

青森県警察の警察学校では、対象者の階級及び職に応じた、次のような体系的な教育訓練を実施している。

- ・採用時教育…新たに採用された警察職員に対し、職責を自覚させ、使命感を培うとともに、基礎的な知識及び技能を修得させるもの。
- ・昇任時教育…上位の階級又は職に昇任した警察職員に対し、それぞれの階級又は職に必要な知識及び技能を修得させるもの。
- ・専門的教育…特定の業務分野に関する高度な専門的知識及び技能を修得させるもの。

②警察署等の職場における教育訓練

警察署等の職場では、個々の警察職員の能力や職務に応じた個人指導のほか、研修会の開催等により、職務執行能力の向上を図っている。また、適切な職務執行を行うとともに、高い倫理観を培うため、部外講師による講習会等を行っている。

③術科訓練の充実強化

凶悪犯罪に的確に対処できる精強な執行力を確保するため、柔道、剣道、逮捕術、けん銃等の術科訓練の充実強化を図っている。

第 6 項 施設概要

青森県警察の主な施設には、青森県全体の警察行政を統括する警察本部、警察官の育成を行う警察学校、地域の犯罪捜査やパトロールを行う警察署、地域に寄り添って配置される交番や駐在所がある。これらの施設は、それぞれ異なる機能を担っている。

【図表 3—5—3 施設概要】

警察本部	青森県警察は、青森県に置かれる警察組織またはその本部で、青森県内を管轄区域とし青森県警と略される。 青森県全体の警察行政を統括し、警務（総務室）部門、生活安全部門、刑事部門、交通部門、警備部門などの部署が配置されている。 （所在地）〒030-0801 青森県青森市新町2丁目3-1
警察学校	青森県警察の職員となる警察官の教育・訓練を行うための施設である。 （所在地）〒038-0042 青森県青森市新城天田内130-5

警察署	地域での事件捜査、パトロール、交通違反の取り締まり、相談業務など、現場での警察活動の中心となる施設である。 遺失物、運転免許、車庫証明、各種許可申請などの窓口も設置されている。 県内 17 警察署が設置されている。（第 3 章 第 2 節 青森県警察の組織機構】参照）
交番・駐在所	地域に密着した警察活動を行うために、より詳細な地域単位で配置される施設である。 県内に 42 の交番と 103 の駐在所が設置されている。（第 3 章 第 2 節 青森県警察の組織機構】参照）

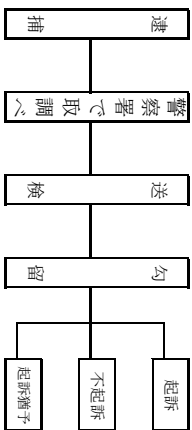
（出所：関係資料から抜粋）

第 7 項 留置施設の管理運営

留置施設とは、警察が刑事事件の被疑者の逃走や証拠隠滅を防ぐことを目的に、身柄を拘束しておく施設をいう。

留置施設は警察署の建物の中にほとんど設置されていて、刑事事件の被疑者として逮捕された人は、その留置施設で身柄を拘束されたから、警察の捜査官から取調べを受ける。

〔逮捕から起訴まで〕



送検

・警察に逮捕されると、被疑者の身柄は警察署内の留置施設に留め置きされる。
48 時間以内に検察官に送検される。微罪の場合は、送検されず釈放される。

勾留

・被疑者が定まった住居を有していない、証拠隠滅のおそれ認められる、逃亡の恐れが認められるか、いずれかが勾留の要件である。
・検察官が裁判所に請求し、裁判官が決定する。
・警察署の留置施設や拘置所（青森県では拘置支所〔Ⅰ戸〕）で拘束される。

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に基づき、捜査と留置の分離を徹底しつ
つ、被留置者の人権に配慮した処遇及び施設の改善を推進しており、月に2回の健康診断の実
施、健康に配慮した食事の提供、冷暖房装置の整備等のほか、次のような取組を行っている。

①女性被留置者に対する適切な処遇

警察では、女性被留置者に対してより適切な処遇を行うという観点から、女性被留置者の
みを留置し、女性警察官が常時看守業務に従事する女性専用留置施設の設置を推進してい
る。また、留置施設への女性警察職員の配置を進めるなど、物的及び人的基盤の整備を進
めている。

②外国人被留置者に対する適切な処遇

警察では、外国人被留置者向けに、複数の言語の告知書を用意しているほか、被留置者
の信仰する宗教を踏まえた食事の提供を行うなど、言語や宗教等の違いに配慮した処遇に
努めている。

③留置施設に対する巡察

警察庁では、被留置者の処遇を全国的に斉一にするため、毎年度都道府県警察の留置
施設に対し計画的な巡察を実施している。また、都道府県警察では、巡察の結果等を踏まえ
て、留置施設の運営の改善を図っている。

④留置施設視察委員会

留置施設の運用状況の透明性を高めるため、警察部外の第三者から構成される機関とし
て、留置施設視察委員会(以下「委員会」という。)が、都道府県警察本部及び方面本部に設
置されている。委員会は、弁護士等の法律関係者や医師、地域住民等の委員で構成されて
いる。各委員は、留置施設を実際に視察し、被留置者と面接するなどして留置施設の実情を
把握した上で、委員会として留置業務管理者(警察署長等)に意見を述べ、そのとされ、留置
業務管理者は、委員会からの意見を踏まえ、留置施設の運営の改善を図っている。また、警
視總監、道府県警察本部長及び方面本部長は、委員会からの意見及びこれを受けて警察が
講じた措置の概要を公表することとされている。

* 複数の言語の告知書・留置の開始に際し、留置施設での処遇について説明するための書面。

第6節. 特殊な警察活動

この節では、青森県の地政学的な観点からみた警察活動との係わりについて、以下の5点に關
して考察する。

- ① 青森県が置かれている地政学的な観点から見ると三方が海に囲まれており、残る一方は八甲
田連峰の山岳となっており、津波、地震等の災害時における警察の対応について確認する。
- ② 地球温暖化の影響や狩猟者の減少等により熊、鹿、猪等が増加しており、これら野獣が里山
や市街地に出没し人身被害をもたらしている。特にツキノワグマ等による人身被害が問題とな
っている。
- ③ 青森県は原子力発電所(未稼働)、再処理工場(準備中)を有しており、テロの脅威と警察の
警備との関係について県民は不安を抱いている。
- ④ 北朝鮮による度重なる弾道ミサイルの発射は、これまで直接の被害を受けていないものの危
険性を孕んだ案件であり、防衛面だけではなく身近な警察の対応について明らかにしたい。
- ⑤ 青森県は三沢市に航空自衛隊唯一の日本共同使用航空作戦基地を有しており、地理的・能
力的にも北防衛の要石である。米軍基地に起因する事件・事故等による県民生活への影
響について、青森県警察との係わりについて確認する。

第1項. 災害等への対応と警備

「警察白書(令和6年版)」によれば、災害対応能力の向上を図るため、初動対応や救出救助
訓練、都道府県警察間での合同訓練、広域緊急援助隊と消防、自衛隊、DMAT⁵等の関係機関・
団体との合同訓練等を実施しているほか、様々な装備資機材の整備を進めている。

また、警察庁では、大規模な地震や大雨等による土砂災害等、我が国における災害の特性を踏
まえ、災害現場に即した環境で体系的・段階的な救出救助訓練を実施するための災害警備訓練
施設を整備しており、平成28年(2016年)には近畿管区警察局災害警備訓練施設の運用が、平
成30年には警視庁・東日本災害警備訓練施設の運用が、それぞれ開始された。警察では、両施
設を積極的に活用し、実戦的な訓練を実施している。

今後の災害対策の見直しについては、警察では、気候変動により激甚化・頻発化する気象災
害、今後発生が懸念される南海トラフ地震等の大規模地震、火山災害等に対する確に対処するこ
ができるよう、従前の取組内容を不断に見直し、平素の業務における災害に関する危機管理体制の

⁵ DMAT: 災害派遣医療チーム Disaster Medical Assistance Team の頭文字をとって略して「DMAT(ディーマ
ツァー)」と呼ばれている。医師、看護師、業務調整員(医師・看護師以外の医療職及び事務職員)で構成され、大規
模災害や多傷病者が発生した事故などの現場で、急性期(おおむね48時間以内)から活動できる機動性を持っ
た、専門的な訓練を受けた医療チームである。

点検及び構築を持統的に推進するとともに、災害警備に資する先端技術を積極的に取り入れ、災害対応能力の一層の向上を目指していくこととしている。

青森県警察では、青森県警察のホームページにおいて、以下のように注意を喚起している。

【図表 3—6—1 災害に対する注意喚起】

災害は、季節・時間帯・場所を選ばずに、突然やってくる！
平素の心構えと準備が大切です。

- 1 災害必需品の準備
水、食料、衣類、雨具、医薬品、ライト、ラジオ、毛布、スロープ(電気不要のもの)等、災害必需品の準備を整えましょう。

2 避難場所・避難経路の確認

市町村が指定する避難場所、安全な避難経路を確認しておきましょう。

※ 避難場所、避難経路については、随時更新されておりますので、各市町村のホームページを閲覧してください。

3 平素の心構え

一番大切なことは日頃の準備と心構えです。大規模災害発生の際は、電気、ガス、水道、物流等が途絶えます。災害発生時にどう対応するか、平素の心構えを忘れないようにしましょう。

(出所：青森県警察ホームページ)

第 2 項. ツキノグヅ等による人身被害

1. クマの出没状況

【図表 3—6—2 ツキノグヅ出沒情報(市町村別) 令和 7 年 3 月 31 日現在】

市町村	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
青森市	21	48	119
弘前市	4	199	39
黒石市	8	42	8
平川市	10	42	31
八戸市	49	46	41
三戸町	0	40	21
鯉ヶ沢町	2	61	8
深浦町	0	189	68
十和田市	21	63	71
七戸町	0	40	12
むつ市	29	95	81
東通村	19	33	48
上楓以外計	132	235	162
合計(頭)	295	1,133	709
人身被害件数(件)	1	10	4
被害者数(人)	1	11	4
死亡者数(人)	0	0	1

(出所：青森県ホームページ)

各年度 40 頭以上発生分について上掲した。

2. 青森県 環境エネルギー部 自然保護課による注意喚起

青森県 環境エネルギー部 自然保護課では、県ホームページにおいて、「クマの出没に注意してください」としてクマの出没について注意を喚起している。

- ▶ ツキノグヅ出沒情報
- ▶ クマ出沒マップ
- ▶ クマに出会わないために
- ▶ もし、クマに出会ってしまったら
- ▶ クマ出沒状況
- ▶ ツキノグヅによる人身被害の発生について
- ▶ 近隣県におけるツキノグヅ出沒情報等
- ▶ ワニユアル・リーフレット

3. 生活安全部長から各警察署長宛の通知

生活安全部長から各警察署長宛に「熊等による人的被害防止対策等について」(令和 6 年 7 月 25 日付け)が発出されている。この内容について項目のみ抽出すると以下のようになってい

【図表 3—6—3 熊等による人的被害防止対策等】

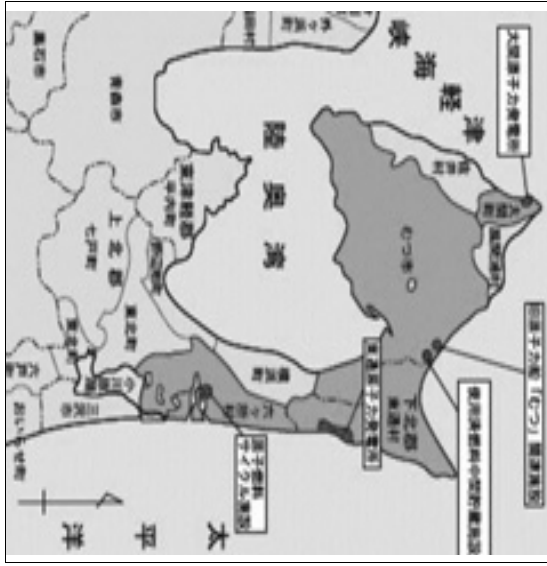
1 熊等への対応に関する基本的な考え方
2 平素の対応
(1) 自治体との連絡体制の構築
(2) 事案発生時における役割等の確認
(3) 教養の実施
(4) 警察活動を通じた被害の防止
(5) 山菜採り、登山等関係者に対する広報啓発
3 熊等出沒通報受理時の対応
(1) 通報者からの聴取及び安全確保
(2) 緊急性の高い場合の措置
(3) 関係機関・団体への迅速な連絡及び連携
(4) 注意喚起広報
(5) 児童・生徒等の安全確保
4 現場における対応
(1) 受傷事故防止
(2) 現場への立入規制
(3) 現場における広報の実施
(4) 警職法第 4 条第 1 項の適用判断

(出所：青森県警察ホームページ)

第 3 項、原子力関連施設におけるテロ対策と警戒警備

青森県においては原子力関連施設として、大間原子力発電所、旧原子力船「むつ」関連施設、使用済燃料中間貯蔵施設、東通原子力発電所、原子燃料サイクル施設の 5 つの施設があり、言わば原子力半島のような状況を呈している。

【図表 3—6—4 青森県の原子力関連施設】



(出所：青森県庁ホームページ)

区分	現状
大間原子力発電所	平成 20 年 5 月に第 1 回工事計画が認可され着工し、工事が進められていきましたが、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震を受け、本体工事を休止していましたが、平成 24 年 10 月から工事を再開しています。
旧原子力船「むつ」関連施設	電源開発(株)では、平成 25 年 7 月に美用発電用原子炉に係る新規制基準が施行されたことから、平成 26 年 12 月、原子力規制委員会に対し、原子炉設置変更申請等を行いました。
	原子力船「むつ」は、昭和 44 年に進水し、翌年に大湊定係港に回航されましたが、昭和 49 年に出力上昇試験を実施した際、放射線漏れを起こし、改修工事などを経て、昭和 63 年 1 月にはむつ市関根浜の新定係港に回航されました。その後、出力上昇試験、海上試運転が行われ、平成 3 年 2 月に、わが国最初の原子動力実験船となり、4 回にわたって実験航海を行った後、平成 7 年 6 月、その役目を終えました。

区分	現状
使用済燃料中間貯蔵施設	「むつ」は原子炉室を取り外され、改造されて海洋地球研究船「みらい」として、平成 9 年 11 月に母港関根浜港に回航されました。取り外された原子炉室は、関根浜にあるむつ科学技術館に展示されています。
東通原子力発電所	使用済燃料中間貯蔵施設は、原子力発電所で使い終わった燃料を再び燃料として使用できるように再処理するまでの間、貯蔵しておく施設です。
原子燃料サイクル施設	東北電力 1 号機については、平成 23 年 2 月より第 4 回定期検査のため停止していましたが、平成 23 年 3 月に東北地方太平洋沖地震が発生し、現在も停止しています。
	東北電力(株)では、平成 25 年 7 月に美用発電用原子炉に係る新規制基準が施行されたことから、平成 26 年 6 月、原子力規制委員会に対し、原子炉設置変更申請等を行いました。
	東京電力 1 号機については、平成 23 年 1 月に着工(第 1 回工事計画認可)しましたが、東北地方太平洋沖地震及び東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、本格工事を見合わせています。
	日本原燃(株)によりラジウム濃縮工場、低レベル放射性廃棄物処理センター、高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター、再処理工場が操業・建設されています。また、MOX 燃料工場が建設されています。

原子力関連施設におけるテロ対策と警戒警備(令和 6 年版 警察白書)

原子力関連施設におけるテロ対策と警戒警備について、「警察白書(令和 6 年版)」では、以下のように記載されている。

① 自衛隊との共同訓練の推進

警察では、平素から防衛省・自衛隊と緊密な情報交換を行っているほか、武装工作員等による不法行為が発生したという想定の下、自衛隊との共同訓練を実施しており、令和 5 年中は、実動訓練を 32 回、図上訓練を 3 回実施した。また、内閣官房や都道府県が主催する国民保護法に基づく関係機関との共同訓練に参加し、テロ等に対する対処能力の向上や関係機関との連携強化を図った。

② テロ関連情報の収集・分析等

警察では、原子力関連施設に対するテロを未然に防止するため、外国治安情報機関等との緊密な情報交換、関係機関等との連携による水際対策、不審な人物や組織に関する情報の収集・分析等を実施している。

③ 原子力関連施設における警戒警備

原子力関連施設に対する銃器を使用したテロ事案、爆発物使用事案、NBC テロ事案等への対処を行うため、自動小銃、サブマシンガン、ライフル銃、耐爆・耐弾仕様の車両、爆発物処理用具、防護服、小型無人機対処置機材等を装備した原発特別警備部隊が、24 時間体制で原子力関連施設の警戒警備に当たっている。

青森県における原子力関連施設に対する合同訓練について

原子力関連施設に対する警備の記事として「青森県警(機丈夫本部長)は16日、県庁で原子力関連施設の警備に関する連絡会議を開き自衛隊など関係機関との連携強化に向け初の合同訓練について検討することを申し合わせた。警察だけでは対応が難しいテロなどの脅威に備える。」(令和6年1月16日 デリー東北アジア引用)があった。

原子力関連施設に対する合同訓練は、テロや重大事故発生時を想定し、警察、自衛隊、海上保安庁、原子力規制庁などの関係機関が連携して対応能力を向上させるための実働訓練と言われている。

青森県警察本部長と陸上自衛隊第9師団長は当該報道記事のかなり前から「治安出動の際における治安の維持に関する現地協定」を締結しており、情報交換や合同訓練を実施している。

また、原子力関連施設の警備は、原発特別警備部隊によって警備されている。特に青森県は、原子力関連施設におけるテロ対策と警戒警備において記載したとおり、下北半島には5つの原子力関連施設があり、県民に対する危機管理意識をもっと高めた対応が必要と考える。

第4項 北朝鮮による弾道ミサイル発射への対応

青森県警察のホームページにおいては、「弾道ミサイル飛来時の行動について」として、内閣官房「国民保護ポータルサイト」に掲載されている内容を紹介(外部リンク)している。その内容は、以下のとおりである。

【図表 3—6—5 弾道ミサイル飛来時の行動】



(出所:内閣官房「国民保護ポータルサイト」)

第5項 三沢米軍基地と警察

日本の主な米軍基地は、三沢空軍基地(青森県三沢市)、横田空軍基地(東京都福生市など)、横須賀海軍基地(神奈川県横須賀市)、岩国海兵隊基地(山口県岩国市)、佐世保海軍基地(長崎県佐世保市)と沖縄の米軍基地群がある。

青森県は、三沢空軍基地を有しており、米軍基地を有しない他府県と比較して、青森県警の守備範囲が相応に広がっている。

青森県警察のホームページにおいては、三沢米軍基地に関する記述はない。青森県のホームページにおいては、青森県から三沢米軍基地に対して、その時々において県民の安全を重視した申し入れを行っている。

例えば、米空軍爆撃機の三沢飛行場への展開に対しては、民生安定政策に万全を期すること、安全飛行に十分留意すること、航空機の整備点検等の安全対策に万全を期することの内容を申し入れおり、また米空母艦載機の着陸訓練においては、三沢飛行場周辺住民に対し多大な騒音被害を与えることから三沢飛行場では行わないことを申し入れしている。

第7節 警察活動の情報通信

1. 警察活動を支える警察情報通信

警察では、事件、事故、災害が、いつどこでどのように発生しても的確に対応するため、様々な情報通信システムを開発し、それらを全国に整備するとともに、その高度化のための取組を推進している。

具体的には、独自に整備・維持管理している無線多重回線や、電気通信事業者の専用回線、衛星通信回線等で構成される全国的な通信ネットワークによって、警察庁、警区警察局、警察本部、警察署、交番等を結びつつ、車載通信系⁶、署活系⁷、携帯通信系⁸といった移動通信システムを構築することで、警察活動に不可欠な情報の迅速かつ確実な伝達を実現している。

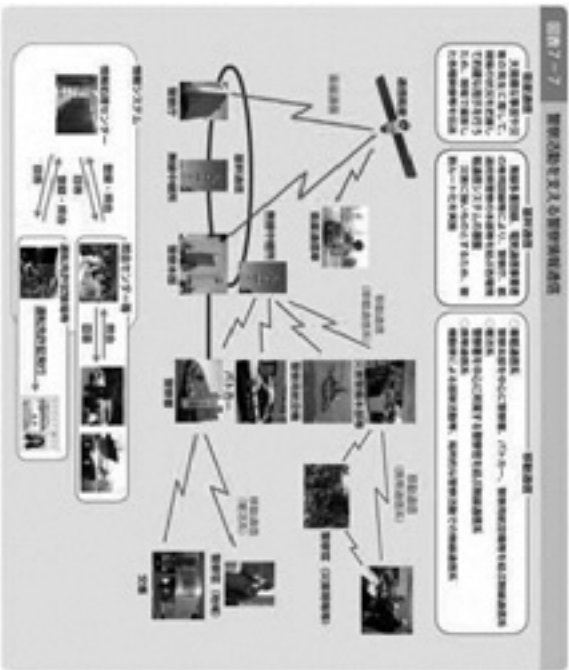
また、指名手配被疑者、盗難車両等に関する情報を警察庁に一元的に登録することによって第一線の警察官からの照会に即時に回答したり、運転免許に関する情報を全国一元管理することによって適切な行政処分を実施したりするための情報システムを全国に構築することで、第一線の警察活動を支えるとともに、迅速な警察行政の実現に貢献している。さらに、現在、警察庁では、警

⁶ 車載通信系:警察本部を中心に警察署、パトカー、警察用航空機等を結ぶ無線通信系。

⁷ 署活系:警察署を中心に所属する警察官を結ぶ無線通信系。

⁸ 携帯通信系:機動隊による部隊活動等、局所的な警察活動での無線通信系。

警察共通基盤を整備して従来のシステムを集約・統合するなどし、警察における情報システム全体の合理化・高度化に取り組んでいる。
 こうした警察情報通信の円滑な運営を図るため、国の機関である全国の情報通信部に、情報通信に関する専門的な技術を有した職員を配置している。



(出所:「警察白書(令和6年版)」)

2. 情報管理の徹底

警察では、機密情報を取り扱うことから、警察庁において、警察情報セキュリティポリシー⁹⁾の策定・改正等を通じ、情報セキュリティの向上のための総合的な対策を進め、厳格な情報管理の徹底に努めている。

具体的には、警察内部ネットワークと外部ネットワークの分離、外部記録媒体の利用制限等をはじめ、情報流出等を防ぐための技術的環境を整備するとともに、警察職員の情報の取扱いに係る規範意識の向上のための取組を推進している。

⁹⁾ 警察共通基盤:全国の都道府県の警察情報管理システムの規格を統一し、データを標準化することで、全国で同じ仕様のシステムとして提供されるもの。
¹⁰⁾ 警察情報セキュリティポリシー:警察情報セキュリティに関する規範の体系。

また、警察庁及び全都道府県警察に CSIRT¹¹⁾を設置し、情報セキュリティインシデント¹²⁾の発生時における情報集約・分析や被害拡大防止等に万全を期している。さらに、これらの取組の実効性等を検証するため、都道府県警察等を対象とした情報管理業務監査及び情報セキュリティ監査を継続的に実施している。

¹¹⁾ CSIRT: Computer Security Incident Response Team の略。
¹²⁾ 情報セキュリティインシデント:不正プログラム感染事案等情報セキュリティの維持を困難とする事案。

第 8 節. 財政的援助等団体

青森県警察の財政的援助等団体(令和 7 年 4 月 1 日現在)は、以下のとおりとなっている。

団体名	公益財団法人青森県防犯協会連合会
種別	補助金
補助金・出資目的	自転車盗難・車上狙い、万引き等の各種犯罪の防止、こどもと女性の安全確保を目的として、当団体が行う防犯対策事業に要する経費を補助
所管課	生活安全企画課

団体名	一般財団法人青森県交通安全協会
種別	補助金
補助金・出資目的	交通秩序の確立と交通安全の実現に寄与するため、当団体が行う交通安全活動に要する経費を補助
所管課	交通安全企画課

団体名	青森県交通安全母の会連合会
種別	補助金
補助金・出資目的	交通安全意識の浸透と交通事故の減少に寄与するため、当団体が行う交通安全活動に要する経費を補助
所管課	交通安全企画課

団体名	自動車安全運転センター
種別	補助金
補助金・出資目的	自動車安全運転センターが行う交通違反行為に係る累積点数の通知業務に要する経費を補助し、もって交通事故防止対策を図る(通知業務は法令に基づくもの)
所管課	交通安全企画課

団体名	公益社団法人青森県暴力追放県民センター
種別	出資
補助金・出資目的	県民の暴力追放意識と暴力追放運動の高揚を図るとともに、暴力団の存在を許さない社会基盤を確立するなどし、もって暴力のない安全で住みよい社会づくりに寄与する当団体へ出資
所管課	捜査第二課

(出所:青森県警作成資料)

第 9 節. 青森県警察の運営方針・活動指針

青森県公安委員会から令和 6 年の青森県警察の運営方針が示されたことにより、青森県警察本部長は「令和 6 年青森県警察の運営方針及び活動指針について」(令和 5 年 12 月 8 日付)において運営方針に基づいた活動指針を各所属長宛に発出している。その内容は、以下のとおりである。

[令和 6 年青森県警察 運営方針]

安全・安心を実感できる青森県の実現

[運営方針の説明]

本県の治安情勢は、刑法犯認知件数が令和 4 年から増加傾向に転じたほか、交通事故の発生件数及び負傷者数は前年より増加し、死者数にあっては、平成 30 年以來 40 人を超えるなど憂慮すべき状況にある。
また、特殊詐欺被害事件数が過去最高で推移しているほか、DV・ストーカー事案等への対応、サイバー空間の安全確保、大規模災害への対応等、県警察が直面する課題は山積している状況にある。いまだ県民が、安全・安心を実感できるまでになっていない状況にある。
県警察の目指すところは、県民が安心して暮らせる安全な街を実現することであるため、本年に引き続き、「安全・安心を実感できる青森県の実現」とされたものである。
なお、運営方針は、県警察の事務を処理するに当たり準拠すべき基本的な方向であり、本職からの指示は、全て運営方針に沿った意義を有するものであることから、各位にあっては、県公安委員会が運営方針を授定した趣旨を十分理解し、常に運営方針を念頭に置いた各種対策を推進すること。
(出所:「令和 6 年青森県警察の運営方針及び活動指針について」青森県警察本部長)

[令和 6 年青森県警察 活動指針]

強く・正しく・温かく

[活動指針の説明]

活動指針は、職員があらゆる警察活動において常に心掛けるべき事項である。
「強く・正しく・温かく」という言葉は、県民の安全・安心を脅かす不正に対していさかかもむくことのない「強い」姿勢で、法的のみならず、倫理的・道義的にも「正しく」、県民の立場に立つて考える「温かく」職務執行をするという警察職員の行動規範として示したものである。
職員一人一人が高い規律と士気を保持して積極的に職務に精励し、県民の期待と信頼に応えていくためには、この 3 つを兼ね備えた職務執行が必要であることから、各位にあっては、この活動指針が職員一人一人に定着するよう、あらゆる機会を通じて、その浸透を図ること。
(出所:「令和 6 年青森県警察の運営方針及び活動指針について」青森県警察本部長)

県公安委員会による運営方針はこの運営方針に基づく青森県警察本部長による活動指針は、上記のとおり明らかにしているが、重点目標は掲げてはいない。この点については、第 8 章 全般管理に係る監査結果 第 1 節、事業管理において言及している。

なお、この県公安委員会の運営方針は、青森県公安委員会運営規則第 2 条において、公安委員会は警察運営の大綱方針を策定すると規定していることによる。

(権限の行使)
 第 2 条 委員会は、会議の議決により、その権限を行う。
 2 委員会は、法第四十七條第二項の規定に基づき青森県警察の事務(以下「県警察の事務」という。)について、その運営の大綱方針を定めるものとする。
 3 前項の大綱方針は、県警察の事務の運用の原則その他当該事務を処理するに当たり準拠すべき基本的な方向又は方法を示すものとする。
 4 委員会は、県警察の事務の処理が第二項の大綱方針に適合してないと認めるときは、青森県警察本部長(以下「警察本部長」という。)に対し、当該大綱方針に適合するための措置に関し、必要な指示をするものとする。
 5 委員会は、警察本部長から前項の規定による指示に基づいてとった措置について必要な報告を徴するものとする。

(出所：青森県公安委員会運営規則)
 波線()は、監査人による。

ちなみに、「警察白書(令和 6 年版)」における国の基本目標と業績目標は、以下のとおりになっている。

基本目標	業績目標
1 市民生活の安全と平穏の確保	1 総合的な犯罪防止に向けた取組の増進 2 現場執行力の強化 3 子供の性被害防止対策の推進 4 外国人等との共生社会の実現に向けた取組の推進
2 犯罪被害の的確な推進	1 重要犯罪等の検挙向上 2 政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化 3 科学技術を活用するなどした緻密かつ適正な捜査の推進
3 組織犯罪対策の推進	1 犯罪組織の存立基礎の弱体化 2 特殊詐欺等の摘発対策及び被害防止対策の推進 3 国際組織犯罪対策の推進
4 安全かつ快適な交通の確保	1 歩行者・自転車利用者等の安全確保 2 運転者対策の推進 3 道路交通環境の整備

5 国の公安の維持	1 重大テロ事業等を含む警備犯罪への的確な対処 2 警察庁と都道府県警察が一体となった的確な警備・警戒の実施 3 災害への的確な対処 4 対日有害活動、国際テロ等の未然防止及びこれらに際した事案への的確な対処
6 デジタル社会の安全・安心の確保	1 サイバー事案対策の推進 2 サイバー空間の脅威への対処に係る基礎の強化
7 犯罪被害者等の支援の充実	1 犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実
8 警察活動の基盤の強化	1 先端技術・デジタル技術等の活用による警察活動の高度化・合理化 2 警察情報通信基盤の強化

第 10 節. 警察費の推移

第 1 項. 令和 4 年度及び令和 5 年度の決算額と令和 6 年度の警察予算

(単位:千円)

費用項目	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	決算額	決算額	当初予算額
警察費	29,336,520	29,229,003	32,697,010
警察管理費	26,314,919	26,108,956	28,717,228
公安委員会費	6,641	6,987	8,782
公安委員報酬	5,644	5,972	7,040
公安委員会活動費	997	1,015	1,742
警察本部費	23,460,609	23,150,961	24,565,067
給与費	22,004,953	21,717,401	22,834,390
会計年度任用職員関係費	61,589	61,827	93,330
警察安全相談関係費	22,830	27,173	31,520
広報活動推進員関係費	7,701	8,125	9,387
社会復帰プログラム関係費	2,540	2,692	3,152
スクールポーター関係費	2,522	2,678	3,152
交番相談員関係費	89,161	94,684	110,320
特殊車整備対策事業管理費	27,594	27,559	27,515
一般管理費	532,745	454,667	477,032
庁用燃料の車両高騰に伴う庁舎光熱水費	8,970	23,000	25,752
電気料金高騰に伴う庁舎光熱水費	4,700	56,000	129,492
負担金	9,660	10,186	15,609
給食業務委託費	10,230	11,495	12,188
渉外関係費	43,755	43,480	67,051
職員厚生費	4,500	4,645	5,402
職員健康診断費	34,712	35,568	38,392
ストレスマネジメント運営管理費	2,026	2,130	2,442
電算機器維持管理費	199,559	200,989	131,020
警察本部県内 WAN 整備事業費	219,854	252,629	259,256
警察本部県内 WAN 整備事業費(緊急課題分)	29,184	30,192	80,269
県警察 IT 戦略推進事業費	10,536	18,423	24,041
共通基盤移行関係機器整備費	45,607	9,837	45,607
別働警察職員等位感養費	461	528	621
赴任旅費	108,261	34,978	75,880
表彰関係費	2,620	3,128	3,979
警察勤務管理システム運営管理費	16,947	16,947	16,948
警察勤務管理システム改修事業費	10,175	10,175	10,175
警察本部庁舎耐震・長寿命化改修事業費	3,799	18,423	8,304
公文書のデジタル化推進事業費	21,492	21,492	21,492
ホームページ会議システム運営管理費	657,360	587,217	936,530
整備費	14,507	10,961	16,389
一般整備用品費	9,288	12,567	12,342
銃器等使用犯罪事象防上資器材整備費	3,065	2,656	5,484
災害・救助活動用整備品整備費	3,491	3,029	4,084
原子力災害対策防護資機材維持経費	9,028	10,674	10,889
警察官貸与品整備費	126,739	116,115	145,010
職員被服整備費	323,420	331,193	371,682
車両維持管理費			

費用項目	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	決算額	決算額	当初予算額
車両燃料の車両高騰に伴う燃料費	0	25,228	64,195
ヘリコプター維持管理費	27,371	25,228	42,614
ヘリコプター燃料の車両高騰に伴う燃料費	7,272	17,486	18,555
ヘリコプター燃料の車両高騰に伴う燃料費	16,822	17,486	18,555
ヘリコプター5年点検及び600時間・12月法定点検	52,307	※1	98,298
ヘリコプター地上中継システム部品交換事業費	15,660	21,526	33,000
船舶維持管理の車両高騰に伴う燃料費	12,136	1,833	20,161
船舶維持管理の車両高騰に伴う燃料費	840	2,447	36,626
車両購入費	42,686	33,757	47,339
車両購入費(緊急課題分)	42,686	33,757	47,339
拳銃収納管理システム導入事業費	192	192	843
警察施設費	1,474,626	1,766,510	2,354,499
新築改築費	361,846	424,731	457,334
維持管理費	467,707	456,868	484,878
警察本部庁舎耐震・長寿命化改修事業費本年度支出額	645,073	884,911	1,275,116
十和田警察署庁舎改修事業費本年度支出額	705,008	587,528	137,171
運転免許費	793	794	841,698
免許試験費	77	78	1,031
免許証作成交付費	43,422	43,799	49,204
自動車運転免許窓口事務委託	1,158	1,071	2,436
不適格運転者鑑定費等	3,439	2,757	3,173
運転適性検査整備費	5,844	5,930	5,708
試験車両維持管理費	320	0	785
車両燃料の車両高騰に伴う燃料費	18,536	22,448	23,039
運転免許証更新事務関係費	4,871	4,891	4,916
教習所職員法定講習関係費	0	47	17
検定員等審査関係費	44,856	41,386	42,467
一般管理費	1,010	3,000	4,288
庁用燃料の車両高騰に伴う燃料費	2,200	2,200	9,838
電気料金高騰に伴う庁舎光熱水費	80,468	73,775	82,065
庁舎等維持管理費	27,555	25,688	30,203
自動車運転免許試験関係費	231,347	216,716	213,797
運転免許証等作成交付費	106,791	106,285	117,637
更新時・停止処分者・違反者講習関係費	1,295	1,295	1,295
更新時・停止処分者・違反者講習関係費(オンライン講習・緊急課題分)	121,506	12,577	4,282
高齢者講習関係費	11,509	12,060	11,336
行政処分等執行関係費	191	251	700
取消処分者講習関係費	60	65	2,172
初心運転者関係費	1,255	793	82
運転免許取得時講習関係費	0	1	1,251
若年運転者講習関係費	0	1	6
試験車両購入関係費	10,675	10,926	2,673
新運転者管理システム機器等整備費	10,675	9,753	145,607
運転免許証とマイナンバーカードの一体化対応事業費	3,021,601	3,120,047	70,301
恩給及び退職年金	10,675	9,753	10,652
恩給及び退職年金	3,021,601	3,120,047	10,652
警察活動費	3,021,601	3,120,047	3,779,782
一般警察活動費	518,048	542,475	566,724

費用項目	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	決算額	決算額	当初予算額
刑事警察費	280,126	313,333	395,517
交通指導取締費	591,493	623,471	684,317
交通安全施設整備費	1,631,834	1,640,768	2,333,224

(出所:所管課作成資料を基に編集)

※1:翌年度へ繰越

第 2 項、令和 6 年度警察費当初予算内訳

令和 6 年度警察費当初予算内訳の項目と主な内容を示したものが以下の表である。

大区分	中区分	8,782	小区分	22,834,390
警察管理費	公安委員会費	警察本部費	給与費	89,330
			会計年度任用職員関係費	110,320
			交番相談員関係費	477,032
			一般管理費	129,432
			電気料金・節電工賃・光熱水費	67,051
			形外別居費	131,020
			電算機設備維持管理費	259,256
			警察本部用VAV設備事業費	75,980
			赴任旅費	145,010
			職員被服整備費	371,982
			車両維持管理費	64,195
			車両燃料の車庫高騰に伴う燃料費	98,298
			ヘリコプター点検及び5600時間・12月法定点検	457,321
新営改築費 ※1	484,878			
維持管理費	1,275,116			
警察本部庁舎耐震・長寿命化改修事業費本年度支出額	137,171			
十和田警察署庁舎改修事業費本年度支出額	82,065			
庁舎等維持管理費	213,797			
運転免許証等作成交付費	117,637			
更新時・停止処分・違反者講習関係費	145,607			
新運転者管理システム機器整備費				
通信機器整備費				
送給及び退職年金費	10,652			
計	28,717,228	586,724		
警察活動費	警察活動費	3,979,782	395,517	
合計	61,405,456	684,317		
		2,333,224		

単位:千円

※1:新営改築費
 交番・駐在所建築事業費 123,673千円、警察施設・設備改修事業 136,469千円、弘前警察署庁舎建築事業費 103,729千円が含まれている。

※2:一般警察活動費
 留置場関係費 49,646千円、警察電話維持費 86,704千円が含まれている。

※3:刑事警察費
 犯罪捜査活動費 19,431千円、総合検察システム整備事業費 24,285千円、鑑識活動費 133,107千円、科学捜査活動費 52,491千円が含まれている。

※4:交通指導取締費
 交通指導車検活動経費 49,475千円、防犯駐車検受検事業 31,192千円、自動車検査場関係費 92,975千円、自動車保有手続(OSS)関係費 63,408千円、新通信指令システム整備事業費 220,171千円が含まれている。

※5:交通安全施設整備費
 交通安全施設維持管理費 501,623千円、交通安全施設整備事業(補助事業) 995,651千円、交通安全施設整備事業(県単独事業)267,004千円、交通安全施設改修化・安全確保対策事業費 544,008千円が含まれている。

小区分は、50,000千円以上を掲示。
 (出所:青森県警察作成資料を基に編集)

第4章 犯罪・事故等の動向と犯罪・事故等統計

第1節. 全国及び青森県の犯罪・事故等情勢

第3章 第9節. 青森県警察の運営方針・活動指針の中における運営方針の説明において青森県警察の直面する課題として、刑法犯認知件数、交通事故の発生件数、負傷者数及び死者数の増加、特殊詐欺被害件数、DV・ストーカー事案等への対応、サイバー空間の安全確保、大規模災害への対応等を認識している。

青森県警察が直面する課題として認識している事項が全国では、どのような犯罪・事故等情勢になっているかについて「警察白書(令和6年版)」から抜粋して取りまとめたものが以下の資料である。

全国(「警察白書」(令和6年版))	
○刑法犯認知件数は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前の令和元年の水準に近づきつつある。	
○重要犯罪 ¹³⁾ の認知件数は、既に令和元年を上回る数値となったほか、SNSで実行犯を募集する手口が特殊詐欺のみならず強盗等まで拡大している。	
○特殊詐欺については、認知件数は3年連続、被害額は2年連続で増加したほか、架空料金請求詐欺の手口での被害が昨年比で大幅に増加するなど、深刻な情勢が続いている。また、令和5年下半期において、SNSを使用した非対面型の投資詐欺やロボンス詐欺の被害が急増している。	
○インターネットを利用した詐欺の増加を背景として財産犯 ¹⁴⁾ の被害額が増加するなど今後の動向について注視すべき状況にある。	
○サイバー事案については、インターネット・ペンキソクに係る不正送金被害が過去最多となったほか、国家を背景に持つ集団によるサイバー攻撃も確認されているなど、極めて深刻な情勢が続いている。	
○人身安全関連事案については、ストーカー事案の相談等件数及び配偶者からの暴力事案等の相談等件数がいずれも昨年から増加したほか、児童虐待又はその疑いがあるとして警察から児童相談所に通告した児童数が過去最多に上るなど、注視すべき状況にある。	
○令和5年中の交通事故による死亡者数は2,678人と、8年ぶりに前年比で増加した。	
○令和5年中は、地震、大雨、台風等により、死者・行方不明者64人、負傷者815人等の被害が発生した。また、令和6年1月1日には、最大で震度7を観測した令和6年能登半島地震が発生した。	

¹³⁾ 重要犯罪: 殺人、強盗、不同意性交等、不同意わいせつ、放火、略取誘拐及び人身売買
¹⁴⁾ 財産犯: 強盗、恐喝、窃盗、詐欺、横領及び占有離脱物横領

第2節. 青森県の犯罪統計・交通事故統計・災害統計

第1項. 青森県の犯罪統計

第1. 令和6年度 東北6県等との比較

青森県警察本部に係る統計資料について、令和6年版 警察白書から作成したものが以下の資料である。比較のために東北6県と同程度の人口である長崎県と大分県を抽出して表示した。

項目	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	長崎県	大分県
人口(人)	1,225,497	1,189,670	2,257,472	941,021	1,045,396	1,815,881	1,306,060	1,123,555
警察官定員(人)	2,348	2,153	3,789	1,989	2,013	3,442	3,075	2,094
警察署数	17	16	23	14	14	22	22	15
認知件数(件)	4,815	2,856	11,583	2,403	2,980	8,003	3,786	2,993
検挙件数(件)	2,546	1,534	4,789	1,632	1,937	3,253	2,184	1,513
検挙人員(人)	1,413	1,039	2,904	904	1,303	2,016	1,643	1,083
検挙率(%)	52.9	53.7	41.3	67.9	65.0	40.8	57.7	50.6
少年検挙人員(人)	91	94	276	55	109	121	139	93
110番通報受理件数(件)	44,508	43,318	129,002	35,105	37,009	85,225	74,226	58,228
相談取扱件数(件)	30,725	32,811	80,615	21,966	17,167	59,905	25,678	17,778
防犯ボランティア団体数(団体)	302	329	311	203	386	309	300	417
暴力団構成員等検挙人員(人)	62	21	212	10	9	68	29	30
発生件数(件)	2,619	1,563	4,033	1,155	2,780	2,913	2,639	2,233
死者数(人)	45	35	47	32	34	55	36	32
負傷者数(人)	3,099	1,796	4,932	1,339	3,295	3,403	3,317	2,767
自然災害(人)	9	0	0	3	1	2	0	0
負傷者数(人)	90	26	2	73	58	13	4	4

(出所: 令和6年版 警察白書)

- ・刑法犯の認知件数が多い。
- ・暴力団構成員等検挙人員が多い。
- ・交通事故の発生件数が他県と比較して相対的に多い。
- ・自然災害の死者・行方不明者数が多い。

第2項. 犯罪統計の推移

青森県の犯罪統計の分析段階では、未だ令和6年の統計結果が公開されていないため、令和5年までの統計資料を作成した。

項目	単位	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
刑法犯認知件数	件	3,488	3,409	3,067	3,462	4,815
検挙件数	件	1,987	2,216	1,966	1,949	2,546
検挙率	%	57.0	65.0	64.1	56.3	52.9
総数	人	1,382	1,416	1,264	1,253	1,413

項目	単位	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
凶悪犯	認知件数	25	31	33	29	49
	検挙件数	24	30	32	25	41
粗暴犯	認知件数	96.0	96.8	97.0	86.2	83.7
	検挙人員	23	28	21	22	35
粗暴犯	認知件数	329	322	274	356	430
	検挙件数	311	310	254	302	349
粗暴犯	検挙率	94.5%	96.3%	92.7%	84.8%	81.2%
	検挙人員	302	313	257	289	325
窃盗犯	認知件数	2,322	2,244	1,913	2,147	2,970
	検挙件数	1,250	1,380	1,214	1,145	1,540
窃盗犯	検挙率	53.8%	61.5%	63.5%	53.3%	51.9%
	検挙人員	810	820	726	727	771
知能犯	認知件数	244	271	391	316	535
	検挙件数	204	274	271	266	317
知能犯	検挙率	83.6%	101.1%	69.3%	84.2%	59.3%
	検挙人員	100	90	121	81	97
風俗犯	認知件数	50	62	54	80	143
	検挙件数	38	38	38	46	78
風俗犯	検挙率	76.0%	61.3%	70.4%	57.5%	54.5%
	検挙人員	30	36	31	24	56
その他の刑罰	認知件数	518	479	402	534	688
	検挙件数	160	184	157	165	221
その他の刑罰	検挙率	30.9%	38.4%	39.1%	30.9%	32.1%
	検挙人員	117	129	108	110	129

(出所：警察本部提供資料)
 上表の用語は、以下のとおりである。

用語	用語説明
刑法犯	道路上の交通事故に係る危険運転致死傷、業務上(重)過失致死傷及び自動車運転過失致死傷を除いた刑法に規定する罪並びに爆発物取締罰則、決闘罪、二関スル件、暴力行為等処罰ニ関スル法律、盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律、航空機の強取等の処罰に関する法律、火災びんの使用等の処罰に関する法律、航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律、人質による強要行為等の処罰に関する法律、流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法、サリソ等による人身被害の防止に関する法律、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律、公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律、公衆等脅迫目的の犯罪行為等のための資金等の提供等の処罰に関する法律及び性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の映像に係る電磁的記録の消去等に関する法律に規定する罪をいう。
凶悪犯	殺人、強盗、放火及び不同意性交等をいう。
粗暴犯	暴行、傷害、脅迫、恐喝及び凶器準備集合をいう。
窃盗犯	詐欺、横領(占有離脱物横領を除く)、偽造、汚職、背任及び「公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律」に規定する罪をいう。
知能犯	賭博、わいせつ及び性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の映像に係る電磁的記録の消去等に関する法律に規定する罪をいう。
風俗犯	警察において発生を認知した事件の数をいう。
認知件数	警察において発生を認知した事件の数をいう。

検挙件数	警察において検挙した事件の数をい、解決事件の件数を含む。
検挙率	検挙件数(当該年の前年以前の認知事件の検挙を含む。(※)) / 当該年の認知件数 × 100 [※]このため検挙率が100%を超える場合がある。

(出所：令和6年版 警察白書)

推移状況と質問に対する回答

犯罪統計の推移から変動のある項目について所管課に対して質問したところ、以下のような回答を得た。

刑法犯の種類	状況	回答
凶悪犯	令和5年において認知件数が49と増加し、検挙率が令和4年86.2%、令和5年83.7%と低下している。	変動の事実について様々な要素が絡み合っているのでも明確に特定の原因があるから推移していると言えない。推移している事実を認識して、いづつかの可能性を想定しながら対応していくことになる。
粗暴犯	令和5年において認知件数が430と増加し、検挙率が令和4年84.8%、令和5年81.2%と低下している。	
窃盗犯	令和5年において認知件数が2,970と増加し、検挙率が令和4年53.3%、令和5年51.9%と低下している。	
知能犯	令和5年において認知件数が535と増加し、検挙率が令和4年84.2%、令和5年59.3%と低下している。	
風俗犯	令和5年において認知件数が143と増加し、検挙率が令和4年57.5%、令和5年54.5%と低下している。	
その他の刑法犯	令和5年において認知件数が688と増加し、検挙率が令和4年30.9%、令和5年32.1%と上昇している。	

第3項. 犯罪動向・事犯の推移分析

『警察白書（令和6年版）』において犯罪動向・事犯に関する各種の推移分析が行われてい
る。この分析を基にして青森県の犯罪動向・事犯について青森県警察に依頼し、まとめたものか以
下の資料である。

1. 重要犯罪の認知・検挙状況の推移

【殺人の認知・検挙状況の推移】

区分	単位	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
認知件数	件	9	4	6	5	8
検挙件数	件	9	4	6	5	8
検挙率	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
検挙人員	人	9	4	2	5	6

【令和5年 殺人の被疑者と被害者の関係別検挙件数】

区分	件数(件)	構成割合(%)
親 族	4	50.0
配 偶 者	1	12.5
交 際 相 手	0	-
職 関 係 者	0	-
そ の 他	3	37.5

【令和5年 親族間の殺人と被疑者の関係別検挙件数】

区分	件数(件)	構成割合(%)
配 偶 者	2	25.0
親	0	-
子	1	12.5
兄 弟	0	-
そ の 他 親 族	1	12.5

【強盗の認知・検挙状況の推移】

区分	単位	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
認知件数	件	3	3	4	1	3
検挙件数	件	3	3	3	1	3
検挙率	%	100.0	100.0	75.0	100.0	100.0
検挙人員	人	3	8	3	0	2

【令和5年 強盗の手口別認知状況】

区分	件数(件)	構成割合(%)
非 侵 入 強 盗	3	100.0
侵 入 強 盗	0	-

【令和5年 侵入強盗の手口別認知状況】

区分	件数(件)	構成割合(%)
住 宅 強 盗	0	-
コンビニ強盗	0	-
その他店舗強盗	0	-
金融機関強盗	0	-
そ の 他	0	-

【不同意性交等・不同意わいせつの認知・検挙状況の推移】

区分	単位	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
認知件数	件	31	36	44	52	96
検挙件数	件	28	31	34	40	66
検挙率	%	90.3	86.1	77.3	76.9	68.8
検挙人員	人	19	29	31	25	54

(注) 令和5年7月12日以前に発生した事件については、強制性交等に係る数値である。

【放火の認知・検挙状況の推移】

区分	単位	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
認知件数	件	5	12	15	5	9
検挙件数	件	5	12	14	5	10
検挙率	%	100.0	100.0	93.3	100.0	111.1
検挙人員	人	5	8	7	7	9

【略取誘拐・人身売買の認知・検挙状況の推移】

区分	単位	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
認知件数	件	3	2	3	4	2
検挙件数	件	3	1	4	3	1
検挙率	%	100.0	50.0	133.3	75.0	50.0
検挙人員	人	3	2	4	4	2

【刑法犯による身体的被害状況の推移】

区分	単位	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総 数	人	122	126	132	135	192
内 訳：死者	人	7	9	10	3	11
重傷者	人	10	15	8	10	15
軽傷者	人	105	102	114	122	166

2 人身安全関連事案

【ストーカー事案への対応状況の推移】

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
刑法等検挙件数	7	13	10	14	16
内訳 殺人(既遂)	0	0	0	0	0
殺人(未遂)	0	0	0	0	0
傷害	0	0	0	0	0
脅迫	0	1	1	1	0
住居侵入	1	0	2	1	3
その他	0	2	1	2	7
ストーカー規制法違反検挙	6	10	6	10	6
内訳 ストーカー行為罪	19	17	9	11	10
禁止命令等違反	19	17	9	11	10
ストーカー	4	0	0	0	0
警告	18	16	17	16	10
規制法に基づき	13	8	5	5	14
つぐ対応	121	137	138	149	132
その他の対応	107	144	117	113	153
加害者への指導警告	189	254	231	226	261
被害者への防犯指導					

【配偶者からの暴力事案等への対応状況の推移】

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
刑法等検挙件数	66	45	39	45	47
内訳 殺人(既遂)	0	0	0	0	0
殺人(未遂)	1	1	0	1	1
傷害	10	9	15	14	12
暴行	51	30	22	25	26
脅迫	0	2	0	0	1
住居侵入	0	0	0	0	0
その他	4	3	2	5	7
保護命令違反検挙	0	1	1	0	1
裁判所からの書類提出要求	13	14	21	13	9
裁判所からの保護命令通知	10	10	16	9	8
配偶者暴力防止法に基づき対応	170	131	182	164	138
警察本部長等への援助の申出の受理件数	331	283	342	375	401
加害者への指導警告	352	350	446	71	387
防犯指導・防犯機器貸出し					

【児童虐待事件の態様別検挙件数の推移】

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
検挙件数	24	24	18	11	12
内訳 身体的虐待	件				
性的虐待	件				
怠慢・拒否	件				
心理的虐待	件				

(注) 内訳の統計数値はない。

【警察から児童相談所に通告した児童数の推移】

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
通告児童数	582	660	703	791	893
内訳 身体的虐待	141	133	128	132	165
性的虐待	4	2	2	3	2
怠慢・拒否	25	59	76	112	101
心理的虐待	412	466	497	544	625

3 子供が被害者となる犯罪

【子供(13歳未満)の被害件数及び罪種別被害状況の推移】

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
子供の被害件数(下記内訳の合計)	57	60	32	67	52
うち殺人	2	1	0	0	0
うち強盗	0	2	2	0	0
うち暴行	2	1	2	4	2
うち同性交等 ※1	15	12	2	4	11
うち傷害	13	7	4	4	9
うち不同意わいせつ ※2	1	5	7	10	6
うち公然わいせつ	23	32	15	45	23
うち逮捕・監禁	0	0	0	0	0
うち略取誘拐	1	0	0	0	1

※1 令和5年7月12日以前に発生した事件については、強制性交等に係る数値である。
 ※2 令和5年7月12日以前に発生した事件については、強制わいせつに係る数値である。

【いじめに起因する事件数と検挙・補導状況の推移】

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
事件数	0	0	0	3	2
検挙・補導人員(小学生)	0	0	0	2	1
検挙・補導人員(中学生)	0	0	0	4	1
検挙・補導人員(高校生)	0	0	0	0	0

【福祉犯¹⁵⁾の検挙件数等の推移】

区分	単位	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
被 害 少 年 数	人	40	55	55	41	40
被 害 人 員 数	人	73	73	65	56	58

【児童ポルノ事犯の検挙状況の推移】

区分	単位	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
検 挙 件 数	件	33	20	17	30	19
検 挙 人 員 数	人	23	11	8	13	15
被 害 児 童 数	人	10	9	10	20	8

4 国民の財産を狙う事犯

【財産犯の被害額の推移】

区分	単位	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総 額	百万円	456	427	717	970	1,017
内訳:現金	百万円	341	274	603	800	696
物品	百万円	115	153	114	170	321

(注)百万円未満は四捨五入している。

【令和5年 財産犯の被害額の罪種別推移】

罪 種	被害額(百万円)	構成比率(%)
詐 欺	707	69.5
窃 盗	282	27.7
横 領	27	2.7
恐 喝	0.5	0.05
強 盗	0.3	0.03
占有 離 脱 物 横 領	0.9	0.08

(注)百万円未満は四捨五入している。

【特殊詐欺の認知・検挙状況の推移】

区分	単位	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
認 知 件 数	件	28	34	45	38	97
被 害 額	億円	0.9	0.8	0.8	2.8	3.4
検 挙 件 数	件	16	36	6	13	15
検 挙 人 員 数	人	5	8	3	4	6

(注)千万円未満は四捨五入している。

¹⁵⁾ 福祉犯：少年の心身に有害な影響を与え、少年の福祉を害する犯罪をいい、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、児童福祉法違反(児童に淫行をさせる行為等)、労働基準法違反(年少者の危険有害業務等)が挙げられる。

【侵入窃盗の認知・検挙状況の推移】

区分	単位	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
認 知 件 数	件	321	366	263	299	531
検 挙 件 数	件	209	358	211	210	424
検 挙 人 員 数	人	65	82	66	80	79
検 挙 率	%	65.1	97.8	80.2	70.2	79.8

【侵入強盗の認知・検挙状況の推移】

区分	単位	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
認 知 件 数	件	-	-	-	-	-
検 挙 件 数	件	-	-	-	-	-
検 挙 人 員 数	人	-	-	-	-	-
検 挙 率	%	-	-	-	-	-

【自動車盗の認知・検挙状況の推移】

区分	単位	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
認 知 件 数	件	20	13	12	12	15
キーあり	件	18	12	10	12	14
キーなし	件	2	1	2	0	1
キーなしの割合	%	10.0	7.7	16.7	-	6.7
検 挙 件 数	件	16	9	7	9	16
検 挙 人 員 数	人	10	6	5	4	5
検 挙 率	%	80.0	69.2	58.3	75.0	106.7

【自転車盗の認知・検挙状況の推移】

区分	単位	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
認 知 件 数	件	485	380	299	336	579
検 挙 件 数	件	47	39	23	14	42
検 挙 人 員 数	人	21	26	12	7	30
検 挙 率	%	9.7	10.3	7.7	4.2	7.3

【万引きの認知・検挙状況の推移】

区分	単位	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
認 知 件 数	件	634	638	573	603	666
検 挙 件 数	件	557	542	528	485	521
検 挙 人 員 数	人	479	475	413	419	414
内訳 高齢者の検挙人員	人	233	256	218	211	219
高齢者以外の検挙人員	人	246	219	195	208	195
検 挙 率	%	87.9	85.0	92.1	80.4	78.2

(注)高齢者は65歳以上で計上した。

【ひったくりの認知・検挙状況の推移】

区分	単位	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
認知件数	件	3	2	1	1	0
検挙件数	件	3	2	1	1	0
検挙人員	人	5	1	1	1	0
内訳	14歳から19歳までの検挙人員	人	0	0	0	0
	20歳以上の検挙人員	人	1	1	1	0
14歳から19歳までの検挙割合	%	80.0	-	-	-	-
検挙率	%	100.0	100.0	100.0	100.0	-

【金属盗¹⁶⁾の認知・検挙状況の推移】

区分	単位	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
認知件数	件	-	40	45	70	57
検挙件数	件	-	-	-	-	21
検挙率	%	-	-	-	-	36.8

5 悪質商法事犯

【利殖勧誘事犯¹⁷⁾の検挙状況の推移】

項目	単位	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
検挙件数(事件)	件	0	1	1	0	0
検挙人員	人	0	1	3	0	0

【令和5年 利殖勧誘事犯の類型別検挙状況】

類型	検挙事件数(事件)	検挙人員(人)	検挙法人(法人)	検挙人員等(人)	被害額等(百万円)
合計数	0	0	0	0	0
内訳					
未公開株に関連した事犯					
公社債に関連した事犯					
集団投資スキーム(フアンD)に関連した事犯					
フリマサイト取引に関連した事犯					
上記以外の預り金に関連した事犯					
その他の事犯					

¹⁶⁾ 金属盗：被害品が金属類(銅板、動線、溝蓋、ペンホル等)に係る窃盗。
¹⁷⁾ 利殖勧誘事犯：出資法、金融商品取引法、無制限連鎖の防止に関する法律等の違反に係る事犯捜査の結果、詐欺に当たるものも含まれる。

【特定商取引等事犯¹⁸⁾の検挙状況の推移】

区分	単位	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
検挙事件数(事件)	件	2	0	3	0	0
検挙人員	人	2	0	6	0	0

【令和5年 特定商取引等事犯の類型別検挙状況】

類型	検挙事件数(事件)	検挙人員(人)	検挙法人(法人)	被害人員等(人)	被害額等(百万円)
合計数	0	0	0	0	0
内訳					
訪問販売					
電話勧誘販売					
連鎖販売取引					
訪問購入					
その他					

【偽造日本銀行券の発見枚数の推移】→青森県の統計はない

区分	単位	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
合計数	枚					
一万円券	枚					
五千円券	枚					
二千円券	枚					
千円券	枚					

【カード犯罪の認知・検挙状況の推移】→青森県の統計はない

区分	単位	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
認知件数	件					
検挙件数	件					
検挙人員	人					
検挙率	%					

【ヤミ金融事犯の検挙状況の推移】

区分	単位	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
検挙事件数(事件)	件	4	2	7	1	8
内訳						
無登録・高金利事犯	件	2	1	5	0	4
ヤミ金融関連事犯	件	2	1	2	1	4
検挙人員	人	4	2	8	1	9
内訳						
無登録・高金利事犯	人	2	1	2	0	5
ヤミ金融関連事犯	人	2	1	6	1	4

¹⁸⁾ 特定商取引等事犯：訪問販売、電話勧誘販売等で事実と異なることを告げるなどして商品の販売や役務の提供を行う悪質商法。具体的には、訪問販売等の特定商取引を規制する特定商取引法違反及び特定商取引に関連した詐欺、恐喝等に係る事犯。

〔知的財産権侵害事犯の検挙状況の推移〕

区分	内訳	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
合 計	事件数(事件) 人員(人)	1 1	2 2	0 0	3 3	2 2
内訳:商標法違反(偽 ラケット事犯等)	事件数(事件) 人員(人)	1 1	1 1	0 0	3 3	1 1
内訳:著作権法違反 (権限被事犯等)	事件数(事件) 人員(人)	0 0	1 1	0 0	0 0	1 1
そ の 他	事件数(事件) 人員(人)	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

6 構造的な不正事案

〔政治・行政をめぐる不正事案の検挙状況の推移〕

区分	単 位	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
合 計 (事 件)	件	0	1	2	1	0
内 訳 : 贈 収 賄	件	0	0	2	0	0
談合・公契約関係売却等妨害	件	0	1	0	1	0
あつせん利得処罰法違反	件	0	0	0	0	0
政治資金規正法違反	件	0	0	0	0	0

〔経済をめぐる不正事案の検挙状況の推移〕

区分	単 位	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
合 計 (事 件)	件	0	0	3	0	0
内訳:金融・不良債権関連事犯	件	0	0	1	0	0
企業の経営等に係る違法事犯等	件	0	0	0	0	0
そ の 他	件	0	0	2	0	0

7 国民の健康を害する事犯

〔保健衛生事犯の検挙状況の推移〕

区分	内 訳	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
合 計	事件数(事件) 人員(人)	2 2	1 1	3 3	2 2	2 2
内 訳 : 薬 事 関 係 事 犯	事件数(事件) 人員(人)	0 0	0 0	1 1	0 0	0 0
内 訳 : 医 事 関 係 事 犯	事件数(事件) 人員(人)	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
内 訳 : 公 衆 衛 生 関 係 事 犯	事件数(事件) 人員(人)	2 2	1 1	2 2	2 2	2 2

〔食の安全に係る事犯の検挙状況の推移〕

区分	内 訳	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
検 挙 事 件 数 (事 件)	食品衛生関係事犯	0	0	0	0	0
検 挙 人 員 (人)	食品の産地等偽装表示事犯	0	0	1	0	0
検 挙 法 人 (法 人)	食品衛生関係事犯	0	0	1	0	0
	食品の産地等偽装表示事犯	0	0	1	0	0

8 風俗関係事犯

〔風俗営業の許可数の推移〕

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総数(件)	707	670	611	591	551
第1号営業(キャバレー、料理店等)	437	419	373	370	335
第2号営業(低照度飲食店)	0	0	0	0	0
第3号営業(区画飲食店)	0	0	0	0	0
第4号営業	189	180	172	160	144
まねじやん屋	62	62	62	57	52
ばちんこ屋等	127	118	110	103	92
その他	0	0	0	0	0
第5号営業(ゲームセンター等)	81	71	66	61	52

〔性風俗関連特殊営業の届出数の推移〕

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総数(件)	312	308	304	293	299
店舗型性風俗特殊営業	111	110	109	109	106
第1号営業(ニューラブ等)	0	0	0	0	0
第2号営業(店舗型ラブソングホール等)	0	0	0	0	0
第3号営業(ストリップ劇場等)	1	1	1	1	0
第4号営業(ラブホテル等)	110	109	108	108	106
第5号営業(ラブリゾート等)	0	0	0	0	0
第6号営業(出会い系喫茶等)	0	0	0	0	0
無店舗型性風俗特殊営業	191	192	189	178	187
第1号営業(派遣型ラブソングホール等)	187	188	186	176	185
第2号営業(デジタルビデオ等通信販売)	4	4	3	2	2
映像送信型性風俗特殊営業	6	3	3	3	3
店舗型電話異性紹介営業	1	1	1	1	1
無店舗型電話異性紹介営業	3	2	2	2	2

〔深夜酒類提供飲食店営業の届出数の推移〕

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総数(件)	4,810	4,643	4,331	4,234	4,148

〔特定遊興飲食店営業の許可数の推移〕

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総数(件)	4	4	4	3	3

〔売春防止法違反の検挙状況の推移〕

区分	令和元年					令和2年					令和3年					令和4年					令和5年				
	件数(件)	人員(人)	件数(件)	人員(人)	件数(件)	人員(人)	件数(件)	人員(人)	件数(件)	人員(人)	件数(件)	人員(人)	件数(件)	人員(人)	件数(件)	人員(人)	件数(件)	人員(人)	件数(件)	人員(人)	件数(件)	人員(人)			
勸誘等	0		0		1		1		1		1		1		0										
周旋等									1																
売春をさせる契約																									
場所提供等																									
売春をさせる業																									
その他																									

〔風営適正化法違反の検挙状況の推移〕

区分	令和元年					令和2年					令和3年					令和4年					令和5年				
	件数(件)	人員(人)	件数(件)	人員(人)	件数(件)	人員(人)	件数(件)	人員(人)	件数(件)	人員(人)	件数(件)	人員(人)	件数(件)	人員(人)	件数(件)	人員(人)	件数(件)	人員(人)	件数(件)	人員(人)	件数(件)	人員(人)			
無許可営業	1		6		2		1		3		3		3		3		3		3		3				
客引き・つきまとい等			4		2		3		3		3		3		3		3		3		3				
禁止区域等営業							1		1		1		1		1		1		1		1				
従業員名簿の備付義務																									
年少者使用			3		1		1		1		1		1		1		1		1		1				
接客従業者の国籍等の確認			1																						
20歳未満の者への酒類提供			1		1		1		1		1		1		1		1		1		1				
広告宣伝																									
無届営業・届出書の虚偽記載																									

区分	令和元年					令和2年					令和3年					令和4年					令和5年				
	件数(件)	人員(人)	件数(件)	人員(人)	件数(件)	人員(人)	件数(件)	人員(人)	件数(件)	人員(人)	件数(件)	人員(人)	件数(件)	人員(人)	件数(件)	人員(人)	件数(件)	人員(人)	件数(件)	人員(人)	件数(件)	人員(人)			
構造設備・遊技機の承認変更																									
名義貸し					1		1		1		1		1		1		1		1		1				
その他					1		1		1		1		1		1		1		1		1				

〔わいせつ事犯の検挙状況の推移〕

区分	令和元年					令和2年					令和3年					令和4年					令和5年				
	件数(件)	人員(人)	件数(件)	人員(人)	件数(件)	人員(人)	件数(件)	人員(人)	件数(件)	人員(人)	件数(件)	人員(人)	件数(件)	人員(人)	件数(件)	人員(人)	件数(件)	人員(人)	件数(件)	人員(人)	件数(件)	人員(人)			
公然わいせつ	16		15		15		10		19		11		20		12		19		11		12				
わいせつ物頒布等	1		1		1		2		1		1		1		1		1		1		1				

9 人身取引事犯

〔人身取引事犯の検挙状況の推移〕

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
検挙人員(人)	0	0	0	0	1
うちアローカー	0	0	0	0	1

〔人身取引事犯の被害者の保護状況の推移〕

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
被害者(人)					
うち日本人					

10 猟銃等及び危険物関係

〔猟銃及び空気銃の許可所持者の推移〕

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
許可所持者(人)	1,091	1,067	1,059	1,056	1,030

〔猟銃及び空気銃の許可丁数の推移〕

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総数(丁)	2,476	2,413	2,426	2,386	2,324
猟銃	2,233	2,173	2,172	2,134	2,071
空気銃	243	240	254	252	253

〔猟銃等所持不適格者の排除状況の推移〕

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
不許可等(件)	0	1	0	0	0
取消し(件)	0	0	0	0	0

〔令和 5 年 運転届出・立入検査の状況〕

区分	運転届出受理件数(件)	立入検査の件数(件)
火薬類関係	223	157
特定病原体等関係	0	0
放射線同位元素等関係	0	0
核燃料等関係	0	0

11 環境及び動物・鳥獣関係事犯

〔廃棄物事犯の検査状況の推移〕

区分	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
検査事件数(事件)	57	33	30	54	42
検査人員(人)	63	41	35	58	47
検査法人(法人)	0	0	3	0	2

〔動物・鳥獣関係事犯の検査状況の推移〕

区分	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
検査事件数(事件)	19	20	29	22	14
検査人員(人)	17	18	28	22	14
検査法人(法人)	0	0	0	0	0

第 4 項 交通事故・災害統計

第 1. 交通事故統計

区分	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
	〔死者数合計〕	37	28	29	31
〔曜日別死者数〕	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
月曜日	5	1	5	1	6
火曜日	5	3	3	6	7
水曜日	4	4	6	5	7
木曜日	6	4	2	4	2
金曜日	8	3	6	3	10
土曜日	5	6	3	5	7
日曜日	4	7	4	7	6
月曜日及び土曜日が特に多かった。	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
〔事故類型型死者数〕	5	1	2	2	5
対面・背面	4	5	5	11	12
横断中	1	2	2	2	4
その他	10	8	9	15	21
計	4	2	5	2	3
追突	3	0	2	1	1
車両相互	4	1	1	1	2
出会い頭	2	1	2	3	4
その他	13	4	10	7	10
計	6	8	4	6	10
工作物	6	5	3	2	5
路外逸脱	1	2	3	0	1
その他	13	15	10	8	14
計	1	1	0	1	0
列車	1	1	0	1	0
〔路線別死者数〕	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
国道	15	7	6	9	14
主要地方道	3	7	3	7	6
県道	4	1	6	2	5
市町村道	12	11	7	11	15
高速道・自導道	0	0	1	0	1
その他	3	2	6	2	4
国道が特に多かった。	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
〔違反別死者数〕	2	0	1	2	0
信号無視	6	2	6	10	7
通行区分	0	2	3	0	1
交差点安全進行	1	0	1	1	0
指定場所一時不停止	2	4	1	6	13
歩行者妨害等	7	10	4	1	9
ハンドルブレーキ操作	11	3	10	5	7
安全運転義務	0	0	0	0	1
転倒・転落	2	0	0	2	2
安全不確認	2	0	0	2	2

安全速度	1	1	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
計	21	14	14	14	7	19
その他違反	2	5	3	3	3	5
調査不能	0	0	0	0	0	0
歩行者の違反	3	1	0	0	1	0

前方不注意が特に多かった。

(出所: 令和6年中の青森県内における交通事故発生状況について 交通部 交通企画課)

第2. 災害統計

人的被害 (単位:人)	区分					
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	
死者(※1 下記参照)	2	5	11	13	9	
行方不明者	0	0	0	0	0	
負傷者(※2 下記参照)	62	57	126	207	91	
全壊(※3 下記参照)	1	0	8	12	0	
半壊(※3 下記参照)	0	0	50	440	0	
一部破損(※4 下記参照)	1	47	445	298	1	
床上浸水	7	17	2	17	0	
床下浸水	13	30	12	56	1	
非住家被害(単位:棟)	0	1	26	79	2	
被害額(単位:千円)	325,913	571,298	4,531,590	33,878,487	2,294,373	
上記の※1のうち 雪害によるもの	2	5	11	13	9	
上記の※2のうち 雪害によるもの	59	52	118	206	86	
上記の※3のうち 大雨によるもの	0	0	49	439	0	
上記の※4のうち 大雨によるもの	0	0	269	283	0	

(出所: 青森県庁ホームページ 災害による被害状況)

第3. 雪害発生状況

人的被害 (単位:人)	区分					
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	
死亡	3	11	13	10	3	
行方不明	0	0	0	0	0	
重傷	7	44	64	24	7	
軽傷	18	78	142	78	20	
合計	28	133	219	112	30	
雪崩	0	1	0	0	0	
屋根雪下り、除雪中	27	127	210	108	29	
落雪	1	4	9	4	1	
倒壊家屋の下敷き	0	0	0	0	0	
その他の原因	0	0	0	0	0	

(出所: 青森県ホームページ 青森県危機管理局 防災危機管理課)

監査人の所見

積雪量によって毎年の被害状況が異なるが、屋根の雪下ろし、除雪中の被害が多い。

第5章 青森県警察が抱える課題

第1節. 全国における多様な治安課題に対する国民の高まり

社会情勢の変化に伴い、被害が深刻化しているサイバー事案や特殊詐欺等、従来の街頭犯罪や侵入犯罪に重点を置いた犯罪対策では捉えられない事象が生じており、治安課題が多様化している。ここでは、全国における治安課題の多様化について、警察白書(令和5年版)から「多様な治安課題に対する国民意識の高まり」について、その要点を以下に示すこととする。

- (1) サイバー空間をめぐる脅威
サイバー空間をめぐる脅威は、依然として深刻な情勢にあるところ、社会のデジタル化が進展し、インターネットの利用が日常生活に不可欠なものとなる中で、国民がサイバー空間をめぐる脅威に不安を感じているとみられる。
- (2) 特殊詐欺
特殊詐欺については、暴力団、匿名・流動型犯罪グループが、犯行手口を巧妙化させ、犯行の分業化と匿名化を図った上で、組織的に敢行している実態にある。
- (3) 女性や子供に対する犯罪
性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な影響をもたらすものであることから、その根絶に向けた取組や被害者支援の強化が求められている。
児童虐待については、児童虐待又はその疑いがあるとして警察から児童相談所に通告した児童数が年々増加しており、配偶者からの暴力事案等の相談等件数は増加傾向にある。
- (4) 重要犯罪
強盗、強制性交等の重要犯罪の認知件数は9年ぶりに前年を上回っている。一般住宅等において多額の現金や貴金属等が強取される強盗等事件が連続して発生したことなどにより、国民の間で不安が広がっていることが懸念される。
- (5) 交通事故
飲酒運転による交通事故やひき逃げ、妨害運転(あおり運転)等の悪質・危険な交通法令違反により自分や身近な人が被害に遭うかもしれないと不安に感じている。子供が犠牲となる痛ま

しい交通事故や、高齢運転者による悲惨な交通事故が相次いで発生しており、子供をめぐる交通安全対策や高齢運転者対策の充実・強化に対する社会的要請が高まっている。

第 2 節. 青森県警察が抱える課題の絞り込み

青森県警察が抱える課題について文書化した資料がないが、「令和 6 年青森県警察の運営方針及び活動指針」においてにおける運営方針の説明や犯罪統計等に基づいて、青森県警察が抱える課題として以下の6つに整理した。

- ① 刑法犯の認知件数が令和 4 年から増加傾向に転じている。
- ② 特殊詐欺被害が過去最高レベルに達しており、その対策が急務となっている。
- ③ DV・ストーカー事案に係る取扱い件数が増加している。
- ④ インターネットを介した犯罪やサイバー攻撃への対策が必要である。
- ⑤ 交通事故の発生件数、死者数及び負傷者数が増加している。
- ⑥ 大規模災害への迅速かつ的確な対応が求められている。

これらの各課題の根拠について、関連資料から以下の理由に基づくものであると史料した。

① 刑法犯の認知件数	刑法犯の認知件数が令和 4 年 3,462 件から令和 5 年 4,815 件へ 39% も増加している。刑法犯に含まれる凶悪犯、粗暴犯、窃盗犯、知能犯、風俗犯、その他いずれも令和 4 年から令和 5 年にかけて増加している。(第 4 章 第 2 節. 第 2 項. 参照)
② 特殊詐欺被害件数	犯罪統計によれば、特殊詐欺被害件数は令和 4 年 38 件から令和 5 年 97 件と大幅に増加している。
③ DV・ストーカー事案	犯罪統計によれば、ストーカー規制法に基づく対応として警察本部長等への援助の申出の受理件数が令和 2 年から 130 件以上で推移しており、DV 加害者への指導警告件数は令和 2 年から 350 件前後で推移していき令和 5 年では 401 件に増加している。
④ サイバー事案	警察庁のサイバー事案の状況は、青森県でも例外ではなく、インターネットに係る各種の対策を講じていかなければならない状況となっている。
⑤ 交通事故の発生件数、死者数及び負傷者数	交通事故統計によれば、死者数が令和 2 年 28 人、令和 3 年 29 人、令和 4 年 31 人、令和 5 年 45 人と増加傾向を示している。(第 4 章 第 2 節. 第 4 項. 参照)
⑥ 大規模災害	青森県の災害対策として通年では豪雪対策、大雨対策について準備しておかなければならないが、青森県の地政学的特徴からみて地震対策、津波対策についても怠ってはならない状況である。

第 3 節. 全国及び青森県の犯罪対策

全国で行われている主要な犯罪対策について「警察白書(令和 6 年版)」から抜粋し、これに若干の修正・削除をし、青森県警察が特別に実施している部分については加筆し青森県警察版として取りまとめたものが以下の資料である。加筆・修正部分については、二重線を施している。

項目の後に※印を付しているものは、青森県警察の運営方針の説明書きにおいて青森県警察が直面する課題として取り上げた項目である。

(注) 各種犯罪対策に係る青森県警察の統計資料は、第 4 章 第 2 節第 3 項 犯罪動向・事犯の推移分析を参照。

【刑法犯】※

刑法犯の認知・検挙状況、重要犯罪(殺人、強盗、不同意性交・不同意わいせつ、放火、略取誘拐・人身売買)の認知・検挙状況、刑法犯による身体的被害の状況に関する推移について分析しており、対策については、「犯罪捜査に関する取組」として記載されている。

【犯罪捜査に関する各種取組】※

取組への録音・録画に係る取組

令和元年(2019 年)6 月以降、逮捕又は勾留されている被疑者を裁判員裁判対象事件で取り調べる場合等においては、原則として、その全過程の録音・録画が義務付けられているほか、警察においては、逮捕又は勾留されている被疑者が知的障害、発達障害、精神障害等を有する場合は取組等においても、必要に応じて、録音・録画に努めることとしている。警察では、制度の趣旨を踏まえた適正かつ効果的な取組を推進している。

通信傍受の有効かつ適正な実施

通信傍受は、他の捜査手法のみでは困難な組織的犯罪の全容解明や真に摘発すべき犯罪組織中核の検挙に有用な捜査手法であることから、警察では、引き続き通信傍受法の定める厳格な要件・手続に従いつつ、通信傍受の有効かつ適正な実施に努めていくこととしている。

初動捜査における客観証拠の収集

事件発生時には、迅速・的確な初動捜査を行い、犯人を現場やその周辺で逮捕し、又は現場の証拠物や目撃者の証言等を確保することが、犯人の特定や犯罪の立証、更には事件の連続発生防止のために極めて重要である。都道府県警察では、機動的な初動捜査を行うため、機動捜査隊(機動鑑識隊(班)、現場科学検査班等)を設置し、事件発生後、これらの部隊等が直ちに現場に臨場して迅速な客観証拠等の収集を行うことを徹底している。

国民からの情報提供の促進

警察では、犯罪捜査に不可欠な国民の理解と協力を得るため、国民に対し、都道府県警察等のウェブサイトや SNS をはじめとする様々な媒体を活用して、聞き込み捜査に対する協力、事件に関する情報の提供等を広く呼び掛けている。また、必要に応じて、被疑者の発見、検挙及び犯罪の

再発防止を目的として、被疑者の氏名、画像、映像等を公表することにより、積極的に国民の協力を求める公開捜査を行っている。

さらに、警察庁では、平成 19 年度から、広く国民から重要凶悪犯罪等の被疑者検挙に資する情報の提供を受けるため、公的懸賞金制度である捜査特別報奨金制度を導入し、警察庁ウェブページ等で対象となる事件等について広報している。

犯罪者の見逃し防止への取組

適正な死体取扱業務を推進して犯罪者の見逃しを防止するため、検視官¹⁹を現場に臨場させるとともに、死体取扱業務に携わる警察官に対する教育・訓練の充実を図っている。

また、体液又は尿中の薬毒物の有無を確認することが可能な簡易検査キットや、現場の映像等を送信して検視官によるリアルタイムの確認等を可能とする映像伝送装置の整備・活用も行っている。これらの資機材を効果的に活用することに加え、CT、MRI 等による死亡時画像診断も積極的に活用しながら、死因・身元調査法に基づく調査、検査等の措置を的確に実施するとともに、必要な解剖を確実に実施するよう努めている。

鑑密かつ適正な捜査の徹底

被疑者を検挙し、事案の真相を明らかにするため、法と証拠に基づく鑑密かつ適正な捜査の徹底を図っている。

① 的確な捜査指揮・管理の徹底

取調べに過度に依存することのない適正な捜査を推進するため、事件の全容を把握した上で適切な捜査方針の樹立、事件の性質に合わせた組織的捜査の推進等、捜査幹部による的確な捜査指揮に努めている。

このため、捜査幹部や捜査業務を担う捜査員に対し、客観証拠の確実な収集、証拠の価値の適正な評価、先入観を排した裏付け捜査の徹底等について指導を行っているほか、警察庁や都道府県警察本部による巡回業務指導等を警察署において実施し、証拠品や捜査書類の管理をはじめとする捜査管理に関する指導を継続的に行っている。

② 教育・訓練の実施

警察官の採用時や昇任時の機会を捉えて適正捜査に関する入念な指導教育を行っているほか、警察大学校、管区警察学校等において適正捜査をテーマとした専門的な教育や訓練を行うなど、個々の捜査員に至るまで、適正捜査が徹底されるよう、教育・訓練を充実させている。

③ 適正な取調べの徹底

「警察捜査における取調べ適正化指針」²⁰に基づく取調べの一層の適正化のための各種施策を推進している。

その一環として、警察大学校、管区警察学校等において、捜査員の適正な取調べについての見識の醸成、取調べの具体的な手法の習得等を図っているほか、熟練した捜査員等による技能指導を行うなど、若手捜査員の取調べ技能の向上に努めている。

¹⁹ 検視官：原則として、刑事部門における 10 年以上の捜査経験又は捜査幹部として 4 年以上の強行犯捜査等の経験を有する警視の階級にある警察官で、警察大学校における法医学専門研究科を修了した者から任用される死体取扱業務の専門家

²⁰ 警察捜査における取調べ適正化指針：平成 19 年 11 月、警察捜査における取調べの一層の適正化を推進するため、国家公安委員会によって決定された「警察捜査における取調べの適正化について」に基づき、警察庁において、警察が当面取り組むべき施策を取りまとめたもの。

また、平成 21 年 4 月以降、取調べの一層の適正化に資するため、警察庁及び都道府県警察本部の総務又は警務部門に設置された被疑者取調べの監督業務を担当する所属の職員が、取調べの状況の確認、調査等必要な措置を行っている。

捜査技能の伝承

近年、捜査の現場における世代交代が進んでいる中、特に地域の治安に責任を持つ警察署において、捜査経験が豊富な捜査員が減少しており、犯罪の捜査に必要な不可欠な捜査技能の伝承が課題となっている。

従来、捜査技能については、先輩や上司のやり方を見習わせ、実際に何度も経験させてみなど、捜査経験が豊富な捜査員が共同して捜査に当たるオンザジョブトレーニングの方法により伝承されてきたが、警察捜査において新たな捜査手法や最先端の科学技術を活用した捜査が必要となっていくことや、捜査員の世代交代が急速に進んでいることなどから、従来の方法のみでは捜査技能の伝承が困難となっている。

警察では、犯罪の捜査に必要な不可欠な捜査技能が体系的に伝承されるようにするとともに、新たな捜査手法等の習得にも万全を期するため、各種取組を進めている。

① 将来の警察組織を担うにふさわしい刑事捜査員等の育成

新たな捜査手法や最先端の科学技術を活用した捜査は、全ての捜査員が実際の事件で経験することができないわけではない、他方、こうした捜査手法等が必要となる事件は、時間や場所を問わず発生し得るものである。警察では、各捜査員の捜査技能の更なる向上を図るため、様々な教育訓練の場において、仮想的な事件の模範的捜査を通じて、防犯カメラ画像、DNA 型鑑定資料等の客観証拠の収集方法を含む様々な捜査手法を体験させるなどしている。

② 警察庁指定広域技能指導官制度

警察庁では、平成 6 年から警察庁指定広域技能指導官制度の運用を開始し、卓越した専門技能又は知識を有する警察職員を警察庁長官が指定し、その職員を警察全体の財産として、都道府県警察の枠を越えて広域的に指導官として活用している。

令和 6 年 4 月 15 日現在、全国警察において、222 人の警察職員が情報分析、強行犯捜査、性犯罪捜査、窃盗犯捜査、乗物事犯捜査、鑑識等の各分野で広域技能指導官に指定され、各都道府県警察職員に対して警察活動上必要な助言や実践的指導を行うとともに、警察大学校、管区警察学校等において講義を実施している。

犯罪インテラ対策の推進

犯罪インテラとは、犯罪を助長し、又は容易にする基礎のことをいい、本人確認書類を偽造して携帯電話やクレジットカード等の契約をするなどその行為自体が犯罪となるもののほか、それ自体は合法であっても、特殊詐欺等の犯罪に悪用されている各種制度やサービス等がある。

犯罪インテラに関連する情報を広範に収集・分析をし、関係事業者等との連携を強化することによって、犯罪インテラの解体等を図るとともに、関係事業者が提供するサービス等に關する捜査に必要な情報を適時かつ円滑に確保することができるようにより、迅速かつ的確な捜査に資する捜査環境（捜査インテラ）を構築するための取組を推進している。

警察庁においては、関係機関・団体等と連携し、技術の発展等に伴う新たな制度やサービス等が犯罪に悪用されることの防止・解消するための取組を推進している。

【科学技術の活用】※

DNA 型鑑定

DNA型鑑定とは、ヒト身体組織の細胞内に存在するDNA(デオキシリボ核酸)²¹の塩基配列を分析することによって、個人を高い精度で識別する鑑定法である。

① 警察におけるDNA型鑑定 警察で行っているDNA型鑑定は、主に、STR型検査法と呼ばれるもので、STRと呼ばれる特徴的な塩基配列の繰り返し回数に個人差があることを利用し、個人を識別する検査法である。

② DNA型鑑定の犯罪捜査への活用 DNA型鑑定は、殺人事件等の凶悪事件のほか、窃盗事件等の身近な犯罪の捜査にも活用されている。

また、警察では、被疑者から採取した資料から作成した被疑者DNA型記録及び犯人が犯罪現場等に遺留したと認められる資料から作成した遺留DNA型記録をデータベースに登録し、未解決事件の捜査をはじめとする様々な事件の捜査において犯人の割り出しや余罪の確認等に活用している。

③ 身元確認のためのDNA型鑑定の活用 身元不明死体の身元確認及び特異行方不明者²²の速やかな発見に活用するため、身元不明死体に関する資料から作成した変死者等DNA型記録及び死体DNA型記録並びに特異行方不明者本人、その実子、実父又は実母に関する資料から作成した特異行方不明者等DNA型記録をデータベースに登録している。

デジタルフォレンジック²³

電磁的記録は、犯罪捜査において重要な客観証拠となる場合がある一方で、消去、改変等が容易であるため、これを犯罪捜査に活用するためには、適正な手続により解析・証拠化することが重要である。

デジタルフォレンジックを活用し、電子機器等から電磁的記録を抽出した上で、文字や画像等の人が認識できる形に変換するという電磁的記録の解析を行っている。

また、近年、新たな電子機器や情報通信サービスが次々と登場し、電磁的記録の解析が一層困難になる中で、最新の技術を有する民間企業や研究機関との技術協力を推進し、技術情報を継続的に収集するとともに、国内外の関係機関・団体等との連携を強化し、電磁的記録の解析に係るノウハウや技術の蓄積に努めている。

指掌紋自動識別システム

指掌紋は、「万人不同」かつ「終生不変」の特性を有し、個人を識別するための資料として極めて有用であることから、明治44年(1911年)に警視庁において指紋制度が導入されて以来、現在に至るまで、犯罪の捜査に欠かせないものになっている。

警察では、被疑者から採取した指掌紋と犯人が犯罪現場等に遺留したと認められる指掌紋をデータベースに登録して自動照合を行う、指掌紋自動識別システムを運用し、犯人の割り出し、余罪の確認等に活用している。

防犯カメラ画像等の活用

防犯カメラ画像等は、被疑者の特定や犯行の立証に有効であることから、事件関係者の足取りの確認、防犯カメラ画像等を公開しての追跡捜査等、警察捜査における様々な場面で活用されている。防犯カメラ画像等の分析結果から被疑者の検挙に結び付いた事件の中には、被害者と全く認識がないう被疑者による偶発的な犯行によるものもあり、防犯カメラ画像等は、警察捜査に欠かせないものとなっている。

① 防犯カメラ画像等の迅速な収集・分析

防犯カメラ画像等が記録されているハードディスク等の記録媒体は、一定期間を過ぎるとデータが上書きにより消去されるものが多い、データが上書きにより消去されるまでの期間は、防犯カメラが設置されている施設や機種ごとに異なるが、数日程度と短いものもある。そのため、警察が事件を認知し、防犯カメラ画像等の入手を試みた時点で、捜査に必要な部分のデータが上書きにより残っていないという場合も少なくない。また、防犯カメラ画像等の中には記録の抽出等に技術的な困難を伴うものもある。

警察では、事件発生後、迅速に防犯カメラ画像等の収集・分析をするための体制の構築を進めている。

② 防犯カメラ画像等の解析

警察で収集した防犯カメラ画像等は、録画装置の性能や撮影条件等により画像が不鮮明な場合があり、分析に支障を来すことがある。

警察では、画像を鮮明化するための技術開発を進めており、これらの技術を駆使して防犯カメラ画像等の解析を行い、犯人の特定や追跡等に役立てている。

犯罪関連情報の総合的な分析

警察では、従来のシステムが集約・統合された警察共通基盤を運用し、様々な犯罪関連情報の一元的な管理と総合的な分析を行っている。警察共通基盤では、犯罪発生状況のほか、犯罪手口、犯罪統計等の犯罪関連情報を地図上に表示し、その他の様々な情報とも組み合わせることで、犯罪の発生場所、時間帯、被疑者の特徴等を推定することが可能であり、警察共通基盤を活用した的確な捜査指揮や効率的な捜査の支援を行うことで、事件解決に役立てている。

自動車ナンバー自動読取システム

自動車盗をはじめとする多くの犯罪では、犯行や逃走に自動車が運用されていることから、被疑者の早期検挙を果すためには、車両ナンバーに基づいて当該車両の発見・捕獲をすることが効果的である。このため、警察庁では、通過する自動車のナンバーを自動的に読み取り、手記車両のナンバーと照合する、自動車ナンバー自動読取システムの整備に努めている。

プロファイル²⁴

プロファイルとは、犯行現場の状況、犯行の手段、被害者等に関する情報や資料を、統計データや心理学的手法等を用い、また、警察共通基盤を活用して分析・評価をすることにより、犯行の連続性の推定、犯人の年齢層、生活様式、職業、前歴、居住地等の推定や次回の犯行の予測を行うものである。

プロファイルは、連続して発生している性犯罪、窃盗、放火、通り魔事件等、犯行状況に関する情報量の多い事件や犯人の行動の特徴がつかみやすい事件において、特に効果が期待される。

警察では、より高度で効率的な捜査を推進するため、捜査員がプロファイル担当者や情報の共有・連携をし、聞き込み捜査等の従来の捜査の結果と科学的見地に基づくプロファイルによる推定結果の双方から、犯人像の推定等を行っている。また、プロファイルには、行動科学や

²¹ DNA:細胞核に存在する23対46本の染色体を構成する物質の一つで、長いらせんのごとく(二重らせん)の構造をしている。
²² 特異行方不明者:犯罪や事故等に巻き込まれ、生命又は身体に危険が生じているおそれ等のある行方不明者
²³ デジタル・フォレンジック:犯罪の立証のための電磁的記録の解析技術及びその手続

統計分析に関する専門的知識が求められることから、警察庁では、全国警察の捜査員及び科学捜査研究所で勤務する職員に対し、科学警察研究所による研修を実施するなどして、ソフトウェアプログラムの育成を図る一方、全国警察における分析結果の集約、検証等を通じて分析技術の高度化について研究を進めている。

【人身安全関連事案の対策】

ストーカー事案・配偶者からの暴力事案等への対策 ※

①迅速かつ的確な対応の徹底
これらの事案は、恋愛感情のもつれ等の私的な人間関係に起因する事案であり、情報技術の進展等を背景としたコミュニケーション手段の変化や対人関係の多様化等により、被害の実態がつかみづらく、潜在化しやすい事案である一方で、加害者の被害者に対する執着心や支配意識が非常に強いものが多く、被害者に対して強い危害意思を有している場合には、被害されることを顧みず大胆な実行に及ぶこともあるなど、事態が急展開して重大事件に発展するおそれが大いものである。警察では、都道府県警察本部において、事案の認知の段階から対応の段階に至るまで、警察署への指導・助言・支援を一元的に行う生活安全部門と刑事部門を統合した体制を構築し、被害者等の安全の確保を最優先に、ストーカー規制法、配偶者暴力防止法等の関係法令を駆使した加害者の検挙等による加害行為の防止、被害者等の保護措置等、組織的な対応を推進している。

②関係機関・団体と連携したストーカー対策
ストーカー事案に対し実効性のある対策を行うためには、社会全体での取組が必要であることから、警察庁では、平成 27 年 3 月にストーカー総合対策関係府庁会議が策定した「ストーカー総合対策」(令和 4 年 7 月改訂)、令和 2 年 12 月に閣議決定された「第 5 次男女共同参画基本計画」等に基づき、関係機関・団体と連携して、被害防止のための広報啓発、加害者に関する取組等を推進している。警察においては、平成 28 年度から、加害者への対応方法やカウンセリング・治療の必要性について地域精神科医等から助言を受け、加害者に受診を勧めするなど、地域精神科医療機関等との連携を推進している。

③ソーシャルメディア等への対策
インターネットやスマートフォン等の普及に伴い、画像情報等の不特定多数の者への拡散が容易になったことから、交際中に撮影した元交際相手の性的画像等を撮影対象者の同意なくインターネット等を通じて公表する行為(ドメインゾーニング)により、被害者が長期にわたる回復困難な精神的苦痛を受ける事案が発生している。警察では、このような事案について、被害者の要望を踏まえつつ、違法行為に対して厳正な取組を行うとともに、プロバイダ等の事業者と連携し、公表された私事性的画像記録の流通・閲覧防止のための措置等の迅速な対応を講じている。また、広報啓発活動等を通じて、被害の未然防止を図っている。

児童虐待防止対策

①児童の安全確保を最優先とした対応の徹底
警察では、児童虐待が疑われる事案を認知した際には、警察署長及び本部対応体制に連絡することとしており、本部対応体制においては警察署に対する指導・助言等の支援を行っている。また、虐待を受けたと思われる児童については、児童相談所に対して、確実に児童虐待防止法に基づき通告を実施し、一時保護等の対応をとるよう求め、児童相談所に対して、児童虐待が疑われる事案については、通告に至らない場合であっても、児童相談所に対して、児童の身体状況や保護者に対する対応等を客観的かつ具体的に情報提供することとしている。

②迅速かつ的確な捜査の遂行

児童相談所への通告と並行して、事案に応じて厳正な捜査を行い、事件化する場合には、必要な捜査ができる限り速やかに行い、捜査を契機とした児童の安全確保を図っている。

③児童の安全確保に向けた関係機関との連携の強化
(児童相談所との連携)
警察では、児童相談所からの援助要請²⁴に基づいて、児童相談所職員による児童の安全確認、一時保護等に警察官が同行し、児童相談所と連携した児童の安全確認及び安全確保に努めている。
また、児童相談所との合同研修を実施しているほか、児童相談所を設置する自治体からの要請に応じて、児童相談所における警察 OB 等の配置への協力を実施している。

(学校・教育委員会との連携)
警察では、通告等の対応に関して保護者から威圧的な要求や暴力の行使が予想される場合等において、学校・教育委員会と連携して対応している。
(要保護児童対策地域協議会を活用した関係機関との連携)
警察では、自治体からの要請に基づいて、要保護児童対策地域協議会²⁵に構成員として参画し、関係機関との間で児童虐待事案の情報共有等を行っている。

④被害児童に対する配慮及び支援
児童虐待が疑われる事案では、関係機関との緊密な連携の下、これらの代表者が被害児童からの聴取を行なうなど、被害児童の負担軽減及びその供述の信用性の担保に配慮して対応しているほか、児童に対するカウンセリング等の支援を実施している。
⑤警察における対応力の強化
警察では、児童虐待の早期発見等に資する教育訓練を徹底するとともに、都道府県警察本部に、児童相談所等関係機関との連携や、児童虐待事案における専門的対応に関して警察職員への指導等を行う「児童虐待対策官」を設置するなど、警察における児童虐待への対応力の強化を図るための取組を推進している。

認知症に係る行方不明者への対策

令和 5 年中的認知症に係る行方不明者届の受理件数は 1 万 9,039 件であり、統計をとり始めた平成 24 年以降、増加を続けている。
警察では、認知症に係る行方不明者の特性を踏まえ、地域における認知症高齢者等の見守りネットワークの効果的な活用や、関係機関・団体等と緊密に連携した行方不明者発見活動を推進している

【子供の安全を守るための取組】

子供を犯罪から守るための取組
①子供が被害者となる犯罪

²⁴ 児童相談所からの援助要請：児童虐待防止法第 10 条において、児童相談所長は、児童の安全確認又は一時保護を行う場合において、必要に応じて警察署長に援助を求め、とができることとされている。
²⁵ 要保護児童対策地域協議会：児童福祉法第 25 条の 2 において、地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される要保護児童対策地域協議会を置くよう努めなければならないとされている。

13歳未満の子供が被害者となった刑法犯の認知件数(以下「子供の被害件数」という。)の罪種のうち、認知件数に占める子供の被害件数の割合が最も高い罪種は「略取誘拐」であり、令和5年中は38.8%(認知件数526件のうち204件)であった。

②子供の生活空間における安全対策
(学校や通学路の安全対策)

「登下校防犯プログラム」(平成30年6月登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議決定)に基づき、警察では、子供が被害者となる犯罪を未然に防止し、子供が安心して登下校をすることができるよう、教育委員会・学校、自治体、保護者、見守りに関わる地域住民等と連携し、通学路や登下校時の集会所等の点検を実施するとともに、こうした場所への重点的な警戒・ポイントを実施しているほか、スクリーンポーターを学校へ派遣している。また、防犯ボランティア団体、事業者等の多様な担い手と連携した子供の見守り活動を行うなど、学校や通学路等における子供の安全確保に係る各種の取組を推進している。

このほか、令和5年3月、埼玉県内において、刃物を持った少年が学校に侵入し、教員に対して切付けける事件が発生したことを受け、文部科学省において、不審者の学校侵入防止対策を強化することとされたことから、警察においても、安全対策に關して、教育委員会・学校に指導・助言をするなど、学校安全の確保に向けた対策の支援等を行っている。

(被害防止教育の推進)

警察では、子供に犯罪被害を回避する能力等を身に付けさせるため、小学校等において、学年や理解度に応じ、紙芝居、演劇、ロールプレイング方式等により、危険な事案への対応要領等について子供が考えながら参加・体験ができる防犯教室、地域安全ワークショップ作成会等と関係機関・団体と連携して開催している。また、教職員に対しては、不審者が学校に侵入した場合の対応要領の指導等を行っている。

(情報発信活動の推進)

警察では、子供が被害に遭った事案等の発生に関する情報を子供や保護者に対して迅速に提供することができるよう、警察署と教育委員会、小学校等との間で情報共有体制を整備するとともに、青森県警察防犯アプリ「まもりん」を活用した情報発信を行うなど、地域住民に対する情報提供を実施している。

(ボランティアに対する支援)

警察では、「子供110番の家」として、危険に遭遇した子供の一時的安全な保護と警察への通報等を行うボランティアに対し、対応マニュアル等を配布するなどの支援を行っているほか、防犯ボランティア団体が行う見守り活動に関する指導や合同パトロールを実施するなど、自主防犯活動を支援している。

③子供女性安全対策班による活動の推進(本県に対策班はない。)

①子供対象・暴力的性犯罪被害者等の再犯防止措置制度の運用
警察では、16歳未満の子供を被害者とした不同意いせつ等の暴力的性犯罪で服役して出所した者について、法務省から情報提供を受け、都道府県警察において、その所在確認を実施しているほか、必要に応じて当該出所者の同意を得て面談を行うなど、再犯防止に向けた措置を講じている。

いじめ事案への対応

警察では、いじめ防止対策推進法の趣旨に基づき、少年相談活動やスクールポーターの学校への訪問活動等により、いじめ事案の早期把握に努めるとともに、把握したいじめ事案の悪質性、重大性及び緊急性、いじめを受けた児童生徒(以下「被害児童等」という。)²⁶⁾及びその保護者の意向、学校等の対応状況等を踏まえ、学校等と緊密に連携しながら、必要な対応を行っている。

「いじめ」に関する基本的な考え方について、下図のように示している。



少年²⁷⁾の福祉を害する犯罪への対策と有害環境対策

警察では、福祉犯²⁸⁾の取締り、被害少年の発見・保護、インターネット上の違法情報・有害情報の把握等をはじめ、少年を取り巻く有害環境対策を推進している。特に児童買春、児童ポルノの製造等の子供の性被害²⁹⁾に係る対策については、令和4年5月に犯罪対策関係会議において策定された「子供の性被害防止プラン(児童の性的搾取等に係る対策の基本計画)2022」に基づき、関係機関・団体等と連携して以下の取組を推進している。

²⁶⁾ いじめ:平成28年6月に制定された「いじめ防止対策推進法」第2条に定める「児童等」に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対応となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

²⁷⁾ 少年:20歳未満の者

²⁸⁾ 福祉犯:少年の心身に有害な影響を与え、少年の福祉を害する犯罪をいう。例えば、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、児童福祉法違反(児童に淫行をさせる行為等)、労働基準法違反(年少者の危険有害業務等)等が挙げられる。

²⁹⁾ 性被害:児童に対する性的搾取(児童に対し、自己の性的好奇心を満たす目的又は自己若しくは第三者の利益を図る目的で、児童買春、児童ポルノの製造その他の児童に性的な被害を与える犯罪行為)を行うこと及び児童の性に対する目だり形態の営業を行うことにより児童福祉法第60条に該当する行為をすること並びにこれらに類する行為をすることをいう。)及びその助長行為(児童買春の助長、児童買春等目的の人身売買、児童の性に著目した形態の営業のための場所の提供、児童ポルノの提供を目的としたウェブサイトの開設等)をいう。

①少年の福祉を害する犯罪への対策
被害少年を早期に発見・保護するとともに、新たな被害を発生させないため、警察では、積極的な捜査を推進している。また、国民からの情報提供、インターネット・ホットラインセンター(HIC)³⁰⁾からの通報、街頭指導活動、サイバーパトロール等による端緒情報の把握に努めるとともに、情報分析、積極的な取締り等を推進している。

(児童ポルノ)

令和5年中の児童ポルノ事犯被害態様別でみると、児童が自らを撮影した画像に伴う被害が約4割を占めた。警察では、このような情勢を踏まえ、関係機関・団体と緊密な連携を図りながら、低年齢児童を狙ったグループや児童ポルノ販売グループによる悪質な事犯等に対する取締りの強化、国内サイバー管理者等に対する児童ポルノ画像の削除依頼、被害児童に対する支援等を推進している。

(SNSに起因する事犯)

SNSは、匿名で不特定多数の者に瞬時に連絡を取ることができる特性から、児童買春等の違法行為の「場」となっている状況がうかがえる。また、令和5年中、SNSに起因して犯罪被害に遭った児童の数は、1,665人と前年からは減少したものの、依然として高い水準で推移している。リアルタレントの利用の有無が判明した被害児童のうち約9割が被害時にソーシャルメディアを利用していた。このような状況を踏まえ、警察では、関係機関・団体等と連携し、保護者に対する啓発活動、児童に対する情報モラル教育、スマートフォンを中心としたリアルタレントの普及促進等の取組を推進している。また、SNS事業者に対し検挙事例等に関する情報を提供するなど、事業者による自発的な被害防止対策の実施を促進している。

②少年を取り巻く有害環境への対策

近年、繁華街等において、JKビジネス等の少年に有害な影響を与える悪質な営業が行われており、こうした営業に巻き込まれた少年が児童買春等の犯罪被害に遭うことが懸念されることから、警察では、各地域の美粧の把握に努めるとともに、これらの営業において稼働している児童等に対する指導、立ち直り支援等の取組を推進している。また、少年にとつて有害な商品等を取り扱う店等に対して、少年の健全育成のための自主的措置が促進されるよう指導・要請を行うなど、有害環境対策を推進している。警察では、時代とともに有害環境が変遷していることを踏まえ、現状に応じた対策を推進することとしている。

少年の犯罪被害への対応

警察では、犯罪の被害に遭った少年に対し、警察本部に設置された少年サポートセンター等に所属する少年輔導職員³¹⁾を中心として、カウンセリング等の継続的な支援を行うとともに、大学の研究者、精神科医、臨床心理士等の専門家に被害少年カウンセリングプログラム³²⁾を委嘱し、支援を担当する職員が専門的な助言を受けられるようにしている。

【国民の財産を狙う事犯への対策】

³⁰ インターネット・ホットラインセンター：一般のインターネット利用者等から違法情報や、重要犯罪密接関連情報、自殺原因等情報に関する通報を受理して、警察への通報、サイバー管理者への削除依頼等を行う。
³¹ 少年輔導職員：特に専門的な知識及び技能を必要とする活動を行わせるため、その活動に必要な知識と技能を有する警察職員(警察官を除く。)のうちから警視總監又は道府県警察本部長が命じた者で、少年の非行防止や立ち直り支援等の活動において、重要な役割を果たしている。令和6年4月1日現在、全国に820人の少年輔導職員が配置されている。

特殊詐欺³³⁾等への対策 ※

①特殊詐欺等の情勢

令和5年中の特殊詐欺の認知件数は、97件(前年比+58件)と急増した。特に、架空料金請求詐欺、金融商品詐欺の被害が急増し、同年中の被害額は、約3億4,500万円(前年比+約5,900万円)に上るなど、深刻な状況にある。

②「国民を詐欺から守るための総合対策」等に基づく対策の推進

令和6年6月に開催された犯罪対策関係会議において、詐欺手口の変化に応じ、官民一体となって推進する総合対策として「国民を詐欺から守るための総合対策」が決定され、特殊詐欺やSNS型投資・ロボアドバイザー詐欺等の犯罪から国民を守るための対策を推進することとされた。同対策に基づき、警察では、金融機関やコンビニエンスストア等と連携した各種被害防止対策、特殊詐欺に悪用される電話への対策等の犯行ツール対策及び効果的な取締り等を推進している。また、高い発信力を有する著名な方々で構成される「スマート・オレオレ詐欺47〜家族の絆作戦〜」プロジェクト(略称:SOS47)では、特殊詐欺等の被害に遭いやすい高齢者への働き掛けのみならず、社会全体における特殊詐欺等の被害防止対策の一層の浸透を自指し、デジタル空間も含めた多様な媒体を活用するなどして、被害防止に向けたメッセージを継続的に発信している。

侵入窃盗対策

侵入窃盗の認知件数は、ピーク時である平成14年(33万8,294件)以降減少傾向にあったが、令和5年中は4万4,228件と、前年より増加した。警察庁、経済産業省、国土交通省及び建物部品関連の民間団体から構成される「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」では、平成16年4月から、侵入までに5分以上の時間を要するなど一定の防犯性能があると評価した建物部品(CP部品)を掲載した「防犯性能の高い建物部品目録」をウェブサイトで公表するなどして、CP部品の普及に努めて、侵入犯罪対策の広報啓発を推進している。

侵入強盗対策

侵入強盗の認知件数は、ピーク時である平成15年(2,865件)以降減少傾向にあったが、令和5年中は414件と、前年より増加した。警察では、コンビニエンスストアや金融機関等を対象とした強盗対策として、防犯体制、現金管理の方法、店舗等の構造、防犯設備等について基準を定め、警察官の巡回や機会を捉えた防犯訓練等を実施している。

自動車盗対策

警察庁、財務省、経済産業省、国土交通省及び民間19団体から構成される「自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクト」では、「自動車盗難等防止行動計画」(平成14年1月策定、令和4年12月改定)に基づき、イモビライザー等の盗難防止装置やアンパルト盗難防止装置等の普及促進、自動車の使用者に対する防犯指導、広報啓発等を推進している。こうした取組等の結果、ピーク時である平成15年(6万4,223件)以降、自動車盗の認知件数はおおむね減少傾向にあったが、令和5年中は5,762件と、令和3年から2年連続で増加した。

自転車盗対策

³³ 特殊詐欺：被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪(現金等を奪い取る恐喝及びイヤホン盗を含む。)の総称。
³⁴ イモビライザー：エンジンに埋め込まれた送信機から発するIDコードと、車両本体の電子制御装置にあらかじめ登録されたIDコードが一致しなければ、エンジンが始動しない電子式盗難防止装置

警察庁の要請を踏まえ、平成 12 年以降、業界団体において、不正開錠に強い錠の普及が促進されたことなどから、ピーク時である平成 13 年(52 万 1,801 件)以降、自転車盗の認知件数はおおむね減少傾向にあったが、令和 5 年中は 16 万 4,180 件と、令和 3 年から 2 年連続で増加した。警察では、引き続き関係機関・団体等と連携し、自転車の利用者に対して錠錠の励行や防犯登録の呼び掛けを行うなど、自転車の盗難防止及び被害回復に向けた取組を推進している。

万引き対策

万引きの認知件数は平成 22 年以降減少傾向にあったが、令和 5 年中は 9 万 3,168 件と、前年より増加し、刑法犯認知件数に占める万引きの認知件数の割合は 13.2%と高い水準にある。また、万引きの被害人員全体に占める 65 歳以上の高齢者の割合は高い水準にあり、令和 5 年中は 40.9%であった。

近年、一部の外国人が窃盗グループを形成し、海外にいる言談者からの指示により、国内にいる実行役が化粧品や医薬品、衣料品等を大量に万引きするとともに、万引きした商品を海外で販売するために、盗品回収役の業者が当該商品を輸出するといった組織的犯行に及んでいる例も見受けられる。

警察では、万引きを許さない社会気運の醸成や規範意識の向上を図るため、関係機関・団体等と連携した広報啓発を行うなど、社会を挙げた万引き防止に向けた取組を推進している。

ひったくり対策

ひったくりの認知件数は、ピーク時である平成 14 年(5 万 2,919 件)以降、おおむね減少傾向にあり、同年から令和 5 年にかけて 5 万 2,368 件(99.0%)減少した。一方、ピーク時の平成 14 年中にひったくりの検挙人員全体の 69.3%を占めていた 14 歳から 19 歳までの検挙人員は大きく減少している(ひったくりの検挙人員全体の減少数への寄与率³⁴⁾は 71.5%)。これらの要因を一概に断定することは困難であるが、街頭防犯カメラの設置や街頭防犯活動等、官民一体となった取組が効果を上げていることや、少年の人口が減少していることなどが考えられる。一方で、身近な場所が発生する犯罪であるひったくりは、依然として国民に不安を与えていることから、警察では、ひったくり事件の発生状況や手口を分析して、ひったくりの被害防止に効果のあるかばんの携行方法や通行方法等について広報啓発を行っているほか、関係機関・団体等と協力し、自転車用のひったくり防止カバー等の普及を促進するなどしている。

金属盗³⁵⁾対策

金属盗の認知件数は、統計をとり始めた令和 2 年以降増加傾向にあり、令和 5 年中は 57 件であった。太陽光発電施設における金属ケーブルを対象とした金属盗の発生はなかったものの、全国の発生状況からして今後の増加が見込まれる。県警察では、組織的窃盗・盗品流通事犯の可能性を念頭において初動捜査の徹底や県警本部内及び他県警察との積極的な情報共有のほか、県内のサイクル業者と情報交換する体制を整備している。

悪質商法事犯対策

①利殖勧誘事犯³⁶⁾

³⁴ 寄与率：データ全体の变化を 100 とした場合に、構成要素となるデータの变化の割合を示す指標

³⁵ 金属盗：被害物が金属類(銅板、銅線、溝蓋、ペンホル等)に係る窃盗

³⁶ 利殖勧誘事犯：出資法、金融商品取引法、無罪連鎖鎖の防止に関する法律等の違反に係る事犯。捜査の結果、詐欺に当たるものも含まれる。

令和 5 年中は、集団投資スキーム(ファンド)に関連した事犯³⁷⁾の検挙が目立った。利殖勧誘事犯では、被害者が被害に遭ってから気付くまでに時間を要するケースが多いことから、警察では、同事犯の被害拡大防止のため、早期の事件化を図るとともに、犯罪に利用された預貯金口座の金融機関への情報提供等を推進しており、令和 5 年中は同事犯に関する情報提供を 516 件実施した。

②特定商取引等事犯³⁸⁾

令和 5 年中の検挙事件を類型別にみると、訪問販売に関連した事犯の検挙が目立った。特定商取引等事犯では、被害者が被害に遭っていることに気付いたとしても、被害者自身で解決しようとして届出までに時間を要する場合もみられることから、警察では、ウェブサイトを通じて警察や関係機関への早期の相談を呼び掛けている。

通信偽造犯罪対策

近年は、高性能のプリンタ等で印刷された偽造日本銀行券が多数発見されているほか、精巧に偽造された日本銀行券が海外から日本国内へ大量に持ち込まれる事案が発生している。警察庁では、財務省、日本銀行等と連携して、ボスターやウェブサイトで偽造日本銀行券が行使された事例や偽造通貨を見破る方法を紹介するなどして、国民の注意を喚起している。

カード犯罪対策

警察では、早期検挙のため捜査を徹底するほか、口座名義人からキャッシュカード等の盗難・紛失等の届出があった場合にカードの利用停止を促すなど、被害の拡大防止に努めている。

ヤミ金融事犯対策

無登録・高金利事犯の検挙事件数及び検挙人員は減少傾向にあるが、クレジットカードジョブドングリ格差化の手法やいわゆる先払い・買取現金化の手法等の巧妙な手法による犯罪が発生している。また、貸金業に関連した犯罪収益移転防止法違反、詐欺、携帯電話不正利用防止法違反等に係る事犯(ヤミ金融関連事犯)については前年より増加している。

なお、無登録・高金利事犯のうち、携帯電話や預貯金口座を利用して非対面で取付されるものについては、令和 5 年中は、検挙事件数の 23.2%、検挙人員の 33.7%を占めている。また、暴力団が関与した事犯の割合は、14.3%であった。警察では、ヤミ金融事犯に利用された預貯金口座の金融機関への情報提供、レンタル携帯電話等の解約に関する事業者への要請等の総合的な対策を行っており、令和 5 年中の同事犯に関する金融機関への情報提供件数は 9,053 件、レンタル携帯電話事業者への解約要請件数は 745 件であった。

知的財産権侵害事犯対策

①商標権侵害事犯³⁹⁾及び著作権侵害事犯⁴⁰⁾

³⁷ 集団投資スキーム(ファンド)に関連した事犯：出資者から集めた資金を有価証券や事業への投資等で運用し、生じる利益を配分する仕組みを商材とする事犯

³⁸ 特定商取引等事犯：訪問販売、電話勧誘販売等で事実と異なることを告げるなどして商品の販売や役務の提供を行う悪質商法。具体的には、訪問販売等の特定商取引を規制する特定商取引法違反及び特定商取引に

関連する詐欺、恐喝等に係る事犯

³⁹ 商標権侵害事犯：商標法違反に係る事犯

⁴⁰ 著作権侵害事犯：著作権法違反に係る事犯

偽ブランド事犯等の商標権侵害事犯及び海賊版事犯等の著作権侵害事犯においては、インターネットを利用して侵害行為が行われる場合が多いことから、警察では、サイバーバトル等による端緒情報の把握に努めている。

また、不正商品対策協議会⁴¹⁾の活動への参加をはじめ、権利者等と連携した知的財産権の保護及び不正商品の排除に向けた広報啓発活動を推進している。

②営業秘密侵害事犯⁴²⁾

営業秘密侵害事犯については、令和5年中、26事件、42人を検挙した。

警察では、各都道府県警察で指定された営業秘密保護対策官が、営業秘密の侵害に係る相談への対応や、事件化する場合の捜査等について、第一線たる警察署の捜査員等に必要な指導を行うことなどにより、警察における対応能力の一層の向上を図っているほか、被害の早期届出の必要性について企業に啓発するための取組を推進している。

【サイバー事案への対策】※

不正アクセス対策

不正アクセス行為の犯行手口の分析に基づき、関係機関等とも連携し、広報啓発等の不正アクセスを防止するための取組を実施しているほか、不正アクセス行為による被害防止のための広報啓発に資することを目的として、毎年、民間企業や行政機関等に対する「不正アクセス行為対策等の実態調査」⁴³⁾及び「アクセス制御機能に関する技術の研究開発状況等に関する調査」⁴⁴⁾を行っている。

インターネットバンキングに係る不正送金事犯への対策

インターネットバンキングに係る不正送金事犯に対し、関係機関と連携したインターネット被害者の実態把握や、フィッシングサイトに関する分析及び関係事業者への照会等、早期の実態解明と必要取組の推進している。

また、警察では、一般財団法人日本サイバー犯罪対策センター（JC3）⁴⁵⁾等との間における官民連携の枠組みも活用して把握したフィッシングサイトの情報をウイルス対策ソフト事業者等に提供するなど、積極的な被害防止対策を推進している。このほか、令和4年（2022年）7月から8月にかけてSIMスワップ⁴⁶⁾による不正送金事犯が増増した状況踏まえ、令和4年9月、大手携帯電話事業者に対し、販売店における本人確認の強化についての要請を総務省と連携して行ったこと

⁴¹⁾ 不正商品対策協議会：不正商品の排除及び知的財産権の保護を目的として、知的財産権侵害に係る各種業界団体により設立された任意団体。警察庁等の関係機関と連携し、シンポジウムの主催や各種催物への参加を通じて、広報啓発活動、海外における不正商品販売の実態調査、海外の捜査機関や税関等に対する働き掛け等を行っている。

⁴²⁾ 営業秘密侵害事犯：不正競争防止法第21条第1項、第2項、第4項及び第5項に係る事犯

⁴³⁾ 不正アクセス行為対策等の実態調査：令和5年の調査は、同年8月22日から9月15日までの間に、市販のデータベースで掲載された企業、教育機関（国公立、私立の大学等）、医療機関、地方公共団体（県・市区町村等）、独立行政法人及び特殊法人から2,961件を無作為に抽出し、調査票を郵送で配布して実施した。電子メール又は郵送により、618件の回答を得た。

⁴⁴⁾ アクセス制御機能に関する技術の研究開発状況等に関する調査：令和5年の調査は、同年8月23日から9月15日までの間に、市販のデータベースに掲載された企業のうち業種分類が「情報・通信」、「サービス」、「電気機器」又は「金融」であるもの及び国公立・私立大学のうち理工系学部又はこれに準ずるものを設置するものから、1,844件を無作為に抽出し、調査票を郵送で配布して実施した。電子メール又は郵送により、214件の回答を得た。

⁴⁵⁾ JC3: Japan Cybercrime Control Center の略

⁴⁶⁾ SIMスワップ：実在する人物に代りまして店舗に来店し、本人確認資料として偽造した運転免許証等を用い、MNP（携帯電話番号が「タテマシ」又はSIMカードの再発行を行うことで、携帯電話番号を乗っ取る）

ろ、令和5年2月までに、各事業者において要請に基づき本人確認が強化された結果、令和5年上半期におけるSIMスワップによる不正送金事犯の被害が激減した。

インターネット上の違法情報・有害情報対策

①インターネット・ポッドキャスト等におけるサイバー・コントロールセンターの運用

警察庁では、一般のインターネット利用者等から違法情報や、重要犯罪密接関連情報⁴⁷⁾、自殺誘引等情報⁴⁸⁾に関する通報を受け、警察への通報、サイバー管理者への削除依頼等を行うインターネット・ポッドキャストセンター（IHCC）⁴⁹⁾を運用している。令和5年中、IHCCでは1,913件の違法情報削除依頼を行い、そのうち1,645件（86.0%）が削除されたほか、3,379件の重要犯罪密接関連情報の削除依頼を行い、そのうち2,411件（71.4%）が、6,609件の自殺誘引等情報の削除依頼を行い、そのうち3,851件（58.3%）が、それぞれ削除された。IHCCに通報された違法情報等の中には、外国のサイバーにそのデータが設置されているものがあるところ、このうち児童ポルノ⁵⁰⁾については、各国のポッドキャスト相互間の連絡組織であるINHOPEの加盟団体に対し、削除に向けた措置を依頼している。

また、警察庁では、インターネット上の重要犯罪密接関連情報等を収集し、IHCCに通報するサイバー・コントロールセンター（CPC）を運用している。CPCでは、令和5年9月、重要犯罪密接関連情報を自動収集してその該当性を判定するAI検索システムを導入し、サイバー・コントロールの高度化を図っている。

②インターネット・ポッドキャスト等における取組の強化

近年、著しく高額な報酬の支払いを示唆して犯罪の実行者を直接的かつ明示的に誘引等（募集）する情報（犯罪実行者募集情報）が、インターネット上に把握していることを踏まえ、「SNS上で実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺事案に関する緊急対策プロジェクト」（令和5年3月17日犯罪対策閣僚会議決定）では、この種の情報の排除に向けた更なる取組の推進が掲げられた。こうしたことを受け、令和5年9月、IHCC及びCPCにおいて取り扱う情報の範囲に犯罪実行者募集情報を追加した。

また、大手SNS事業者と個別に面談し、違法情報・有害情報に係る削除依頼への迅速な対応を要請するなど削除の実効性を確保するための取組を推進している。

③効果的な違法情報等の取組

警察では、サイバー・コントロール等により違法情報・有害情報の把握に努めるとともに、効果的な違法情報の取組及び有害情報を端緒とした取組を推進している。

また、合理的な理由もなす違法情報の削除依頼に応じないサイバー管理者については、検査を含む積極的な措置を講じることとしている。

ランサムウェア対策

警察では、ランサムウェア等による被害に関する警察への通報・相談を促進し、サイバー事案の潜在化を防止するとともに、捜査活動の効率化及び再発防止を図っている。

特に、国民生活に大きく影響を及ぼすおそれのある医療機関等における被害の未然防止及び拡大防止を図るため、医療機関等に対する講演や個別訪問等を実施している。

また、警察庁ウェブサイトにおいて、ランサムウェア事案の手口に関する情報等を公開し、被害の未然防止対策を講ずるよう注意喚起を行っている。

サイバー攻撃対策

⁴⁷⁾ 重要犯罪密接関連情報：拳銃薬液、爆発物製造、殺人・強盗の請負、闇バイト（犯罪実行者募集）、ストーカなど、個人の生命・身体に重大な危険を及ぼす犯罪を誘引・助長するインターネット上の情報。

⁴⁸⁾ 自殺誘引等情報：他人を自殺に誘引・助長する情報等。

サイバー攻撃に適切に対処するため、サイバー警察局、サイバー特別捜査部等と都道府県警察が緊密に連携して、迅速かつ的確な捜査を推進することとしている。また、サイバー攻撃を受けたコンピュータやサイバー攻撃に使用された不正プログラムを解析し、その結果や犯罪捜査の過程で得た情報等を総合的に分析するなどして、攻撃者及び手口に関する実態解明を進めており、これらの情報等は、被害の未然防止・拡大防止に向けた取組のほか、サイバー攻撃の攻撃者を公表し、非難することでサイバー攻撃を抑制する、いわゆるパブリック・アクトビュレーションにも活用されている。

【技術支援と解析能力の向上】

サイバーフォースの役割

警察では、深刻化するサイバー事案に対処するため、攻撃の対象となったサイバーセキュリティ上の弱い弱性に関する情報や、標的型メール攻撃等の犯行手口に関する情報等を、捜査活動及び事業者との情報交換を通じて把握・分析し、被害の未然防止及び拡大防止に努めている。近年のサイバー事案をみると、国家を背景に持つサイバー攻撃集団による高度な攻撃が引き継ぎ発生しているほか、新たな弱い弱性とその対策が日々発見されており、それに応じて用いられる手口も次々と変化している。

このような情勢に対処するため、警察では、都道府県警察のサイバー事案対策部門に技術的な面から支援を行う部隊であるサイバーフォースを、警察庁及び全国の情報通信部にそれぞれ設置している。サイバーフォースは、個々の重要インフラ事業者等に対する脅威情報の提供や助言、サイバーテロ対策協議会での講演、サイバー事案発生を想定した共同対処訓練を実施するなどして、官民連携の強化に努めている。また、サイバー事案発生時には、都道府県警察と連携し、被害状況の把握、被害拡大の防止、証拠保全等について技術的な緊急対応を行っている。さらに、警察庁のサイバーフォースセンターは、全国のサイバーフォースの司令塔の役割を担っており、サイバー事案発生時には被害状況の把握等を行う拠点として機能するほか、24時間体制でのサイバー事案の予兆・実態把握、標的型メールに添付された不正プログラムの解析、全国のサイバーフォースに対する指示等を行っている。

サイバー事案の予兆・実態等の把握

サイバーフォースセンターでは、サイバー事案の予兆・実態等を把握することを目的として、平成14年からリアルタイム検知ネットワークシステムを運用している。本システムでは、インターネット上にセンサーを設置し、当該センサーに対して送られてくる通信パケットを収集している。このセンサーは、外部に対して何らサービスを提供していないため、本来であれば外部から通信パケット⁴⁶が送られてくることはないことから、攻撃者が攻撃対象を探査する場合等に不特定多数のIPアドレスに対して無差別に送信される、通信パケットを観測することができる。この通信パケットを分析することで、インターネットに接続された各種機器の弱い弱性の探索行為、当該弱い弱性を悪用した攻撃、不正プログラムに感染したコンピュータの動向等、インターネット上で発生している各種事象を把握することができる。

本システムは、インターネット上で発生するDOS攻撃⁴⁷を早期に検知するDOS攻撃被害観測機能や、犯罪の温床となっているデータウェアの実態を把握するためにデータウェア上の情報を収集・分析する機能を備えており、インターネット上の事象の変化等に応じて機能の強化を行っている。

⁴⁶ 通信パケット：ネットワークを通して送信される際に分類されるデータのかたまりのことであり、各パケットには、送信先や送信元のIPアドレス等の情報が付加されている。

⁴⁷ Dos 攻撃：Denial of Service の略。特定のコンピュータに対し、大量のアクセスを繰り返すことにより、コンピュータのサービス提供を不可能にするサイバー攻撃

サイバーフォースセンターでは、本システムから得られる情報を用いて、24時間体制でサイバー事案の予兆・実態等を把握し、インターネット利用者がサイバー事案の危険性を正しく認識し、適切な対策を自主的に講じられるよう、分析結果を警察庁ウェブサイトに広く一般に公開している。

不正プログラムの解析

近年、標的型メールに添付された不正プログラムを用いたサイバー事案が発生しているほか、病院、発電所、化学プラント等の重要インフラの基幹システム等を標的としたランサムウェアを用いたサイバー事案が発生している。

警察庁では、不正プログラムの動作解析や攻撃手口の解明等に資する情報の収集・分析及び機械学習を活用した不正プログラム解析の高度化・効率化に取り組んでいる。

【構造的な不正事案への対策】

政治・行政をめぐる不正事案

令和元年から令和5年中は、青森県議会議員選挙における候補者らによる現金買収事件、公職選挙法違反事件、地方公共団体の長らによる官製談合防止法違反事件、贈収賄事件を検挙している。

このような事案は、直接の被害者がおらず、金品の受渡し等は密室で行われることが多いことから、通常は被害申告や目撃者の証言等が期待できず、端緒情報の把握や犯罪事実の立証は容易ではない。

警察では、このような事案に対し、端緒情報の把握に努めるとともに、不正の実態に忠じて様々な刑罰法令を適用するなどして、事案の解明を進めている。

経済をめぐる不正事案

令和3年中は、住宅販売事業者らによる住宅ローン融資詐欺事件、自動車部品販売会社営業員による背任事件、教材販売会社役員らによるリース契約を悪用した組織的詐欺事件を検挙している。

警察では、これらの金融・不良債権関連事犯、企業の経営等に係る違法事犯、証券取引事犯、財政侵害事犯その他国民の経済活動の健全性及び信頼性に重大な影響を及ぼすおそれのある犯罪の取締りを推進している。また、様々な投資名目で消費者等が被害に遭う詐欺事件等においては、被害者が多数・広域に及ぶ場合があることから、関係する都道府県警察が連携を図っている。

このような事案に対しては、対象となる企業等の財務実態の解明が不可欠であることから、都道府県警察においては、公認会計士や税理士等の専門的な知識を有する者を財務捜査官として採用し、その高度な技能を運用して事案の早期解明を図っている。

【国民の健康を害する事犯への対策】

保健衛生事犯⁴⁸対策

警察では、厚生労働大臣の承認を受けていない医薬品を広告・販売するなどの医薬品医療機器等法違反、無資格で美容施術を行う美容師法違反等の国民の健康被害に直結する保健衛生事犯の取締りを行っている。

⁴⁸ 保健衛生事犯：薬事関係事犯(医薬品医療機器等法違反、薬利師法違反等)、医事関係事犯(医師法違反、歯科医師法違反等)及び公衆衛生関係事犯(食品衛生法違反、狂犬病予防法違反等)

<p>食の安全に係る事犯⁵²対策</p> <p>警察では、食の安全に係る事犯の取締りを推進するとともに、関係機関との連携の強化に努めている。</p>	<p>【良好な生活環境の保持】</p> <p>風俗営業等の状況</p> <p>警察では、風営適正化法に基づき、風俗営業等に対して必要な規制を行っている。</p> <p>①風俗営業の許可数(営業所数)は、近年、継続的に減少している。</p> <p>②性風俗関連特殊営業の状況についてみると、近年、店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業及び映像送信型性風俗特殊営業の届出数は、ほぼ変わらず推移している。</p> <p>③深夜酒類提供飲食店営業の状況 深夜酒類提供飲食店営業の届出数は、近年、ほぼ変わらず推移している。</p> <p>④特定遊興飲食店営業の状況 特定遊興飲食店営業の許可数(営業所数)は、ほぼ変わらず推移している。</p> <p>売春事犯及び風俗関係事犯の現状</p> <p>①売春事犯 売春事犯の検挙件数及び検挙人員はいずれも増減を繰り返している。最近では、出会い系サイト⁵³を利用して、売春の周旋をする目的で、人を売春の相手方となるように誘引する事犯や、マッチング店を仮装して、不特定多数の男性客を相手に売春をさせる事犯がみられる。このほか、売春グループが、海外での売春を女性に勧めるといった事例もみられる。</p> <p>②風俗関係事犯 風営適正化法による検挙件数及び検挙人員は、近年減少傾向にあったが、令和 5 年中の検挙件数は 882 件、検挙人員は 1,029 人と、いずれも前年より増加した。また、わいせつ事犯に関しては、インターネットを利用して、わいせつな動画を販売する事犯やわいせつな画像情報が記録された DVD 等を販売する事犯がみられる。</p> <p>さらに、賭博事犯に関しては、いわゆるオンラインカジノを利用した賭博事犯がみられ、店舗の外に複数の監視カメラを設置する、見張り役の従業員を常時配置する、身分確認を行うと常連客以外の客を排除するなど、警察の取締りから逃れるための対策が巧妙化している。オンラインカジノを利用した賭博事犯のうち、自宅のパソコン等からアクセスして賭博を行うものについては、アクセス数の大幅な増加及びこれに伴う依存症の問題が強く指摘されており、警察</p>
--	--

⁵² 食の安全に係る事犯：食品衛生関係事犯(食品衛生法違反等)及び食品の産地等偽装表示事犯(不正競争防止法違反等)

⁵³ 出会い系サイト：面識のない異性との交際(以下「異性交際」といふ。)を希望する者(以下「異性交際希望者」といふ。)の求めに応じて、その異性交際に関する情報をインターネットを利用して公開し閲覧することができる状態に置いてこれを伝達し、かつ、当該情報の伝達を受けた異性交際希望者が電子メールその他の電気通信を利用して当該情報に係る異性交際希望者と相互に連絡することができるようにする役務を提供するウェブサービス

では、取締りを推進するとともに、広報啓発用ポスターや警察庁ウェブサイトを活用して、オンラインカジノを利用した賭博を行わないよう周知している。

人身取引事犯等への対策

①人身取引事犯の検挙・保護の状況
警察では、令和 4 年に政府が策定した「人身取引対策行動計画 2022」等に基づき、出入国在留管理庁等の関係機関と連携し、水際での取締りや悪質な雇用主、ブローカー等の取締りを強化し、被害者の早期保護及び国内外の人身取引(性的サービスや労働の強要等)の実態解明を図っている。また、関係国の大使館、被害者を支援する民間団体等と緊密な情報交換を行っているほか、被害者の早期保護のため、警察等に情報提供や被害申告をするよう呼び掛けるリーフレットを複数言語で作成し、これをウェブサイトに掲載するとともに、関係機関等を通じて周知するなどの取組を行っている。

さらに、人身取引事犯の被害者等による警察への通報を促すため、SNS の広告配信を活用した広報を実施している。令和 5 年中の人身取引事犯の検挙人員は 55 人であった。また、警察で保護した人身取引事犯の被害者は 57 人で、その国籍については、日本が約 9 割を占めており、日本人被害者の年齢は、18 歳未満が約 7 割を占めていた。

②アタリビデオ出演被害者問題への対策

アタリビデオ出演被害者問題に対し、警察では、各都道府県警察で指定された統括責任者を中核として、各種法令を適用した厳正な取締り、被害防止のための広報啓発、相談体制の充実等を推進している。

銃砲等及び刀剣類の適正管理と危険物対策

①銃砲等及び刀剣類の適正管理
令和 5 年末現在、銃刀法に基づき、都道府県公安委員会から 8 万 4,679 人が、16 万 9,489 丁の銃統及び空気銃の所持許可を受けている。令和 5 年中、申請を不許可等とした件数は 42 件、所持許可を取り消した件数は 41 件であった。また、クロスボルトにおいては、令和 5 年末現在、114 人(前年比+7 人)が 179 本(前年比+27 本)の所持許可を受けている。令和 5 年中、申請を不許可等とした件数は 2 件、所持許可を取り消した件数は 0 件であった。さらに、猟銃等の事故及び盗難を防止するため、毎年一斉検査を行うとともに、講習会等を通じて適正な取扱いや保管管理の徹底について指導を行っている。警察では、銃刀法を厳正に運用し、銃砲等及び刀剣類の所持許可の審査と行政処分を的確に行って不適格者の排除に努めるなど、銃砲等及び刀剣類による事件・事故の未然防止に努めている。

②危険物対策

火薬類や特定病原体等、放射性物質といった危険物の運搬に当たっては、火薬類取締法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、放射性同位元素等の規制に関する法律、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の規定に基づき、都道府県公安委員会にその旨を届け出ることとされている。警察では、これらの危険物が安全に運搬されるよう、関係事業者に対して事前指導や指示等を行うとともに、これらの危険物の取扱場所への立入検査等により、その盗難、不正流出等の防止に努めている。

【環境事犯対策】

廃棄物事犯⁵⁴

⁵⁴ 廃棄物事犯：廃棄物処理法違反に係る事犯

令和5年中の廃棄物事犯の検挙事件数の約5割を廃棄物の不法投棄事犯が占めている。警察では、環境行政部局との人的な交流や情報交換を引き続き行なうとし、廃棄物事犯の早期発見・早期検挙に努めている。

動物・鳥獣関係事犯⁵⁵

令和5年中の動物・鳥獣関係事犯の検挙事件数のうち、犬、猫等を殺傷するなどの動物虐待事犯⁵⁶は181事件(前年比+15事件(9.0%)増加)であり、前年と比べて増加した。また、違法に捕獲等した鳥獣を飼養するなどの鳥獣保護管理法違反や、希少動物を違法に取引するなどの種の保存法違反等も、引き続き検挙されている。

探偵業の状況

令和5年中の探偵業法での検挙件数は3件、行政処分件数は30件(営業停止0件、営業停止1件及び指示処分29件)であった。警察では、探偵業法に基づき、探偵業者の業務実態を把握し、違法行為に対しては厳正に対処するとともに、業界団体と連携の下、研修会等を通じて、探偵業務の運営の適正化を図っている。

(出所:「警察白書(令和6年版)」、加藤修正・削除部分は、青森県警察)

第4節. 全国及び青森県の交通安全対策と災害対策

第1項. 交通安全対策

交通事故分析に基づく交通指導取締り

交通事故の発生実態等を分析し、取締りを実施する時間、場所等の交通指導取締りに関する方針を策定した上で、計画的に取締りを実施するなどして交通事故抑止に資する交通指導取締りを推進している。

また、交通指導取締りの必要性について国民の理解を深めるため、最高速度違反に起因する交通事故の発生状況や地域住民からの要望等を踏まえた速度取締りに関する指針を策定し、速度取締りを重点的に実施する路線や時間帯をウェブサイ等により公表している。

悪質性・危険性・迷惑性の高い運転行為への対策

交通街頭活動を推進し、違法行為の未然防止に努めるとともに、無免許運転、飲酒運転、著しい速度超過、交差点間連行等の交通事故に直結する悪質性・危険性の高い違反及び駐車違反等の迷惑性の高い違反に重点を置いた取締りを推進している。

また、運転中に携帯電話等を使用することは重大な交通事故につながる恐れがあるため、危険な行為であることから、警察では、関係機関・団体等と連携し、運転者等に対して広報啓発を推進するとともに、携帯電話使用等の交通指導取締りを推進している。

さらに、妨害運転等の悪質・危険な運転行為を防止するため、交通指導取締りを強化するとともに、「思いやり・譲り合い」の気持ちを持った運転の必要性、ドライブレコーダーの有用性等について広報啓発等を推進している。

令和5年(2023年)中は、448万4,894件の道路交通法違反の取締りを行っている。

⁵⁵ 動物・鳥獣関係事犯:動物愛護管理法、鳥獣保護管理法違反等に係る事犯

⁵⁶ 動物虐待事犯:動物愛護管理法第44条違反に係る事犯

⁵⁷ 探偵業者:探偵業の届出数(営業所数)は7,027件(令和5年末現在)

使用者等の責任追及等

事業活動に関与した過労運転、過積載運転、放置駐車、最高速度違反等の違反やこれらに起因する交通事故事件について、警察では、運転者の取締りにとまらず、使用者に対する指示や自動車の使用制限命令を行っているほか、これらの行為を下命・容認していた使用者等を検挙するなど、使用者等の責任も追及している。

また、タクシーやトラック等の事業用自動車の運転者が、その業務に関与した道路交差点等に違反する行為については、運輸支局等に通知して所要の行政処分等を促し、事業用自動車による交通事故防止を図っている。

さらに、自動車整備業者等による車両の不正改造等、事業者による交通安全を脅かす犯罪に対しては、取締りを推進している。

暴走族等対策

暴走族は、グループ数や人員が減少傾向にあるものの、いまだ各地において散発的な暴走行為が認められ、地域住民や道路利用者に多大な迷惑を及ぼしている。

警察では、共同危険行為等禁止違反、騒音関係違反⁵⁸、車両の不正改造に関する違反等の取締りを推進するとともに、家庭、学校、保護司等と連携し、暴走族から離脱させるための措置をとるなど、総合的な暴走族対策を推進している。

また、元暴走族等が中心となって結成された「旧車會」と呼ばれる集団の中には、暴走族風の車両に改造した旧型の自動二輪車等を連ねて、景勝地等に向けた大規模な集団走行を行ったり、迷惑性の高いものもあることから、都道府県警察間での情報共有を図りながら、関係機関と連携して騒音関係違反等に対する指導取締りを行っている。

交通事故被害者等の支援

「警察庁犯罪被害者支援基本計画⁵⁹」に基づき、交通事故被害者等の要望や心身に配慮した捜査に努めるとともに、被害者連絡実施要領⁶⁰等に基づき、交通事故被害者等に対して、交通事故事件等に関する情報を可能な限り提供しよう努めているほか、その心身に配慮した相談活動を推進している。また、都道府県警察本部の交通事故事件捜査担当課に、交通事故被害者等への連絡を総括する被害者連絡調整官等を配置し、組織的かつ適切な交通事故被害者等の支援を推進するとともに、交通事故被害者等の心情に配慮した適切な対応がなされるよう交通捜査員等に対する教育を強化している。

このほか、交通事故被害者等が深い悲しみやつらい体験から立ち直り、回復に向けて再び歩み出すことができるよう、交通事故被害者等の権利及び利益の保護を図ることを目的とする交通事故被害者サポート事業を実施している。

(出所:「警察白書(令和6年版)」)

第2項. 災害対策

災害対応能力の向上

⁵⁸ 騒音関係違反:道路交通法違反のうち、近接非騒音官に係る整備不良、消音器不備及び騒音運転等

⁵⁹ 警察庁犯罪被害者支援基本計画:令和3年3月に第4次犯罪被害者等基本計画が閣議決定されたことを受け、令和7年度末までの5年間にわたり、警察庁が講ずべき具体的な取組内容等について定められている。

⁶⁰ 被害者連絡実施要領:犯罪被害者等に捜査状況等を確実に連絡するために制定されたもので、連絡対象となる事件、連絡内容等について定められている。

災害対応能力の向上を図るため、初動対応や救出救助訓練、都道府県警察間での合同訓練、広域緊急援助隊と消防、自衛隊、DMAT等の関係機関・団体との合同訓練等を実施しているほか、様々な装備資機材の整備を進めている。

また、警察庁では、大規模な地震や大雨等による土砂災害等、我が国における災害の特性を踏まえ、災害現場に即した環境で体系的・段階的な救出救助訓練を実施するための災害警備訓練施設を整備しており、平成28年(2016年)には近畿管区警察局長警察局災害警備訓練施設の運用が、平成30年には警視庁・東日本災害警備訓練施設の運用が、それぞれ開始された。警察では、両施設を積極的に活用し、実践的な訓練を実施している。

今後の災害対策の見通し

気候変動により激化・頻発化する気象災害、今後発生が懸念される南海トラフ地震等の大規模地震、火山災害等の的確に対処することができるよう、従前の取組内容を不断に見直し、平常の業務における災害に関する危機管理体制の点検及び構築を持続的に推進するとともに、災害警備に資する先端技術を積極的に取り入れ、災害対応能力の一層の向上を目指していくこととしている。

(出所：「警察白書(令和6年版)」)

第5節. 青森県警察が抱える課題と対策との対応関係

本章「第3節.犯罪対策」及び「第4節.交通安全対策及び災害対策」が、青森県警察が抱える課題に対して、どのような課題対策の関係になっているのかを整理したものが以下の資料である。

【課題】①

刑法犯に認知件数が令和4年から増加傾向に転じている。

【対策】

- 犯罪捜査に関する取組
- ✓ 取調への録音・録画に係る取組
- ✓ 通信傍受の有効かつ適正な実施
- ✓ 初動捜査における客観的証拠の収集
- ✓ 国民からの情報提供の促進
- ✓ 犯罪死の見逃し防止への取組
- ✓ 緻密かつ適正な捜査の徹底
- ✓ 捜査技能の伝承
- ✓ 犯罪インテラ対策の推進
- 科学技術の活用
- ✓ DNA型鑑定
- ✓ デジタル・フォレンジック
- ✓ 指掌紋自動識別システム
- ✓ 防犯カメラ画像等の活用
- ✓ 犯罪関連情報の総合的な分析
- ✓ 自動車ナンバー自動読取システム
- ✓ プロファイリング

【課題】②

特殊詐欺被害が過去最高レベルに達しており、その対策が急務となっている。

【対策】

- 「国民を詐欺から守るための総合対策」等に基づく対策の推進
- ✓ 金融機関やエンビュースタッフ等と連携した各種被害防止対策
- ✓ 特殊詐欺に悪用される電話への対策等の犯行ツール対策及び効果的な取締り等の推進
- ✓ 「スマートフォン・テレビ詐欺47〜家族の絆作戦〜」プロジェクトチームでは、特殊詐欺等の被害に遭いややちい高齢者への働き掛け
- ✓ 社会全体における特殊詐欺等の被害防止対策の一層の浸透を目指し、デジタル空間も含めた多種多様な媒体の活用による被害防止に向けたメッセージを継続的に発信

【課題】③

DV・ストーカー事案に係る取扱い件数が増加している。

【対策】

- 迅速かつ的確な対応の徹底
- 関係機関・団体と連携したストーカー対策

【課題】④

インターネットを介した犯罪やサイバー攻撃への対策が必要である。

【対策】

- 不正アクセス対策
- インターネットバンキングに係る不正送金事犯への対策
- インターネット上の違法情報・有害情報対策
- ランサムウェア対策
- サイバー攻撃対策
- 技術支援と解析能力の向上
- サイバー事案の予兆・実態等の把握

【課題】⑤

交通事故の発生件数、死者数及び負傷者数が増加している。

【対策】

- 交通事故分析に基づく交通指導取締り
- 悪質性・危険性・迷惑性の高い運転行為への対策
- 使用者等の責任追及等
- 暴走族等対策
- 交通事故被害者等の支援

【課題】⑥

大規模災害への迅速かつ的確な対応が求められている。

【対策】

- 災害対応能力の向上
- 今後の災害対策の見直し

第 6 章 青森県基本計画における警察関連の個別事業

個別事業は、『青森県基本計画「青森新時代」への架け橋』(より詳しい、未来へつなぐ 2024-2028)以下 本章では青森県基本計画という。)の政策・施策に関連して事業化されている中で警察に係る事業について監査対象事業とした。

第 1 節. 生活環境の整備と強化

本節の事業は、青森県基本計画の政策テーマ 6「地域社会」政策 II「安心で快適な生活基盤づくり」施策 1「DX などによる生活環境の整備と強化」に関連した事業である。
この施策の主な取組として以下のように記載されている。

- 行政 DX の推進等により、質の高い行政サービスの提供に向けた取組を推進・促進します。
- デジタル技術を用いた生活環境の向上に向けて、暮らし・まちの DX に取り組めます。
- 誰もが安全・安心にデジタル技術を使いこなせるようになるため、デジタルデバイド⁶¹⁾の解消に取り組むとともに、日常生活や産業振興を支えるデジタルインフラの整備を促進します。
- EBPV⁶²⁾の基礎となる統計調査の適切な実施に取り組めます。
- 安全に飲める水の安定的な供給の維持に取り組めます。

□個別監査対象事業		
事業名称	概要	所管課
行政 DX 推進事業	適正な行政文書管理及び警察業務全体の効率化を図るための電子決裁機能付き文書管理システムの整備に要する費用	警務課

(出所：青森県警が作成した資料)

第 2 節. 防犯と犯罪対策の強化

本節の事業は、青森県基本計画の政策テーマ 6「地域社会」政策 II「安心で快適な生活基盤づくり」施策 2「防犯と犯罪対策の強化」に関連した事業である。
この施策の主な取組として以下のように記載されている。

⁶¹⁾ デジタルデバイド：インターネット等の情報通信技術を活用できない人の間に生じる経済格差や情報格差のこと。
⁶²⁾ EBPV: Evidence Based Policy Making の略語で、政策の企画その場限りのエビデンスに頼ることなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠(エビデンス)に基づいた政策立案を行うこと。

- 県民の防犯意識の向上に向けた取組を推進するとともに、地域における犯罪抑止力を強化します。
- 地域や企業などの連携やデジタル技術等の活用により、子どもや高齢者、女性を犯罪から守る環境づくりを強化します。
- 配偶者などからの暴力を始めとする犯罪の防止に向けた意識啓発や相談窓口の周知に取り組めます。
- 犯罪被害者等支援のための体制整備や県民の理解の増進に取り組めます。
- 青少年から高齢者までそれぞれがそれぞれのライフステージに適切した特殊詐欺に関する教育・啓発を推進し、被害対策を強化します。
- テロやサイバー攻撃に対するセキュリティレベルの高度化と危機意識の醸成に取り組めます。

□個別監査対象事業

事業名称	概要	所管課
県民の命と暮らしを守る犯罪等に強い環境・地域づくり推進事業	「犯罪の発生を許さない環境づくり」と犯罪が発生しにくい地域づくりに向けた取組むための幅広い世代に対する特殊詐欺被害防止対策、中高校生の性被害防止対策、住宅防犯環境の向上に向けた防犯診断の実施に要する経費	生活安全企画課、人身安全対策課
青少年のネットワークテロ加速化事業	青少年のネットワーク利用における犯罪被害「加害の未然防止を図るための高校生を対象とした研修会や広報活動に要する経費	人身安全対策課
サイバー犯罪に対する県民の対応能力強化事業	サイバー犯罪被害を防止するためのシニア層向けインターネット教室や中小事業者向け演習・体験型サイバー犯罪対応能力向上セミナーの開催に要する経費	サイバー犯罪対策課
子どもの安全確保(地域見守り)向上事業	子どもを「見守る目」による防犯力向上を図るための自主防犯活動団体の車両に対する青色防犯回照灯の貸与等に要する経費	生活安全企画課
子どもと女性の安全推進事業	子どもや女性の自主防犯意識の醸成や防犯ボランティア団体による活動活性化を図るための未然・拡大防止の取組を強化するための広報活動や安全講習会の開催等に要する経費	生活安全企画課
ストーカー・DV 等被害者保護対策事業	ストーカー・DV 等被害の未然・拡大防止のための広報活動、対策資機材の整備等に要する経費	人身安全対策課
警察本部庁舎耐震・長寿命化改修事業	警察本部庁舎の耐震化及び長寿命化を図るための大規模改修に要する経費	施設整備課
弘前警察署庁舎建築事業	老朽・狭小な庁舎が著しい警察署庁舎の新築に要する経費	施設整備課
十和田警察署庁舎改修事業	老朽・狭小な庁舎が著しい警察署庁舎の大規模改修に要する経費	施設整備課
交番・駐在所建築事業	交番の新築及び解体に要する経費(弘前警察署西目屋駐在所、同石川駐在所)	施設整備課

(出所：青森県警が作成した資料)

第 3 節. 交通安全対策の強化

本節の事業は、青森県基本計画の政策テーマ6「地域社会」政策Ⅱ「安心で快適な生活基盤づくり」施策3「交通安全対策の強化」に関連した事業である。
この施策の主な取組として以下のように記載されている。

- 子どもや高齢者を守り抜く安全対策と啓発活動を強化します。
- 高齢運転者や高齢歩行者など、高齢者の特性に応じた交通安全対策を推進します。
- 自転車利用者のルール遵守や自転車通行空間の整備など、自転車による交通事故防止対策を推進します。
- 飲酒運転の根絶に向けた取組を推進します。
- 交通事故が起これば、道路環境の整備と充実に取り組めます。

□個別監査対象事業

事業名称	概要	所管課
交通安全施設整備事業	交通死亡事故の更なる抑止と交通の円滑化を推進するための交通安全施設の適正な整備に要する経費	交通規制課

(出所：青森県警が作成した資料)

第 4 節. スポーツ環境づくりと競技力の向上

本節の事業は、青森県基本計画の政策テーマ6「地域社会」政策Ⅲ「文化・スポーツの振興」施策2「楽しく体を動かしスポーツに親しみ環境づくりと競技力の向上」に関連した事業である。
この施策の主な取組として以下のように記載されている。

- 2026年に本県で開催される第80回国民スポーツ大会(冬季大会及び本大会)・第25回全国障害者スポーツ大会を通じて、本県選手の競技力向上と県民のスポーツに対する意識醸成に取り組めます。
- 大会後も地域の活性化が持続するよう、地域の魅力発信や来場者との交流の促進、おもてなしの推進に取り組めます。
- 楽しく体を動かし、運動を習慣化させる機会の創出を推進します。
- スポーツ科学に基づいたスポーツ指導を推進するとともに、指導者などの人材育成により、幅広い年代における競技力の向上に取り組めます。
- スポーツ関連イベントの誘致など、スポーツを楽しむ心を育む機会の充実に取り組めます。

□個別監査対象事業

事業名称	概要	所管課
第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会開催準備事業	令和8年度国民スポーツ大会の競技会場に指定された警察学校射撃場の改修に要する経費	施設整備課

(出所：青森県警が作成した資料)

第 5 節. 防災対策の強化

本節の事業は、青森県基本計画の政策テーマ7「社会資本」政策Ⅲ「防災・減災の推進や危機管理機能の向上」施策2「防災対策の強化」に関連した事業である。
この施策の主な取組として以下のように記載されている。

- 実践的で効果的な訓練の実施と、様々な災害や機器を想定したマニュアルの整備や検証、改善に取り組めます。
- 市町村との連携強化により、消防本部・消防署及び消防団の消防力の総合的な向上に取り組めます。
- 災害や危機の発生時における高齢者、障がい者、外国人、乳幼児等に配慮した避難体制の構築を促進するとともに、男女双方の視点による取組を促進します。
- 自主防災組織の結成及び活動を促進し、県民一人ひとりが防災の取組を自ら考え実践する「自助」や、地域やコミュニティといった周囲の人たちが協力して助け合う「共助」の強化につなげていきます。

□個別監査対象事業

事業名称	概要	所管課
災害対策警察活動基盤整備事業	大規模災害発生時の警察活動に必要な資機材の整備又は維持管理に要する経費	警備第二課

(出所：青森県警が作成した資料)

第7章 包括外部監査の結果(総論)

第1節. 外部監査の結果に関する総括

第1項. 外部監査の結果に関する総括的な分類

監査の結果、検出した指摘事項又は意見について、属性に応じて整理・分類し、総括したものが以下の7つの分類である。

【図表7-1-1 指摘事項又は意見の総括的分类】

1. 計画
2. 運営管理
3. 法令等違反
4. 会計管理・内部統制
5. 規定・業務基準
6. 評価・対策
7. 情報開示

PDCAサイクル(仮説・検証型プロセスを循環させるマネジメントの品質を高めよとする概念)に照らし、Plan(計画)、Do(実行)、Check(測定・評価)、Action(対策・改善)のサイクルから計画、運営管理、評価・対策に分類し、さらに指摘事項・意見の内容から法令等違反、規定・業務基準、会計管理・内部統制、情報開示を加えて分類基準とした。
いずれも警察行政の事務執行にあたって重要な要素を含んでおり、改善措置や検討を要するものと認められた。

第2項. 指摘事項又は意見の一覧表

【図表7-1-2 監査結果の一覧表の項目説明】

項目	説明
結果	監査結果としての指摘事項又は意見。
分類	指摘事項の表記は、「指摘」とした。 指摘事項又は意見が上述した1~7のどの分類に属するのかわを示している。 5. 規定・業務基準の表記は、「規定・基準」と記載している。 (簡単な説明) 計画→PDCAサイクルのPlan局面の改善に該当するもの。 運営管理→PDCAサイクルのDo局面の改善に該当するもの。 法令等違反→法令等の違反に該当するもの。 規定・基準→規定・基準の整備が必要とするもの。

項目	説明
性質	会計管理・内部統制→会計処理、その他会計事項の改善が必要なもの。(会計・内部統制と表記) 評価・対策→PDCAサイクルのCheck、Action局面の改善に該当するもの。 情報開示→情報開示を必要とするもの。
実質	指摘事項又は意見について、青森県警察でも発生しているものについては「同一」、青森県と青森県警察との重複で発生しているものについては「重複」として記載した。
対応	措置対応として、警察本部全体で対応するか、個々の所管課で対応するか、青森県で対応するかといったカテゴリーを示している。表記としては、警察本部全体で対応するものを「本部」、個別対応する所管課を「所管課」、青森県で対応するものを「青森県」として記載した。
頁	本報告書に記載した該当する最初の頁を指す。

【図表7-1-3 監査結果の一覧表】

第8章 全般管理に係る監査結果					
結果	指摘事項又は意見の表題	分類	性質	対応	頁
意見1	青森県警察の組織運営に関する中長期計画又はビジョンの策定について	計画	固有	本部	122
意見2	単年度事業計画の作成について	計画	固有	本部	124
指摘1	青森県警察の基本方針と重点目標の開示について	計画	固有	本部	126
指摘2	KPI重点目標の設定と評価について	評価・対策	固有	本部	130
意見3	「青森県警察次世代育成・女性活躍推進計画」について	計画	固有	本部	132
意見4	青森県警察に係る各種協定について	情報開示	固有	本部	133
第2節. 情報公開					
結果	指摘事項又は意見の表題	分類	性質	対応	頁
意見5	青森県警察のホームページについて	情報開示	固有	本部	134
意見6	警察本部長の就任に伴うマイセージの開示について	情報開示	固有	本部	139
意見7	青森県警察の警察白書について	評価・対策	固有	本部	140
指摘3	犯罪統計の情報開示を通じた社会的責任について	情報開示	固有	本部	143
意見8	警察における仮面性と公開・非公開について	情報開示	固有	本部	147
第3節. 内部統制制度					
結果	指摘事項又は意見の表題	分類	性質	対応	頁
指摘4	青森県内部統制制度について	会計・内部統制	同一	青森県	152
意見9	青森県内部統制評価報告書について	会計・内部統制	同一	青森県	153
意見10	青森県警察が内部統制制度の対象機関外となっていることについて	会計・内部統制	同一	青森県	155
第4節. 警察改革					
結果	指摘事項又は意見の表題	分類	性質	対応	頁
結果	該当なし				
第5節. 固定資産管理業務					
結果	指摘事項又は意見の表題	分類	性質	対応	頁
指摘5	建設仮倒定の会計処理について	会計・内部統制	同一	本部	160
意見11	財産処分手続きの短縮化について	運営管理	同一	本部	162
意見12	未利用財産の利活用について	運営管理	同一	本部	163
意見13	マイブサイクルコンの考慮不足について	運営管理	同一	本部	164

結果	指摘事項又は意見の表題	分類	性質	対応	頁
意見14	PTI手法の柔軟な適用に向けた検討体制の整備について	運営管理	同一	本部	164
意見15	入札及び契約保証金免除要件の確認について	運営管理	同一	所管課	165

第6節. 業務委託	指摘事項又は意見の表題	分類	性質	対応	頁
指摘6	受託者の自主点検報告の未受領について	運営管理	同一	所管課	171
意見16	月間作業報告書の遅れについて	運営管理	同一	所管課	171
意見17	設備業務管理に関する複数年契約の導入検討について	運営管理	同一	所管課	172
指摘7	前金払の租税の文書化等について	運営管理	同一	本部	173
意見18	食料費徴収・支出に係る業務フローの変更について	運営管理	同一	所管課	176
意見19	入札時期の前倒しについて	運営管理	同一	所管課	177
意見20	プロポーザル参加業者の増加施策について	運営管理	同一	所管課	178
意見21	プロポーザル参加業者が少数の場合における採点方法の再考について	運営管理	同一	所管課	178

第7節. 人件費・労務管理	指摘事項又は意見の表題	分類	性質	対応	頁
指摘8	退職金支給関連書類の不備について	法令等違反	同一	所管課	180
意見22	退職所得に係る課税所得額の計算について	法令等違反	同一	所管課	181
指摘9	労働基準法及び36協定からの逸脱について	法令等違反	同一	所管課	183
意見23	青森県警察ポータルシステムにおける出勤記録について	運営管理	同一	所管課	184

第8節. 情報システム及びDX推進	指摘事項又は意見の表題	分類	性質	対応	頁
結果	該当なし				

第9節. 警察会計監査規程に基づく運用	指摘事項又は意見の表題	分類	性質	対応	頁
結果	該当なし				

第10節. 警察不祥事	指摘事項又は意見の表題	分類	性質	対応	頁
指摘10	警察不祥事の再発防止策の公表と実施について	運営管理	固有	本部	193
意見24	青森県公安委員会による警察不祥事に関する青森県警察に対する文書による指導について	運営管理	固有	本部	195

第11節. 警察費	指摘事項又は意見の表題	分類	性質	対応	頁
結果	該当なし				

第12節. 警察費における国費と県費	指摘事項又は意見の表題	分類	性質	対応	頁
結果	該当なし				

第13節. 青森県警察の財務情報	指摘事項又は意見の表題	分類	性質	対応	頁
意見25	警察本部の貸借対照表または資産・負債残高表について	会計・内部統制	固有	本部	214
意見26	リース資産並びにリース債務残高情報の報告について	会計・内部統制	固有	本部	215

第14節. 特殊な警察活動	指摘事項又は意見の表題	分類	性質	対応	頁
結果	ツキノクマへ出沒等情報の記載について	情報開示	連携	本部	216
意見28	北朝鮮弾道ミサイル発射への対応について	情報開示	連携	青森県	218

第9章 公安委員会	指摘事項又は意見の表題	分類	性質	対応	頁
結果	公安委員会委員が定例会議への出席率が低い場合の対応について	運営管理	固有	本部	223
意見29	公安委員会の委員長および委員の報酬について	運営管理	固有	本部	224

第10章 警務部	指摘事項又は意見の表題	分類	性質	対応	頁
指摘11	警察署協議会議事録について	運営管理	固有	所管課	227
意見31	職務倫理及び服務の根本基準を浸透させるために留置施設数の総合的な管理について	運営管理	固有	本部	230
意見32	入居人数0人 空室率100%の待機倉庫について	運営管理	同一	本部	232
意見33	交番及び駐在所に係る長寿命命化・総量削減化・有効活用に向けた取組方針について	計画	同一	本部	236
意見34	「警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例」の規定について	規定・基準	固有	本部	240
意見35	給貸与品保有基準数一覧表の品目について	規定・基準	固有	所管課	241
意見36	給貸与品保有基準数一覧表の品目について	規定・基準	固有	所管課	241
意見37	手帳配当残が予算額39%について	運営管理	同一	所管課	244

第11章 総務室	指摘事項又は意見の表題	分類	性質	対応	頁
結果	該当なし				

第12章 生活安全部	指摘事項又は意見の表題	分類	性質	対応	頁
結果	警察マニュアルサポーターの増員について	運営管理	固有	所管課	255
意見38	動画配信媒体について	広報・対策	固有	所管課	257
意見39	eラーニングシステムの利用状況把握について	運営管理	固有	所管課	258
意見40	参加者1人当たりの費用について	広報・対策	固有	所管課	260
意見41	参加者1人当たりの費用について	情報開示	固有	所管課	262
意見42	被害者向け広報について	情報開示	固有	所管課	262

第13章 刑事部	指摘事項又は意見の表題	分類	性質	対応	頁
結果	科研究費に関する運用ガイドライン策定の検討について	規定・基準	固有	所管課	266

第14章 交通部	指摘事項又は意見の表題	分類	性質	対応	頁
結果	自動車・OSSの利用率拡大について	運営管理	固有	所管課	274
意見44	青森県運転免許センターの産業医選任について	法令等違反	固有	所管課	277
意見45	交通安全施設整備後の効果測定について	評価・対策	固有	所管課	280

第15章 警備部	指摘事項又は意見の表題	分類	性質	対応	頁
結果	大型自動車第一種免許取得者の増加に向けて	運営管理	固有	所管課	282

第16章 警察学校				
結果	指摘事項又は意見の表題	分類	性質	対応
意見 48	警察学校の卒業を待たずに退職する者を減少させる方策について	運営管理	固有	本部
				286

第17章 警察署				
結果	指摘事項又は意見の表題	分類	性質	対応
意見 49	魅力沢警察署の青森県警察ホームページの掲載写真について	情報開示	固有	所管課
意見 50	青森県警察ホームページにおける警察署管轄地域の開示について	情報開示	固有	所管課
意見 51	捜査費 Q&A のホームページにおける公開について	情報開示	固有	本部
意見 52	在留外国人に対する警察署における相談窓口について	情報開示	固有	本部
意見 53	人口減少時代に突入した警察行政、特に警察署の対応について	計画	固有	本部
				311

第18章 財政的援助団体				
結果	指摘事項又は意見の表題	分類	性質	対応
意見 54	電子契約についての検討について	運営管理	同一	本部
意見 55	更新時講習等業務委託契約に関する複数年契約の検討について	運営管理	同一	青森県
意見 56	資料あつせん事業(黄色い帽子、安全運転カー)等の取扱について	運営管理	固有	本部
				317

第2節. 外部監査の結果の要約

第1項. 計画に係わる指摘事項又は意見

【第8章 第1節. 事業管理】の監査結果から

青森県警察の組織運営に関する中長期計画又はビジョンの策定について(意見1)

青森県警察では組織運営に関する中長期計画又はビジョンの策定はない。組織を運営していくには、PDCAサイクルの手法を導入して組織の持続的な成長と改善を目的とした管理運営が重要であるが、青森県警察では、これまで中長期計画又はビジョンを作成する慣例がないためか策定していないのが実態である。

青森県警察において抱えている問題点について、その問題点の重要度や緊急度に応じて計画年度に落とし込むことは組織運営においては至極当たり前のことであり、法律や通達等に規定されていないから計画やビジョンを策定しなくてもよいということではない。

単年度事業計画の作成について(意見2)

単年度事業計画は、中長期計画又はビジョンから単年度に落とし込んだ事業計画であるが、中長期計画又はビジョンを作成していないためか青森県警察では単年度事業計画を作成していない。

都道府県警察の事業計画は、各都道府県の犯罪情勢や地域特性を反映して個別に編成されている。予算の約8割は人件費で占められているが、残りの予算で装備資機材の整備、施設の維持管理、地域独自の安全対策などを実施している。

青森県警察の基本方針と重点目標の開示について(指摘事項1)

令和6年青森県警察運営方針は、『安全・安心を実感できる青森県の実現』(青森県公安委員会)、活動指針として「強く・正しく・温かく」(警察本部長)となっている。

しかしながら、具体的に重点目標を項目として記載したものはない。令和5年においては警務部、総務室、生活安全部、刑事部、交通部、警備部の各都ごとに運営重点と列挙していたが、令和6年においては各都ごとの運営重点は削除され、青森県警察の全体としての重点目標についても記載されていない。令和6年において変更した理由に関する文書は何一つ残っていない。所管課が変更理由を調査した結果についてフォローアップ作業において聞き取りしたが、重点目標の開示の重要性を考えたスマートフォン対応を考慮すべきであり、有効性の視点から指摘事項とした。

「青森県警察次世代育成・女性活躍推進計画」について(意見 3)

「青森県警察次世代育成・女性活躍推進計画」については令和 5 年 4 月に発出している。この資料は、次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号)、女性の職業生活における活躍に関する法律(平成 27 年法律第 64 号)に基づき特定事業主行動計画を一本化したものである。青森県警察が作成した「青森県警察次世代育成・女性活躍推進計画」の内容について検討すべき内容があるものとして、京都府警察と資料比較により、①価値観・意識の改革、②両立支援制度、③女性職員の活躍の推進、④仕事と子育て・介護との両立に向けた支援の各項目について記載した。

〔第 10 章 警務部〕の監査結果から

交番及び駐在所に係る長寿命化・総量最適化・有効活用に向けた取組方針について(意見 34)

交番及び駐在所に係る長寿命化・総量最適化・有効活用に向けた取組方針について青森県警察として長期的な取組方針を文書化し、その取組方針に準拠して推進すべきであると考え、大阪府警察では、交番及び駐在所について最適な状態で維持・管理及び運営するための整備計画を取組期間 10 年単位で作成し、取組の進捗状況を毎年検証するとともに、おおむね 3 年を経過した時点で必要に応じて見直しをしている事例を紹介した。

〔第 17 章 警察署〕の監査結果から

人口減少時代に突入した警察行政、特に警察署の対応について(意見 53)

警察署は青森県内に 17 警察署あり、今後どのように統合再編されていくのか、人口減少に対応した警備体制はどのように変革していくのか等について中長期のプランで検討が行われなくてはならない。しかしながら、どのような議論が行われ、どの部門が主体になって進められていくのかが明らかではない。検討課題としては、様々な角度から検討しなくてはならないと思われるが具体的に項目を列挙して提案した。

警察官の採用、夜間や休日の初動体制の対応、人口減少に伴う地域コミュニティの希薄化、限られた警察官・職員というリソースを一層効果的に活用するため、警察組織全体の最適化や再配分、広大な県上や長い海岸線を持つ地域では、警察官一人あたりの担当面積や人口の負担が相対的に増加への対応、人口の高齢化に伴う特殊詐欺や悪質商法といった高齢者をターゲットにした犯罪の被害が深刻化、高齢運転者による交通事故対策、空き交番・駐在所を解消する必要性、警察活動の高度化・合理化のため、サイバーセキュリティ対策資機材や鑑識・鑑定システムなどの先端技術の活用や、警察行政手続きのデジタル化対応、職員の健康管理、休暇取得の促進、勤務環境の改善など、人口減少時代にどのように働き方改革を進めていくのかである。

第 2 項、運営管理に係わる指摘事項又は意見

**〔第 8 章 第 5 節、固定資産管理業務〕の監査結果から
財産処分手続の短縮化について**(意見 11)

十和田市西 14 番町倉舎に係る土地及び建物の処分を例にとり、財産処分手続の短縮化を提案した。そのポイントは、以下のとおりである。

- ①内部手続きの簡素化
- ②権限移譲
- ③民間委託
- ④公開型ロボーツール
- ⑤オンライン処理手続きの導入
- ⑥包括承認
- ⑦担当者間の連携体制の明確化 等

未利用財産の利活用について(意見 12)

令和 6 年 5 月現在、青森県警察に帰属する未利用財産として、土地 41 件(面積計 31,168 m²)、建物 61 件(延床面積計 12,594 m²)が確認されている。

未利用財産の継続的な保有は、財産管理に係る人的・物的コストの増加を招き、行政運営上の非効率性を生じさせる要因となり、維持管理費の発生、定期的な点検・報告義務、保管場所の確保など、活用されていないにもかかわらず継続的な費用負担が発生する場合は、財政的な影響も看過できない。このような状況を鑑みて、いべつかの対策案を提示した。

ランサムウェアの考慮不足について(意見 13)

青森県警察が資産を取得する際、取得後の維持管理費、更新費、廃棄費用などを含むランサムウェアコストを把握し、十分な計画に基づき投資判断が行われた事例は確認されなかった。

取得後の管理責任を明確化し、予算措置を含めた長期的な維持管理計画を策定することで、財政負担の平準化と資産の有効活用が期待される。ランサムウェアコストを踏まえた資産管理は、限られた財源の中で公共サービスの質を維持・向上させるために不可欠であり、今後の行政運営において重要な視点となる。

PR1 手法の柔軟な運用に向けた検討体制の整備について(意見 14)

青森県では、公共施設の整備等の際し、民間の資金とノウハウを活用するべく PR1 手法等の導入可能性の検討が図られているが、現行の運用要領においては、延べ床面積が 15,000 m²以下の案件については検討対象外とする規定のため、派出所や交番などの小規模施設の整備に活用されていく。

他の自治体の先行事例では、複数の派出所等を集約し、多面的・機能的に一体化した整備計画とすることで、PFI手法の適用可能性を柔軟に拡大している事例が確認されている。これにより、民間資金やノウハウを活用した効率的な整備・運営が実現し、財政負担の平準化やサービスの向上に貢献しているので、公共施設の最速整備の観点から、施設の性質や配置、整備目的等を踏まえた柔軟な適用をすべきことを提言した。

入札及び契約保証金免除要件の確保について(意見 15)

青森県財務規則によれば、入札及び契約の際には、原則として入札保証金及び契約保証金の納付を受けることが求められているが、所定の要件を満たす場合には、例外的に入札及び契約保証金の免除が認められている。本件の入札案件においては、免除要件を満たしているとの前提で、入札設計段階から保証金の免除方針が採用されており、実際に入札保証金の受領は行われていなかった。

しかしながら、管理資料上には、当該免除が実際にどの要件に該当するかについての記載がなく、第三者が確認した場合にその判断根拠が不明な状況であった。このため、制度運用の透明性や説明責任の確保に課題がある。

〔第 8 章 第 6 節 業務委託〕の監査結果から

受託者の自主点検報告の未受領について(指摘事項 6)

「青森県清掃業務特記仕様書(以下、「仕様書」とする。))にて受託者が実施すべきと定める自主点検に係る報告を青森県警察は受領していない。

自主点検の趣旨は、受託者の第三者がモニタリングを行うことにより、清掃業務の品質を保つことにあると考えられ、仕様書に定める以上、自主点検報告を受領し、適切な業務実施がなされていることを確認する必要がある。なお、他の清掃業務契約も同状況であり全体的な対応を求める。

月間作業報告書の遅りについて(意見 16)

月間報告書には清掃作業区分毎の作業をいつ実施したかが報告されるが、令和 6 年 10 月 11 日及び令和 7 年 3 月 11 日に「日常清掃及び巡回清掃」を実施したにも関わらず、実施している旨の誤った報告がなされていた。

設備管理業務に関する複数年契約の導入検討について(意見 17)

当委託業務においては、複数場所の多数の設備を管理する必要があり、受託者には相応の知識・経験と人的リソースを確保する必要がある。このような特性を勘案して複数年契約を締結することにより得られるメリットを説明し、多くのメリットの享受を目的に導入検討について提案した。

前金払の根拠の文書化等について(指摘事項 7)

当委託契約において、前金払(業務完了に先んじて受託者に委託料を支払うこと)が行われているが、その根拠が文書化されていない。前金払いを行う理由を適切に文書化すべきである。具体的に以下の 2 つの問題点を挙げて検証した。

(問題点①)前金払いを行う根拠について文書化をしていない。
(問題点②)前金払いの必要性について受託者と協議をしていない。

食材費徴収・支出に係る業務フローの変更について(意見 18)

「給食業務委託仕様書」によると、給食食材は食事の提供を受けた者が負担することが明示されている。資金フローとしては、警察学校事務局が、給食の提供を受けた者より現金を徴収し、受託者へ出金を行っている。預かった食材費については、いわゆる私費会計として公金外の現金として取り扱っている状況にある。地方自治法の規定から食材費の取り扱いについて示唆した。

入札時期の前倒しについて(意見 19)

当委託業務の開始は令和 6 年 6 月 1 日となっているが、当初は令和 6 年 4 月 1 日開始を想定していた。当初入札で応札者がいなかったため、契約開始が後ろにずれ込んだ影響である。令和 6 年 4 月 1 日～5 月 31 日の間は、弁当宅配等に対処しており、手配にかかわる事務負担が相応であったことや、入校生のモチベーション低下も想定されることである。このような事態にあたって入札時期の前倒しについて提言した。

プロポーザル参加業者の増加施策について(意見 20)

近年、警察官を志望する若者が減少する「若者の警察官離れ」が言われており、青森県も例外ではなく採用試験の受験者数は減少傾向にある。対応として、多くの者がプロポーザルに参加してもらうために、指名業者を増やすこと(現状青森市の業者に限定しているが、全県を対象とする等)や、一般競争入札のように不特定多数の者が参加できるような参加条件を設定するといった対応を検討することを提案した。

プロポーザル参加業者が少数の場合における採点方法の再考について(意見 21)

現状の採点方法では、プロポーザル参加業者が少数の場合において、一次審査の初任科生の最終得点が著しく薄まってしまふという問題点が発生してしまふ。このような点に着目して採点方法の再考を促した。

〔第 8 章 第 7 節 人件費・労務管理〕の監査結果から

青森県警察ポータルシステムにおける出退勤記録について(意見 23)

青森県警察ポータルシステムにおける令和 6 年 9 月の出退勤記録を確認したところ、勤怠の入力漏れや入力誤りが監査対象としたサンプル 8 名中 3 名発生していた。

出退勤記録管理の趣旨は職員の職務状況の適正な把握であり、網羅性や正確性を欠いた出退勤記録では目的を達成できない。また職員が入力した出退勤記録に対する所属上長の確認については、確認状況のモニタリングが行われておらず、運用徹底に向けた積極的な取り組み姿勢が確認できない。

〔第 8 章 第 10 節、警察不祥事〕の監査結果から

警察不祥事の再発防止策の公表と実施について (指摘事項 10)

警察不祥事に対する再発防止対策を作成し、それを実行していただくことは重要なことであると考え、再発防止策について公表されていないので県民が知ることができない。

県民に対する信頼性を保持するとともに警察組織の健全な維持のためにも警察不祥事の原因分析を行うとともに警察職員が共有した再発防止策に基づいて運用することが急務である。

青森県公安委員会による警察不祥事に関する青森県警察に対する文書による指導について (意見 24)

警察不祥事について青森県公安委員会から青森県警察に対して文書により指導を行ったものはない。県公安委員会は、青森県民の代表として青森県警察を管理する存在である。県公安委員会が青森県警察の管理機関として本来的な役割を發揮するには、深刻な警察不祥事が発生した場合に青森県警察に対して継続して発生している警察不祥事の原因究明と再発防止策について、文書による指導を行うことが重要と考える。

〔第 9 章 公安委員会〕の監査結果から

公安委員会委員が定例会議への出席率が低い場合の対応について (意見 29)

令和 6 年 4 月から令和 7 年 3 月までの公安委員会定例会議の会議録の内容をみたところ、年 36 回開催される定例会議において、年間 8 回欠席している委員がいた。

この事実に着目して公安委員会の定例会議の重要性や対応等について意見を申し述べた。

公安委員会の委員長および委員の報酬について (意見 30)

公安委員会の委員長および委員の報酬については、特別職の職員の給与に関する条例における別表第 2 (第 6 条関係) において規定されているが、公安委員会の委員長及び委員の職責と実働日数に照らしてバランスのとれた報酬の見直しについて提言した。

〔第 10 章 警務部〕の監査結果から

警察署協議会議事録について (指摘事項 11)

青森県警察のホームページで公開されている警察署協議会議の議事録をみると、令和 7 年 6 月 26 日開催分の青森警察署の議事録は出席者の人数のみで、出席者の名前、欠席者の名前が記載されていない。

青森県警察署協議会議の運用について (総務 第 7 6 号 令和 4 年 3 月 3 0 日) では、別記様式 4 において明確に出席者の名前を記載するようになっており、規則に準拠した議事録ではない。

職務倫理及び服務の根本基準を浸透させるために (意見 31)

警察職員にとつての職務倫理、服務の根本基準の重要性に考えると、その重要性を説くだけではなく、具体的に浸透させるやり方についても検討して実行されることを提案した。

留置施設数の総合的な管理について (意見 32)

被留置者は令和 2 年度の 538 から令和 6 年度の 636 ～ 18% の増加を示している。留置施設のない警察署においては留置施設のある警察署で留置されることになる。

青森県検察庁の本庁は青森市にあり、支部は弘前市、八戸市、五所川原市、十和田市に設置されており、送致との関連においても青森警察署、弘前警察署、八戸警察署、五所川原警察署、十和田警察署の留置施設の空き施設数の管理が重要になると思われる。

加えて、担当職員の減少の予測や、担当職員の年齢構成の変化、留置施設の老朽化による改修、建て替えの時期等も含めて、特に青森警察署、弘前警察署、八戸警察署の留置施設の空き施設数の管理については特段に重要性が増すものと想定されるため、より総合的な視点から検討されることを提案したい。

入居人数 0 人 空室率 100% の待機宿舍について (意見 33)

廃止が決定した待機宿舍については、入居ができない。従って、浜館待機宿舍、石江待機宿舍、みどり町待機宿舍については、今後の売却動向を見守ることになる。もし、売却できなかった建物を取り壊して土地の売却を検討することになり、解決までには長い道のりとなる。

そもそも青森県警察が保有している待機宿舍は、老朽化した建物が多く、入居の可能性も相対的に低い物件である。もっと早い段階で待機宿舍の利用の有無の判断と、利用する場合の効率的運用、長寿命化に関する検討をおこなうべきではないかと推測する。

予算配当残が予算額 39% について (意見 37)

予算配当残が予算額の 39% と高い理由については、所管課の説明資料のとおりであるが、当初予算で見えなかった状況の変化により生じたものと理解できるが、予算設定において積算の甘さがなかったかどうかを検証して、今後の予算設定に対処されることを申し述べた。

〔第 12 章 生活安全部〕の監査結果から

警察スクールの増員について (意見 38)

現状では、警察スクールの増員が八戸警察署に 1 名となっており、警察スクールの設置による効果があると評価しているものと想定される。しかしながら、折角のよい制度でも八戸警察署 1 名のみでは残念至極である。

他の警察署でどうして設置できないのか等の分析を行い、警察スクールの普及に努めるよう提言した。

オンラインシステムの利用状況把握について (意見 40)

本事業において作成したオンラインシステムは CD-R に収めて県内の全高等学校に配布したほか、青森県警察のホームページにも掲載している。ホームページにおける同システムの利用回数は現状の体制では把握できず、県内の高等学校に配布した CD-R についても、同システムの利用回数に関する調査は行っていない。そのため、作成したオンラインシステムは利用回数を把握できる体制になく、費用対効果が検証できないので、是正すべきである。

〔第 14 章 交通部〕の監査結果から

自動車 OSS の利用率拡大について (意見 44)

OSS はオンラインの活用により申請者が手続きの時間と手間を削減できるシステムではあるが、申請手続きを新たに覚える必要があり、誤申請した際の修正手続きが面倒であるなどの理由から書面による申請方法を選ぶ者が多く、利用率は低調である。利用率向上を妨げている要因を把握し、改善することにより利用率の向上を提言した。

〔第 15 章 警備部〕の監査結果から

大型自動車第一種免許取得者の増加に向けて (意見 47)

監査の結果、大型自動車第一種免許取得者のニーズは高いが、予算措置との関係から計画的に取得させようとのことであった。しかしながら、現状における数名の予算額では、現況における必要とされる大型自動車を運転する者のニーズに対して不足となる事態に陥る可能性があるのではないかと懸念を抱く。実際の大型自動車の運行にあたっては、運転者のみならず交番要員も必要であり、多くの大型自動車第一種免許取得者が必要なのは、云わずものかと思われるが、予算申請に際しては例年よりも増額することを願いたい。

〔第 16 章 警察学校〕の監査結果から

警察学校の卒業を待たずに退職する者を減少させる方策について (意見 48)

長期課程の退職者は令和 5 年度、令和 6 年度と増加傾向にある。第 1 次試験、第 2 次試験に合格し、晴れて警察学校に入校したものの、家庭生活、規律に馴染めない等の理由で退職してしまうのは青森県の警察行政にとっても損失である。退職者をゼロにすることは難しいことであろうと思わ

れるが、これまでの警察学校での経験や入校者の警察学校での日常の生活態度等を人間観察している中で改善に結びつくヒントを得ることができないだろうか。

人口減少時代に向けて、警察の人材資源を確保するために、様々な角度から検討を加えて改善されることを期待した。

〔第 18 章 財政的援助団体〕の監査結果から

電子契約についての検討について (意見 54)

青森県ホームページをみると「電子契約を導入しています」というページがある。

一般財団法人青森県交通安全協会と青森県が契約した「更新時講習等業務委託契約書」をみると収入印紙が貼付されており、電子契約ではない。受託者は収入印紙の貼付義務がなくなるので導入を進めるべきである。

更新時講習等業務委託契約に関する複数年契約の検討について (意見 55)

一般財団法人青森県交通安全協会と青森県が締結している「更新時講習等業務委託契約書」は毎年契約を締結しているのは、「青森県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」第二条に該当しない理由からと思われる。

しかしながら、「青森県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」の趣旨や複数年契約への切り替えによって実害がないのであれば、勇気がいることであろうが一般競争入札を前提として「青森県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」の見直しについて検討することも必要であるものと考ええる。

資料あつせん事業(黄色い帽子、安全運転カブ等)の取扱いについて (意見 56)

青森県交通安全協会が事業実施計画書の中で収益事業としている「資料あつせん事業(黄色い帽子、安全運転カブ等)」については、使用目的を事務所としている中に含まれている。事務所には事務所の運営と収益事業活動が含まれると解される。青森県としては、交通安全活動の一環として活動しているので家賃を免除しているものと想定されるが、厳密には「資料あつせん事業(黄色い帽子、安全運転カブ等)」についてどのように対応するかを青森県交通安全協会(地区交通安全協会)と青森県警察が合意した文書は存在しない。「李下の冠」と言われるように明確な合意をした文書を作成しておくことが肝要なのではないか。

第3項、法令等違反に係わる指摘事項又は意見

〔第8章 第7節、人件費・労務管理〕の監査結果から

退職金支給関連書類の不備について（指摘事項 8）

退職金の支給に関する関連資料を閲覧したところ、退職者から入手すべき退職関連資料のうち、監査対象としたサンプルで入手した「退職所得の受給に関する申告書」について、旧様式を使用し作成及び保管されている事例が数件発見された。

「退職所得の受給に関する申告書」は、原則として必要事項の記載があつてこそ20.42%の源泉徴収の適用から外れるものであると考えられ、適用年度が整合しない申告書では適切に受給者から申告がなされたとは言えない。当該申告書の趣旨を踏まえた運用の周知が必要である。

退職所得に係る課税所得額の計算について（意見 22）

退職金の支給計算は、「退職手当計算書兼退職手当支給通知」の計算書を使用して計算している。当該計算書における退職所得に係る課税額の計算式は、退職給与所得に係る課税額＝（退職手当額－退職所得控除額）/2である。

所得税法第30条第2項かつ書きにおいて特定役員退職手当等に該当する場合は当該1/2は考慮しない旨が規定されている。地方公務員である青森県警察職員は、所得税法第30条第5項により役員等に該当するため、役員等勤続年数が5年以下である場合には、その者に対する退職金は特定役員退職手当等に該当し、上記の計算式の1/2の適用は受けられない。そのため現状の計算書様式では、5年以内の退職者が生じた場合であっても、一律に上記計算式が適用される可能性があり、退職所得に係る課税計算を誤るリスクが生じる。

労働基準法及び36協定からの逸脱について（指摘事項 9）

36協定は、協定の締結のみならず行政官庁（青森県警察学校の場合は人事委員会）への届出まで求められており、届出前の協定内容は効力を有さない。

青森県警察学校の令和6年度の36協定を確認したところ、協定の締結日は令和6年4月1日であるが人事委員会への提出は令和6年4月4日付であった。そのため、令和6年4月1日から令和6年4月3日までの期間は、本来は協定内容が無効であり、当該3日間で発生した残業命令件数68件及び残業命令時間数合計18時間は労働基準法に抵触する恐れがある。人事委員会への協定届が遅延した理由は、毎年度の人事異動は4月1日付で正式確定するため、異動確定後の職員らが締結者となり協定を締結しその日中に届出まで行う時間的余裕がないとのことであるが、辞令の発令日中に36協定の締結から届出まで行えるような運用の整備や、前年の職員により翌年度の36協定を締結しておく等、人事委員会と相談の上、早急に改善することが求められる。

〔第14章 交通部〕の監査結果から

青森県運転免許センターの産業医選任について（意見 45）

労働安全衛生法第13条第1項では、「事業者は政令で定める規模の事業場ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、医師のうちから産業医を選任し、その者に労働者の健康管理その他の厚生労働省令で求める事項を行わせなければならない。」とされ、労働安全衛生法施行令第5条では、「法第13条第1項の政令で定める規模の事業場は、常時50人以上の労働者を使用する事業場とする。」とされている。

青森県警察では、従来から本部を含む11の事業場において産業医を選任していた。しかし、今回の監査において産業医の選任が対象となったため、改めて県担当者が確認したところ、青森市の青森県運転免許センターにおいて常時雇用する従業員が50人以上であったにも関わらず、産業医を選任していないことが判明した。育児休業中の従業員を常時雇用する従業員から除外して計算していたため、50人未満であるとの認識違いがあつたようである。令和7年9月1日付けで運転免許センターにおいて産業医を選任しており、現在状況は改善されているようであるが、従来は労働安全衛生法違反の状態であつたことになる。今後も関連法令の理解に努め、法令遵守を徹底してほしい。

第4項、会計管理・内部統制に係わる指摘事項又は意見

〔第8章 第3節、内部統制制度〕の監査結果から

青森県内部統制制度について（指摘事項 4）

多くの都道府県では、内部統制の方針あるいは内部統制評価報告書において内部統制の対象機関や内部統制の対象事務について明確に記載しているが、青森県内部統制の方針並びに内部統制評価報告書を見ると、内部統制の対象とした機関については不記載となっている。

また、内部統制の対象とする事務は、地方自治法第150条第1項第1号に規定する「財務に関する事務」となっており、青森県警察の財務に関する事務が対象となっているかどうかについては判然としない。明文化しなければ県民は知ることができないし、透明性の観点から大きな問題がある。

青森県内部統制評価報告書について（意見 9）

(1) 青森県内部統制評価報告書には、「不備の是正に関する事項」の記載はない。東北6県の県庁内部統制評価報告書を見ると「不備の是正に関する事項」の記載や別紙として記載している場合が多い。青森県内部統制評価報告書は、1枚ものの報告書で不備の是正がないことは特筆に値するが、評価手続きや対象領域において改善の余地がないか検討の余地がある。

(2) 広島県では内部統制評価報告書の付属書類の中で全庁的な内部統制について6つの基本的要素である①統制環境、②リスクの評価と対応、③統制活動、④情報と伝達、⑤モニタリ

グ(監視活動)。⑩ICIT(情報通信技術)への対応の評価項目ごとに「内部統制の概要」及び「統制内容を示す主な資料(関係規則・通知等)を整理し、不備がある場合には当該不備が重大な不備に当たるかどうかを判断している。青森県では、このようなアプローチの実施の有無が不明である。

青森県警察が内部統制制度の対象機関外となっていることについて(意見 10)

青森県警察が内部統制制度の対象機関外となっていることについて、内部統制制度の対象機関とすべきことを説明するとともに青森県への重要課題として提示し、併せて鳥取県警察が内部統制制度を導入して鳥取県公安委員会に報告している実例を紹介した。

[第 8 章 第 5 節. 固定資産管理業務]の監査結果から

建設仮勘定の会計処理について(指摘事項 5)

本件の論点は、①建設仮勘定の事務処理及び検証体制の構築、②事業用資産とインフラ資産の相違の理解である。

最初の論点については、なお、令和5年度の青森県包括外部監査の意見を示し、二つ目の論点については、「統一的な基準による地方公会計 運用要領・マニュアル」(固定資産台帳編)に区分表が記載されているので説明した。

[第 8 章 第 13 節. 青森県警察の財務情報]の監査結果から

警察本部の貸借対照表または資産・負債残高表について(意見 25)

現状においては青森県警察の貸借対照表については、作成の義務がない。しかしながら、青森県警察は、多額の固定資産、支払債務を有しており、青森県警察の貸借対照表の状況を俯瞰することは有益である。きつちりとした貸借対照表を作成するには時間を要するかもしれないが、最初の段階では少なくとも資産・負債残高表の情報があれば役立つものと思料する。

リース資産並びにリース債務残高情報の報告について(意見 26)

リース契約に関する年額のリース料については、賃借料及び使用料として費用計上されているが、リース資産情報並びにリース債務情報についてはリース会計基準を適用していないので不明である。いくらリース資産があるのか、将来支払わなければならないリース債務がいくらなのか、基本的な財務情報として、少なくとも青森県警察の上層幹部や青森県に報告することを検討すべきであると考ええる。

第 5 項. 規定・業務基準に係わる指摘事項又は意見

[第 10 章 警務部]の監査結果から

「警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の規定について(意見 35)

「警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例」第 2 条第 3 項に「夏服スカーフ及び夏服スカート」と規定されているが、現状では夏服スカーフについては停止されているという。また、第 3 条では私服の支給等として規定されているが、この規定も停止されていることである。

この停止されている規定について、包括外部監査の現場作業終了後に条例の一部改正案を提案する旨の報告を得た。

給貸与品保有基準数一覧表の品目について(意見 36)

給貸与品保有基準数一覧表の品目には、ベスト(冬服ベスト、合服ベスト、夏服ベスト)、制服用ライオンズ、防寒服(1種)、防寒服(1種)の品目が記載されているが、「警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例」第 2 条の支給被服の品目等には、これらの品目が記載されていない。

また、ベストについては単位が「本」となっているが、「警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例」第 2 条の支給被服の品目等では、「個」となっている。

これらの不整合部分については、次回の給貸与品管理要領改正時にベストの単位を「個」に統一する予定との報告を得た。

[第 13 章 刑事部]の監査結果から

科研費に関する運用ガイドライン策定検討について(意見 43)

研究活動には、実験機器の購入費、研究材料費、調査旅費、人件費など、さまざまな経費が発生するが、これらを個人の自己資金だけでカバーするというのは現実的ではなく、科研費が重要な財源となっている。青森県警察の科研費について、運用ガイドラインがないので策定を検討することを提案した。

第 6 項. 評価・対策に係わる指摘事項又は意見

[第 8 章 第 1 節. 事業管理]の監査結果から

KPI 重点目標の設定と評価について(指摘事項 2)

青森県が「青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進計画」[第 6 次 2024(令和 6 年)年度～2028(令和 10 年)度] 2024 年 3 月青森県の中で設定した警察関係の KPI 指標は、5 つの指標である。しかしながら、青森県警察としては、警察行政に係わる重要な KPI 指標を設定して、実績

を把握するとともに、評価する仕組みを構築することを検討すべきである。そして状況については、青森県警察のホームページにおいて青森県民に対して情報公開することが必要と考える。

〔第 8 章 第 2 節 情報公開〕の監査結果から

青森県警察の警察白書について (意見 7)

青森県警察では、警察白書を発行していない。警察白書の発行については、義務化されていないので違反ではないが、青森県警察の警察活動を年度毎に発行し、県民ならびに関係機関に公表することや情報を共有することは極めて有意義なことである。また、警察運営の PDCA サイクルの観点からも警察白書の作成の必要性は極めて高いものと思料する。

〔第 12 章 生活安全部〕の監査結果から

動画配信媒体について (意見 39)

本事業において作成した SNS 型投資・ロマンズ詐欺注意喚起動画は、委託先を通じて YouTube、Instagram、Facebook、X の 4 媒体において令和 6 年 11 月から令和 7 年 3 月まで配信された。媒体ごとに差があったため、適切な予算配分を行えばより高い効果を生むことができ、不振媒体に対する広告費を削減できた可能性がある。作成した動画の配信媒体について費用対効果を検討するほか、広告費の引き下げに努める必要性を提言したのも。

参加者 1 人当たりの費用について (意見 41)

参加者 1 人当たりの開催費用は、全体としても 1 人当たり約 2 万 7 千円(税抜き)が費やされており、参加者 1 人の 1 回当たりの開催費用が社会通念上、相当に高額であることは否めない。以後の事業実施については、費用対効果を検討すべきである。

〔第 14 章 交通部〕の監査結果から

交通安全施設整備後の効果測定について (意見 46)

青森県警察では、交通安全施設の整備について、整備前の詳細な調査によって、整備後の効果を予測したうえで新設・更新・撤去等を決定していることから、特に必要が生じない限りは整備後の事後的な効果測定は実施していないとのことである。しかし、交通安全施設の整備は多額の経費が発生するものであり、事前に詳細に効果予測をしたとしても、予測通りか機能しているかどうか事後的な検証をして次の整備に生かしていくことが必要であると考える。事後的な効果測定の実施についての検討を提案した。

第 7 項 情報開示に係わる指摘事項又は意見

〔第 8 章 第 1 節 事業管理〕の監査結果から

青森県警察に係る各種協定について (意見 4)

青森県警察のホームページから各種協定について調査してみると、「山岳遭難、登山地図アプリ「ヤーツツ」」、「コンパス」の活用に関する協定」、「サイバーセキュリティ対策に関する協定」等の項目があった。

しかしながら、青森県警察との各種協定は、これだけではないはずである。他の都道府県警察では、様々な協定が締結されていることが公開されているため例示を示して提言した。

〔第 8 章 第 2 節 情報公開〕の監査結果から

青森県警察のホームページについて (意見 5)

青森県警察のホームページは、青森県警察と県民との情報の橋渡しをする機能として重要であり、「個人の生命、身体及び財産の保護に任じ犯罪の予防、捜査、交通の取締り、その他の公共の安全と秩序の維持に当たること」の警察の役割を果たすためにホームページを有効に活用することが求められる。

令和 7 年 5 月 16 日現在の青森県警察と大阪府警察のホームページの内容について比較し、改善検討すべき諸点について記載した。

警察本部長の就任に伴うメッセージの開示について (意見 6)

警察本部長が就任に当たって、県民に対して公表されるメッセージについてホームページには記載がない。警察本部長が就任に当たってプレス会見で発するものはあるだろうが、文書にて県民に対して公表したものはない。警察本部長の在任期間は 1 年半から 2 年程度と短いのが理由ではないと思われるが、どのような方針で警察行政を運営していくかを県民に対して発信するのは重要なことではなかつたか。

犯罪統計の情報開示を通じた社会的責任について (指摘事項 3)

青森県警察のホームページにおいて令和 6 年確定分として犯罪統計の情報開示を刑法犯の状況として公開している。この犯罪情報のホームページの内容を分析検討した結果について、以下のように問題点を指摘した。

- (1) 青森県刑法犯 認知件数、検挙件数が市町村別の認知件数、検挙件数と不一致
- (2) 青森県刑法犯 認知件数の内訳(凶悪犯、粗暴犯、窃盗犯、知能犯、風俗犯、その他の刑法犯)について月別に展開して記載しているが、簡単な説明がないため刑法犯合計件数との繋がり分かりにくい。また、図表の作成に工夫が必要である。

(3)凶悪犯、粗暴犯、窃盗犯、知能犯、風俗犯、その他の刑法犯のそれぞれの内訳記載がなく、認知件数のみならず、検挙件数、検挙人員の記載がなければ犯罪統計の情報開示とされない。

(4)市町村別のグラフによる表示が分かりにくい。

(5)重要犯罪の状況、重要犯罪の窃盗犯の犯罪統計の開示は、青森県刑法犯とは別途にそれぞれ開示している。このため青森県刑法犯との情報の繋がりがあっても係わらず、分断されているため相互の関係性が分からない。

(6)一つの市町村に二つ以上の警察署が管轄している場合には、管轄警察署との関係が明らかになった方が住民にとっては分かりやすい。

(7)確定値情報の改善版をイメージとして示した。

犯罪発生情報をホームページで一般に公開することで、住民や防犯ボランティア団体、地方公共団体などによる自主防犯活動を促進し、官民一体となった対策が可能となる。このことが青森県警察の社会的な責任を果たすことに繋がるため分かりやすく、しつかりとした情報公開を求めたものである。

警察における秘密性と公開・非公開について(意見 8)

監査人が問題提起したのは、他の都道府県警察において公開している情報について青森県警察が非公開としている情報がないかどうか。その合理的な理由はあるのか。その判断は適正であるかどうか。また、過度に非公開になっていないかどうか。

このように問題提起をする理由は、監査過程において予想を超える非公開の資料があったからである。青森県警察の適切な警察行政を運営する上で情報の公開・非公開についての見直しが必要ではないかという提言である。

**〔第 8 章 第 14 節、特殊な警察活動〕の監査結果から
ツキノワグマ出没等情報の記載について(意見 27)**

ツキノワグマ出没等情報については、青森県自然保護課が注意喚起情報として青森県ホームページにおいて記載している。

この中で「クマに出会わないために」として注意喚起の具体的事例を記載しているが、岩手県のツキノワグマ等による人身被害者に関するホームページにおいては、入山する方と農作業従事者の方と分けて記載しており、県民にとっては、このような説明の方がより明確で分かりやすい。

北朝警護道ミサイル発射への対応について(意見 28)

弾道ミサイルが発射した後の県民に対するお知らせについては、青森県のホームページにおいて明らかにされていない。鳥取県の例を示して、情報開示の必要性を提言した。

〔第 12 章 生活安全部〕の監査結果から

被害者向け広報について(意見 42)

スマートフォン及びDV等被害者保護対策事業の内容は、被害相談者に対する支援、加害者向けに対するリーフレットの配布等であるが、スマートフォン及びDV事件は全国的に増加傾向にあり、相談を検討する被害者が多数存在すると推測されるため、スマートフォン及びDV被害拡大防止や早期の被害把握を行うためにも、被害者向け広報を積極化すべきである。

〔第 17 章 警察署〕の監査結果から

鯨ヶ沢警察署の青森県警察ホームページ掲載写真について(意見 49)

鯨ヶ沢警察署の全景写真は、夜の花火が打ち上げられている時の写真である。昼の時間帯の全景写真の掲載が適切であると考えらる。

青森県警察ホームページにおける警察署管轄地域の明示について(意見 50)

青森県の市町村には、複数の警察署が関与される市町村がある。

市区町村	管轄警察署
青森市	青森警察署、青森南警察署
七戸町	七戸警察署、青森警察署
東北町	七戸警察署、三沢警察署、野辺地警察署
六戸町	十和田警察署、三沢警察署

(出所：警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例)

居住している住民は、どこの警察署に連絡すればよいのかについては承知している筈であるが、青森県警察のホームページを見る限り複数の市町村を管轄する警察署には情報も地図もない。

青森南警察署は、市町村合併前の浪岡町ということで明確であると思われるが、七戸町、東北町、六戸町については、管轄地域を示した地図があった方がよいと思われる。

捜査費 Q&A のホームページにおける公開について(意見 51)

青森県警察では捜査費の内容についてホームページにおいて公開していない。捜査費の支出内容は、支出の特性から厳格な管理が必要であり、会計検査院の検査においても重点的に実施されている。このような視点から高知県警察の事例を紹介し、捜査費に関する基本的な情報開示の必要性について提示した。

高知県警察の捜査費の公開内容(Q&A形式)は、以下のとおりである。

- 捜査費とは
- 捜査の使途
- 県費捜査費と国費捜査費
- 一般捜査費と捜査諸雑費
- 捜査費の予算額
- 捜査費の執行状況

在留外国人に対する警察署における相談窓口について(意見 52)

在留外国人の統計資料から分かるように2022年から2024年にかけて在留外国人人口は増加傾向にあり、今後も増加傾向が続くものと想定される。2024年前年比較 806 人増加、10.3%増となっている。また、青森市、弘前市、八戸市に居住する在留外国人の人数は他市町村と比較して多い。

このような事実に着目すると、青森県警察のホームページでは多言語対応として英語、中国語、韓国語の対応がなされているものの、ベトナム人が2,471 人と多いことから将来的にはベトナム語対応も検討することが必要と思われる。

第 8 項、指摘事項又は意見の総括

第 1. 指摘事項・意見の総括表

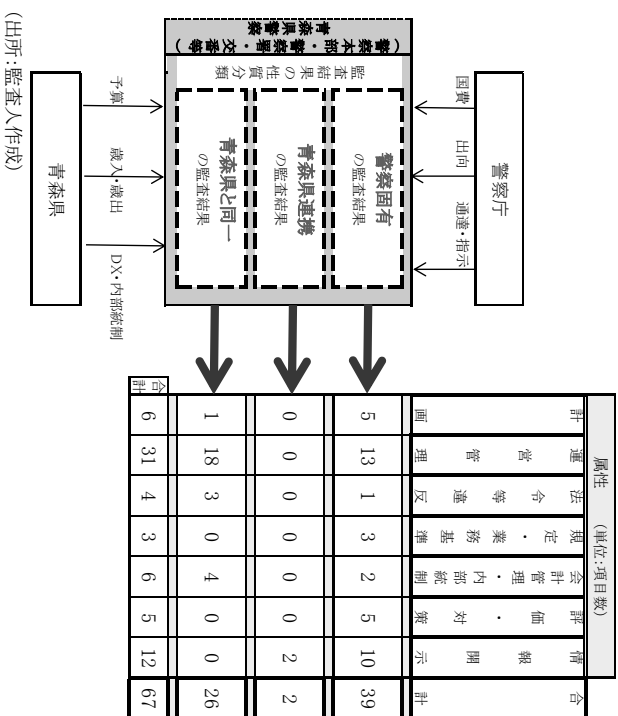
包括外部監査の監査テーマとして都道府県警察を対象とした包括外部監査報告書の事例は、これまで数例である。

都道府県警察の組織の特徴として、都道府県警察は都道府県の公安委員会の管理下に置かれているが、警察運営については警察法、警察官職務執行法等の法律の下で警察庁が国及び都道府県警察の警察運営を指揮監督している関係で警察庁による訓令、通達等や大規模災害等に際しては警察庁長官による命令等に応じて運営することになる。

他方、事務執行においては、都道府県の事務執行の規則に応じて処理することになっている。このように都道府県警察は警察運営と事務執行の二つの機能が都道府県警察の中に組み込まれており、都道府県に属する他部門と異なる組織体であることが特徴的である。また、警察活動において多くの秘匿性があることから包括外部監査の業務においても監査対象部門あるいは警察庁の判断により非公開となる場合も少なくなく、他部門の包括外部監査と異なり苦慮したところである。

監査の結果、検出された指摘事項・意見について、その属性から「計画」、「運営管理」、「法令等違反」、「会計管理・内部統制」、「規定・業務基準」、「評価・対策」、「情報開示」に分類し、さらにそれぞれが青森県警察と警察庁や青森県との関係から「警察固有の監査結果」、「青森県との連携の監査結果」、「青森県と同一の監査結果」に分類・集計したものが以下の図表である。

【図表 7-2-1 指摘事項又は意見の項目数の総括】



この図表から見えることは、以下の諸点である。

- ①PDCAサイクルの「計画」の脆弱性が警察固有の機能において認められる。
- ②「運営管理」については、「警察固有」と「同一」の性質分類においていずれも監査結果の項目数が多いことである。「警察固有」の監査結果は、様々の領域にわたっている。「同一」の項目数が多いのは青森県の財務事務が金太郎船の如く青森県警察の財務事務に影響を及ぼしているからであると思料する。
- ③属性における「規定・業務基準」、「評価・対策」、「情報開示」においても「警察固有」の監査結果の項目数が相当程度あり、管理機能の強化や革新的な情報開示の検討が必要とされることを示唆している。

第2. 総括

図表7-2-1で明らかのように監査結果は、「警察固有の監査結果」が多い。この中で法令等違反は法令等遵守し、会計管理・内部統制は適切に会計管理をし、内部統制はコントロールの強化を図らなければならない。また、規定・業務基準は既定の規定・業務基準の見直しや改定が必要となり、規定・業務基準がなければ新たに作成しなければならない。

ここでは後述した第3. 総括表の明細に記載した図表の備考欄に「今後の青森県警察の行政において、特に取り組むべきものとして」◎印を付した内容に重点を置きながら監査結果の総括をすることとする。

計 画

PDCAサイクルのPlan(計画)に焦点を置いて青森県警察においてもPlan(計画)機能を果たすことが重要であるという認識の下に「中長期計画又はビジョンの策定」、「単年度事業計画の作成」、「基本方針と重点目標の開示」等が重要であると考えて提言した。

運営管理

運営管理の領域は広範囲にわたっているが、この中で特に「警察不祥事の再発防止」、「公安委員会の委員長及び委員に対する報酬」、「警察学校の退職者の減少防止策」等については、今後の青森県警察において取り組むべき課題として記載した。

法令等違反

青森県運転免許センターの産業医選任については労働安全衛生法との関係、退職金事務については所得税法との関係、36協定については労働基準法との関係において法令等に対する遵守違反について記載した。

会計管理・内部統制

特に青森県警察と内部統制制度との関係について簡単に考察し、青森県内部統制評価報告書の問題点について記述した。

規定・業務基準

規定・業務基準の見直しや新規作成について述べている。

評価・対策

PDCAサイクルのCheck(測定・評価)・Action(対策・改善)の局面は、PDCAサイクルをうまく循環させるために重要な局面を担っている。

事業管理におけるKPI重点目標の設定と評価、青森県の警察行政を俯瞰する観点から青森県警察の警察白書の作成による評価が必要であることを記載している。

情報開示

青森県警察と外部利害関係者との情報の橋渡し機能を有している青森県警察のホームページの重要性に鑑みて、青森県警察のホームページの見直し・改善点を記載した。

また、青森県警察の警察行政が「青森県民が安全・安心を実感できる青森県の実現」の端緒になるように青森県犯罪統計を適切に青森県民に情報開示することを提言した。さらに捜査費のホームページにおいてQ&A形式によって情報を提供し、県民の関心を深めることについて言及した。

第3. 総括表の明細

備考欄に◎印の付したものは、今後の青森県警察の行政において、特に留意して取り組むべきものと考えた。

【図表7-2-2 計画】

性質	指摘事項又は意見の表題	章節の項目	結果	備考
固有	青森県警察の組織運営に関する中長期計画又はビジョンの策定について	事業管理	意見1	◎
"	単年度事業計画の作成について	"	意見2	◎
"	青森県警察の基本方針と重点目標の開示について	"	指摘1	◎
"	「青森県警察次世代育成・女性活躍推進計画」について	"	意見3	
"	人口減少時代に突入した警察行政、特に警察署の対応について	警察署	意見53	
同一	交番及び駐在所に係る長寿寿命化・総量最適化・有効活用に向けた取組方針について	警察部	意見34	
	項目数合計(指摘:1) [意見:5] [合計:6]			

上表(計画)の項目別要約

性質	章節の項目	指摘	意見	計	性質計
固有	事業管理	1	3	4	5
"	警察署	0	1	1	
同一	警察部	0	1	1	1
	合計	1	5	6	6
	性質分類合計 固有(5) 連携(0) 同一(1) 合計(6)				

【図表7-2-3 運営管理】

性質	指摘事項又は意見の表題	章節の項目	結果	備考
固有	警察不祥事の再発防止の公表と実施について	警察不祥事	指摘10	◎
"	県公安委員会による警察不祥事に関する青森県警察に対する文書による指摘について	"	意見24	◎
"	公安委員会委員が定例会議への出席率が低い場合の対応について	公安委員会	意見29	
"	公安委員会の委員長および委員の報酬について	"	意見30	◎
"	警察署協議会議事録について	警察部	指摘11	
"	職務施処の根本基準を浸透させるために	"	意見31	
"	留置施設等の総合的な管理について	"	意見32	
"	警察スクールプログラムの増員について	生活安全部	意見38	
"	ホームページシステムの利用状況把握について	"	意見40	
"	自動車 OSS の利用率取次について	交通部	意見44	
"	大型自動車第一種免許取得者の増加に向けて	警備部	意見47	
"	警察学校の卒業を待たずに退職する者を減少させる方策について	警察学校	意見48	◎

性質	指図書事項又は意見の表題	章節の項目	結果	備考
"	資料おっせん事業(黄色い帽子、安全運転カイト等)の取扱いについて	財政的援助団体	意見 56	
同一	財産処分手続きの短縮化について	固定資産管理	意見 11	
"	未利用財産の活用について	"	意見 12	
"	ライフサイクルコストの考慮不足について	"	意見 13	
"	PMI 手法の柔軟な適用に向けた検討体制の整備について	"	意見 14	
"	入札及び契約保証金免除要件の確認について	"	意見 15	
"	受託者の自主点検報告の未受領について	業務委託	指図書 6	
"	月間作業報告書の誤りについて	"	意見 16	
"	設備管理業務に関する複数年契約の導入検討について	"	意見 17	
"	前金私の根拠の文書化等について	指図書 7	意見 7	
"	食料費徴収・支払に係る業務フローの変更について	"	意見 18	
"	入札時期の前倒しについて	"	意見 19	
"	プロボーター参加者の増加施策について	"	意見 20	
"	プロボーター参加者が少数の場合における採点方法の再考について	"	意見 21	
"	青森県警察ポータルシステムにおける出退勤記録について	人件費・労務管理	意見 23	
"	入居人数0人 空室率100%の待機宿舍について	警務部	意見 33	
"	予算配当残が予算額39%について	"	意見 37	
"	電子契約についての検討について	財政的援助団体	意見 54	
"	更新時講習等業務委託契約に関する複数年契約の検討について	"	意見 55	
	項目数合計 (指図書:4) [意見:27] [合計:31]			

上表(運営管理)の項目別要約

性質	章節の項目	指図書	意見	計	性質計
固有	警察不祥事	1	1	2	
"	公安委員会	0	2	2	
"	警務部	1	2	3	
"	生活安全部	0	2	2	
"	交通部	0	1	1	
"	警備部	0	1	1	
"	警察学校	0	1	1	
"	財政的援助団体	0	1	1	
同一	固定資産管理	0	5	5	
"	業務委託	2	6	8	18
"	人件費・労務管理	0	1	1	
"	警務部	0	2	2	
"	財政的援助団体	0	2	2	
	合計	4	27	31	31

性質分類合計 固有(13) 連携(0) 同一(18) 合計(31)

【図表7-2-4 法令等違反】

性質	指図書事項又は意見の表題	章節の項目	結果	備考
固有	青森県運転免許センターの産業医選任について	交通部	意見 45	
同一	退職金支給関連書類の不備について	人件費・労務管理	指図書 8	
"	退職所得に係る課税所得額の計算について	"	意見 22	
"	労働基準法及び36協定の逸脱について	"	指図書 9	
	項目数合計 (指図書:2) [意見:2] [合計:4]			

上表(法令等違反)の項目別要約

性質	章節の項目	指図書	意見	計	性質計
固有	交通部	0	1	1	1
同一	人件費・労務管理	2	1	3	3
	合計	2	2	4	4

性質分類合計 固有(1) 連携(0) 同一(3) 合計(4)

【図表7-2-5 会計管理・内部統制】

性質	指図書事項又は意見の表題	章節の項目	結果	備考
固有	警察本部の貸借対照表または資産・負債残高表について	青森県警察の財務情報	意見 25	
"	リース資産並びにリース債務残高情報の報告について	"	意見 26	◎
同一	青森県内部統制制度について	内部統制制度	指図書 4	◎
"	青森県内部統制評価報告書について	"	意見 9	◎
"	青森県警察が内部統制制度の対象機関外となっていることについて	"	意見 10	◎
"	建設仮勘定の会計処理について	固定資産管理	指図書 5	
	項目数合計 (指図書:2) [意見:4] [合計:6]			

上表(会計管理・内部統制)の項目別要約

性質	章節の項目	指図書	意見	計	性質計
固有	青森県警察の財務情報	0	2	2	2
同一	内部統制制度	1	2	3	4
"	固定資産管理	1	0	1	1
	合計	2	4	6	6

性質分類合計 固有(2) 連携(0) 同一(4) 合計(6)

【図表7-2-6 規定・業務基準】

性質	指図書事項又は意見の表題	章節の項目	結果	備考
固有	「警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例」の規定について	警務部	意見 35	
"	給貸与品保有基準数一覧表の品目について	"	意見 36	
"	利研費に関する運用ガイドライン策定の検討について	刑事部	意見 43	
	項目数合計 (指図書:0) [意見:3] [合計:3]			

上表(規定・業務基準)の項目別要約

性質	章節の項目	指図書	意見	計	性質計
固有	警務部	0	2	2	3
"	刑事部	0	1	1	1
	合計	0	3	3	3

性質分類合計 固有(3) 連携(0) 同一(0) 合計(3)

【図表 7-2-7 評価・対策】

性質	指図書事項又は意見の表題	章節の項目	結果	備考
固有	KPI 重点目標の設定と評価について	事業管理	指図書 2	◎
"	青森県警察の警察白書について	情報公開	意見 7	◎
"	動画配信媒体について	生活安全部	意見 39	
"	参加者 1 人当たりの費用について	"	意見 41	
"	交通安全施設整備の効果測定について	交通部	意見 46	
項目数合計 (指図書:1) [意見:4] [合計:5]				

上表(評価・対策)の項目別要約

性質	章節の項目	指図書	意見	計	性質計
固有	事業管理	1	0	1	5
"	情報公開	0	1	1	
"	生活安全部	0	2	2	
"	交通部	0	1	1	
合計		1	4	5	
性質分類合計 固有[5] 連携[0] 同一[0] 合計[5]					5

【図表 7-2-8 情報開示】

性質	指図書事項又は意見の表題	章節の項目	結果	備考
固有	青森県警察に係る各種協定について	事業管理	意見 4	
"	青森県警察のホームページについて	情報公開	意見 5	◎
"	警察本部長の取任に伴うメッセージの開示について	"	意見 6	◎
"	警察における秘密性と公開・非公開について	"	意見 8	
"	犯罪統計の情報開示を通じた社会的責任について	"	指図書 3	◎
"	被害者向け広報について	生活安全部	意見 42	
"	誘拐犯警察署の青森県警察ホームページの掲載写真について	警察署	意見 49	
"	青森県警察ホームページにおける警察署管轄地域の明示について	"	意見 50	
"	捜査費 Q&A のホームページにおける公開について	"	意見 51	◎
"	在留外国人に対する警察署における相談窓口について	"	意見 52	
連携	ツキノワグマ出没警報の記載について	特殊な警察活動	意見 27	
"	北朝銃弾道シミュレーションの対応について	"	意見 28	
項目数合計 (指図書:1) [意見:11] [合計:12]				

上表(情報開示)の項目別要約

性質	章節の項目	指図書	意見	計	性質計
固有	事業管理	0	1	1	10
"	情報公開	1	3	4	
"	生活安全部	0	1	1	
"	警察署	0	4	4	
"	特殊な警察活動	0	2	2	
連携	特殊な警察活動	0	2	2	2
合計		1	11	12	12
性質分類合計 固有[10] 連携[2] 同一[0] 合計[12]					

第 9 項、付言

警察をテーマとする監査をすることについては、警察庁との関係から位置づけられている県警察組織の特殊性、捜査活動から生ずる秘密性、多方面における警察業務知識の必要性に鑑みて、どのような監査アプローチを採るのかについて苦慮した。その結果、合規性、有効性、効率性、経済性の視点に立ち、警察組織、設定されている事務事業、リスクの高いと想定される警察業務、警察費の様々な角度から監査対象領域を選定して監査を実施した。

警察不祥事、捜査費、警察改革、監察、犯罪統計の推移分析に基づく根幹理由の追及等については、警察組織の固い壁を突破して監査するもどこかしさに直面した。核心部分を鋭く切り込むことを目論んでいたが、想定を超える難関さに挫折する思いがある。

青森県の北北半島には 5 つの原子力関連施設があり、テロ脅威に対する対策や警戒・警備には他県にはない相当な不安があるものと想定される。青森県警察では、自衛隊、海上保安庁、原子力規制庁などの関係機関が連携した対処能力を向上させるための合同訓練を行っているが、本格的には防衛省、原子力規制委員会等の国の機関におけるガイドライン策定に基づく合同訓練が必要との印象を受けた。

監査の最終段階において、監査報告書の意見原案に対して事実認識が異なるものとして数点の申出があった。これは監査人の事実確認が不足していた点や所管課の説明不足、所管課の説明者が保有していた情報の不足等が考えられる。青森県警察に対しては、適切な情報に裏付けられた明快な説明能力の向上がこれからの警察行政に必要であるとの認識をもった。

最近の都道府県警察が抱える主たる問題点について、組織の硬直化、連携不足、人材不足、不祥事の多発が挙げられている。青森県警察は、統制行政による情報共有の停滞や部門間の連携が取りにくくなっていないか、健全な組織体として県民が安全・安心を実感できる青森県を実現する推進組織体であることを願いたい。

これまでの包括外部監査のテーマとして警察を選定した事例は極めて少なく、その中でも警察の本丸を監査した事例は 1 件程度ではないかと考えている。今後他県においても『警察』を監査テーマとした監査に果敢に挑戦していただきたい。包括外部監査によって都道府県警察の問題点が明らかになって、これが社会的な貢献につながることを期待したい。

第3節. 監査結果の集計

第1項. 性質分類別の監査結果

【図表7-3-1 性質分類別の監査結果】

性質分類	画	章節の項目	指摘事項	意見	合計
計					
"		事業管理	1	3	4
"		警務部	0	1	1
"		警察署	0	1	1
"		小計	1	5	6
運 営 管 理		固定資産管理	0	5	5
"		業務委託	2	6	8
"		人件費・労務費	0	1	1
"		警察不祥事	1	1	2
"		公安委員会	0	2	2
"		警務部	1	4	5
"		生活安全部	0	2	2
"		交通部	0	1	1
"		警備部	0	1	1
"		警察学校	0	1	1
"		財政的援助団体	0	3	3
"		小計	4	27	31
法 合 等 違 反		人件費・労務費	2	1	3
"		交通部	0	1	1
"		小計	2	2	4
会計管理・内部統制		内部統制制度	1	2	3
"		固定資産管理	1	0	1
"		青森県警察の財務情報	0	2	2
"		小計	2	4	6
規定・業務基準		警務部	0	2	2
"		刑事部	0	1	1
"		小計	0	3	3
評 価 ・ 対 策		事業管理	1	0	1
"		情報公開	0	1	1
"		生活安全部	0	2	2
"		交通部	0	1	1
"		小計	1	4	5
情 報 開 示		事業管理	0	1	1
"		情報公開	1	3	4
"		特殊な警察活動	0	2	2
"		生活安全部	0	1	1
"		警察署	0	4	4
"		小計	1	11	12
		合計	11	56	67

(出所:監査人作成)

第2項. 章節項目別の監査結果

【図表7-3-2 章節項目別の監査結果】

章	節	指摘事項	意見	合計
第8章 全般管理	第1節. 事業管理	2	4	6
"	第2節. 情報公開	1	4	5
"	第3節. 内部統制制度	1	2	3
"	第4節. 警察改革	0	0	0
"	第5節. 固定資産管理業務	1	5	6
"	第6節. 業務委託	2	6	8
"	第7節. 人件費・労務管理	2	2	4
"	第8節. 情報システム及びDX推進	0	0	0
"	第9節. 警察会計監査規程に基づく運用	0	0	0
"	第10節. 警察不祥事	1	1	2
"	第11節. 警察費	0	0	0
"	第12節. 警察費における国費と県費	0	0	0
"	第13節. 青森県警察の財務情報	0	2	2
"	第14節. 特殊な警察活動	0	2	2
第9章 公安委員会		0	2	2
第10章 警務部		1	7	8
第11章 総務室		0	0	0
第12章 生活安全部		0	5	5
第13章 刑事部		0	1	1
第14章 交通部		0	3	3
第15章 警備部		0	1	1
第16章 警察学校		0	1	1
第17章 警察署		0	5	5
第18章 財政的援助団体		0	3	3
	合計	11	56	67

(出所:監査人作成)

第8章 全般管理に係る監査結果

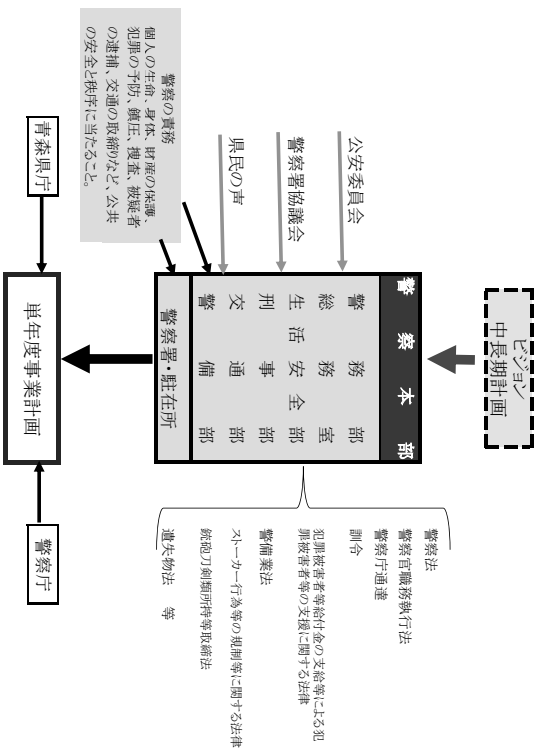
第1節. 事業管理

(意見1) 青森県警察の組織運営に関する中長期計画又はビジョンの策定について

青森県警察では組織運営に関する中長期計画又はビジョンの策定はない。組織を運営していくには、PDCAサイクルの手法を導入して組織の持続的な成長と改善を目的とした管理運営が重要であるが、青森県警察では、これまで中長期計画又はビジョンを作成する慣例がないためか、策定していないのが実態である。

青森県警察において抱えている問題点について、その問題点の重要度や緊急度に応じて計画年度に落とし込んでいくことは組織運営を遂行していく上で至極当たり前のことであり、法律や通達等に規定されていないから計画やビジョンを策定しなくともよいということではない。

【図表 8-1-1 中長期計画又はビジョンのイメージ図】



(出所:監査人作成)

上図は、ビジョン又は中長期計画と青森県警察の運営についてイメージ図として作成したものであり、本提案の理解に役立つものとして作成した。

警視庁は2024年12月に「警視庁組織運営ビジョン」を策定し公表している。以下に示したこの内容を見ると人口減少が続く地方の青森県警察と異なり、地方からの人口流入が続いている首都圏警視庁の置かれている状況であるが、青森県警察にとっても計画策定に際して参考となる事項が数多く含まれているものと考ええる。

青森県警察においても今後の警察運営にあたって検討すべき事項として、青森県警察の組織運営に関する中長期計画又はビジョンの策定を提言したい。

【図表 8-1-2 警視庁組織運営ビジョン】

警視庁組織運営ビジョン(2024.12)

ビジョン策定の趣旨

少子高齢化の進行や既存の組織の枠を越えた事案の増加など、目まぐるしく変化する社会情勢の中で、複雑化する治安課題に対して警戒の空白を生じさせることなき、的確に対処していくため、今後の当庁の組織運営の指針を策定するもの。

ビジョンの背景

人口減少・少子高齢化が進行する中、都内の人口は大きく変化せず、むしろ、高齢化の進行により、高齢者を取り巻く警察事案の増加など、警察負担が重くなる分野も想定される。治安情勢を見ると、都内における刑法犯の認知件数や交通事故の発生件数は、統計上、減少傾向にあるものの、犯罪に関しては、その舞台・手段が現実社会からサイバー空間に広がっていることなど、いわゆる「關バシト」の横行など、犯罪を実行する心理的・物理的のハードルが下がっていることなど、看過しがたい治安構造の変化が認められている。さらには、近年、自然災害の激甚化・頻発化の傾向が顕著に見られ、首都直下型地震や火山の噴火による降灰被害、河川の氾濫等の風水害が目前の危機となっており、以上のような課題に的確に対処していくためには、3つの着眼点から重点的な取組を推進していく必要がある。

ビジョンの3つの着眼点

人的基盤の強化
組織の多様性が求められる中、多様な能力や豊富な知見を有する人材を確保・育成することが必要であり、個々の能力や知見を十分に高められるよう、働きやすい職場環境を構築する。

業務の合理化・効率化
前例踏襲を排した体制や業務の見直しを適切に行うほか、先端技術・デジタル技術の活用等により、業務の合理化・効率化を徹底的に行い、能率的でカンパリのある組織運営を推進する。

変化に続ける情勢への対応
警察事案の主体や行為の態様が一層複合的となること、こうした構造の変化に対処するため、部門の垣根を越え、知識、専門性の高い人材を供給する仕組みを構築し、各部門が有する専門性の有機的な結合により、組織の総合力を最大限に高め、高度な事態対応を実現していく。

重点推進項目 人的基盤の強化 多様な能力や豊富な知見を有する人材の確保・育成

- 各種採用制度の見直し
- 部門間での人事交流
- 部門内所属間での人事交流
- サイバー人材の育成

<ul style="list-style-type: none"> ● 専門人材の任用・給与体系の見直し ● 魅力ある警察学校教養の実現 <p>働きやすい職場環境の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 時勢を捉えた高立支援制度とサポート体制の確立 ● 人を大切にす組織文化の形成 ● 職員の声を反映した勤務環境整備 ● 軽量型端末の整備 ● 自宅型テレワークの拡充 <p>業務の合理化・効率化</p> <p>前例障壁を排した業務の合理化・効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 各種システムの統合 ● 現場支援体制の強化 ● 分析システムの全庁的統合 ● 交通指導取締り等の在り方の見直し <p>ペーパーのみに依存しない体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ● AI技術の活用 ● デジタル技術の活用 ● データの利活用 ● ICタグ等、先端技術を活用した物品管理 <p>変化した続ける情勢への対応</p> <p>異なる部門間における連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 匿名・流動型犯罪グループに対する戦略的な取締り体制の確立 ● 特定詐欺連合捜査班(TAIT)による道府県警察との共助体制の確立 ● 暗号資産関連事件への対処力強化 ● 部門横断的なローン・オフェンダー等対策のための体制の確立 <p>情勢の変化に対応した柔軟な組織の統廃合とワンシフト</p> <ul style="list-style-type: none"> ● トロリー等先端技術関連業務の効率的運用 ● 交番の運用等地域警察活動の最適化 ● 留置施設の統合運用
--

【出所：警視庁ホームページ】
 (注) 波線()は監査人による。

(意見2) 単年度事業計画の作成について

青森県警察では予算の作成はあがるが、単年度事業計画は作成していない。単年度事業計画は、ビジョン又は中長期計画から単年度に落とし込んだ事業計画であるが、ビジョン又は中長期計画を作成していないため単年度事業計画の作成はない。

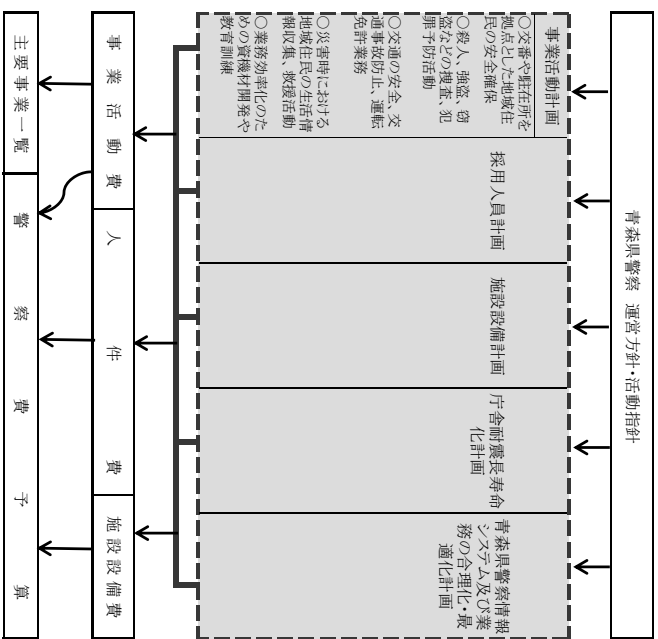
警察庁では、毎年、次の年度の予算の概算要求時に、重点施策や予算配分の概要が示され、犯罪捜査力の強化、国際テロやサイバー空間をめぐる脅威への対応、高齢者や児童に関する問題、時代の変化への対応能力の不足、犯罪の多様化・新たな犯罪への対応、特殊詐欺対策、警

察業務のデジタル化・高度化、地域住民とのコミュニケーション、警察組織の刷新などが主要な課題として挙げられている。

都道府県警察の事業計画は、各都道府県の犯罪情勢や地域特性を反映して個別に編成されている。予算の約8割は人件費で占められているが、残りの予算で装備資機材の整備、施設の維持管理、地域独自の安全対策などを実施している。

単年度事業計画のイメージ図として、以下に示した。現状では、主要事業一覧や警察費予算が作成されているが、これらの作成基礎資料が単年度事業計画でなければならぬと考える。体系的に文書化されていないことかもしれないが、対外的に非公開でも青森県警察内部で文書化して事業計画の透明性を担保しなければならぬ。

【図表 8-1-3 単年度事業計画のイメージ図】



青森県警察においても予算のみならず単年度事業計画を作成して警察行政を遂行されることを提案したい。

〔指摘事項 1〕青森県警察の基本方針と重点目標の開示について

令和 6 年青森県警察運営方針は、『安全・安心を実感できる青森県の実現』（青森県公安委員会）、活動指針として「強く・正しく・温かく」（警察本部長）となっている。（本報告書「第 3 章 第 9 節、青森県警察の運営方針・活動指針」において記載。）

しかしながら、具体的に重点目標として記載したものはない。令和 5 年においては警務部、総務室、生活安全部、刑事部、交通部、警備部の各部署ごとに運営重点として列挙していたが、令和 6 年においては各部署ごとの運営重点は削除され、青森県警察の全体としての重点目標についても記載されていない。前例踏襲する警察組織として稀有な事例ではなからうか。令和 6 年において変更した理由に関する文書は一つ残っていない。

包括外部監査の現場作業終了後に所管課が変更理由について当時の関係者に対して調査したところ、各部・室が当年の発生事案を基に翌年の対策や運営重点を作成していたが、重点項目は不変項目が多く形骸化しているのではないかと、意見があったこと、事件事故等の発生状況はその都度変化しており、運営重点にかかわらず迅速・的確かつ柔軟に対応していること、運営重点を作成するには 30 ページ程度の文書を作成し担当者業務負担が大きいため、業務の見直しを推進していたこと、また、内部的には各部署に対して廃止した趣旨を説明の上、周知を図っており、その上で必要と認める場合には作成することについて妨げるものではないことを説明したと報告を受けた。

しかしながら、バランスの取れたメニューな対応が必要だったのではないだろうか。青森県警察の基本方針と重点目標は、青森県警察の警察行政を営む上で基本的かつ重要なことであり、県民に対する警察行政の基本方針の開示であるとともに、警察組織内部の警察官や警察行政職員に対する活動指針としても欠くことのできないものと考えられる。青森県警察の基本方針と重点目標の開示については、警察法や警察庁の通知では特段の記載がないが、警察行政における重要事項であるため指摘事項とした。

Table with 2 columns: 秋田県警察 (Basic Policy) and 岩手県警察 (Basic Posture). It details safety goals for citizens and activities for disaster relief.

Table with 2 columns: 宮城県警察 (Operational Focus) and 福島県警察 (Basic Posture). It discusses safety goals for citizens and activities for disaster relief.

〔注〕前年との主な変更点について理由を記載している。

〔図表 8-1-5 宮城県警察・福島県警察の例示〕

Table with 2 columns: 宮城県警察 (Operational Focus) and 福島県警察 (Basic Posture). It details safety goals for citizens and activities for disaster relief.

〔図表 8-1-6 高知県警察の例示〕

Table with 2 columns: 高知県警察 (Operational Focus) and 高知県警察 (Basic Posture). It details safety goals for citizens and activities for disaster relief.

県警察では、上記の運営指針に基づき、日々発生する犯罪の被害を食い止めて検挙し、治安上の脅威に迅速かつ的確に対応するとして警察の原点を指向し、県民や関係機関等の協働により良好な治安を維持して、将来にわたる県民の安全と安心を確保し、県民生活の向上を実現する。【図表8-1-7 石川県警察の令和6年の具体例】	・特捜詐欺等に対する効果的な犯罪抑止対策の推進 ・自身の安全確保対策の推進 ・少年の非行防止対策の推進 ・サイバー空間の脅威への的確な対処 ・重要犯罪等の着実な検挙 ・組織犯罪から県民を守るための対策の推進
◎悪質・重要犯罪の検挙と組織犯罪対策の推進	・子供・高齢者等の交通事故防止対策の推進 ・交通事故分析に基づいた交通安全対策の推進 ・新たな交通手段を含む悪質・危険運転者対策の強化 ・安全で快適な交通環境の整備
◎交通安全から県民を守る対策の推進	・大規模災害から県民を守るための取組の推進 ・テロ等重大事件を未然に防止するための取組の推進 ・警備警備の的確な実施
◎大規模災害やテロ等重大事件から県民を守る取組の推進	・県民に寄り添ったきめ細やかな警察活動の推進 ・社会情勢の変化に的確に対応した組織運営の推進 ・女性活躍に働きやすい職場環境づくりの推進
◎県民の期待と信頼に応える警察活動の推進	

(出所:高知県警察 令和6年度「警察白書」)

【図表8-1-7 石川県警察の令和6年の具体例】

運営の指針の策定趣旨

県民の期待と信頼に応える力強い警察	<p>総計上、減少傾向にあった刑法犯認知件数及び交通事故発生件数は最近において増加に転じ、特に、重要犯罪、重要窃盗犯及び交通事故死亡事故がいずれも昨年より増加している。また、特捜詐欺をはじめ、サイバー犯罪、ストーカー事案、配偶者からの暴力事案及び児童虐待は後を絶たず、自然災害は激甚化・頻発化するなど、治安情勢は、依然として予断を許さない状況にある。さらに近年の社会情勢は、科学技術の発展をはじめ、めまぐるしいペースで変化しており、治安面にも多大な影響を与えている。県警察では、現在及び将来を見据えた治安情勢に対して警察力全体の最適化を図る組織運営を構築し、その機能を最大限に発揮することにより、安全で安心して暮らせる石川を実現させ、県民の期待と信頼に応えなければならぬ。したがって、令和6年石川県警察運営の指針を「県民の期待と信頼に応える力強い警察～安全で安心して暮らせる石川の実現～」としたものである。</p>
-------------------	---

重点目標の策定趣旨

社会の変化に的確に対応するための取組の推進	<p>近年における国内外の情勢は、著しい変化の激中であり、人口減少・少子高齢化、情報通信技術の目覚ましい発展、サイバー空間の拡大、経路のグローバル化、自然災害の激甚化・頻発化等の諸要素が治安課題に大きな影響を与え複雑化させている。県警察では、情勢の変化と警察組織の現状を俯瞰的に分析した上で、業務の合理化・効率化を図り、加えて、先端科学技術の活用等による警察活動の高度化を一層推進するなど、令和6年の時代に即した組織体制を確立し、複層化して治安課題に的確に対応していく必要がある。</p>
犯罪の起きている社会づくりの推進	<p>減少を続けていた刑法犯認知件数は最近において増加に転じ、特捜詐欺の被害は依然として高齢者を中心に多数発生している。また、児童虐待の相談件数が増加し続け、配偶者からの暴力事案、ストーカー事案及びインターネットを利用した児童ポルノ事犯が依然として発生している一方、少年や高齢者による犯罪の取組が目立つ状況にある。このような状況の中で、引き続き犯罪を抑制し、子供・女性・高齢者の安全を確保するほか、犯罪の実行、加担等させないためには、自治体、関係機関・団体、防犯ボランティア等との連携の下、地域の犯罪情勢に即した街頭活動、多様な防犯ネットワーク等を活用した広報啓発活動、少年の非行防止や保護対策、女性の安全確保に向けた取組、高齢者の犯罪被害防止に向けた取組等を推進するとともに、安全で安心なまちづくりのための地域の取組を支援するなど、犯罪の起きている社会づくりを推進する必要がある。</p>
サイバー空間の脅威に対する総合対策の推進	<p>サイバー空間は、全国民が参加し、重要な社会経済活動が営まれる公共空間～愛護を込めて国民生活や社会経済活動を支える基盤となるなど、あらゆる場面で実空間との融合が進んでいる。全国的には、サイバー空間</p>

間をめぐって脅威について、ランサムウェア被害が依然として高水準で推移するともに、フィッシング被害等に件数が増え、不正利用被害やサイバー空間に広がる不正送金被害が急増するなど、極めて深刻な情勢が続いており、当県においても既に同様の傾向がみられる状況にある。このような深刻な状況に適切に対応するためには、高度で専門的な知識及び技術を有する人材の確保・育成に係る取組をより一層推進するほか、サイバー事案に対するための捜査支援体制等を拡充するなど、人的・物的基盤を強化する必要がある。また、国境を越えて執行されるサイバー事案に際しては、通報・相談等による、実態把握や社会変化への適応力を強化するほか、警察庁及びサイバー特別捜査隊との連携を視野に入れた国際捜査や大学、民間企業、関係機関・団体等と連携した被害防止対策を行なうなど、サイバー空間の安全確保に向け、警察組織の総合力を発揮し、効果的な対策を推進する必要がある。

県内における重要犯罪・重要窃盗事件は増加傾向にあり、令和5年中には殺人事件・事件や凶器を用いた強盗事件等が相次ぎ発生した。特捜詐欺については、被害額は前年より減少したものの、認知件数が増加しており、依然として深刻な情勢が続いている。暴力団情勢については、3つに分裂した6代目山口組が、相互に対立抗争を継続させており、県内への波及を含め予断を許さない情勢にある。また、近年、SNSを活用したとらえどころのない結びつきで難合集客を繰り返す犯罪グループが特捜詐欺等を敢行し、その活動実態は匿名化・秘匿化する状況もみられ、その実態解明と取組の必要性である。これら県民の生活の安全を脅かす犯罪については、的確な捜査指揮・管理、適正な取組への迅速かつ適正な捜査を徹底するとともに、初動捜査における迅速・的確な客観証拠の収集、科学技術の活用、捜査支援分析体制の充実・活用等によって警察組織全体の検挙力及び事案対応能力を強化し、徹底検挙する必要がある。

最近の交通事故情勢をみると、平成18年から16年連続で減少していた交通事故発生件数は令和4年以降増加傾向で推移し、令和5年中には歩行者が被害者となる交通事故が顕著な割合で発生するなど予断を許さない状況にある。また、自転車利用者のヘルムット着用や電動キックボード等の新たなモビリティに係る交通ルール整備、県内自治体における自動車運転マナーの実用化に向けた公道実証実験の実施など、道路状況を巡る情勢は大きく変化している。このような情勢に的確に対応するためには、自治体、関係機関・団体等と連携し、歩行者や自転車利用者に対する交通安全教育や交通安全活動の推進することに加え、交通事故発生状況等の分析結果に基づき、交通事故多発地点・路線等における集中的な警備展開等、歩行者の悪質・危険な運転に対する取組を強化し実施する必要がある。また、北陸新幹線開業に伴う道路環境の変化に的確に対応し、交通安全確保に即した交通規制を実施するとともに、通学路、歩行者や自転車利用者に係る交通事故が多発する道路等において、歩行者や自転車利用者に対する交通安全教育や交通安全活動の推進など、交通安全施策の整備を推進する必要がある。

大規模災害への的確な対応と情勢に即した警備諸対策の推進

近年、全国各地で地震、大雨、台風等による甚大な被害が発生するなど、自然災害は激甚化・頻発化の傾向にあり、県内においても、大規模地震や高地的豪雨による被害が発生している。こうした中、県民の安全安心を守るため、いかなる状況においても、大規模災害に的確に対応することができるとともに、従前の取組内容を不断に見直し、平常業務における災害に関する危機管理体制の点検及び構築を積極的に推進するとともに、災害警備として、先端科学技術を積極的に取り入れ、災害対応能力の一層の向上を図っていく必要がある。公安情勢としては、右翼や極左暴力集団等の勢力のほか、特定のテロ組織等と関わり合い、過激化した個人、いわゆるローレン・オアエノンダーがテロ等違法行為を敢行するおそれがある。また、国際テロ情勢に際しても、世界各地でテロが発生するなど、依然として厳しい状況にあるととも、イスラム過激派組織が我が国や邦人をテロの標的とした襲撃が、国の治安、安全保障及び危機管理に影響を及ぼしかねない問題となっている。加えて、我が国をめぐって国際情勢が劇的に変化するとともに、経済安全保障の確保等、対日有害活動への対策が重要性を増している。こうした情勢の下、テロ等重大事件の発生を未然に防止し、公安の維持を図るため、引き続き関連情報の収集・分析、違法行為の取組、要人警護、重要施設等の警戒警備等、情勢に即した警備諸対策を推進していく必要がある。

犯罪被害者等への支援の充実

犯罪被害者等への支援については、「犯罪被害者等基本法」に基づき、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護を図る社会的の実現に向けた取組を推進している。しかしながら、犯罪被害者等は今もなお多くの問題を抱えており、中長期的な支援の充実や性暴力・性暴力、児童虐待等の被害が顕在化しやすいつ犯罪被害者等への支援及び個々の事情に配慮した支援が課題となっている。県警察は、犯罪被害者等にとって最も密接に関わり、犯罪被害者等を保護する役割を担っていることから、再び川警察犯罪被害者支援基本計画に基づき、犯罪被害者等が一日も早く被害から回復し、社会の中で再び平穏な生活を営むことができるよう、犯罪被害者等に対する寄り添ったきめ細やかな支援を総合的かつ計画的に推進しているところ、今

後も関係機関・団体との連携、犯罪被害者等に対する県民の理解増進等各種取組を一層強化する必要がある。

警察力の充実強化と県民の立場に立った警察活動の推進

現在、日本社会が直面している人口減少・少子高齢化は、就職年齢人口の減少等にもつながるものであり、このような中で、警察においてもマンパワーの維持・向上は今後ますます大きな課題となる。こうした課題に対処するためには、業務の合理化・効率化やマンパワーの配分による警察力の最適化のほか、ウェアラブルデバイスの推進、警察施設の整備、装備資機材の充実、各種システムの高度化を図ることにより、有限である人材が治安の確保や県民に真に求められるところでの発揮できることが必要である。また、警察組織の基盤は「人」であり、時代や情勢の変化に柔軟に対応できる幅広い知識・技能、警察職員としての適意と意欲を有する人材を確保する必要がある。加えて、職員一人一人が誇りと使命感に裏打ちされた高い倫理観を保持し、適正に職務を執行することはもとより、県民から寄せられる警察安全相談や苦情に適切に対応するなど、県民の立場に立った警察活動を推進し、県民の期待と信頼に応える必要がある。

(指摘事項2)KPI重点目標の設定と評価について

下記の図表8-1-8は、「青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進計画」〔第6次 2024(令和6年)年度～2028(令和10)年度) 2024年3月青森県(以下、「犯罪のないまちづくり」といふ。)から抽出して、所管課から回答を得たものである。斜線の施している項目は、青森県警察と関係しない項目として回答のなかった項目である。

【図表8-1-8 KPI重点目標】

番号	項目	現況	目標	2024(令和6年)実績
1	消費生活センターの認知度	74.8% 2023(令和5)年度	80.0% 2026(令和8)年度	18,551件 2024(令和6)年度
2	青森県警察防犯アプリ「まもりん」のダウンロード数	16,743件 2023(令和5)年度	30,000件 2028(令和10)年度	18,551件 2024(令和6)年度
3	自主防犯活動団体数	302団体 2023(令和5)年度	300団体 2028(令和10)年度	300台 2024(令和6)年度
4	青色回転灯防犯車数	301台 2023(令和5)年度	300台 2028(令和10)年度	272台 2024(令和6)年度
5	地域の大人に挨拶をする小・中・高校生 の割合	79.1% 2022(令和4)年度	85.0% 2028(令和10)年度	/
6	地域の大人に挨拶されている小・中・高校生 の割合	70.5% 2022(令和4)年度	80.0% 2028(令和10)年度	/
7	小学校における地域安全マップの作成 率	74.3% 2022(令和4)年度	100% 2028(令和10)年度	/
8	小学校における防犯教室等の生活安全 に関する教育(教科を除く。)の実施割合	82.5% 2022(令和4)年度	100% 2028(令和10)年度	/
9	高齢者の「ついで」の参加率	2.9% 2021(令和3)年度	全国平均以上 2026(令和8)年度	/
10	認知症高齢者等見守りネットワーク等を 構築している市町村等	35市町村 2022(令和4)年度	40市町村 2026(令和8)年度	35市町村 2024(令和6)年度
11	防犯カメラの設置箇所数	3,020カ所 2022(令和4)年度	3,500カ所 2028(令和10)年度	3,107カ所 2024(令和6)年度
12	通学路等合同点検対象箇所への安全対策 実施率	28.9% 2023(令和5)年度	84.2% 2028(令和10)年度	/

「犯罪のないまちづくり」の小冊子では、項目の内容について説明したものでない。このため小冊子から関連すると思われる内容について、具体的施策、具体的施策の内容から抽出してまとめたものが下表である。

番号	項目	具体的施策	具体的施策の内容
2	青森県警察防犯アプリ「まもりん」 ⁶⁸⁾ のダウンロード数	犯罪の発生状況や防犯対策等の情報提供	犯罪の発生状況や防犯対策等の情報を、多くの人が知ることができるよう、警察本部のホームページや広報誌、青森県警察防犯アプリ「まもりん」を通じて提供します。
3	自主防犯活動団体数	自主防犯活動団体への支援	自主防犯組織の育成や活動が促進されるよう、情報提供など必要な支援を行います。
4	青色回転灯防犯車数	—	防犯ネットワークを行っ様々なウェアラブルデバイスや防犯カメラを装着して、目に見える「犯罪防止」活動を行ってまいります。
10	認知症高齢者等見守りネットワーク等を構築している市町村等	高齢者等への見守り活動の推進	認知症高齢者等について、市町村が関係機関と連携し、見守りや行方不明時の早期発見につながるネットワークの活用を図ります。(認知症高齢者等の見守り・SOSネットワーク)
11	防犯カメラの設置箇所数	防犯カメラの設置拡充	自治体・企業、各種団体等に対し、犯罪抑止効果の高い防犯カメラについて、犯罪が多発する公園、通学路、自動車駐車場及び自転車駐車場等への設置拡充を働きかけます。

青森県が「犯罪のないまちづくり」の中で設定した警察関係のKPI指標は、5つの指標である。しかしながら、青森県警察としては、警察行政に係わる重要なKPI指標を設定して、実績を把握するとともに、評価する仕組みを構築することを検討すべきである。そして状況については、青森県警察のホームページにおいて青森県民に対して情報公開することが必要と考える。

すなわち、KPI指標を設定して警察行政をPDCAサイクルの循環の中で推進していくことは重要な管理手法であるが、青森県警察においてはこのKPI指標の設定・測定・評価については明確に位置づけられていない。都道府県における知事部局や病院局等においては、KPI指標を設定した事務執行は明白なことであり、都道府県警察の事務執行が例外であることはない。

KPI指標を例示的に示すと以下のとおりとなる。

- 重要犯罪、特殊詐欺などの特定犯罪の検挙件数や検挙率
- 子ども・女性・高齢者等を対象とした犯罪の発生件数
- サイバー空間における脅威への対応能力強化のための研修実施回数
- 交通事故発生件数、死傷者数の削減率
- 交通指導取締件数
- 職員の能力開発のための訓練実施回数や参加率

⁶⁸⁾ 青森県警察防犯アプリ「まもりん」:アプリをダウンロードすることで、県内で発生した其掛り事案等の発生状況、特殊詐欺や特殊詐欺に発展するおそれのある不審電話の認知状況が警察から配信されるシステム。

➤ 情報通信機器の整備状況やシステム化の達成率

(意見3)「青森県警察次世代育成・女性活躍推進計画」について

「青森県警察次世代育成・女性活躍推進計画」は令和5年4月に発出している。この資料は、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)、女性の職業生活における活躍に関する法律(平成27年法律第64号)に基づく特定事業主行動計画を一本化したものである。

そして青森県警察では「青森県警察次世代育成・女性活躍推進計画」に基づく取組の実施状況及び女性の活躍状況に関する情報の公表として、毎年公表しているが、推移状況に関する注釈や課題、解決の方向性について記述が求められるところである。

公表されている内容は、下記項目の年度別推移である。

- 採用試験受験者の総数に占める女性の割合
- 採用した警察職員に占める女性の割合
- 職員に占める女性の割合
- 各役職段階に占める女性職員の割合(警察官、警察行政職員)
- 離職率と離職者の年代別割合
- 男女別の育児休業取得率及び取得期間の分布状況
- 男性職員のパートナー・出産休暇等取得率及び5日以上の割合
- 職員一人当たりの年次休暇取得日数
- 取得日数が5日未満の職員の割合

京都府警察においても同一趣旨の資料を「全ての職員が活躍できる京都府警察の構築に向けた基本計画の策定について」(通達 京都府警察本部長 令和3年3月)を发出している。

京都府警察が策定した「全ての職員が活躍できる京都府警察の構築に向けた基本計画の策定について」の記載内容は、おおかみ4ページの資料であるが青森県警察が作成した「青森県警察次世代育成・女性活躍推進計画」の内容について検討すべき内容があるものとして、その項目と内容について記載した。

1. 価値観・意識の改革

青森県警察においても全く同じ項目が記載されているが、京都府警察の記載方法は、より誰み手に納得感と改革の趣旨が伝わるものと考ええる。

時間外勤務を当然とする意識を払拭し、限られた時間の中で生産性の高い働き方を推進するとともに、勤務時間等に制約のある職員がいることを前提に、多様な働き方が受け入れられる組織文化を形成すること。

(出所:全ての職員が活躍できる京都府警察の構築に向けた基本計画の策定について)

2. 両立支援制度

青森県警察においては「両立支援制度」の説明が記載されていないが、読者が理解しやすいように簡単な説明が必要と考える。

全ての職員に対して、仕事と子育て・介護との両立のために職員が利用できる制度(育児休業、配偶者出産休暇、男性育児休暇、子の看護等の休暇、短期介護休暇、介護時間、介護時間、時間外勤務制限等の制度)をいう。「両立支援制度」という。以下を周知するとともに、その円滑な利用に資する相互扶助の意識の醸成に努めること。

(出所:全ての職員が活躍できる京都府警察の構築に向けた基本計画の策定について)

3. 女性職員の活躍の推進

青森県警察においては、再採用制度、女性用施設・装備資機材の整備に関する言及がない。一定期間、警察官としての経験を有し、結婚、出産、子育て、介護等を理由に退職した者を再び警察官として採用する再採用制度の活性化を図ること。

女性用施設の整備及び軽量化された防刃防護衣等の女性の体格等を考慮した装備資機材の導入を計画的に進めること。

(出所:全ての職員が活躍できる京都府警察の構築に向けた基本計画の策定について)

4. 仕事と子育て・介護との両立に向けた支援

青森県警察においては、仕事と子育て・介護との両立に向けた支援に関する記述がない。子育て・介護を行う職員については、面談等を通じて個別の事情を把握し、必要に応じて人事異動等に反映させること。

(出所:全ての職員が活躍できる京都府警察の構築に向けた基本計画の策定について)

(意見4)「青森県警察に係る各種協定について

青森県警察のホームページから各種協定について調査してみると、以下の項目があった。

- 山岳遭難、登山地図アプリ「ヤママップ」、「コンパス」の活用に関する協定
- サイバーセキュリティ対策に関する協定
- 総務庁警察署、深津交番が被災した場合の代替施設に関する協定
- 民間被害者支援団体との連携

しかしながら、青森県警察との各種協定は、これだけではないはずである。都道府県警察との各種協定には、様々な協定が締結されていることが公開されている。

- 金融機関との特種詐欺等の検挙及び被害防止に係る協定
- 防犯に関する協定
- 防災に係る協定
- サイバー事案に対処する協定
- 地域の安全・安心に関する包括連携協定
- 犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する協定 など。

大分県警察、宮城県警察等においては一覧表形式で協定名称、協定概要、締結日、協定先団体を公表している。

京都府では、災害時等における各種協定等一覧を公表しており、協定分野の例を示す以下分野が記載されている。

- ✓ 全般的事項として他の自治体との基本協定
 - ✓ 放送要請
 - ✓ 消防相互応援
 - ✓ 航空消防防災活動
 - ✓ 通信設備の利用
 - ✓ 救急・救護・医療活動輸送
 - ✓ 捜索活動
 - ✓ 遺体の処置・輸送
 - ✓ 宿泊施設の提供等
 - ✓ 応急仮設住宅
 - ✓ 運搬用車両貸出 等
- 青森県民が安心できるように各種協定について、適時適切に情報提供することが重要である。

第2節. 情報公開

【意見5】青森県警察のホームページについて

青森県警察のホームページは、青森県警察と県民との情報の橋渡しをする機能として重要である。すなわち、青森県警察は「個人の生命、身体及び財産の保護に任じ犯罪の予防、捜査、交通の取締り、その他の公共の安全と秩序の維持に当たること」の警察の役割を果たすためにホームページを有効に活用することが求められる。

令和7年5月16日現在の青森県警察と大阪府警察のホームページの内容について、大区分の見出しと中区分の見出しを抽出し比較形式として以下のように示した。

比較対象として大阪府警察を選定した理由は、大阪府警察は全国2番目の警察規模であるがホームページの構成内容や項目に関して参考とすべき点が多いと判断した。

作成に当たって考慮した事項は、ホームページの大区分見出しについて青森県警察と大阪府警察とは同一ではないので、項目内容が同一もしくは近似している大区分の見出しについて並記し比較容易性に配慮した。

【図表 8-2-1 青森県警察と大阪府警察のホームページ内容の比較】

青森県警察		大阪府警察	
大区分	中区分	大区分	中区分
青森県警の紹介	青森県警察運営方針	総合案内	新着情報一覧

大区分	青森県警察
中区分	県内の各警察署
	交番・駐在所の仕事
	鉄道警察隊の仕事
	110番のしくみ
	暴力団対策・薬物麻薬取締り
	身元不明・警察犬など
	科学捜査研究所
	信号・標識など
	訓令・通達の公表
	警察学校

大区分	大阪府警察
中区分	大阪府警察について
	リンク集
	各課からのお知らせ
	各課活動紹介
	府警動画
	情報公開
	大阪府内の警察署等のご案内
	大阪府警察のSNS
	大阪府警察の組織図
	調達情報
	物品売却のシナリオ情報について
	施設見学について
	大阪府警察本部周辺地図
	万博関連情報
	[EXPO2025-related Information]

安全・安心まちづくり	犯罪抑止対策
	特殊詐欺被害防止
	少年サポートセンター
	少年非行防止 JUMPチーム
	サイバー犯罪対策

お近くの警察署	警察別情報
---------	-------

安全な暮らし	新着情報一覧
	安全な暮らしづくり
	子供や女性を守るために
	児童虐待対策
	特殊詐欺にご注意！
	サイバー犯罪対策
	大阪府下の犯罪統計
	防犯対策情報コーナー
	暴力団情報
	少年の非行・被害防止
	犯罪収益移転防止法(犯罪による収益の移転防止に関する法律)
	行方不明者を捜しています
	薬物乱用の防止
	違法なSNSカミングアウト行為にご注意！
	犯罪オーブンブザーグッズ
	犯罪発生時の運用の終了について
	オンラインカジノを利用した賭博は犯罪です！
	ファミレスやネットカフェを営む店舗へ
	安まちアプリの登録はこちら
	安まちアプリ(防犯対策情報)

青森県警察	大阪府警察
大区分 中区分	大区分 中区分
捜査協力	事件情報
生活安全関係 ・行方不明者情報 刑事関係 ・身元不明ご遺体 ・重要指名手配被疑者 ・県内の未解決事件 ・特殊詐欺に関する情報提供 失のお願 ・犯罪や事件に関する情報提供のお願 ・拳銃その他の銃器等に関する情報の提供 ・過激派指名手配の逮捕にご協力を ・拉致の可能性を排除できない事案	新着情報一覧 WANTED 拳銃110番報奨制度 事件事故の発生・検挙のお知らせ 事件情報の提供のお願 不正受給事犯対策について 拉致の可能性を排除できない事件に係る方々 匿名通報ダイヤル オカム真理数によるテロ事件から30年
交通安全	交通情報
交通安全対策・安全運転管理者・交通安全教育 交通規制・車庫証明・信号機・道路標識 交通指導取締り・交通事故捜査・駐車違反 運転免許 白バイの活動	新着情報一覧 交通事故発生状況 交通事故の多発交差点 交通事故動画 ある日突然、大阪で死亡事故にあわなかったために 運転免許に関すること 交通安全情報 安全運転管理者制度・安全運転管理者等講習について 交通規制に関すること 最近の交通関係法改正 自転車対策室からのお知らせ 取締りに関すること 駐車に関すること 交通事故を起したら暴走族を追放しよう！暴走をしない、させない、見に行かない

青森県警察	大阪府警察
大区分 中区分	大区分 中区分
相談窓口	相談窓口
メール送信フォーム 相談・苦情・要望・意見・応援 警察本部等への相談 青森県警察安全相談窓口 ・性犯罪の被害に関する相談 ・非行問題・いじめなど少年に関する相談(少年サポートセンター) ・カーブオーバー犯罪に関する相談 ・暴力団関係の相談 各警察への相談	高崎運転者等支援室からのお知らせ 大阪の交通白書(令和6年版) 交通事故ご遺族からのメッセージ〜車池袋における交通事故〜 交通安全教育動画「交通安全おててみませんか!」 子供の交通安全 交通安全シニアのための「大人の塗り絵」 自主返納・運転経歴証明書等 20言語による運転免許学科試験の運用開始 交通安全啓発ライブ配信動画が機
統計情報	手続き・申請
警務関係 警察安全相談取扱状況 生活安全関係 ・行方不明・保護取扱状況 ・スカーパー・DV相談取扱状況 ・脅威事犯情報 ・少年非行統計 ・110番受理件数 刑事関係	新着情報一覧 運転免許に関する各種手続きについて(更新・学科試験オンラインによる完全予約制です) 交通違反の反則金の納付方法について 放置違反金関係の手続き 放置車両確認事務の委託と駐車監視員資格証明関係の手続き 重庫証明・届出の手続き 道路交通法等に基づき各種申請及び届出様式 更新時講習等の委託に係る資格認定の手続き 落とし物関係の手続き

青森県警察	大阪府警察
中区分	中区分
<ul style="list-style-type: none"> ・青森県の犯罪統計資料 ・暴力団検挙状況・拳銃押収丁数 ・薬物事犯検挙状況 交通関係 ・交通事故日報 ・青森県内での交通事故の発生状況等 ・運転免許業務推進状況 	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪経歴証明書の申請手続きについて 暴力団対策における不当要求防止責任者に係る手続き 許可関係(警察署での申請・届出の受付時間を変更します) 自動車運転代行業 安全運転管理者等に関する届出 小型無人機等飛行禁止法について 行政手続における署名及び押印の取扱いを変更します
	採用案内
	<ul style="list-style-type: none"> 新着情報一覧 警察官採用案内 大阪府警察学校 一般職員(行政職・技術職・事務職(確がい者採用選考))採用案内 警察官(サイバー犯罪捜査官・財務捜査官・再採用)採用案内 官学連携プロジェクトニム 警察学校動画

(出所:青森県警察ホームページ、大阪府警察ホームページ 令和 7 年 5 月 16 日現在)

(監査人の所見)

○警察のホームページの作成に関する全般的な留意事項としては、使いやすさへの配慮、高齢者の方にも見やすい文字、音声読み上げソフトの利用者に向けて読み上げを考慮したページにする等について配慮することであると史料する。この点から、青森県警察は再度ホームページ全体を見直して改善することを提案したい。

○大阪府警察の大区分の見出し「総合案内」の中区分の見出しに掲げられている項目、「各課からのお知らせ」、「各課活動紹介」、「府警動画」、「情報公開」については、青森県警察においても基本的な情報として考えられるので中区分の見出しとして取り上げることを検討されたい。

○都道府県警察のホームページの多くでは「手続き申請」、「採用案内」の大区分の見出しについて独立した大区分の見出しとして提示している。これは独立した大区分の見出しとすることで利用者である都道府県民の利便性・有用性が高まるものがあるものと判断する。このような観点に立ち提言すると青森県警察は「手続き・申請」、「採用案内」について大区分の見出しとして再構築することを検討されたい。

○「交通」は警察が担っている任務として重要である。青森県警察の大区分の見出しの「交通安全」と大阪府警察の大区分の見出し「交通情報」の項目内容を比較してみると青森県警察の項目が少なく、また県民との係わりを深めるような問いかけや情報の提供の点において伝達方法や表現の工夫・改善等が必要であると思料する。具体的には、以下の項目である。

- ▶ 「ある日突然、大阪で死亡事故にあわなかったために」
- ▶ 「自転車対策室からのお知らせ」
- ▶ 「交通事故を起こしたら」
- ▶ 「高齢運転者等支援室からのお知らせ」
- ▶ 「交通事故ご遺族からのメッセージ～東池袋における交通事故～」
- ▶ 「交通安全教育動画「交通安全おでかけしたいそう」」

○大区分の見出し「相談窓口」について青森県警察と大阪府警察を比較してみると、大阪府警察の「ひとりで悩まないで(被害者支援)」、「はい、性犯罪被害 110 番です」は住民に対する問いかけ、呼び込み等を柔らかく素直な表現で記載することで住民と警察との距離を縮めており、青森県警察においても参考に値するものと考ええる。

また、「Q&Aコーナー(よくある質問)」はよく使われている表現ではあるが相談窓口の項目としては適切であると考えるので青森県警察においても検討しては如何であろうか。

○他の都道府県警察のホームページでは、組織図、事務分掌について簡単な説明がある都道府県警察もあり、検討が必要ではなからうか。

(高見 6) 警察本部長の就任に伴うメッセージの開示について

警察本部長が就任に当たって、県民に対して公表されるメッセージについてホームページにはない。警察本部長が就任に当たってプレス会見で発するものはあるだろうが、文書にて県民に対して公表したものはない。警察本部長の在任期間は 1 年半から 2 年程度と短いのが理由ではないと思われるが、どのような方針で警察行政を運営していくのかを県民に対して発信するのは重要なことではなからうか。

大阪府の警察組織の規模は青森県警察よりも数段大きいのが、大阪府警察本部長は以下に示すように簡潔なメッセージを発信している。青森県警察においても警察本部長の就任時においては県民に対して方針を発信することを慣例として定着するようにご検討願いたい。

【図表 8-2-2】大阪府警察本部長の就任メッセージ

この度、大阪府警察本部長として着任しました岩下です。個性あふれる食と文化を誇り、西日本随一の都会である大阪で勤務する経験を得たこと心から喜びを感じています。

府内の治安情勢につきましては、特殊詐欺の被害が後を絶つことなど発生し、被害金額は前年を大きく上回るなど予断を許さない状況にありますので、一般治安の維持に格別の配慮をまいります。

また、令和 7 年 4 月から開催される大阪・関西万博は国際的にも高い注目を集めており、その安全を確保することは大阪府警察にとっての重要事項と認識しています。万博が安全かつ円滑に行われ、多くの方々に安心して楽しんでいただけるよう、万全を尽くす所存です。

880 万人の府民のために社会正義を実現するという大阪府警察の使命を達成すべく、職員一丸となって府民から信頼され期待されるときには、親しみや温もりをもって受け止められるような存在となるよう努めますので、どうぞよろしくお願いいたします。

大阪府警察本部長 岩下剛(いわした つよし)
(出所:大阪府警察ホームページ)

(意見) 青森県警察の警察白書について

青森県警察では、青森県警察の警察白書を発行していない。警察白書の発行については、義務化されていないので違反ではないが、青森県警察の警察活動の状況を年度毎に発行し、県民ならびに関係機関に公表することや情報を共有することは極めて有意義なことである。また、警察運営の PDCA サイクルの視点からも警察白書の作成の必要性は極めて高いものと思料する。都道府県警察で警察白書を発行しているのは、インターネット検索によれば山口県警察、高知県警察が検索される。

ここでは山口県警察の警察白書について、内容を検討してみたい。山口県警察本部では、「令和 6 年の警察活動」(以下、「山口県警察本部の警察白書」という。)として警察白書を発行している。山口県警察本部のホームページにアクセスすると PDF 資料を閲覧・印刷することができる。ページ数 54 ページの警察白書である。

「山口県警察本部の警察白書」の構成は、トップページは令和 7 年山口県警察運営指針、次に目次と続いている。
令和 7 年山口県警察運営指針には、以下のとおりに記載されている。

- 第 1 基本姿勢
県民の期待と信頼に応える強い警察
～安全・安心な社会の実現～
- 第 2 活動重点
 - 1 犯罪から県民を守る対策の推進
 - 2 サイバー空間の脅威に対する総合対策の推進
 - 3 重要犯罪等の徹底検挙
 - 4 組織犯罪対策の推進
 - 5 交通死亡事故抑止総合対策の推進
 - 6 大規模災害・テロ等緊急事態対策の推進

目次は、以下のとおりである。

【図表 8-2-3 山口県警察本部の警察白書 (目次)】

目次
特集 匿名・流動型犯罪グループに対する検挙・抑止対策
第 1 犯罪から県民を守る対策の推進
1 犯罪の起きにくい社会づくりの推進状況
2 うそ電話詐欺の現状と対策
3 SNS型投資・ロマンス詐欺の現状と対策

4 子供・女性の安全を確保する取組
5 サイバー事案への対策
6 少年非行防止対策
7 少年の福祉を旨とする犯罪への対策
8 良好な生活環境の保持
9 犯罪意識活動
◇ 活躍する警察官 I・II
第 2 地域住民の安全安心確保のための取組
1 110 番通報の現状
2 110 番通報への対応
3 交番・駐在所活動
4 警察安全相談活動
5 犯罪被害者支援活動
◇ 活躍する警察官 III
第 3 組織犯罪対策の推進
1 暴力団対策
2 薬物・銃器対策
3 犯罪のグローバル化・犯罪イノベーション対策
第 4 安全な交通を確保するための諸活動
1 山口県内の交通事故発生状況
2 交通事故防止対策
3 安全・快適な交通環境の整備
4 交通指導取締り・違法駐車対策
5 交通事故事件捜査
6 安全運転相談の充実
7 運転免許の行政処分
◇ 活躍する警察官 IV
第 5 災害警備活動とテロの防止
1 災害警備活動
2 テロ対策
3 警備警備
4 警備広報活動
◇ 活躍する警察官 V
第 6 公安委員会制度と警察署協議会
第 7 山口県警察の概要
◇ 活躍する警察官 VI

次に「山口県警察本部の警察白書」の特徴について以下に列挙する。

- ① 図表、イラスト、写真を多く取り込んで簡潔に説明している。
- ② 各項目は基本的に令和 6 年の傾向、対策、必要がある場合には事例(数行で簡潔に説明)という見出しごとに説明がされている。例として「うそ電話詐欺」。
- ③ わかりやすい言葉を使用している。例として「うそ電話詐欺」。
- ④ 分析の説明がわかりやすい。

被害者分析(年齢別)
○うそ電話詐欺全体(111 件)～65 歳以上の高齢者が 38%
・オレオレ詐欺
・預貯金詐欺
～幅広い年代で被害が発生
～70 歳以上で被害が発生

・架空料金請求詐欺 ～幅広い年代で被害が発生
・遺付金詐欺 ～60歳以上の女性が被害
県民を意識した告知がある。(子供・女性の安全を確保する取組)

スマートフォンや配偶者暴力に関する相談窓口(電話番号)	短縮ダイヤル、受付時間等
警察相談	警察相談センター
女性犯罪被害相談電話(レディースサポート110)	短縮ダイヤル フリーダイヤル
山口県男女共同参画相談センター	DVホットライン

⑥ 犯罪鑑識活動について、その活動内容を「犯罪現場からの客観的証拠の収集」、「DNA型鑑定による犯行の立証」、「指紋鑑定による犯人の絞り出し」、「フロンテイングによる犯行予測」、「様々な現場で活躍する警察犬」と順番に写真と簡単な説明によって紹介しており、興味深い。

⑦ 活躍する6人による警察官、警察行政職員のメッセージについて紹介をしておき、募集活動に役立つものとして参考になる。以下に6人のメッセージのタイトルを記載する。

1 人身安全特捜員として	～「あれ？」から始まる犯罪検挙～
2 組織犯罪には組織力を	
3 声かけによる治安維持	
4 「いつまでも安全運転を」	
5 逃げない心と忘れなければならないもの	
6 最重要課題への取組	

⑧ 110番通報への対応について、110番映像通報システムの使用時のイメージをイラストと図を使って簡単に説明しており、県民の理解に大いに役立つものと考えられる。

⑨ 交番・駐在所活動においては、熊の目撃情報に関する情報発信(YRPまつぶ)として、イラスト、図等により説明している。

⑩ 山口県内の交通事故発生状況では、死亡事故(令和6年)の特徴について以下のようにわかり易く説明している。

交通事故の特徴(令和6年中)	
年齢層別	高齢者の死者数は38人(+18人) 全死者の74.5%(+17.4P)
状態別	歩行中の死者数は20人(+8人) 全死者の39.2%(+4.9P)
事故類型別	車両単独が15人(+4人) 全死者の29.4%(+2.0P) うち高齢者は9人 全死者の60.0%
時間帯別	12～14時台が9人(+7人) 全死者の17.6%(+11.9P) うち高齢者は7人 全死者の77.8%
※ ()内数値は前年比	

⑪ 交通事故防止対策としての絞った対策を以下のように説明しており、効果的と思われる高齢者の交通事故防止対策

歩行者対策	戸別訪問指導
	参加・体験型講習
ドライバードライバー対策	交通安全定期診断 運転卒業証書制度

⑫ ソフトウェア対応型信号機等の整備について、ソフトウェア対応型信号機と見やすく分かりやすい道路標識・道路標示等を写真と簡潔な説明により整備状況を伝えている。

⑬ 交通管制システムのイメージについて、写真を配置して全体の概要を説明している。
⑭ 災害に伴う交通の危険等の防止と信号機電源付加装置の整備について、信号機電源付加装置を写真により説明しており、整備状況が理解できる。
青森県警察においても、豪雪時における対応がどうなっているのかを知りたいところである。

⑮ 30分間の整備について説明がなされており、情報提供としても役立つ。
⑯ 交通事故事件捜査として、「現場の計測」、「三次元画像処理」、「鑑識作業」を写真付きの説明を公開している。

⑰ 災害警備対策の強化について、災害警備訓練の実施、関係機関等の連携強化をそれぞれ3枚の写真によって説明している。

⑱ サイバー攻撃対策として、サイバー攻撃共同対応訓練が紹介されている。
⑲ 公安委員会の構成として、公安委員会委員の職業、任期目次について記載されている。活動状況についても警察署長会議、実習指導員との意見交換会、航空隊の視察を3枚の写真で説明している。

⑳ 警察警備協議会について、選考方法の分析、任期分析、年代別分析、性別分析を示している。
㉑ 山口県警察の概要として、警察職員を階級別に示している。施設数について、警察本部庁舎、分庁舎、警察学校、警察署、交番、駐在所を開示している。主要設備(車両、四輪車、二輪車、航空機、警備艇)の数量を開示している。

㉒ 最後に採用試験の案内がある。

青森県民に対する情報量の不足、情報発信に対する簡易説明の工夫、理解促進に対する手助け等、青森県警察にとって役立つことが多いものと思料する。

青森県警察のホームページにおいて令和6年確定分として犯罪統計の情報開示を刑法犯の状況として公開している。この刑法犯の状況の構成は、刑法犯の状況、市町村別刑法犯の状況、侵入盗の状況、主な街頭犯罪の状況、重要犯罪の状況、重要窃盗犯の状況となっている。

この犯罪情報ホームページの内容を分析検討した結果について、以下のように提言したい。

(1) 青森県刑法犯 認知件数、検挙件数が市町村別の認知件数、検挙件数と不一致
青森県刑法犯 認知件数、検挙件数が市町村別の認知件数、検挙件数と一致して
いない。

(指摘事項3) 犯罪統計の情報開示を通じた社会的責任について

青森県警察のホームページにおいて令和6年確定分として犯罪統計の情報開示を刑法犯の状況として公開している。この刑法犯の状況の構成は、刑法犯の状況、市町村別刑法犯の状況、侵入盗の状況、主な街頭犯罪の状況、重要犯罪の状況、重要窃盗犯の状況となっている。

この犯罪情報ホームページの内容を分析検討した結果について、以下のように提言したい。

(1) 青森県刑法犯 認知件数、検挙件数が市町村別の認知件数、検挙件数と不一致
青森県刑法犯 認知件数、検挙件数が市町村別の認知件数、検挙件数と一致して
いない。

項目	青森県刑法犯	市町村別	不合計
認知件数	4,358	4,298	60
検挙件数	2,190	2,135	55

不合計は、発生地不詳、その他の理由なのか記載がないので読者にとっては皆目分からない。

(2) 青森県刑法犯 認知件数の内訳(凶悪犯、粗暴犯、窃盗犯、知能犯、風俗犯、その他の刑法犯)

青森県刑法犯 認知件数の内訳として、凶悪犯、粗暴犯、窃盗犯、知能犯、風俗犯、その他の刑法犯と分けて月別に展開して記載しているが、簡単な説明がないため刑法犯合計件数との繋がりが分かりにくい。また、図表の作成に工夫が必要である。

(3) 凶悪犯、粗暴犯、窃盗犯等のそれぞれの内訳記載がない

凶悪犯、粗暴犯、窃盗犯、知能犯、風俗犯、その他の刑法犯のそれぞれの内訳記載がなく、認知件数のみならず、検挙件数、検挙人員の記載がなければ犯罪統計の情報開示とはならないと考える。

(4) 市町村別のグラフによる表示

市町村別の犯罪統計の情報はグラフにより表示しているが、市区町村数が多いことと市区町村の犯罪統計値が上位から下位までひらきがあるため件数を「0から1,400」、「0から100」、「0〜60」の3つのグラフに分けて表示し、併せて件数表示もしている。グラフ表示が分かりやすいという固定観念があるのかもしれないが、必ずしもグラフ表示が分かりやすいとは限らない。市町村別では表形式の表示がすっきりとして分かりやすいと考える。

(5) 重要犯罪の状況、重要犯罪の窃盗犯の状況

重要犯罪の状況、重要犯罪の窃盗犯の状況の犯罪統計の開示は、青森県刑法犯とは別途にそれぞれ開示している。このため青森県刑法犯との情報の繋がりがあっても保わらず、分断されているため相互の関係性が分からない。

(6) 刑法犯の認知・検挙件数の発生市町村と管轄警察署との関係

一つの市町村に二つ以上の警察署が管轄している場合には、管轄警察署との関係が明らかにならなかった方が住民にとっては分かりやすい。青森県警察のホームページはこの関係がわからないが、公開されていると警察署の管轄地域との関係から図表を作成すると下表のとおりとなる。

【図表8-2-4 青森県市町村と管轄警察署との関係】

市区町村	認知件数	検挙件数	管轄警察署
青森市	1,290	567	青森警察署、青森南警察署
平内町	13	6	青森警察署
弘前市	700	289	弘前警察署
西目屋村	2	0	弘前警察署
藤崎町	51	24	弘前警察署
板柳町	32	10	弘前警察署
八戸市	687	391	八戸警察署
陸上町	35	15	八戸警察署
黒石市	104	71	黒石警察署
平川市	53	34	黒石警察署

市区町村	認知件数	検挙件数	管轄警察署
田舎館村	8	1	黒石警察署
大鰐町	8	6	黒石警察署
五所川原市	212	123	五所川原警察署
中泊町	13	10	五所川原警察署
鶴田町	29	9	五所川原警察署
つがる市	98	46	つがる警察署
外ヶ浜町	11	9	外ヶ浜警察署
今別町	3	5	外ヶ浜警察署
蓬田村	3	1	外ヶ浜警察署
鯉ヶ沢町	18	13	鯉ヶ沢警察署
深浦町	12	6	鯉ヶ沢警察署
野辺地町	41	24	野辺地警察署
楯浜町	12	5	野辺地警察署
六ヶ所村	39	18	野辺地警察署
むつ市	166	90	むつ警察署
東通村	3	3	むつ警察署
大間町	3	2	大間警察署
風間浦村	1	1	大間警察署
左井村	3	1	大間警察署
七戸町	46	35	七戸警察署、青森警察署
東北町	27	18	七戸警察署、三沢警察署、野辺地警察署
十和田市	235	113	警察署
六戸町	13	12	十和田警察署
三沢市	156	76	十和田警察署、三沢警察署
おいらせ町	85	54	三沢警察署
三戸町	18	9	三戸警察署
田子町	2	2	三戸警察署
南部町	33	12	三戸警察署
五戸町	32	23	三戸警察署
新郷村	1	1	五戸警察署

(出所) 青森県警察 犯罪統計、警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例

(7) 確定値情報の改善版

これらの改善策として上記(6) 除いて表形式による確定値情報をイメージとして示すと以下のとおりとなる。

【図表8-2-5 確定値情報の改善版イメージ】

区分	認知件数		検挙件数		検挙人員	
	当年	前年	当年	前年	当年	前年
刑 法 犯						
重 要 犯						
凶 罪						
殺人						
強盗						
殺人						
不同意性交等						
組 暴行						
傷害						

区分	認知件数		検挙件数		検挙人員	
	当年	前年	当年	前年	当年	前年
傷害致死						
脅迫						
恐喝						
上記以外						
窃 盗						
侵入窃盗						
住宅対象						
上記以外						
乗物窃盗						
自動車窃盗						
オートバイ窃盗						
非侵入窃盗						
ひったくり						
すり						
万引き						
置き引き						
車上おろし						
盗品おろし						
自動販売機おろし						
上記以外						
知 能 犯						
詐欺						
横領						
偽造						
上記以外						
風 俗 犯						
不同意わいせつ						
性的姿態撮影等処罰法						
上記以外						
そ の 他 の 刑 法 犯						
占有離脱物横領						
公務執行妨害						
住居侵入						
略奪誘拐・人身売買						
器物損壊等						
上記以外						

刑法犯：「刑法」及び「性的姿態盗難撮影等罰則法」等、一部の特別法に規定する罪
 重要犯罪：殺人、強盗、放火、不同意性交等、略奪誘拐・人身売買、不同意わいせつ
 重要窃盗犯：侵入強盗、自動車盗、ひったくり、すり
 (出所：富山県警察のホームページを参考に一部修正)

犯罪発生情報をホームページで一般に公開することで、住民や防犯ボランティア団体、地方公共団体などによる自主防犯活動を促進し、官民一体となった対策が可能となる。このことが青森県警察の社会的な責任を果たすことに繋がるため分かりやすく、しつかりとした情報公開が期待される。

また、すべての都道府県ではないが長野県警察、沖縄県警察、京都府警察等においては、「犯罪統計書」という資料を作成し公開している。沖縄県警察の犯罪統計書の冒頭において犯罪統計書の作成理由を以下のように記述している。

この統計書は、犯罪統計規則(昭和40年9月16日国家公安委員会規則第4号)等に基づき、県下各警察署から報告された資料等により作成したものである。
 この犯罪統計書の構成は、以下の項目となっている。

- 第1 犯罪の概況
- 第2 特別法犯検挙状況
- 第3 少年非行の概況
- 第4 暴力団犯罪
- 第5 外国人犯罪
- 第6 都道府県別刑法犯 認知・検挙状況
- 第7 刑法犯 認知・検挙状況
- 第8 警察署別 市町村別 刑法犯 認知・検挙状況

青森県警察のホームページにおいて犯罪統計を公開しているが、「犯罪統計書」としてまとめることも必要と考える。

一部繰り返しになると思われるが、犯罪統計について警察活動や犯罪対策の立案、捜査活動、パトロール、交通規制、犯罪対策の優先順位、犯罪対策の効果測定等のために、さらなる活用が望まれるところである。

〈意見 8〉警察における秘密性と公開・非公開について

1. 都道府県警察における情報の秘密性基準

都道府県警察における情報の秘密性に関する基準は、主として「情報セキュリティ」、「情報公開」、「特定秘密」に定義して運用されている。情報の秘密性に関する基準の概要を示すと以下のようになると思われる。

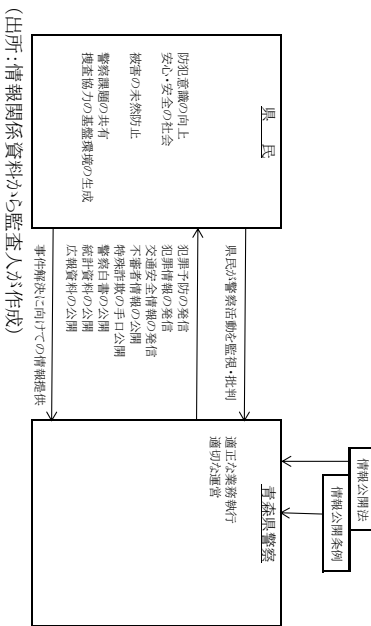
《情報の秘密性に関する基準の概要》

情報セキュリティの秘密性	令和5年10月施行の基準(「警察における情報セキュリティに関する対策基準について」)に基づき都道府県警察においても運用 機密性3(高) ⇒ 極めて高い 機密性2(中) ⇒ 高い
情報公開の不開示基準	機密性1(低) ⇒ 低い又は公開可能 ①犯罪の予防、鎮圧、捜査、公訴の維持、刑の執行等に支障を及ぼす恐れがある情報は不開示とする。 ②警察本部長が支障があると認め、相当な理由がある場合に、その判断が尊重される。
特定秘密	国の安全保障に著しく支障を及ぼす情報は、特定秘密として厳格に管理される。

青森県警察においても上記の基準に基づいて運営されているものと解する。

2. 青森県警察と県民との情報公開に係わる関係図
青森県警察と県民との情報公開に係わる関係について、次のように図式化した。

【図表 8—2—6 青森県警察と県民との情報公開に係わる関係図】



3. 監査人の問題提起

監査人が問題提起したいのは、他の都道府県警察において公開している情報について青森県警察が非公開としている情報がないかどうか。その合理的な理由はあるのか。その判断は適正であるかどうか。また、過度に非公開になっていないかどうか。このように問題提起をする理由は、監査過程において予想を超える非公開の資料があったからである。青森県警察の適切な警察行政を運営する上で情報の公開・非公開についての見直しが必要ではないかという提言である。

第 3 節. 内部統制制度

青森県警察独自の内部統制制度はない。青森県警察の内部統制制度は、青森県の内部統制制度に含まれて運用されるものと考えられる。

内部統制に関する方針について、ホームページに公開されている内容について青森県と広島県を比較表示したものが以下の図表である。広島県では、警察本部と警察署との関係について記載があるが青森県では記載がない。

【図表 8—3—1 内部統制に関する方針：青森県と広島県との比較】

	青森県	広島県
	この基本方針を地方自治法第 150 条第 1 項に規定する内部統制に関する方針と定め、県民に信頼される県政運営を推進します。	今後の人口減少社会においても行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供していくため、事務事業の執行に伴うリスク等を認識し、公正で適切な職務の執行を行うための内部統制の充実に向けた取組を総合的かつ機動的に推進し続けることが必要です。 このため、内部統制に関する方針を策定し、コンプライアンス(法令等遵守)の徹底及びリスク管理に基づき、カンパンス(統治)機能の充実に図り、不適正な事務処理の発生を未然に防止するとともに、適切かつ効果的な業務遂行を確保するため、以下に掲げる取組を推進します。
1	内部統制の目的と取組の方向性 県の組織の増進を図ることを基本とする県の組織目的をより着実に達成するためには、内部統制組織の導入により、その目的を阻害する事務上の要因をリスクとして識別及び評価し、対応を講じることができ、事務の適正な執行を確保することが必要です。 そこで、次の目的を掲げ、内部統制に組織的かつ継続的に取り組みます。	1 内部統制の対象事務及び取組の方向性 (1) 内部統制の対象事務 地方自治法等の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 54 号)による改正後の地方自治法(以下「法」という。)第 150 条第 1 項第 1 号に規定する財務に関する事務とします。
(1) 業務の効率的かつ効果的な遂行 限られた行政資源を有効に活用し、成果の最大化を図るため、業務に備わった	A	A
		A
		D
		D

青森県	広島県
<p>を把握及び管理し、業務を改善するなど対策を講じ、効果的かつ効果的な業務の遂行に取り組めます。</p> <p>(2)財務報告等の信頼性の確保 予算・決算等の財務報告等は、県政運営の状況を把握する上で重要な情報であり、高い信頼性が求められることから、報告の作成におけるリスクへの対応策を講じ、適正に作成することにより、財務報告等の信頼性の維持・向上に取り組めます。</p> <p>(3)業務に関わる法令等の遵守 業務に関わる法令その他の規範の遵守は、適正な職務執行の確保の基礎となることから、職員の法令遵守意識の徹底を図り、職員一人ひとりが業務に関わる法令等を理解・遵守し、適正な業務の執行に努めるとともに、相互けん制機能の向上に取り組めます。</p> <p>(4)資産の保全 県が保有する財産等について、適正な手続きの下で、取得、管理及び処分を行うことにより、資産の保全に取り組めます。</p> <p>2 内部統制の対象とする事務は、地方自治法第150条第1項第1号に規定する「財務に関する事務」とします。</p>	<p>法令遵守意識の徹底及び倫理観を向上させるため、職員への研修などを行います。</p> <p>②適切なリスク管理の実施 業務の効率的かつ効果的な遂行のため、業務における様々なリスクを把握し、評価した上で、対応が必要なリスクに対する内部統制を適切に整備。運用することにより、リスク発生回避及び発生時の適切な対応に努めます。</p> <p>③財務報告等の信頼性の確保 予算、決算の財務報告等の信頼性を確保するため、適正な手続に基づく報告書の作成、情報の適切な保存及び管理の徹底に努めます。</p> <p>④現金及び財産の適正な管理など 県が保有する現金及び財産の歩数を図るため、適正な手続き、取得、管理及び処分を行います。</p> <p>2 内部統制の実施体制 次の体制により実施します。 (1) 全庁的な推進体制 全庁的な推進組織として、「内部統制推進連絡会議」を設置し、次に掲げる取組を推進します。 ①内部統制の推進に必要な企画及び立案に関すること。 ②職員への内部統制の周知及び意識醸成に関すること。 ③リスク対応策の整備に関すること。 ④その他内部統制の推進に必要な事項を定めること。 (2) 内部統制の評価体制 内部統制の評価する担当部局を定め、次に掲げる取組を推進します。 ①内部統制の評価に必要な企画及び立案に関すること。 ②内部統制の評価の実施及び運用の改善に関すること。 ③その他内部統制の評価に必要な事項を定めること。</p> <p>(3) 各所属における内部統制の取組 各所属は、適切なリスク管理の下、業務執行するとともに、定期的な点検・報告を行います。</p>
C	B
D	C
E	E
F	G
G	H
3 内部統制の有効に機能するよう、内部統制の推進体制及び評価体制を構築し、組織的に取り組めます。また、必要に応じて	

150

青森県	広島県
<p>て、評価結果等を踏まえた取組内容の改善を図っていきます。</p> <p>4 内部統制の評価報告書の公表等 毎年度、内部統制の整備状況及び運用状況について評価し、議会に報告するとともに、県民に公表します。</p> <p>5 監査委員との連携 内部統制をより効果的に推進していくため、情報共有や意見交換等による監査委員との連携を図ります。</p>	<p>3 対象とする機関 知事部局、企業局、病院事業局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、漁区漁業調整委員会事務局、内水面・漁場管理委員会事務局、教育委員会事務局、警察本部の各課(室)及び各地方機関(県立学校及び警察署を含む。)</p> <p>4 監査委員との連携 内部統制をより効果的に実施していくため、監査委員との情報共有や意見交換により連携を図ります。</p> <p>5 方針の見直し 内部統制の評価結果や監査委員からの意見等を踏まえ、柔軟に本方針の見直しを行います。</p>
H	H
1	1
令和 5 年 7 月 18 日 青森県知事 宮下 宗一郎	令和 7 年 3 月 17 日 広島県知事 湯崎 英彦

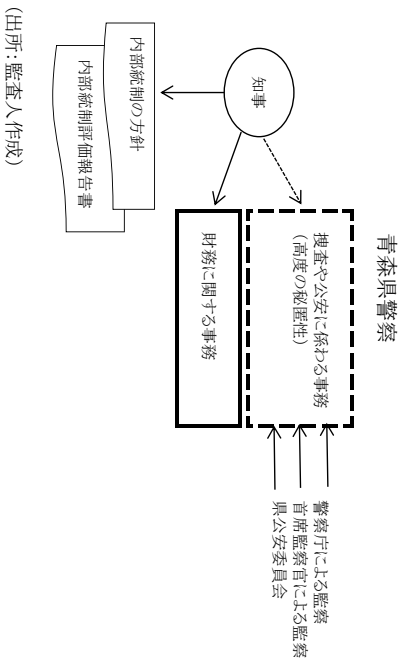
(出所:各県のホームページ)
波線()は、監査人による。
A から I: 青森県と広島県と対応する項目。

151

【指摘事項 4】青森県内部統制制度について

「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」(平成 31 年 3 月 総務省)や青森県内部統制制度等の資料から青森県と青森県警察の内部統制制度との関係について考察し、以下の【図表 8—3—2】のとおりに図示した。

【図表 8—3—2 青森県と青森県警察内部統制制度との関係】



【図表の説明】

- ①青森県は青森県警察の高度に秘匿性のある捜査や公安に係わる事務については内部統制制度の対象外となるが、財務に関する事務については内部統制制度の対象となると解釈できる。
- ②青森県は、青森県警察を内部統制制度の対象の有無、青森県警察の財務に関する事務を内部統制制度の対象の有無について、内部統制の方針、内部統制評価報告書において明確に記載しなければならないと解する。

監査人が調査したところ、多くの都道府県では、内部統制の方針あるいは内部統制評価報告書において内部統制の対象機関や内部統制の対象事務について明確に記載している。青森県内部統制の方針並びに内部統制評価報告書を見ると、内部統制の対象とした機関については不記載となっており、内部統制の対象とする事務は、地方自治法第 150 条第 1 項第 1 号に規定する「財務に関する事務」となっており、一段掘り下げて青森県警察の財務に関する事務が対象となっているかどうかについて判断できない。所管課の説明によると青森県警察が内部統制の対象外のことだったが、明文化しなければ県民は知ることができないし、透明性の観点から問題がある。

他県における内部統制制度の対象機関並びに対象事務との関係について以下に例示した。

【図表 8—3—3 福島県内部統制基本方針からの抜粋】

- 3 内部統制の対象事務は、当面財務に関する事務とします。
- 4 内部統制の対象機関
知事部局、議会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、教育委員会、公安委員会及び企業局を対象とします。

(出所：福島県ホームページ)

【図表 8—3—4 千葉県内部統制基本方針からの抜粋】

- 2 内部統制の対象事務は、「財務に関する事務」とします。
- 3 内部統制の対象組織
内部統制の対象組織は、知事部局のほか知事の権限が及ぶ範囲内で他の執行機関(議会事務局や各行政委員会など)も対象組織とします。

(出所：千葉県ホームページ)

【図表 8—3—5 島根県内部統制評価報告書(令和 3 年度)からの抜粋】

- 対象部局
知事部局、企業局、議会事務局、教育委員会、警察本部、各委員会
- 対象事務
財務に関する事務

(出所：島根県ホームページ)

【意見 9】青森県内部統制評価報告書について

令和 6 年度の青森県内部統制評価報告書は、以下のとおりである。

【図表 8—3—6 令和 6 年度 青森県内部統制評価報告書】

令和6年度内部統制評価報告書
青森県知事 宮下宗一郎は、地方自治法第 150 条第4項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。
1 内部統制の整備及び運用に関する事項

県においては、地方自治法第 150 条第 1 項の規定及び「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」(平成 31 年 3 月総務省公表。以下「ガイドライン」という。)に基づき、「青森県内部統制基本方針」(令和 2 年 3 月 13 日)を策定し、当該方針に基づき財務に関する事務に係る内部統制体制の整備及び運用を行っています。内部統制は、内部統制の各基本的要素が一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであり、評価結果等を踏まえて適切な制度の運用に努めていきます。

2 評価手続
県においては、令和 6 年度を評価対象期間とし、令和 6 年 12 月 31 日を評価基準日として、ガイドラインに基づき、財務に関する事務に係る内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果
上記評価手続のとおり、ガイドラインに規定する評価作業を実施した限り、県の財務に関する事務に係る内部統制は、評価基準日において有効に整備及び評価対象期間において有効に運用されていると判断しました。

4 不備の是正に関する事項
記載すべき事項はありません。

令和 7 年 7 月 10 日 青森県知事 宮下 宗一郎

(出所：青森県ホームページ)

令和 6 年度の広島県内部統制評価報告書は、以下のとおりである。

【図表 8—3—7 令和 6 年度 広島県内部統制評価報告書】

令和 6 年度 広島県内部統制評価報告書
<p>1 内部統制の整備及び運用に関する事項 広島県知事湯崎英彦は、広島県の内部統制の整備及び運用に責任を有しており、広島県においては、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」(平成 31 年 3 月総務省公表。以下「ガイドライン」という。)に基づき、「広島県の内部統制に関する方針」(令和 2 年 3 月 18 日)を策定し、当該方針に基づき財務に関する事務に係る内部統制体制の整備及び運用を行っています。なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、内部統制の目的の達成を阻害する全てのリスクを防止し、または、当該リスクの顕在化を適時に発見することができない可能性があります。</p> <p>2 評価手続 広島県においては、令和 6 年度を評価対象期間とし、令和 7 年 3 月 31 日を評価基準日として、ガイドラインの「IV 内部統制評価報告書の作成」に基づき、財務に関する事務に係る内部統制の評価を実施いたしました。</p>

3 評価結果
上記評価手続のとおり、ガイドラインに規定する評価作業を実施した限り、評価対象期間中の運用上の重大な不備を把握したため、広島県の財務に関する事務に係る内部統制は評価対象期間において一部有効に運用されていたと判断いたしました。

4 不備の是正に関する事項
省略

(出所：広島県ホームページ)

(監査人の所見)

1 青森県内部統制評価報告書には、「不備の是正に関する事項」の記載はない。東北 6 県の県内内部統制評価報告書を見ると「不備の是正に関する事項」の記載や別紙として記載している場合が多い。青森県内部統制評価報告書は、1 枚ものの報告書で不備の是正がないことを記載しているが、本報告書の固定資産管理業務において「建設反動定の会計処理について」と未利用財産の利活用について「について内部統制制度の運用不備を指摘している。青森県内部統制評価報告書は、そもそも青森県警察を内部統制の対象機関の除外として取り上げていることがわかれぬが、対象機関の記載がないので県民としては理解できない。

2 広島県では内部統制評価報告書の付属書類の中で全庁的な内部統制について 6 つの基本的要素である①統制環境、②リスクの評価と対応、③統制活動、④情報と伝達、⑤モニタリング(監視活動)、⑥ICT(情報通信技術)への対応の評価項目ごとに「内部統制の概要」及び「統制内容を示す主な資料(関係規則・通知等)を整理し、不備がある場合には当該不備が重大な不備に当たるかどうかを判断している。

令和 6 年度の付属書類では、「不適正な事務処理に係る不備の検討について事案 3」として「国庫補助金の支出漏れにより国庫補助金の交付決定額が一部減額されることとなった事案」(警察本部)の不適正な事務処理の概要、主な発生原因、主な再発防止策について記載している。

青森県の内部統制評価報告書は、このようなアプローチが不明であり、ある意味アラビア数字の報告書である。信頼性が付与された内部統制評価報告書の公表を期待したい。

(意見 10) 青森県警察が内部統制制度の対象機関外となっていることについて

青森県においては明文化されていないが、青森県警察が内部統制制度の範囲外となっており、透明性の観点や内部統制制度の趣旨から考えて疑問を抱いている。

青森県は、青森県警察の捜査や公安に係わる事務を内部統制制度の対象事務とするのではなく、青森県警察の財務に関する事務を内部統制制度の対象事務とするのであるため除外するのはなく、むしろ積極的に内部統制制度の対象として評価・報告する枠組みに取り込まなければなら

ない。内部統制制度を遠ざけるのではなく、この内部統制制度を導入して健全な組織運営を遂行することが求められているのではなかろうか。重要課題として検討を求めるのである。

鳥取県警察においては、内部統制制度を導入して鳥取県公安委員会に鳥取県警察の財務に関する内部統制制度の評価結果を報告しているので参考に供したい。

鳥取県公安委員会の令和 6 年第 19 回定例公安委員会会議録(令和 6 年 7 月 18 日)では、鳥取県警察の財務に関する内部統制制度の評価結果(警務部)として以下のように報告している。

【図表 8—3—8 鳥取県公安委員会定例公安委員会議事録】

内部統制とは、業務遂行上のリスクを低減することを目的とするプロセスである。警察組織は法律上、制度の対象外となっているが、当県警察においては、内部統制制度を導入し、組織が自律的に目的を達成する体制を構築するため、独自に進めてきたものである。この度は、令和 5 年度の結果について報告させていただき、内部統制制度の体制については、会計課長が推進責任者として、会計監査、自主点検、マニュアルの制定、確認及び制度運用等を行っている。このことについて、警務課長が評価責任者として、会計監査の実施状況等について確認を行い、警察本部長及び警務部長が取組についての指示を行うという構造となっている。令和 5 年度の内部統制制度の運用状況については、会計監査の実施、中国四国管区警察協会会計経理指導の受検、業務点検チェックリストによる自己点検等の実施及び年度末及び年度当初における適正な会計経理の推進等、個別の項目に基づいて実施した。評価手続については、全庁的な評価項目と業務レベルの評価項目で評価を行っている。全庁的な評価項目については、国のガイドラインを基に統制環境やリスクの評価と対応などの 6 つの基本的要素に拘り、12 の評価項目を設定している。それぞれ評価項目に合った規程などが整備され、適正に運用されているかを評価するものであり、リスクの未然防止策の整備が適切か、整備されたリスクの未然防止策の内容が適切か、自己点検やその後の改善が適切に実施されたかどうかを評価の軸としている。評価基準については、対応策が十分でなく不適切な事務を今後も生じさせるおそれがある場合は「不備」、県や県民に対して大きな経済的・社会的な不利益となる不適切な事務が生じ、又は生じる蓋然性が高い場合を「重大な不備」としており、令和 5 年度については全庁の評価及び業務レベル評価のいずれにおいても、不備及び重大な不備は認められなかった。財務に関する業務は、不適切な事務は当然発生させないという考え方が、他方で、ヒューマンエラーが起きており、内部統制制度の中で、失敗をゼロにすることは難しいといふことを認識した上で、内部統制制度を運用していただくこと、つまり、不適切な事案があれば報告し、対応していくことが全体として重要なことであると考えている。加えて、報告しやしない環境づくりが重要であり、今後においても、引き続き適正に推進していく。

(出所:鳥取県公安委員会 令和 6 年第 19 回定例公安委員会会議録(令和 6 年 7 月 18 日))
下線は監査人による。

第 4 節. 警察改革

平成 24 年 8 月に「警察改革の精神」について国家公安委員長の記者会見要旨から抜粋したものが下記の【図表 8—4—1】である。

『「警察改革の精神」の徹底のために表現すべき施策について』は、平成 24 年 8 月に国家公安委員会から发出された資料を要約し、青森県警察の対応について質問書を発行し、回答結果が得られた資料(図表 8—4—2)を記載した。

【図表 8—4—1 国家公安委員長の記者会見要旨の抜粋】

「警察改革の精神」というのは、「警察行政の透明性の確保と自律機能の強化」そして、本来の意味での「国民のための警察の確立」ということにあるわけですが、今般の施策の取りまとめに当たっては、これら「警察改革の精神」を更に徹底させるためのより踏み込んだ具体的な施策を提起し、特に、「国民のための警察の確立」ということについては、更に具体的に、「被害者の不安に寄り添いおこなうに際する警察の確立」と明確にいたしまして、柱の一つとしたものでございます。これは、いわば「警察のあるべき原点に立ち戻る」ということの趣旨を明らかにしたものでございます。

また、最近の非違事案をみますと、警察職員としての誇りと使命感とか、プロフェッショナルな感じられない、ような破綻的な不祥事も多いわけがございます。そこで、採用から教育、昇任管理、勤務の評価方式など、警察の「人的基礎」を強化するため、様々な角度からの施策を提起したところでございます。

これらほかに、警察としての自律機能を発揮すべき行なうのでございまして、今後、できるものから順次早急に実施に移すとともに、時間をかけて検討を要する課題についても、必要に応じて部外の専門家の意見も聴きながら、なるべく早い時期に成案を得て実施に移していきたいと思います。

全国のほとんどの警察職員が、日々、国民の安全を守り、また、安心して暮らせる社会を作るために懸命に努力している中、一部の者による非違事案、不適切事案が発生していることは極めて残念でございますけれども、こうした施策を着実に推進することによって警察に対する国民の信頼を確保すべき努力が、できたいと考えております。

(出所:平成 24 年 8 月 9 日 国家公安委員会委員長記者会見要旨から抜粋)
下線は、監査人による。

【図表 8-4-2 質問書と回答】

被害の不在に切り替わらざる警察の確立	青森県警察の対応
<p>【警察改革の精神】の徹底のために実現すべき施策について</p> <p>施策 1 警察安全相談・事件相談への迅速な組織対応</p> <p>※ ① 総・警務部門における警察安全相談等の受理・点検業務の実施 (1)</p> <p>※ ② 相談情報管理システムの整備 (2)</p> <p>施策 2 被害者の立場に立った被害者、告発・告発等の迅速確実な受理と対応</p> <p>※ ① 被害者の要望に添った迅速で確実な受理の実現 (3)</p> <p>※ ② ストーリー・D.V. 事案等における被害者支援の強化 (4)</p> <p>施策 3 女性被害者等に対する対応強化</p> <p>※ ① 女性被害者等の心情をより理解した対応の推進 (5)</p> <p>※ ② 女性被害者等の心情をより理解するための取組の推進</p> <p>施策 4 都道府県警察の業務運営の効率化・組織化</p> <p>※ ① 警察署を中心とした都道府県警察の事務の合理化 (6)</p> <p>※ ② 都道府県警察の業務運営の効率化・組織化</p> <p>【警察庁対応項目】</p> <p>警察行政の透明性の確保と自律機能の強化</p> <p>施策 5 非違事案等の未然(再発)防止対策の強化</p> <p>※ ① 警戒処分事案の情報共有制度の構築 (7)</p> <p>※ ② 部門横断的な再発防止策の検討・展開 (8)</p> <p>※ ③ 国民の声を活かした業務改革の推進 (9)</p> <p>施策 6 厳正な調査・検証の徹底</p> <p>① 厳正な調査・検証のための体制の拡充</p> <p>② 監察部門の独立性向上</p> <p>③ 公安委員会が住民や専門家からの意見聴取を行うことができる仕組みの導入</p> <p>【警察庁対応項目】</p> <p>施策 7 非違事案の組織的隠蔽等を根絶するための取組</p> <p>① 警察署長・副署長等に対するサブ・ポート体制の充実</p> <p>② 都道府県警察本部による詳細承認手続の実質化</p> <p>③ 内部通報制度等の活性化 (10)</p> <p>④ 規律違反行為を自主的に申告した者に対する懲戒処分等の減免</p> <p>⑤ 監督責任の実質化</p> <p>【警察庁対応項目】</p> <p>施策 8 証拠品や書類の取扱いに係る非違事案防止の徹底</p> <p>① 証拠品の厳格な管理・捜査書類の合理化 (11)</p> <p>② 証拠品の重要性等に係る教養の徹底</p> <p>③ 地域警察における業務管理及び指導・支援の強化 (12)</p> <p>【警察活動を支える人的基盤の強化】</p> <p>施策 9 警察職員の使命感・誇りを醸成する施策の推進</p> <p>※ ① 被害者や国民を導くことについての使命感と誇りを高める教養 (13)</p> <p>※ ② 適正な業績評価による表彰・賞賜の推進 (14)</p> <p>※ ③ 職務の関与する規則の見直し等の推進 (15)</p> <p>施策 10 警察官の採用等の在り方の見直し及び女性警察官の採用・登用の拡大</p> <p>※ ① 女性警察官の採用・登用の拡大 (16)</p> <p>② 採用及び初任教養の在り方の見直し (17)</p> <p>施策 11 職務執行の中枢たる中堅幹部(警部・警部補)の資質の向上</p> <p>① 厳格な昇任管理の徹底等 (18)</p> <p>② 業務管理能力の向上を図るための各種教養の強化 (19)</p> <p>【警察庁対応項目】</p> <p>施策 12 警察組織における適切なコミュニケーションの方策の推進</p> <p>※ ① レジリエーション等の実施に当たった適切な留意事項の策定等 (20)</p> <p>※ ② 職員等の絆を強める効果的なコミュニケーションの方策の推進</p> <p>※ ③ 職員の生活及び将来設計の不安、悩み等の解消に向けた支援策の推進</p>	<p>青森県警察の対応</p>

※：早急に実施すべき施策

【出所：「警察改革の精神」の徹底のために実現すべき施策 平成 24 年 8 月 警察庁】

「警察改革の精神」の徹底のために実現すべき施策には、別紙が添付されており、この中で施策に関する簡単な説明があったので、該当する施策について以下に記した。

【図表 8-4-3 施策に関する別紙の説明】

(1)	相談等を迅速かつ確実に受け止めるため、受理と事案の処理を分離し、受理部門(総警務部)において署長指揮の下、事案処理の進捗管理や相談者の安全安心の確保等の「相談者支援」を実施する。
(2)	署長・本部長等が相談等の対応・処理状況を常時掌握・指揮できるよう、情報管理システムの整備を図る。
(3)	被害者の届出等がなされた場合には、即時に受理するなどの迅速・確実な対応を行う。また、被害者の負担軽減のための書類・手続等の簡素化を図る。
(4)	必要にわづらぬ体制で被害を予防するとともに、被害者への支援を行う。また、現行法の運用上の問題点につき新たな措置の必要性について検討を行う。
(5)	警察安全相談等の受理を行う部門において、女性被害者等の希望に応じ、女性警察職員による 24 時間対応が可能な体制を整備する。
(6)	警察署の負担増や内部の連携不備等の組織運営上の問題が、被害者・国民の立場に立った対応の妨げとなることのないよう、署長の決裁事項の見直し、各種書類の削減、本部・署の業務分担の見直し等により業務の効率化を図る。
(7)	全国警察が全国の教訓を共有するとともに、各都道府県警察の内部で非違事案情報の共有制度を確立する。
(8)	「非違事案防止対策委員会」を設置し、再発防止策を検討・実施する。
(9)	苦情・要望等を「委員会」で検討し、業務改善に活かすとともに、警察協働協議会の意見を非違事案防止に盛り入れる。
(10)	内部通報制度の窓口を公安委員会に設置し、処置の一層の戦略化を図る。
(11)	証拠品の本部による一括管理等により管理を徹底するとともに、各署の負担を軽減する。
(12)	地域警察における事案処理の組織的・管理的な管理及び指導・支援を強化するとともに、評価の適正化を図る。
(13)	被害者のおそわらわら市民を導いた事例に学ぶなどして、警察職員としての使命感と誇りを醸成する。
(14)	「悪い事件教訓」を担い、数字に表れない業績を適正に評価し、賞賜する仕組みを検討する。
(15)	職務に関する規則につき、社会情勢等に即した見直しを進め、職員が自らの行動の在り方を考え直すことを促す。
(16)	女性を積極的に採用し、能力の高い女性警察官を積極的に登用する。都道府県警察の「女性警察官」の採用・登用の拡大に向けた計画の前倒し達成を図る。
(17)	警察官としての適性をより的確に評価する仕組みを検討する。
(18)	厳格な昇任管理を徹底するとともに、警部補の職制の在り方等について検討する。
(19)	中堅幹部としての業務管理能力等を向上させるための教養を強化する。
(20)	職員相互の絆を強め、組織を活性化するためのレジリエーション等について、時期や場所等に関する留意事項を定めることにより、有事即応に万全を期す。

回答書に対する聞き取りの結果

青森県警察の質問書の回答は、平成 24 年以降 3 年間位の状況を基に、それ以降継続しているもの、当初対応に改良を加えているもの、新規に対応しているもの等を考慮して回答しているとのことだった。

第 5 節. 固定資産管理業務

固定資産管理に係る対象事業から抽出した監査結果以外の項目について取りまとめたものが以下に示す固定資産管理業務の監査結果である。

【指摘事項 5】建設仮勘定の会計処理について

弘前警察署石川駐在所建替工事(52 百万円)は、インフラ建設仮勘定として会計処理されていたが、実際は令和 6 年度に完成・引渡しを受けているため、青森県のマニュアルに基づき正しく処理すると「事業用建物」として会計処理する必要があった。この誤りは、担当者間の情報共有及び確認体制が機能していないこと(起因)、入力担当者が誤った科目を選択したことによるものである。

また、建設仮勘定の会計処理に対する担当者及び確認者の理解が浸透していないのも、大きな理由の一つと考えられる。

公会計における財務諸表は各都道府県の状況を比較分析するための重要な情報であり、そのためこれらの要素である建設仮勘定を含め正確な処理に基づき情報開示が求められる。

本件の論点は、①建設仮勘定の事務処理及び検証体制の構築、②事業用資産とインフラ資産の相違の不理解である。

最初の論点については、なお、令和 5 年度の青森県包括外部監査において以下の意見が示されているので参考に供したい。

【図表 8—5—1 建設仮勘定の事務処理及び検証体制の構築】

(意見 23) 建設仮勘定の事務処理及び検証体制の構築について

建設仮勘定は、これを適切に処理するために、当初の計上のみならず完成後の振替処理も重要となる。一方で県においては、上記のとおり建設仮勘定に係る適切な処理体制は構築できていない。また、正確性を担保するため、所轄課での処理作業後に、第三者による検証作業が必要であるが、これらも十分に機能しているようには見受けられなかった。2016 年の公会計における開示が完了して以後、課題の認識や協議、改善は図られている部分もあるものの、取扱い情報量が膨大という点もあり、なめな追いついていない状況にある。だが、公会計における財務諸表は各都道府県の状況を比較分析するための重要な資料であり、そのためこれらの要素である建設仮勘定についても、正確な情報開示が求められる。これらに抜本的に対応するため、例えば以下の事項を検計し、処理プロセスを見直しの上、必要な体制を早期に構築することが強く要請される。

- ✓入力担当者への公会計の必要性に関する啓蒙と周知徹底
- ✓入力担当者における「公会計の必要性及び求められる情報」の正確な理解
- ✓必要な情報の適切な集計、システムへの正確な入力処理
- ✓入力者以外の者による検証の確実な実施
- ✓入力制限やエラーチェックなどのシステム支援

(出所:令和 5 年度青森県包括外部監査報告書より一部抜粋)

二つの論点については、「統一的な基準による地方公会計 運用要領・マニュアル」(固定資産台帳編)に区分表が記載されているので以下に示す。

【図表 8—5—2 事業用資産とインフラ資産の区分表】

分類	例示	注	資産の区分	
			事業用資産	インフラ資産
行政財産				
公用財産				
庁舎	本庁 支所		○	
その他公用施設	職員宿舎		○	
公共用財産				
福祉施設				
社会福祉施設	老人ホーム、母子福祉センター		○	
児童福祉施設	保育所、児童館、児童自立施設		○	
公衆衛生施設	診療所、保健所		○	
清掃施設	し尿処理施設、し尿処理施設		○	
農林水産業施設	農業試験場、ポプラ施設	農道を除く	○	
林業関係施設	林業関係施設	林道を除く	○	
水産関係施設	水産関係施設	漁港を除く	○	
商工観光施設				
商工施設		公営事業を除く	○	
観光施設		公営事業を除く	○	
道路	県道、農道、林道、橋りょう、トンネル		○	
河川	河川、ダム、池沼		○	
港湾、漁港	都市公園、児童公園		○	
建造物				
住宅	公営住宅、豊岸、吉山、砂防	職員住宅を除く	○	
防災				
教育施設	中学校、高校		○	
学校教育施設	図書館、少年自然の家等		○	
文化施設	博物館、科学館等		○	
スポーツ施設		観光施設を除く	○	
公営事業		新市公園施設を除く	○	
上下水道施設	簡易水道、飲料水供給施設		○	
下水道施設	公共下水道、集落排水施設		○	
工業用水				
病院				
その他公営事業関係施設	観光施設(水産館)、駐車場	電気・ガスは除く	○	
普通財産				
土地				
その他普通財産	職員公舎、貸付財産、未利用財産		○	

(出所：統一的な基準による地方公会計 運用要領・マニュアル(固定資産台帳編))

内部統制制度との関連で補足すると、総務省は「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」(令和 6 年 3 月改定)の「(別紙 3) 財務に関する事務についてのリスク例」において科目処理の誤りについて以下のように(3)リスク例として示している。

目的	分類	リスク	具体例
財務報告等の信頼性の確保	分類誤りによる計上	システムへの科目入力ミス	財務会計システムへの入力時に、使用する科目を誤る。

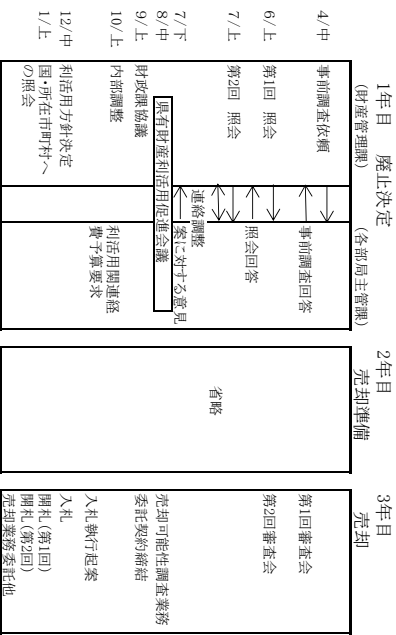
従って、内部統制制度においても問題となる。
建設仮勘定についての処理基準の理解と意識を高め、適切な事務処理及び検証が可能となる体制を早期に構築することが強く要請される。

(意見 11) 財産処分手続の短縮化について

十和田市西 14 番町公舎に係る土地及び建物については、令和 4 年度に施設の廃止が決定されたにもかかわらず、約 2 年間にわたる事務手続を経て、令和 6 年度に至ってようやく土地の処分手続が実施された。

現状における事前調査依頼から売却までの事務手続きの概略は、以下のとおりとなり、順調に推移すれば 3 年から 4 年で処分できる計画である。

【図表 8-5-3 事前調査依頼から売却までの事務手続きの概略】



(出所:所管課作成資料に基づいて監査人が作成)

しかも処分先の相手側との合意ができれば実現できないもので 5 年以上の年数を要しても現状の制度の下においては停滞ではなく、むしろ順調な推移と判断されることになる。

世の中の時間の感覚と青森県の時間の感覚に相違があると考えるのは、間違った認識であろうか。青森県の時計と県民の時計の同期を図らないと問題の解決にならないのではなからうか。

財産が未利用のままである場合、管理コストが継続的に発生するほか、収益機会の逸失など、財務上も望ましくない状況となる。

そこで検討しなければならぬのは、以下の諸点である。

- ✓ 内部手続きを簡素化できるか。
- ✓ 権限移譲ができるか。
- ✓ 民間委託ができるか。
- ✓ 公開型ロボーターを実施できるか。

- ✓ オンライン処理手続きが導入できるか。
 - ✓ 包括承認などの特例制度が適用できるか。
- ハードルが高いと思われるが、現状のままでは財産処分が集積して滞留する可能性もあり、腰を上げた対策が必要と考える。

今後の対応にあたっては、上記の対策に加えて担当者間の連携体制を明確化し、定期的な進捗確認を行うことで、案件の停滞を防止することも重要である。また、未利用地の利活用については、単なる土地処分にとどまらず、地域の活性化や行政資源の効率的運用に資するものであることから、将来的な公共価値の創出を見据えた視点も求められる。関係自治体との協議を継続的に行うことで、円滑な事務処理と効果的な資産活用が期待される。

(意見 12) 未利用財産の利活用について

令和 6 年 5 月末現在、青森県警察に帰属する未利用財産として、土地 41 件(面積計 31,168 m²)、建物 61 件(延床面積計 12,594 m²)が確認されている。これらの財産については、具有不動産利活用推進会議に諮るなど、利活用の検討が進められているものの、具体的な活用計画が策定されないまま、処分に時間を要している事例や、管理のみが継続されている事例も見受けられる。

また、一部の財産については、接道条件の不備により売却が困難であることや、敷地境界が不明確であることなど、法的・物理的な課題が存在し、手続が停滞している状況も見られる。

未利用財産の継続的な保有は、財産管理に係る人的・物的コストの増加を招き、行政運営上の非効率性を生じさせる要因となる。具体的には、維持管理費の発生、定期的な点検・報告義務、保管場所の確保など、活用されていないにもかかわらず継続的な負担が発生する場合は、財政的な影響も看過できない。

こうした状況を踏まえ、例えば以下の対策を再構築することが望まれる。

- 未利用財産の定期的な棚卸を実施し、利活用可能性の評価体制を整備
 - 接道や境界に関する課題については、関係機関との連携を強化し、測量・調査を計画的に実施
 - 利活用が困難な財産については、早期の処分方針を策定し、売却・貸付・譲渡等の選択肢を検討
 - 関係各所横断的な検討体制の構築と、財産情報の一元管理による意思決定の迅速化
 - 民間事業者との連携促進や情報公開を通じた利活用提案の受け入れ体制の整備
- 以上の対策を通じて、未利用財産の有効活用及び管理の効率化を図ることが、財政健全及び行政サービスの向上に資するものと考えられる。
- 内部統制制度との関連で補足すると、総務省は「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン(令和 6 年 3 月改定)」の「(別添 3) 財務に関する事務についてのリスク例」において科目処理の誤りについて以下のようにリスク例として示している。

【図表 8-5-4 財務に関する事務についてのリスク例】

目的	分類	リスク	具体例
資産の保全	資産管理	固定資産の非有効利用	把握しているホール等の公共施設、空き地、官舎等が有効利用されていない又は処分すべき資産を処分しない。

(出所:総務省「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」別紙 3)
従って、内部統制制度においても問題となる。

(意見 18) ライフサイクルコストの考慮不足について

青森県警察が資産を取得する際、取得後の維持管理費、更新費、廃棄費用などを含むライフサイクルコスト(以下、「LCC」という。)を把握し、十分な計画に基づき投資判断が行われた事例は確認されなかった。

このため、施設整備や大型設備の導入に際して、初期取得費用のみに重点が置かれ、長期的な維持・更新に係る財政負担の将来見通しが不十分のまま投資が進められている可能性がある。こうした状況は、資産の老朽化や機能低下への対応が後手に回る要因となり、結果として突発的な修繕費や更新費が発生し、財政運営に影響を及ぼすおそれがあるため望ましい状況とは言えない。

また、LCC に関する情報が関係部署間で共有されていないことから、取得後の管理責任や予算措置が曖昧となり、資産の適正な維持管理が困難となる事例も想定される。

以上を踏まえ、資産取得の段階から LCC を明示的に見積もる視点を持ち、事業計画に反映させるとともに、耐用年数や修繕周期に関する基準を整備し、関係部署間で情報を共有を図ることが求められる。

取得後の管理責任を明確化し、予算措置を含めた長期的な維持管理計画を策定することで、財政負担の平準化と資産の有効活用が期待される。LCC を踏まえた資産管理は、限られた財源の中で公共サービスの質を維持・向上させるために不可欠であり、今後の行政運営において重要な視点となる。

(意見 14) PFI 手法の柔軟な適用に向けた検討体制の整備について

青森県では、公共施設の整備等に際し、民間の資金とノウハウを活用するべく PFI (Private Finance Initiative) 手法等の導入可能性の検討が図られている。しかしながら、現行の運用要領において、延べ床面積が 15,000 ㎡以下の案件については検討対象外とする例外規定が設けられている。このため、青森県警察の派出所や交番などの小規模施設の整備においては、これまで PFI 手法の活用が検討の対象になることがなかった。

一方で、他の自治体の先行事例では、複数の派出所等を集約し、多面的・機能的に一体化した整備計画とすることで、PFI 手法の適用可能性を柔軟に拡大している事例が確認されている。これ

により、民間資金やノウハウを活用した効率的な整備・運営が実現し、財政負担の平準化やサービス水準の向上に貢献している。

本県においても、公共施設の最適整備の観点から、現行要領の例外規定にらわれることなく、施設の性質や配置、整備目的等を踏まえた柔軟な検討の視点を取り入れるべきである。特に、複数施設の同時更新や地域拠点の再編といったタイミングにおいては、PFI 手法の導入可能性をより積極的に探索することが必要である。

今後は、他自治体の先行事例を参考にしつつ、PFI 手法導入に向けた制度運用の見直しや事業スキームの工夫を通じて、より効果的な公共施設整備のあり方を更に検討することが期待される。民間活力の活用と公共サービスの質の両立を図る観点からも、PFI 手法の柔軟な適用に向けた検討体制の整備が期待されることである。

(意見 15) 入札及び契約保証金免除要件の明確について

青森県財務規則によれば、入札及び契約の際には、原則として入札保証金及び契約保証金の納付を受けることが求められている。これは、公共契約における履行確保及び契約不履行時の損害補填を目的とした制度であり、信頼性の担保と財務リスクの回避を図る趣旨に基づくものである。ただし、所定の要件を満たす場合には、例外的に入札及び契約保証金の免除が認められている。そのため免除の判断は事前の確認と適切な記録に基づいて行われることが通常求められる。

【図表 8-5-5 入札保証金、契約保証金の規定】

<p>(入札保証金) 第 132 条 契約担当者等は、一般競争入札に参加する者をして、その者の見積もる契約金額の 5/100 (普通財産売却は入札システムによる入札の場合) については、予定価格の 1/10 以上の入札保証金を納めさせるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。</p> <p>(1) 一般競争に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。 (2) 政令第 167 条の 5 第 1 項の資格を有する者による一般競争入札に付する場合において、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。 (3) 過去 2 年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じとする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者について、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>(契約保証金) 第 159 条 契約担当者等は、契約者をして、契約金額の 5/100 (一件 5 百万円を超える工事の請負契約にあっては、1/10) 以上の契約保証金を納めさせるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。</p> <p>(1) 契約者が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。</p>
--

- (2) 過去 2 年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上におわつて締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 契約者から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他の知事が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 第 157 条第 2 項及び政令第 169 条の 7 第 2 項の規定により延納の特約をした場合において、第 132 条第 2 項で規定する有価証券等を担保として提供したとき。
- (5) 物件の売払いの場合で、買受人が直ちに代金を納付してその物件を引き取るとき。
- (6) 随意契約による場合で、契約金額が 150 万円以下であり、かつ、契約不履行のおそれがないとき。
- (7) 不動産の買入れ又は借入れ、物件の移転補償その他の契約をする場合で、契約の性質上、契約保証金を徴することが適当でないとき。

(出所：青森県財務規則より一部抜粋)
下線は監査人による。

監査対象となった入札案件においては、免除要件を満たしているとの前提で、入札設計段階から保証金の免除方針が採用されており、実際に入札保証金の受領は行われていなかった。

しかしながら、管理資料上には、当該免除が実際にどの要件に該当するかについての記載がなく、第三者が確認した場合にその判断根拠が不明な状況であった。このため、制度運用の透明性や説明責任の確保に課題がある。

入札保証金の免除は、契約履行に対する担保措置を省略することを意味するため、判断の妥当性を裏付ける記録の整備は不可欠である。入札保証金の免除判断に際しては、例えば、該当要件を明記した「免除要件確認書」等の補足資料を作成・添付し、判断根拠を明示することが考えられる。

これにより、入札保証金免除に係る判断の透明性と説明責任を確保し、公共契約制度への信頼性を維持することが期待される。

第 6 節. 業務委託

第 1. 地方公共団体が行う業務委託の意義

地方公共団体が実施する公共サービスは、かつては地方公共団体が直接事業を実施する形態（いわゆる直営方式）が多く見られたが、近年は人口減少・少子高齢化による税収の伸び悩み、社会保障関連経費の増加、人材確保の困難性が顕著となり、加えて社会の複雑性が増したことに伴う住民ニーズも多様化しており、直営方式による事業実施が財政面・人材面から困難となってきた。このような状況において、コストの抑制や人材確保、民間のノウハウを活かしたサービス品質の向上を目的として、民間事業者が事業の担い手となっているケースが多くみられる。民間事業者が担い手となる手法の一つに「業務委託」がある。

業務委託は、経済合理性や政策目的の追求のために、行政の内部事務や公共サービスを行政の外部の民間企業等の諸団体や個人に委託するものである。地方公共団体は、事務事業を直接処理せず、監督権等の行政責任を果たす上で必要な権限を留保した上で、民間企業等に委託することとなる。民間委託の法的性質は、一般的には、民法上の請負契約（民法第 632 条）や準委任契約（民法第 656 条）に当たる。

【図表 8—6—1 請負、準委任の規定】

<p>(請負) 第 632 条 請負は、当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対してその報酬を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。</p> <p>(準委任) 第 656 条 この節の規定は、法律行為でない事務の委託について準用する。</p> <p>(出所：民法より抜粋)</p>

第 2. 委託契約の方法

都道府県の契約事務は、法律、条例、財務規則等によって厳格に定められている。契約の方法を地方自治法第 234 条第 1 項では、「売買、賃借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結する。」と規定している。それぞれの契約種類の概要および長所・短所は以下のとおりである（「せり売り」の記載は省略する）。

1. 一般競争入札						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原則的方法</td> <td>公告により一定の資格を有する不特定多数の者を対象とし、入札の方法によって競争させて契約者を決める方法</td> </tr> <tr> <td>長所</td> <td>短所</td> </tr> </tbody> </table>	種別	内容	原則的方法	公告により一定の資格を有する不特定多数の者を対象とし、入札の方法によって競争させて契約者を決める方法	長所	短所
種別	内容					
原則的方法	公告により一定の資格を有する不特定多数の者を対象とし、入札の方法によって競争させて契約者を決める方法					
長所	短所					

種別	<ul style="list-style-type: none"> ・業者にとって平等な参加機会、落札機会が確保される。 ・業者選定過程が明らかとなることから高い透明性が確保される。 ・業者間で競争性が発揮され、経済性が確保されやすい。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・契約を履行する技術や能力が低い業者が落札した場合、要求品質を運せられないリスクがある。 ・業者間での過当競争やダンピングが発生するリスクがある。 ・契約までに期間を要し、また、事務手続の負担が大きい。

種別	<ul style="list-style-type: none"> ・業者が信用、技術力その他について適当と認める特定多数の者を指名し、入札の方法によって競争させて契約者を決める方法
長所	<ul style="list-style-type: none"> ・不信用・不誠実な業者を指名しないことで、誠実な業者の選定が可能となる。 ・技術や能力の高い業者を指名することで、高品質の成果品が得られやすい。 ・一般競争入札と比較して事務手続が簡便であり、事務コストが軽減される。 ・指名業者間にて競争性が発揮され経済性が確保できる。
短所	<ul style="list-style-type: none"> ・業者の指名は自治体が行うため、指名過程が不透明・不公正となるリスクがある。また、指名の多寡により不公平が生じる。 ・指名業者が固定化される結果、競合を誘発するリスクがある。 ・指名業者を過度に限定することにより、競争性が発揮されず不経済な結果となるリスクがある。

種別	<ul style="list-style-type: none"> ・手続が簡略で事務負担が大幅に軽減される。 ・能力や技術、実績を基に、最も適格と考えられる契約先が選定できる。
長所	<ul style="list-style-type: none"> ・入札を行わないため競争性が発揮されず、不経済な契約を行ってしまうリスクがある。 ・契約先選定に恣意性が混入し、馴れ合いや不正が発生するリスクが高まる。 ・契約先が固定化されやすく、業者間の公平性が奪われるリスクがある。

3. 随意契約

一般競争入札は、契約事務における原則的な方法で、要件を満たす限り誰でも参加可能であり、落札機会が平等に与えられるため公平性・競争性に優れており、原則最も安価な業者を選定するため経済性にも優れた方法である。ただし、競争入札に参加する者が多数となった場合に事務負担が大きことや、不信用・不誠実な業者が混入した場合に、契約の適正履行が果たされないといった短所も認められる。指名競争入札や随意契約によれば、一般競争入札の短所から発生するリスクは低減できるものの、地方自治体が契約行為において重視すべき公平性・競争性・経済性の観点から一定の短所が認められるため、あくまでも例外的な方法として位置づけられる。指名競争入札や随意契約の採用要件は規則等により厳格に定められており、以下のとおりとなる。

- 指名競争入札の採用要件
 - 指名競争入札は、下記の囲みのとおり地方自治法施行令第 167 条に規定されており、一般競争入札との比較で指名競争入札にメリットが多い等の一定の要件を満たす場合に採用することができる。

【図表 8—6—2 指名競争入札の規定】

(指名競争入札)
第 167 条 地方自治法第 234 条第 2 項の規定により指名競争入札によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。
一 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。
二 その性質又は目的により競争に加わらざるべき者の数が一般競争入札に付する必要があると認められる程度に少数である契約をするとき。
三 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

(出所：地方自治法施行令より抜粋)

- 随意契約の採用要件
 - 随意契約は、下記囲みのとおり地方自治法施行令第 167 条の 2 に規定されている要件を満たす場合に採用できる契約方法である。

【図表 8—6—3 随意契約の規定】

(随意契約)
第 167 条の 2 地方自治法第 234 条第 2 項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。
一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格が下欄に定める額(監査人注：委託契約の場合は 100 万円)を超えないものをするとき。
二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
三 略
四 略
五 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
六 競争入札に付することが不利と認められるとき。
七 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
八 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
九 落札者が契約を締結しないとき。

(出所：地方自治法施行令より抜粋、一部監査人編集)

3. 監査対象とした委託契約と実施した監査手続
 - 監査対象とした委託契約
 - 監査対象とした委託契約は以下の図表のとおりである。監査対象選定の視点としては、青森県警察本部にとっては基本的に包括外部監査を受けることは初めの試みであるため、出来るだけ

多数の主管課から監査対象を選定することを主眼とし、その他駐車違反確認事務等のような警察本部からでは委託契約や、金額的に重要性の認められる契約を選定した。

【図表8-6-4 監査対象契約一覧】

No	主 管 課	内 訳	令和6年度		監査結果
			現計予算(千円)	実績額(千円)	
1	施設整備課	庁舎清掃委託	139,142,000	134,448,506	「第4.1庁舎清掃委託」参照
2	施設整備課	設備管理委託	101,032,000	103,345,952	「第4.2設備管理委託」参照
3	運転免許課	更新時講習委託料	59,893,000	58,051,465	指摘・意見等なし
4	交通規制課	自動車保管場所現地調査委託	52,109,000	51,166,380	指摘・意見等なし
5	交通指導課	放置駐車違反区確認事務委託	15,504,000	15,400,000	「第4.3放置駐車違反区確認事務委託」参照
6	警察学校	給食業務委託	10,780,000	10,780,000	「第4.4給食業務委託」参照
7	情報管理課	端末移設費等	4,488,000	3,091,220	指摘・意見等なし
8	生活安全企画課	風俗営業等管理者講習委託・風俗営業等調査委託	3,460,000	3,026,000	指摘・意見等なし
9	捜査第二課	暴力追放運動推進センター責任者講習業務委託	2,422,000	2,200,000	指摘・意見等なし
10	警務課	警察官募集用パソコン作成委託	922,000	993,000	「第4.5警察官募集用パソコン作成委託」参照

2. 実施した監査手続
規則等への準拠性を主要な監査要点とし、契約の有効性、公平性、経済性、効率性という要点を含めヒアリング及び関連資料の閲覧検証を行った。また、契約方式の決定及び相手方の選定過程が妥当であるかという点について特に注意を払った。

第4. 監査結果

1. 庁舎清掃委託

当業務委託は、複数個所の清掃契約が集まったものであり、サンゾウゾにより以下の契約を監査対象とした。「No1 警察学校校舎外清掃等業務」及び「No2 運転免許センター(青森市)庁舎内外清掃等業務」については指摘事項又は意見がなかったため記載を省略する。

【図表8-6-5 庁舎清掃委託契約の監査対象】

No	個別契約名称	支出金額(R6年度)	指摘事項又は意見の有無
1	警察学校校舎外清掃等業務	13,747,800円	無
2	運転免許センター(青森市)庁舎内外清掃等業務	19,140,000円	無
3	弘前自動車運転免許試験場庁舎内外清掃業務	5,698,000円	有

【図表8-6-6 弘前自動車運転免許試験場庁舎内外清掃業務の概要】

契約名称	No3 弘前自動車運転免許試験場庁舎内外清掃業務委託
納品期日	令和6年4月1日から令和7年3月31日
支出金額(令和6年度)	5,698,000円
受託業者	株式会社管理センター
契約形態	指名競争入札(13者指名、11者忘れ)
委託内容	本仕様書の対象業務は、次のとおり。 ○日常清掃業務 ○日常巡回清掃業務 ○定期清掃業務 ○ごみ収集業務 ○窓ガラス清掃業務 ○外部建具清掃業務 ○外壁清掃業務 ○建物周囲清掃業務 ○除雪業務 ○植栽管理業務

【指摘事項6】受託者の自主点検報告の未受領について

「青森県清掃業務特記仕様書(以下、「仕様書」とする。)」にて受託者が実施すべきと定める自主点検に係る報告を青森県警察は受領していない。仕様書では自主点検について以下のように定める。

【図表8-6-7 受託者による自主点検に係る報告の規定】

4.業務の記録、報告及び検査 (3) 自主点検 清掃業務の実施状況について、業務責任者及び業務担当者以外の者が、3月内ごとに1度を標準として、年間を通じて定期的に自主点検を行い、施設管理担当者(委託者である青森県警察 ^甲)へ報告する。 <small>甲 監査人が注記</small>

(出所:仕様書より抜粋)

自主点検の趣旨は、受託者の第三者がモニタリングを行うことにより、清掃業務の品質を保つこととあると考えられ、仕様書に定める以上、自主点検報告を受領し、適切な業務実施がなされていることを確認する必要がある。なお、他の清掃業務契約も同状況であり全体的な対応を求める。

仮に自主点検がなくとも一定の品質は担保されており、自主点検の実施・報告が受託者にとつて過剰な業務負担となると判断する場合には、自主点検項目の削除や、品質に疑義が生じるような場合に青森県警察から自主点検を要請できるといった仕様とすることも考えられる。

【意見16】月間作業報告書の遅りについて

仕様書に基づき受託者は青森県警察に月間作業報告書を提出している。月間報告書には清掃作業区分毎の作業をいつ実施したかが報告されるが、令和6年10月11日及び令和7年3月11日に「日常清掃及び巡回清掃」を実施したにも関わらず、実施していない旨の誤った報告がなされていた。事後検証機会の担保等のためにも、青森県警察は正しい作業報告書を得る必要がある。なお、当該誤謬の理由はクォリティミスであり、他に特に影響は及ぼさないと評価された。

2 設備管理委託

当業務委託は、複数個所の設備管理に関する契約が集まったものであり、サブリンクにより以下 11 件の委託契約を監査対象とした。

【図表 8-6-8 警察本部庁舎等設備管理業務の概要】

契約名称	警察本部庁舎等設備管理業務
納品期日	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日
支出金額 (令和 6 年度)	62,079,894 円
受託業者	㈱エイエスワイ
契約形態	指名競争入札(10 者指名、10 者応札)
委託内容	下表のとおりである。

【図表 8-6-9 当契約による管理対象設備種別と所在場所】

種別	場所	警察本部 庁舎	港町 分庁舎	交通管制 センター	警察本部 公舎等	航空隊
中央監視制御設備		○				
電気設備		○		○		
発電設備		○				
自家用電気工作物保安業務		○				
空調調剤設備		○		○		
ボイラー設備			○			
ヒートポンプ点検		○		○		
給排水設備		○				
危険物設備		○				
空気・水質測定		○				
害虫防除		○				
立休駐止場機械操作		○				
受付業務		○				
守衛業務		○				
立休駐止場 清掃		○				
貯水槽点検清掃		○		○		○
貯水槽及び雑排水槽点検清掃		○				
ボイラー清掃			○			
エアコンユニット清掃			○			

【意見 17】設備管理業務に関する複数年契約の導入検討について

当委託業務においては、複数場所の多数の設備を管理する必要があり、受託者には相応の知識・経験と人的リソースを確保する必要がある。このような特性を勘案した場合に複数年契約を締結することにより得られるメリットは、以下のように相応に認められる。

【複数年契約締結によるメリット】

- 業務が多種多様にとわたるため、単年度毎に業者が変更する場合の引継等に伴う混乱が軽減される。また、連年の業務実施により業務品質も向上する。

- 青森県警察職員にとっても、毎年度の複雑な契約更新の手間が省ける。
- 単年度で業者変更となる可能性がなくなるため、新規参入に意欲的となり結果、競争性が発揮されやすい。
- 業者は長期的な視点にて応札を行うため、経済性が確保されやすい。
- 受託者には相応の人員確保が求められるが、長期契約となる場合には受託者企業における雇用の安定性が図られる。

もちろん、複数年契約には、その拘束性や、新事業発生時における契約変更の手間、予算が削減した場合の対応、不必要に業者と密接になるリスク等のデメリットも存在するところであり慎重な検討が必要とされるが、上記のような多くのメリットの享受を目的に導入の検討が望まれる。

3 放置駐車違反確認事務委託

【図表 8-6-10 放置車両確認事務委託の概要】

契約名称	放置車両確認事務委託
納品期日	令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日
支出金額 (令和 6 年度)	15,400,000 円
受託業者	株式会社 エイエスワイ
契約形態	一般競争入札(1 者応札)
委託内容	平成 16 年の道路交通法の改正により、警察署長は放置車両の確認及び標章の取付けに関する確認事務の全部又は一部を公安委員会の登録を受けた法人に委託することが可能となった。この民間委託制度に基づき、青森警察署長が指定する区域(主に青森市中心市街地)において、放置車両の確認及び放置車両確認標章の取付け業務及び当該活動の計画・管理業務を民間委託している。

(指摘事項 7) 前金払の根拠の文書化等について

当委託契約において、前金払(業務完了に先んじて受託者に委託料を支払うこと)が行われているが、その根拠が文書化されていない。前金払いを行う理由を適切に文書化するべきである。

当該委託契約は、以下のスケジュールにて支払いが行われており、令和 6 年 4 月、令和 6 年 6 月、令和 6 年 12 月は他の月と比較して多額の支払いがなされている。この理由としては、6 月及び 12 月には受託者の費与支給があるためその資金手当てとして、4 月は業務実施開始にかかる初期の運転資金の手当てのためであったことであった。放置車両確認事務業務は基本的に年間を通じて平均的に発生するため、本来であれば契約額÷12 月の額を各月に支払うことが通常であると想定されるが、4 月と 6 月及び 12 月に多くの額を支払う当該方法は、前金払いに該当するものと考えられる。

【図表 8-6-11 放置車両確認事務業務委託における支払スケジュール】

月	支払金額(円)
4月	1,952,800
5月	932,800
6月	2,343,100
7月	932,800
8月	932,800
9月	932,800
10月	932,800
11月	989,900
12月	2,400,200
1月	989,900
2月	989,900
3月	1,070,200
計	15,400,000

(出所:契約書別紙 月別支払調書)

地方自治法施行令では、前金払について以下のように規定している。

【図表 8-6-12 前金払の規定】

(前金払)

第 163 条 次の各号に掲げる経費については、前金払をすることができる。

- 一 官公署に対して支払う経費
- 二 補助金、負担金、交付金及び委託費
- 三 前金で支払をしなければ契約しがい、請負、買入れ又は借入れに要する経費
- 四 土地又は家屋の買収又は収用によりその移転を必要とすることとなった家屋又は物件の移転料
- 五 定期刊行物の代価、定額制供給に係る電灯、電力料及び日本放送協会に対し支払う受信料
- 六 外国で研究又は調査に従事する者に支払う経費
- 七 運賃
- 八 前各号に掲げるもののほか、経費の性質上前金をもつて支払をしなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費で普通地方公共団体の規則で定めるもの

(出所:地方自治法施行令より抜粋)

当委託業務は第 163 条第 1 項第 3 号の「前金で支払をしなければ契約しがい、請負、買入れ又は借入れに要する経費」に該当するものとして前金払を行っていることが推察されるが、以下のとおり 2 点の問題点が認められる。

問題点① 前金払を行う根拠について文書化していない

契約伺いにおいて前金払を行う根拠が記載されていない。地方自治法施行令が「前金払をすることができる。」と定めているように、前金払いは受託者の資金繰りの事情等を勘案した上での例外的方法であり、原則的には業務完了後の後払いが求められる。例外的方法の前金払いは実施する場合には、その根拠について適切な文書化を行わなくてはならない。別に監査した「更新時講習等業務委託契約」「不当要求防止・責任者講習業務委託契約」では、同様の前金払いをとって

いるが、契約伺いにおいて「地方自治法施行令第 163 条第 1 項第 3 号の規定により、前金払とすると適切に記載されており、続いてその理由も文書化されている。当放置車両確認事務業務委託契約についても同様に、前金払を行う根拠法令及び理由を文書化する必要がある。

問題点② 前金払の必要性について受託者と協議していない

地方自治法施行令第 163 条第 1 項第 3 号に基づく前金払を行うためには、「前金で支払をしなければ契約しがい」状況であることが求められる。通常ならば、受託者からの要請に基づきコミュニケーションを行い、受託者の資金繰り等を把握し、必要性を認めたらうえで前金払を採用することとなる。しかし、ヒアリングを行ったところ受託者から前金払いの申請を受けつけておらず、その必要性について受託者と特段の協議を行っていない状況であった。これでは青森県警察主導で前金払を行っているように見える。本来であれば、受託者から前金払いを求める申請書を提出させ、その申請書の合理性について青森県警察が判断したうえで、前金払いを実施すべきである。同時に前金払いが必要との判断に至った一連の文書も保存する必要がある。なお、問題点は今般監査を行った別の契約「更新時講習等業務委託契約」と、「不当要求防止・責任者講習業務委託契約」も同様の状況であり、青森県警察として全組織的な対応が必要である。

4 給食業務委託

【図表 8-6-13 青森県警察学校給食業務委託の概要】

契約名称	青森県警察学校給食業務委託
委託期間	令和 6 年 6 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日 (当初、委託開始を令和 6 年 4 月 1 日と想定していたが、当初入札で応札者がいなかったので、契約開始がずれ込んだ)
支出金額 (令和 6 年度)	10,780,000 円
受託業者	一富士フーズ・ナービス株式会社 北海道・東北支社
契約形態	一般競争入札(1 者応札)
委託内容	○青森県警察学校に入校している初任科生、専科生等及び青森県警察学校長が認める者(以下「入校者等」という。)に対して食事を提供するものとする。食事時間は、概ね下記のとおりとするが、授業時間等の変更により時間帯の変更がある場合には、柔軟に対応するものとする。 朝食 7:20～ 7:50 昼食 11:40～ 12:40 夕食 17:30～ 18:30 ○食事は、青森県の休日に関する条例第 1 条に規定する県の休日を除いた日に対して提供するものとする。ただし、青森県警察学校長又は機動隊長が特に指定する期間については、食事を提供するものとする。

【意見18】食材費徴収・支出に係る業務フローの変更について

「給食業務委託仕様書」によると、給食食材は食事の提供を受けた者が負担することが明示されている。資金フローとしては、警察学校事務局(以下、「事務局」とする。)が、給食の提供を受けた者(以下、「入校生等」とする。)より現金を徴収し、受託者へ支払いを行っている。預かった食料費については、いわゆる私費会計として公金外の現金として取り扱っている状況にあり、以下、地方自治法の規定から食料費の取り扱いについて考えていく。

自治体が保管する現金は地方自治法により「歳計現金」と「歳入歳出外現金」に分けられるが、入校生等から受け入れた食料費は歳入としての処理は行っておらず、歳計現金(地方自治法第235条の4第1項で定める「普通地方公共団体の歳入歳出に属する現金」としての取り扱い)は行っていない。預かった給食費は、短期間に受託者に支払われるもので、青森県警察の所有に属するものではないため妥当な判断である。

歳入歳出外現金は、自治体の所有する現金でないが、自治体が一時的に保管する現金であり、給与から天引きのうへえ税務署へ支払われることとなる源泉徴収税等が該当し、歳計現金に準ずる高いレベルの統制・管理のうえで公金として扱われることとなる。地方自治法第235条の4第2項は「普通地方公共団体の所有に属しない現金又は有価証券は、法律又は政令の規定によるのでなければ、これを保管することができない。」として、「法律又は政令の規定」に基づく預かり金でなければ歳入歳出外現金として取り扱うことができないとする。青森県警察は、入校生等から受け入れた食料費について、歳入歳出外現金としての取り扱いを行っていないが、これは、食料費の預かりが法律又は政令の規定に基づくものではないためであり、妥当な判断と思考される。

地方自治法が「法律又は政令の規定」に基づく預かり金のみ歳入歳出外現金として管理することを求める趣旨は、法令等に基づいて現金を一時保管することはやむを得ないにせよ、むやみに自治体の所有に属さない現金について預かるべきではないことを意図しているものと考えられる。この趣旨に鑑みれば、本来事務局は食料費を預かるべきではなく、入校生等から受託者へ直接食料費が支払われることが理想的である。具体的には、食事毎の電子マネー決済の活用や、券売機の設置等が考えられるところである。この点について、県警察には検討してほしい。

一方で、多くの公立小中学校において教材費・修学旅行費・給食費等で私費会計が用いられているように、実務上あるいは現場の実情から私費として現金を預からざるを得ないケースも多々存在することも事実ではある。公金と私費の大きな違いとしては、事務処理の厳格性が挙げられる。公金は透明性・公正性に重きを置き自治法等の法令・規則に基づいた厳格な処理が求められる一方で、私費は法令・規則等の適用がなかったため運用する組織によっては内部統制が働かず、公立学校の私費横領のニュースが度々聞かれるように、不正が発生するリスクが高まってしまったりも散見される。私費会計の運用に際して重要なことは、私費であっても公金と同水準の管理が行われる仕組みづくりと運用体制を確保することにある。警察学校の食料費徴収に関して言えば、入校生等から集めた食料費の現金出納簿は存在するものの個人別の徴収記録や徴収書は存在しない状況にあった。あるべき管理体制として、入金毎に徴収書を発行するうえ徴収簿に記録し、徴収簿と受託者が発行する請求書の一致を確認し、出金することが必要である。なお、このような管理体制

の構築運用は事務負担が増すことが想定される。対応として、現状の現金徴収を給与天引に変更することで、給与記録や出入金記録を介して透明性・検証可能性が担保されるとともに、現金のやり取りにおける入校生・事務局双方の事務負担がかなり軽減されるため、その恩恵は大きいと考えられる。給与天引きによる徴収も検討されたい。

【意見19】入札時期の前倒しについて

当委託業務の開始は令和6年6月1日となっているが、当初は令和6年4月1日開始を想定していた。当初入札で応札者がいなかったため、契約開始が後るに「おれ込んだ」影響である。令和6年4月1日～5月31日の間は、弁当宅配等で対応しており、手配にかかわる事務負担が相応であったことや、入校生のモチベーション低下も想定されることである。

当初入札は令和6年3月22日に公告されており、業務開始予定の令和6年4月1日までにはわずかに一週間程度であった。給食業務を受託するにあたっては、相応規模の人員や仕入先を確保する必要があるのである。予算の関係から入札時期が3月後半にすれこんだというが、業者が入札等に参加しやすくなる必要である。具体的には、前年中に十分な公告期間を設けてプロポーザルを実施し候補者を選定しておくといった対応が考えられる。

5 警察官募集用タブレット作成委託

【図表8-6-14 令和7年度青森県警察職員募集案内タブレット作成業務委託の概要】

契約名称	令和7年度青森県警察職員募集案内タブレット作成業務委託
納品期日	令和7年2月28日
支出金額	921,500円
(令和6年度)	
受託業者	株式会社フールエービーサービス
契約形態	県が5者を指名、応じた2者によりプロポーザルを実施し、選定された1者と随意契約を締結している。
委託内容	○委託内容 提案競技により決定した企画・デザインをもとに、青森県警察本部と協議、調整を図りながら、令和7年度青森県警察職員募集案内タブレットを作成する。作成とは、企画立案(キヤッチフレーズ含む)、デザイン、レイアウト、原稿・図表等の作成、写真撮影、取材、編集、校正、印刷、製本などタブレット作成に必要な全ての作業をいう。 ○作成部数 6,500部 ○納入物品 印刷物のほか、成果品のPDFデータ及びJPGデータ、イラストデータ及び写真データ(タブレットへの掲載の有無に関わらず、撮影した全写真の画像データ(JPG形式で2次利用可能なもの))を納入すること。

【意見 20】プロボーン参加者の増加施策について

近年、警察官を志望する若者が減少する「若者の警察官離れ」が言われており、青森県も例外ではなく採用試験の受験者数は減少傾向にある（下表参照）。

【図表 8-6-15 青森県警察 警察官等採用試験における第一次試験受験者数の推移】

試験区分	R2 年度		R3 年度		R4 年度		R5 年度		R6 年度	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
警察官 A (注 1)	153 人	33 人	128 人	30 人	109 人	26 人	73 人	11 人	62 人	21 人
警察官 B (注 2)	229 人	85 人	243 人	75 人	176 人	60 人	130 人	62 人	140 人	54 人

（注1）警察官 A は大学卒業程度の者を対象とする試験。
（注2）警察官 B は警察官 A 以外の者を対象とする試験。

かかる状況において、青森県警察の魅力伝える効果的な企画・プログラムの作成し、多数の受験者が興味を持つようなイベントを作成することが当委託業務の目的である。

当事業の成否は、受託者のアイデアや企画に依存する面も大きく、青森県警察は出来るだけ多くの者から業務提案を受け、最善の業者を選定する必要がある。青森県警察はこのことを意図して、5 者を指名しプロボーンへの参加を促している。しかし、プロボーンに参加した業者は 2 者に過ぎず、多数（3 者以上）の企画提案の比較は結果的に行えていない。対応として、多くの者にプロボーンに参加してもらうために、指名業者を増やすこと（現状青森市の業者に限定しているが、全県を対象とする等）や、一般競争入札のように不特定多数の者が参加できるように参加条件を設定するといった対応を検討してほしい。

なお、当業務委託において作成されたイベントを閲覧した結果、高品質で受験意欲を十分に喚起するものであり、支出額に対する便益が相当程度高いとの感想を持った。

【意見 21】プロボーン参加者が少数の場合における採点方法の再考について

当委託業務に係るプロボーンにおいて、参加業者が少数の場合における採点方法について再考する余地がある。プロボーン採点方法は下表のとおりである。

【図表 8-6-16 当プロボーン採点方法】

審査段階	審査員	採点方法
一次審査	警察学校初任科生 66 人	各自上位 2 者を選定し 1 位 2 点、2 位 1 点、それ以外は 0 点とする（ここでいう得点は二次得点とする）。一次得点を集計し、合計一次得点が高い者から順位をつけて 1 位 5 点、2 位 4 点、3 位 3 点、4 位 2 点、5 位 1 点を付与する（ここでいう得点は最終得点とする。）。
二次審査	警務課長、警務部理事官等役職者 10 人	各自最優秀提案者 1 者を選定し、最終得点各 1 点を付与する。
審査結果		一次審査と二次審査の最終得点を合計し、最も最終得点が高いものを候補者とする。

（出所：令和 7 年度青森県警察職員募集案内イベント作成委託業務提案競技審査要領）

一次審査として、受験者と年齢が近く同様の感性を持つてることが期待される警察学校初任科生（以下、「初任科生」とする。）66 人が審査を行い、二次審査として役職者 10 名が審査行つて、合計最終得点により候補者が決定されることとなる。

現状の採点方法では、プロボーン参加業者が少数の場合において、一次審査の初任科生の最終得点が著しく薄まってしまふという問題点が発生してしまふ（一次審査と二次審査の 1 票の格差が非常に大きいものとなる）。具体的には、参加業者が 2 者の場合、初任科生の投じた一次得点合計が 1 位の者が最終得点 5 点を獲得し、一次得点合計が 2 位の者が最終得点 4 点を獲得する。その 1 位と 2 位の場合における最終得点の差は 1 点であるため、結局は初任科生 66 名の総意にて選ばれた者が最終得点 1 点を得ることとなる。役職員 10 名で実施する二次審査にて付与される最終得点合計は 10 点である一方、初任科生 66 名の一次審査にて付与される最終得点合計は 1 点に過ぎないため、結果として初任科生 66 名と、役職員 1 名の票の重さが同様という事態が生じる。

これで良しとする考え方があっても思料されるものの、若い感性を受け入れるためにあえて初任科生が一次審査を行う趣旨と、初任科生への事務負担を考えた場合に、配点には再考の余地がある。具体的には、プロボーン参加業者が 2 者の場合には一次審査において、一次得点 1 位の者が最終得点 5 点を得る一方、一次得点 2 位の者の最終得点を調整し 2 点とすること（その差 3 点となる）や、最終得点計 9 点（1 位 5 点、2 位 4 点の計）を一次得点合計獲得比率で案分し最終得点を算出する方法等が考えられる。

なお、今回の審査結果については、初任科生の多数と役職者ともに同様の提案者を支持しており、特に同採点方法における弊害は生じていない。

第7節 人件費・労務管理

第1 退職金支給関連書類の不備

「退職所得の受給に関する申告書」は所得税法第203条1項において、退職手当の支払いを受ける退職者に提出が求められているものであり、当該申告書の提出がない場合はその退職手当等の金額につき20.42%の税率による源泉徴収が行われることとなる。

【図表8-7-1 退職所得の受給に関する申告書の規定】

第203条 国内において退職手当等の支払を受ける居住者は、その支払を受ける時まで、次に掲げる事項を記載した申告書を、その退職手当等の支払者を経由して、その退職手当等に係る所得税の第17条（源泉徴収に係る所得税の納税地）の規定による納税地（第18条第2項（納税地の指定）の規定による指定があつた場合には、その指定をされた納税地）の所轄税務署長に提出しなければならない。この場合において、第2号に規定する支払済みの他の退職手当等がある旨を記載した申告書を提出するときは、当該申告書に当該支払済みの他の退職手当等につき第226条第2項（源泉徴収票）の規定により交付される源泉徴収票を添付しなければならない。

- 一 その退職手当等の支払者の氏名又は名称
- 二 第201条第1項第1号（徴収税額）に規定する支払済みの他の退職手当等があるかどうか並びびに当該支払済みの他の退職手当等があるときは当該支払済みの他の退職手当等が一般退職手当等、短期退職手当等又は特定役員退職手当等のいずれに該当するかの別及びその金額
- 三 第201条第2項に規定する退職所得控除額の計算の基礎となる勤続年数
- 四 その居住者が第30条第6項第3号（退職所得）に掲げる場合に該当するかどうか及びこれに該当するときはその該当する事実
- 五 その他財務省令で定める事項

（出所：所得税法第203条1項）

（指摘事項8）退職金支給関連書類の不備について

退職金の支給に関する関連資料を閲覧したところ、退職者から入手すべき退職関連資料のうち、監査対象サンプルで入手した「退職所得の受給に関する申告書」について、旧様式を使用し作成及び保管されている監査対象サンプルが数件発見された。具体的には、令和3年度税制改正では、勤続年数5年以下の者への退職手当等に係る課税や確定拠出年金法改正に伴う改正が行われ、それに伴い本申告書様式は改定されており、本来であれば令和4年4月以降は新様式を使用する必要があるが、一部の監査対象サンプルで改正前の旧様式の使用がされていた。

当該「退職所得の受給に関する申告書」は、原則として必要事項の記載があつてこそ20.42%の源泉徴収の適用から外れるものであると考えられ、適用年度が整合しない申告書では適切に受給者から申告がなされたとは言えない。当該「退職所得の受給に関する申告書」の趣旨を踏まえた適用の周知が必要である。

（意見22）退職所得に係る課税所得額の計算について

退職金の支給計算は、「退職手当計算書兼退職手当支給通知」の計算書の様式を使用し計算しており、当該計算書における退職所得に係る課税所得の計算式は下記のとおりである。

【図表8-7-2 退職所得に係る課税所得額の計算式】

（退職手当額 - 退職所得控除額） / 2

所得税法第30条第2項では、退職所得の金額は、上記計算式の通りその年中の退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額の1/2とする旨が規定されているが、同項カッコ書きにおいて特定役員退職手当等に該当する場合は当該1/2は考慮しない旨が規定されている。地方公務員である青森県警察職員は、所得税法第30条第5項により役員等に該当するため、役員等勤続年数が5年以下である場合には、その者に対する退職金は特定役員退職手当等に該当し、上記の計算式の1/2の適用は受けられない。そのため現状の計算書様式では、5年以内の退職者が生じた場合であっても、一律に上記計算式が適用される可能性があり、退職所得に係る課税計算を誤るリスクが生じる。

この点、5年以内の退職者において、退職所得控除額を上回る退職手当額の支給実績がないため、課税額に影響はないことであるが、現状支給実績がなくとも今後の支給実績が発生する可能性はゼロではなく、また様式の継続利用により誤った課税計算が長期間運用されるリスクも考えられる。退職金支給を誤るリスクを可能な限り最小限にするべく、5年以下の退職の場合には、計算書上に1/2の適用をしないよう注意を明記することや、自動的に1/2の適用がされないよう計算式を設定する等、より適切な様式改定に関する検討が必要である。

【図表8-7-3 退職所得の規定】

（退職所得）
退職所得とは、退職手当、一時恩給その他の退職により一時に受ける給与及びこれらの性質を有する給与（以下この条において「退職手当等」という。）に係る所得をいう。

- 2 退職所得の金額は、その年中の退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額の2分の1に相当する金額（当該退職手当等が、短期退職手当等である場合には次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とし、特定役員退職手当等である場合には当該退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額に相当する金額とする。）とする。
- 一 当該退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額が300万円以下である場合 当該残額の2分の1に相当する金額
- 二 前号に掲げる場合以外の場合 150万円と当該退職手当等の収入金額から300万円に退職所得控除額を加算した金額を控除した残額の合計額
- 3 省略
- 4 省略
- 5 第2項に規定する特定役員退職手当等とは、退職手当等のうち、役員等（次に掲げる者をいう。）が5年以内の勤令で定める勤続年数（以下この項及び第7項において「役員等勤続年数」という。）が5

年以下である者が、退職手当等の支払をする者から当該役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものをいふ。

一 法人税法第 2 条第 15 号(定義)に規定する役員
 二 国会議員及び地方公共団体の議会の議員
 三 国家公務員及び地方公務員
 以下省略

(出所：所得税法第 30 条から一部抜粋)

第 2. 労働基準法及び 36 協定からの逸脱

労働基準法第 36 条第 5 項においては、1 年につき労働時間を延長して労働させる時間が 1 カ月当たり 45 時間を超えることができる月数を 6 カ月以内に限り旨規定されている。

【図表 8-7-4 時間外及び休日の労働の規定】

<p>(時間外及び休日の労働)</p>	<p>第 36 条 使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、厚生労働省令で定めるところによりこれを行政官庁に届け出た場合において、第 32 条から第 32 条の五まで若しくは第 40 条の労働時間(以下この条において「労働時間」といふ。)又は前条の休日(以下この条において「休日」といふ。)に関する規定にかかわらず、その協定で定めるところにより労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。</p> <p>②省略 ③省略 ④省略</p> <p>⑤第 1 項の協定においては、第 2 項各号に掲げるもののほか、当該事業場における通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、臨時的に第 3 項の限度時間を超えて労働させる必要がある場合において、1 箇月について労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させることができる時間(第 2 項第 4 号に関して協定した時間を含め 100 時間未満の範囲内に限る。)並びに 1 年について労働時間を延長して労働させることができる時間(同号に関して協定した時間を含め 720 時間を超えない範囲内に限る。)を定めることができる。この場合において、第 1 項の協定に、併せて第 2 項第 2 号の対象期間において労働時間を延長して労働させる時間が 1 箇月について 45 時間(第 32 条の 4 第 1 項第 2 号の対象期間として 3 箇月を超える期間を定めて同条の規定により労働させる場合にあつては、1 箇月について 42 時間)を超えることができる月数(1 年について 6 箇月以内に限る。)を定めなければならない。</p> <p>⑥以降省略</p>
---------------------	---

(出所：労働基準法第 36 条より一部抜粋)

青森県警察の組織において、時間外労働に関する協定届(以下、36 協定)の適用対象となる事業場は青森県警察学校のみであり、その他の事業場はいわゆる非現業業務を行っており労働基準法第 33 条第 3 項により結果として 36 協定の必要性は生じない。青森県警察学校は、36 協定において、1 年につき労働時間を延長して労働させる時間が 1 カ月当たり 45 時間を超えることができる月数を 6 カ月以内に限り旨の協定を職員代表者と締結している。

【図表 8-7-5 労働基準法第 33 条の規定】

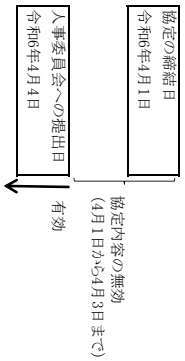
<p>(災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働等)</p>	<p>第 33 条 災害その他避けることのできない事由によつて、臨時の必要がある場合においては、使用者は、行政官庁の許可を受けて、その必要の限度において第 32 条から前条まで若しくは第 40 条の労働時間を延長し、又は第 35 条の休日に労働させることができる。ただし、事態急迫のために行政官庁の許可を受ける暇がない場合においては、事後に遅滞なく届け出なければならない。</p> <p>②省略</p> <p>③公務のために臨時の必要がある場合においては、第一項の規定にかかわらず、官公署の事業(別表第一に掲げる事業を除く。)に従事する国家公務員及び地方公務員については、第 32 条から前条まで若しくは第 40 条の労働時間を延長し、又は第 35 条の休日に労働させることができる。</p>
----------------------------------	--

(出所：労働基準法第 33 条より一部抜粋)

(指摘事項 9) 労働基準法及び 36 協定からの逸脱について

36 協定は、協定の締結のみならず行政官庁(青森県警察学校の場合は人事委員会)への届出まで求められており、届出前の協定内容は効力を有さない。青森県警察学校の令和 6 年度の 36 協定を確認したところ、協定の締結日は令和 6 年 4 月 1 日であるが人事委員会への提出は令和 6 年 4 月 4 日付であった。そのため、令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 4 月 3 日までの期間は、本来的に協定内容は無効であり、当該 3 日間で発生した残業命令件数 68 件及び残業命令時間数合計 118 時間は労働基準法に抵触する恐れがある。人事委員会への協定届が遅延した理由は、毎年度の人事異動は 4 月 1 日付で正式確定するため、異動確定後の職員らが締結者となり協定を締結しその日中に届出まで行う時間的余裕がないとのことであるが、辞令の発令日中に 36 協定の締結から届出まで行えるような運用の整備や、前年の職員により翌年度の 36 協定を締結しておく等、人事委員会と相談の上、早急に改善することが求められる。

【図表 8-7-6 協定締結日と人事委員会への提出日との関係】



(出所: 監査人作成)

第3. 出勤及び退勤時刻の記録管理

青森県警察は、勤務管理システムを用いて時間外や特殊勤務手当及び宿日直管理を行い、そのデータを給与管理システムに連携し給与事務を運用している。さらに職員の勤務状況を適正に把握することを目的として、内規により、青森県警察ポータルシステムを活用した出勤及び退勤時刻の記録管理を実施しており、原則として各自貸与されているパソコンで毎日の出勤時刻の時間を記録することとし、それを所属上長がおおむね週1回システム上で確認し必要に応じて助言を行う運用を行っている。

(意見 23) 青森県警察ポータルシステムにおける出勤記録について

青森県警察ポータルシステムを利用して勤務状況の適正把握の観点から補助的に職員に出勤記録について入力させているが、実際の給与計算は連携している勤怠管理より計算されている。

この青森県警察ポータルシステムにおける令和6年9月の出勤記録を確認したところ、勤怠の入力漏れや入力誤りが監査対象サンプル8名中3名発生していた。具体的には、出勤しているにも関わらず勤怠時間の入力を失念し休暇ステータスとなっている、退勤時刻を18時とすべきところ誤って6時と入力している、出勤・退勤時刻を実際の出勤時刻ではない時刻で入力している等であった。

出勤記録管理の趣旨は職員の職務状況の適正な把握であり、網羅性や正確性を欠いた出勤記録では目的を達成できない。また職員が入力した出勤記録に対する所属上長の確認については、確認状況のモニタリングが行われておらず、一部形骸化した運用となっており、運用徹底に向けた積極的な取り組み姿勢が確認できない。

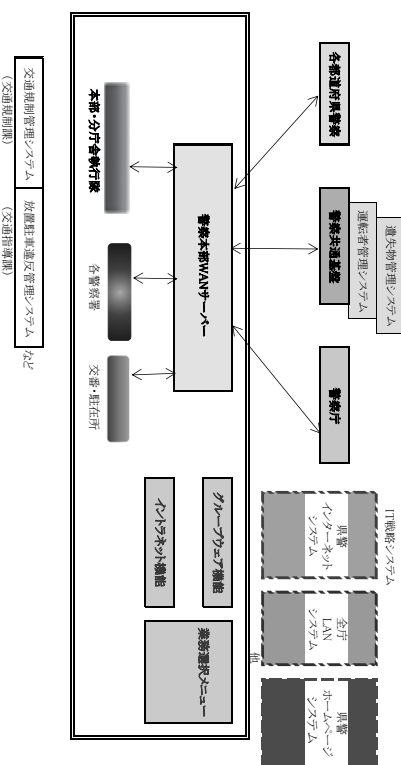
出勤記録が無駄な業務増となることなく、上長確認のモニタリング等を通じて出勤記録内容の網羅性と正確性を向上させ、さらには出勤記録と勤務管理システムデータの乖離を分析することにより、職員の勤務状況の適正な把握という目的を達成できると考える。様々な施策を検討し、有用なデータ分析を通じて職員の勤務状況管理に取り組みたいかなければならぬ。

第8節. 情報システム及びDX推進

第1. 青森県警察情報システムの概要

青森県警察情報システムの概要について、概要図として示したものが下図となる。この概要図は警察組織における情報システムの詳細を公開することは警察活動の支障となるおそれがあるため簡略化し、イメージ図として示している。

【図表 8-8-1 青森県警察情報システムの概要図】



(出所: 所管課作成の資料を基に監査人が作成)

1. 情報管理基盤関係について

- ① 青森県警察における警察情報管理システムの設計並びに運用及び維持管理に関する基本的事項を定め、警察情報の効率化及び高度化を図るとともに、対象業務の適正かつ円滑な実施を確保することを目的として制定された「警察情報管理システムの運営に関する訓令」(平成23年5月)に基づいて運営している。
- ② 「警察共通基盤」への確に対応するよう取り組んでいるほか、先端技術等の導入により警察活動及び警察情報システムの合理化・高度化を図っている。

⁶⁴ 警察共通基盤: 警察庁が整備するシステム基盤で、警察庁と各都道府県警察が共通して利用できるものである。これにより、全国の警察の情報システムを効率的に運用し、情報共有の強化やコスト削減を目指している。

③「警察 WAN システム⁶⁵」を整備・運用している。警察庁及び各都道府県警察との情報を共有し、全国的な情報活用を円滑に行うため、警察 WAN システムを全国警察とネットワーク接続して運用している。

2. 情報セキュリティ対策について

①警察情報システム及び管理対象情報に関して、体系的かつ網羅的な管理の基盤及びそれを組織的に実施するための基本的事項を定め、もって青森県警察における情報セキュリティを維持することを目的とした「青森県警察情報セキュリティに関する訓令」(平成26年3月)に基づいて運営している。

②全所属を対象として、情報セキュリティに関する監査を実施し、情報セキュリティ対策の取組状況を確認している。

③対策として、初任科・各種任用科教養、巡回教養・業務指導、標的型メール攻撃対処訓練、情報処理能力検定を実施している。

第2. 青森県 DX との関係

青森県では、DX(デジタルトランスフォーメーション)を推進するための官民全体で共有すべき指針として、「青森県 DX 推進プラン」(2024 年度～2028 年度)を策定し、あらゆる分野における DX を推進している。

DX の取組を着実に進めていくために、各取組の工程を「ロードマップ」として“見える化”させ、柔軟に見直し・改善を図っていくこととしている。

警察業務の DX 推進については、ロードマップの中で「警察業務のデジタル化」として以下のように公表されている。

〔警察業務のデジタル化〕

概要	サイバー空間や先端技術の拡大、人口構造の変化等により、複雑・多様化する治安課題に対し、迅速・適切に対応するため警察業務のデジタル化を進めるもの。
現状・課題	膨大な書類の作成、煩雑な紙媒体による事務手続、多くの時間を要する分析・精査等、従来のやり方では複雑・多様化する犯罪事象等への対応が困難になってきている。
デジタル活用によって	迅速かつ適切な犯罪捜査等を推進する各種システム、装置を導入する。
どう変わるか	警察業務のデジタル化を進めることで、本来業務時間の確保され、捜査力の強化や警察行政サービスの向上が図られるとともに、サイバー空間や先端技術の拡大、人口構造の変化等により、治安課題が複雑・多様化する中においても、県民の安心で快適な生活基盤が確保される。

(出所:令和6年度 DX 関連事業ロードマップ(担当部局:警察本部(担当課等:警務課))

⁶⁵ 警察 WAN システム:警察が運用する広域なネットワークシステムで、警察本部、警察署、交番及び駐在所の全地点のパソコンをネットワーク接続し、職員が情報共有を円滑に行うシステムである。高いセキュリティレベルが求められる機密情報を扱うため、専用のシステムとなっている。

取組状況

取組	状況
事件管理システム(事件管理・証拠物件管理)の導入	○R7.3～事件管理システム試行運用
音声応答転送装置等の導入	○R7.3 音声応答転送装置等調達完了
遠隔操作型小型上り撃捜査支援装置の導入	○R6.4～R7.2の各置捜査支援装置は95件(遠隔操作型小型上り撃捜査支援装置)
動体検知分析システムの導入	○R6.8～動体検知分析システム運用開始 ○R6.12 調達完了
ペーパーレス会議システムの導入	R7.2職員向け研修会の開催 R7.3～運用開始 (ペーパーレス会議システム)

(出所:令和7年度 DX 関連事業ロードマップ(担当部局:警察本部(担当課等:警務課))

第3. 情報システムの活用拡大等による警察活動の合理化・高度化

青森県警察では、日々変化する社会情勢や多様化する治安事象に対応するため、警察庁の指揮のもと、最適な情報システムの整備と活用拡大により、警察組織全体の業務の合理化・高度化に資する取組を推進している。

第4. 青森県警察情報システム化計画

青森県警察は、情報システム化計画として「青森県警察情報システム中長期計画」(青森県警察情報システム及び業務の合理化・最適化検討グループ)を作成し、単年度の計画も作成している。

第5. 監査の結果又は意見

特に問題となる事項は見られなかった。

第9節. 警察会計監査規程に基づく運用

都道府県警察に対する監査は、会計検査院による監査や都道府県による監査が行われており、さらに都道府県警察の内部的な監査制度が実施されているため、監査の実施状況について聞き取り及び資料閲覧を行った。

第1項. 青森県会計監査規程の内容

青森県警察では「青森県警察会計監査規程」(平成16年4月16日本部訓令第14号)を制定し、毎年度警察会計監査を実施している。
青森県会計監査規程の中から主要部分について抜粋したものが以下の規定である。

【図表8-9-1 青森県会計監査の概要】

<p>(監査の種類)</p> <p>第2条 監査は、定期監査及び臨時監査とする。</p> <p>(実施計画の策定)</p> <p>第3条 警察本部長(以下「本部長」という。)は、年度開始前に、定期監査を行うための実施計画を策定するものとする。</p> <p>2 実施計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>(1) 監査の重点項目</p> <p>(2) 監査の対象所属</p> <p>(3) 監査の時期</p> <p>(4) その他必要な事項</p> <p>(監査結果の報告)</p> <p>第7条 指名職員は、監査を行ったときは、速やかにその結果を本部長に報告しなければならない。</p> <p>2 本部長は、毎年度の監査終了後、速やかに監査の実施状況を公安委員会に報告するものとする。</p> <p>3 前項に規定する場合のほか、本部長は必要があるときは、監査の実施状況を公安委員会に報告するものとする。</p> <p>(出所:青森県会計監査規程より抜粋)</p>

第2項. 令和6年度の実施計画

令和6年度の定期監査実施計画は警察本部長の指示のもとに監査の重点項目として「捜査費」、「旅費」、及び「契約」について、「捜査費」は本部関係所属、警察署、「旅費」は本部所属、警察署、「契約」は警察署をそれぞれ対象部署として定められた時期に実施する計画となっていた。なお、この通知は非公開となっている。

第3項. 令和6年度の監査結果の要約

監査結果の報告内容は、捜査費については、一般捜査費の精算金額誤り(70円少なく精算)、捜査諸雑費の精算金額誤り(100円少なく精算)、旅費については、復命書の未作成、旅費の支給額誤り(復路の急行料金の不支給、公用の宿泊施設等に宿泊していないのに食卓料を支給、私有車利用で片道分の車賃が不支給)、契約については指導事項がなかった。

第10節. 警察不祥事

第1項. 警察不祥事の状況

青森県警察においては警察官の不祥事が続いており、最近では県警警部補が不同意性交の疑いで逮捕された事件を巡り、令和7年6月開会中の定例県議会にて警察本部長が警察官の不祥事を報告し、陳謝している。また、令和6年度において警察官2人がセクハラや酒気帯び運転で警察本部長訓戒処分となっている。監察課では「再発防止対策を徹底し、県民の皆様の情報回復に努めて参ります。」とコメントしている。

報道機関による不祥事情報

2025年11月	東北管区警察局の警察職員(青森県警に勤務)が、自宅敷地内で女子中学生に性的暴行を加えた疑いで逮捕された。
2025年9月	18歳未満の女性に性的暴行を加えたとして起訴された警部補が懲戒免職処分となった。この件では本部長が県議会で陳謝している。
2025年6月	捜査情報を交際相手に漏らしたとして20代の男性巡査長が書類送検された。また、別の40代男性警部補が女性職員へのセクハラで本部長訓戒処分となった。
2023年2月	タクシー運転手への傷害事件での不適切対応により、女性巡査部長が本部長注意処分となった。
2022年5月	警察車両内で抱擁し職務を怠慢していたとして、巡査長の男女が減給の懲戒処分を受けた。

第2項. 規律違反行為の有無及び件数に関する質問票

令和5年7月13日に警察庁長官官房長から「懲戒処分の指針の改正について」(通告)が発出されているが、この通告をもとに青森県警察の規律違反行為の有無及び件数について質問票を提出し、回答を得た結果が以下の資料である。

質問票の依頼

以下の表は、令和5年7月13日に警察庁長官官房長から発出された「懲戒処分の指針の改正について」(通告)に基づいて作成した過去3年間及び令和7年6月20日まで(進行年度)の規律違反行為の有無及び件数に関する質問票です。

ご回答は、該当なければ「該当なし」の欄に✓を付してください。該当する場合には、各年の該当欄に件数を記入してください。

第3項. 質問票の回答

規律違反行為の有無及び件数に関する質問票

1. 職務遂行上の行為

捜査一般に関するもの	規律違反行為の態様	該当なし	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
被疑者その他の者に対して暴行又は陵辱の行為をすること	✓					
調書・被害届若しくは捜査報告書又は証拠物件を偽造・変造すること	✓					
調書・被害届若しくは捜査報告書又は証拠物件を故意に毀棄すること	✓					
証拠物件を窃取又は横領すること	✓					
過失により調書・被害届若しくは捜査報告書又は証拠物件を紛失することにより、捜査公判に支障を生じさせること	✓					
職務を遂行時効が完成するなど捜査に支障を生じさせること	✓					
要件の整った告訴・告発を受理しないこと	✓					
正当な理由なく暴力団員等捜査対象者その他の捜査関係者から飲食物等の提供を受けること	✓					
留置業務に関するもの						
被留置者に対して暴行又は陵辱の行為をすること	✓					
過失により被留置者の退去を生じさせること	✓					
被留置者の物を紛失すること	✓					
過失により被留置者の物を紛失すること	✓					
規程に違反して被留置者に飲食物を与えるなどすること	✓					
自殺等の事故を防止するために巡回等適切な処置をとらないこと	✓					
重大な過失により留置場内に危険物等を持ち込まれること	✓					
交通指導取締りに関するもの						
交通切符等を偽造・変造すること	✓					
調書その他の文書・電磁的記録又は証拠物件を偽造・変造すること	✓					
交通切符その他の文書・電磁的記録又は証拠物件を故意に毀棄すること	✓					
過失により作成済み交通切符その他の文書又は証拠物件を紛失することにより、交通指導取締りに支障を生じさせること	✓					
職務を遂行時効が完成するなど交通指導取締りに支障を生じさせること	✓					
特定者の者の利益を図るため当該者の違反を取り縮まらざること	✓					
裝備品に関するもの						
法令に違反してけん銃を使用すること	✓					
過失によりけん銃を暴発させ、人を死傷させること	✓					
過失によりけん銃を暴発させること	✓					
過失によりけん銃を紛失すること	✓					
過失によりけん銃の弾を紛失すること	✓					
過失により警察手帳を紛失すること	✓					
その他規程に違反するもの						

規律違反行為の態様	該当 なし	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年
でい、被害者その他保護すべき者に対して暴行又は強迫の行為をすること	✓				
でい、被害者その他保護すべき者に対して事故等を防止するため適切な措置をとらないこと	✓				
期路を受け取ること	✓				
失察すること	✓				
職務上知り得た秘密を漏らすこと	✓				
セクシュアル・ハラスメント又はパワー・ハラスメントをすること			1		
選挙運動その他の制限されている政治的行動をすること	✓				
過失により、被害者等の個人情報その他流出等した場合に職務執行に支障を生じおそれの大きい情報が記録された文書を紛失すること	✓				
職務上の命令に違反してインターネットに情報を流出させる危険性が高い行為をすることにより、被害者等の個人情報その他流出等した場合に職務執行に支障を生じおそれの大きい情報が流出させること	✓				
職務上の命令に違反してインターネットに情報を流出させる危険性が高い行為をすること	✓				
職務上の命令に違反して、被害者等の個人情報その他流出等した場合に職務執行に支障を生じおそれの大きい情報が記録されて電磁的記録媒体を自宅等に持ち出すこと	✓				

2. 私生活上の行為

規律違反行為の態様	該当 なし	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年
他人の生命・身体に関するもの					
殺人、強盗、放火又は不同意性交等を犯すこと	✓				
他人に対して傷害を与えること					1
他人に対して暴行を加えること		1			1※
他人の自由・平穩に関するもの					
不同意わいせつをすること				1	
性的姿態等撮影、のぞき等をすること					(1) ※
公共の乗り物等において痴漢をすること	✓				
児童買春をし、又は条例に違反して青少年に対して強行をすること	✓				
当て逃げをすること	✓				
無免許運転をすること	✓				
最高速度違反(非反則行為)であって悪質な違反をすること	✓				
その他規律に違反するもの					
賭博をすること	✓				
覚せい剤その他薬物を所持又は使用すること	✓				
許可を受けずに営利企業に従事するなどすること	✓				
公務の信用を失墜する上な不相当な借財、不適切な異性交際等の不健全な生活態度をなること	✓				

※:同一事案で2件の非遵行為があったもの。

3. 管理監督上の行為

規律違反行為の態様	該当 なし	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年
部下職員が懲戒処分を受けるなどした場合で、当該部下職員の規律違反行為発生の認識があるにもかかわらず、防止するための措置をとらず、又は防止するための措置が不十分であること	✓				

規律違反行為の態様	該当 なし	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年
部下職員が懲戒処分を受けるなどした場合で、当該部下職員の規律違反行為発生の認識可能性があるにもかかわらず、防止するための措置をとらず、又は防止するための措置が不十分であること	✓				

質問書の回答の要約

質問書に対する回答を要約すると、以下のようなことになる。

職務遂行上の行為	その他規律に違反するもの	セクシュアル・ハラスメント又はパワー・ハラスメントをすること
私生活上の行為	他人の生命・身体に関するもの	1件(令和5年)
	他人に対して傷害を与えること	1件(令和7年)
	他人に対して暴行を加えること	1件(令和4年)
	他人の自由・平穩に関するもの	1件(令和7年)※
	不同意わいせつをすること	1件(令和6年)
	性的姿態等撮影、のぞき等をすること	1件(令和7年)※

※:同一事案で2件の非遵行為があったもの。

(指摘事項10) 警察不祥事の再発防止策の公表と実施について

警察不祥事に対する再発防止対策を作成し、それを実行していくことは重要なことであると考え、青森県警察では再発防止策について公表していき、県民が知ることができない。県民に対する信頼性を保持するとともに警察組織の健全な維持のためにも警察不祥事の原因分析を行うとともに警察職員が共有した再発防止策に基づいて運用することが急務である。三重県では、平成31年3月に警察本部だけに限定したものではなく、警察本部を含む三重県庁全般に及び、不適正な事務処理及び不祥事の再発防止に向けて]を作成して公表している。この冊子の内容は、県民向け、職員向けのメッセージにはじまり、不祥事及び不適切な事務処理にかつる近年の発生状況、実際の事例による原因分析、再発防止に向けての考え、再発防止策、再発防止に向けた今後の進め方という構成となっている。青森県警察においても真剣に警察不祥事と取り組んで再発防止策を徹底して実行していくと思うので警察不祥事の再発防止策を策定の方え警察本部内部のみならず県民に対しても公表し、その再発防止策を徹底して実行することを期待するところである。警察不祥事の再発防止策のコンセプトとして、組織運営の強化、職員の意識改革、県民との連携の3点を柱とする内容を以下に示した。

組織運営の強化	職員の意識改革
①組織全体の連携を強化し、不祥事が発生しやすいう部署や状況を把握し、重点的に監視・指導を行う。 ②不祥事に関する情報を迅速かつ正確に共有し、同僚の事態の発生を防ぐための対策を講じる。 ③警察内部の不正行為を早期に発見し、是正するための内部監察体制を強化する。	①警察官としての倫理観や責任感を高めるための研修や教育を継続的に実施する。

県民との連携	②法令遵守や服務規律の重要性について、定期的な啓発活動を行う。 ③職員が安心して相談できる窓口を設置し、問題発生時の早期対応を促す。 ④地域住民とのコミュニケーションを密にし、地域の実情に即した警察活動を展開する。 ⑤県民からの意見や要望を積極的に収集し、警察活動に反映させる。 ⑥警察活動の透明性を高め、県民の信頼回復に努める。
--------	---

これらの再発防止策を継続的に実施することで、青森県警察は県民の安全・安心を守る警察としての信頼回復を目指す必要がある。

再発防止策の具体的事例として、鹿兒島県警察の「鹿兒島県警察において発生した一連の非違事案の原因分析とそれを踏まえた再発防止対策について」(令和6年8月)が公表されている。この中で再発防止対策が以下の4つの項目ごとに再発防止対策が記載されている。ここでは、4つの項目と再発防止策のタイトルのみ示すものとする。

1 職責の自覚と高い職務倫理の醸成に向けた取組の強化

- (1) 幹部職員を含めた全職員に職責の自覚を促す、誇りと使命感の醸成
 - (2) 職員の心に響く、きめ細やかな職務倫理教養の推進
 - (3) 上司による身上把握・指導方法の高度化に向けた取組の強化
 - (4) 悩みを抱える職員の早期発見に向けた取組の強化
 - (5) 飲酒に起因する非違事案防止に向けた取組の強化
- 2 個人情報保護に対する意識の向上と漏えい防止対策の推進**
- (1) 警察情報システム一斉点検の実施
 - (2) 全職員を対象とした「情報リテラシー教養」の推進
 - (3) 不正照会の未然防止に向けた上司のチェック機能の強化
- 3 適切な指揮統率と組織的対応の強化**
- (1) 幹部職員による指揮統率能力の強化
 - (2) 幹部職員のリネジメント能力向上に向けた多面観察の実施
 - (3) 県警察本部による警察署への指導・支援の強化
 - (4) 県警察本部の調整機能の強化
 - (5) 県警察全体の最適化の視点に立脚した人材配置・育成

4 県民と真摯に向き合ふ、より開かれた県警察を目指す取組の強化

- (1) 相談・苦情等への対応の強化
- (2) 県警察におけるタイムリーかつ積極的な情報発信
- (3) 情報公開の更なる推進
- (4) 警察署協議会、交番・駐在所連絡協議会の一層の活性化

次に再発防止策をどのように進めていくべきかあるいは基本的な姿勢について、包括外部監査の過程で感じたこと等をベースに飽くまで監査人の私見ではあるが、参考になればとの思いから記述する。

①期間としては少なくとも3年から5年程度の時間を費やして、じっくりと腰を据えて取り組まなければならない案件と考えている。このような視点から考えると警察庁の人事異動によって配属される警察本部長や部長等の地方警察官は力量の問題ではなく時間的な制約があるため難しいと考える。

②地域特性や青森県人の特徴を熟知している幹部部長等を中心としたプロジェクトチームを編成して推進していくことがよいと考える。

③本気度を出して取り組まないとモグラタキのように次々に警察不祥事が発生する恐れがある。一過性の問題ではなく、根底に大きな問題が横たわっているかもしれない。問題点を深掘りして膿を出し切ってしまうないと、毎年警察不祥事の報道により青森県民は「どうして?」、「またか!」という驚きや、あきらめ、信頼感の欠如という負の連鎖となり、取り返しのつかない事態に陥ることになる。このような状況を取り戻すには想像を絶するほどのエネルギーが必要となり、安閑としてはいられないことを認識しなければならない。

④一般企業と比較して、これほど随所に「教養」が重要視されている組織は少ない。警察学校の入学時における教養の授業、早退時における教養講習等、様々な場面で教養が問われているにも拘わらず、どうして警察不祥事が発生するのであるのか。非常に数少ない個人的資質が劣化している警察官や警察行政職員が警察不祥事を惹き起こしているだけなのであるのか。警察学校の教え方に問題はないのであろうか。職場環境に問題がないのであろうか。個人的な問題として片づけるのではなく、問題点を深掘りして解決策の糸口を探し出さなければならぬ。このような改善活動は、警察本来の捜査活動や警備活動等と若干異なる業務と思われるが、技術的な改善のため全警察組織を挙げて取り組んでいくべきものと考えられる。

(意見24) 青森県公安委員会による警察不祥事に関する青森県警察に対する文書による指導について

警察不祥事について青森県公安委員会から青森県警察に対して文書により指導を行ったものはない。県公安委員会は、青森県民の代表として青森県警察を管理する存在である。県公安委員会が青森県警察の管理機関として本来の役割を發揮するには、深刻な警察不祥事が発生した場合に青森県警察に対して警察不祥事の原因究明と再発防止策について、文書による指導を行うことが重要と考える。

鹿兒島県警察は、令和6年8月に「鹿兒島県警察において発生した一連の非違事案の原因分析とそれを踏まえた再発防止対策について」を公表している。この中で冒頭において以下のように記述されている。

こうした一連の非違事案の発生を受け、鹿兒島県公安委員会(以下「県公安委員会」という。)からは、事案の解明に尽力し、抜本的な再発防止対策を講じることや、県警察の組織運営の適正に対する懸念を早急に払拭することなどについて、文書にて指導を受けた。

(出所:鹿兒島県警察において発生した一連の非違事案の原因分析とそれを踏まえた再発防止対策について)

県公安委員会が警察不祥事について口頭により指導を行っているかもしれないが、文書による指導がこれまで慣例がなかった、公安委員会が非専門家・非常勤の委員によって構成されている合議体という理由で半ば遠慮がらの姿勢であったならば認識をあらためなければならぬ。

青森県民は、県公安委員会が青森県民の代表として、青森県民の目線で青森県警察の管理に対応することを切望しているものと考える。

第 11 節. 警察費

第 1 項. 令和6年度の警察費(当初予算額・最終予算額・決算額)

【図表 8-1-11 令和6年度の警察費】

(単位:千円)

費用項目	当初予算額	最終予算額	決算額
警察費	32,697,010	33,541,878	31,549,595
警察管理費	28,717,228	29,260,899	27,766,401
公安委員会費	8,782	7,620	7,296
公安委員報酬	7,040	6,204	6,072
公安委員会活動費	1,742	1,416	1,224
警察本部費	24,565,067	25,056,570	24,756,571
給与費	22,834,390	23,364,731	23,159,722
合計年度任用職員関係費	93,330	87,303	81,526
警察安全相談関係費	31,520	34,204	33,873
広報活動推進員関係費	9,387	9,762	9,649
社会復帰プログラム関係費	3,152	3,400	3,362
スクールポーター関係費	3,152	3,399	3,363
交番相談員関係費	110,320	120,281	117,975
特殊事案警備対策事業管理費	27,315	28,925	28,925
第50回衆議院議員選挙連反取組費(時間外手当)	—	11,542	11,542
一般管理費	477,032	477,032	485,447
庁用燃料の単価高騰に伴う燃料費	25,752	25,752	0
電気料金高騰に伴う光熱水費	129,492	68,810	68,810
負担金	15,609	15,609	12,790
給食業務委託費	12,188	10,780	10,780
損害賠償請求事案の和解に伴う解決金	—	56,727	56,726
渉外関係費	67,054	43,695	40,447
職員厚生費	5,402	6,010	5,088
職員健康診断費	38,392	37,184	34,980
ストロクエツクシステム運営管理費	2,442	2,442	2,442
電算機器維持管理費	131,020	114,663	117,597
警察本部県内 WAN 整備事業費	259,256	254,992	253,406
警察本部県内 WAN 整備事業費(緊急課題分)	80,269	80,269	80,269
県警察 IT 戦略推進事業費	24,041	24,041	23,260
共通基盤移行関係機器整備費	45,607	45,607	45,606
殉職警察職員等位牌懸祭費	621	621	543
赴任旅費	75,880	75,880	60,754
表彰関係費	3,979	3,979	3,085
警察勤務管理システム運営管理費	16,948	16,948	16,947
警察勤務管理システム改修事業費	10,175	10,175	10,175
警察本部庁舎耐震・長寿命化改修事業費	8,304	8,304	2,901
公文書のデジタル化推進事業費	21,492	13,499	13,498
ホームページ会議システム運営管理費	1,346	84	83
整備費	936,530	955,130	696,835
一般整備品費	16,389	16,389	11,445
銃器等使用犯罪受傷事故防止資器材整備費	12,342	12,342	13,713
災害・救助活動用整備品整備費	5,484	5,484	4,975
原子力災害対策防護資機材維持経費	4,084	4,084	3,876
警察官貸与品整備費	10,889	10,889	11,207

費用項目	当初予算額	最終予算額	決算額
職員被服整備費	145,010	145,010	139,629
車両維持管理費	371,982	343,176	330,150
車両燃料の車両高騰に伴う燃料費	64,195	0	0
ヘリコプター維持管理費	42,614	33,502	31,371
ヘリコプター燃料の車両高騰に伴う燃料費	7,272	0	0
ヘリコプター維持管理費	18,555	18,203	17,800
ヘリコプター5年点検及び600時間・12月法定点検	98,298	167,222	※1
ヘリコプター地上中継システム部品交換事業費	33,000	32,890	32,890
船舶維持管理費	20,161	21,461	20,477
船舶燃料の車両高騰に伴う燃料費	2,447	2,447	2,447
車両購入費	35,626	38,164	38,163
車両購入費(緊急課題分) ※2	47,339	49,740	※2 38,850
車両購入費(特殊用途分)	53,284	53,284	※1
春統出納管理システム導入事業費	843	843	842
警察施設費	2,354,499	2,365,993	1,436,276
新営改築費	457,334	445,600	332,865
維持管理費	484,878	508,106	530,443
警察本部庁舎耐震・長寿命化改修事業費本年度支出額	1,275,116	1,275,116	※2 519,075
十和田警察庁舎改修事業費本年度支出額	137,171	137,171	※2 53,893
運転免許費	841,698	866,733	823,570
免許試験費	1,031	1,031	748
免許証作成交付費	91	91	87
自動車運転免許窓口事務委託	49,204	49,204	46,622
不適合運転者鑑定費等	2,436	2,436	1,251
運転適性検査整備費	3,173	2,652	2,651
試験車両維持管理費	5,708	4,708	4,321
車両燃料の車両高騰に伴う燃料費	785	0	0
運転免許証更新事務関係費	23,039	28,273	27,552
教習所職員法定講習関係費	4,916	4,916	4,893
検定員等審査関係費	17	17	0
一般管理費	42,467	41,567	41,875
庁用燃料の車両高騰に伴う燃料費	4,288	0	0
電気料金高騰に伴う庁舎光熱水費	9,838	0	0
庁舎等維持管理費	82,065	113,071	120,531
自動車運転免許試験関係費	30,203	26,173	22,412
運転免許証製作交付費	213,797	215,763	216,204
更新車・停止処分者・違反者講習関係費	117,637	118,988	114,975
更新車・停止処分者講習関係費(車両購入・緊急課題分)	1,295	1,135	1,453
更新車・停止処分者講習関係費(車両購入・緊急課題分)	4,282	4,282	3,438
高齢者講習関係費	11,298	10,483	9,892
行政処分等執行関係費	11,336	11,336	11,039
取消処分者講習関係費	700	715	148
取消処分者講習関係費(車両購入・緊急課題分)	2,172	2,172	1,716
初心運転者関係費	82	70	64
運転免許取得時講習関係費	1,251	1,268	1,231
若年運転者講習関係費	6	6	1
試験車両購入関係費	2,673	2,673	2,090
新運転者管理システム機器等整備費	145,607	131,281	131,107
運転免許証マイナンバーカードの一体化対応事業費	70,301	58,601	57,269
試験車両購入費(運交法改正対応)		33,821	※1
恩給及び退職年金	10,652	8,853	7,853
恩給及び退職年金	10,652	8,853	7,853

費用項目	当初予算額	最終予算額	決算額
警察活動費	3,979,782	4,280,979	3,783,194
警察活動費	3,779,782	4,280,979	3,783,194
一般警察活動費(内訳 下表参照)	566,724	577,708	540,196
刑事警察費(内訳 下表参照)	395,517	371,049	345,885
交通指導取締費(内訳 下表参照)	684,317	680,431	642,192
交通安全施設整備費(内訳 下表参照)	2,333,224	2,651,791	2,254,921

(出所:庁管課作成資料)

※1:翌年度へ繰越

※2:未執行額は翌年度へ繰越

内訳(一般警察活動費・刑事警察費・交通指導取締費・交通安全施設整備費)

費用項目	当初予算額	最終予算額	決算額
一般活動費	566,724	577,708	540,196
一般活動費	289,992	297,899	261,553
警察署協議会関係費	5,067	3,480	3,165
警察広報関係費	10,240	10,240	10,039
協力援助者災害補償費	13,040	13,040	12,982
救護及び術科訓練等関係費	7,671	7,671	6,819
警察訴訟関係費	4,575	4,575	3,744
航空隊員育成事業費	5,205	5,205	5,166
留置場関係費(監視カメラ・緊急課題分)	49,646	55,312	53,605
留置場維持管理費	5,978	5,978	5,676
警察本部県内WAN等回線維持管理費	86,704	86,704	92,774
警察本部県内WAN等回線二重化経費	74,925	74,925	76,670
警察官採用活動関係費	4,515	4,515	286
自動車音声通話システムの整備事業費	3,618	3,618	3,221
刑事警察費	395,517	371,049	345,885
犯罪捜査活動費	19,331	19,331	17,734
自動車ナンバー自動読取システムの維持管理費	11,045	11,045	11,388
英日外国人犯罪対策費	3,352	3,352	2,906
変死体検案等関係費	14,979	13,779	10,611
遺体保冷庫更新事業費	5,415	4,479	4,224
取調・録音・録画装置整備事業費	7,113	6,814	6,813
連体保冷庫更新事業費	5,661	5,661	5,727
総合検察システムの整備事業費	24,285	24,285	24,285
取調・録音・録画装置整備事業費	7,113	6,814	6,813
事件管理システムの整備事業費	3,696	3,696	3,696
遠隔操作型小型浮体捜査装置整備事業費	14,512	1,014	900
青森県助犯協会連合会補助	11,661	11,661	11,661
犯罪抑止対策関係費	2,743	2,743	2,342
生活経済関係費	362	362	551
風俗営業許可関係費	4,150	4,150	3,330
中・不審者対策費	9,581	9,581	7,717
不法投擲取除活動費	2,847	2,473	1,653
古物営業許可関係費	317	2,728	639
警備業・探偵業関係費	3,341	2,820	2,717
銃砲等情報管理システムの整備事業費	1,116	0	0
青少年非行防止対策費	12,168	11,459	9,367
スマートフォン・IDV等被害者保護対策事業費	380	380	268

費用項目	当初予算額	最終予算額	決算額
暴力団対策関係費	2,919	2,919	2,762
青森県警察捜査情報検索システム整備費	4,238	4,238	4,237
鑑識活動費	133,107	133,107	131,560
科学捜査研究所(クローバー)点検・緊急課題分)	52,491	52,491	46,258
科学捜査所対策事業	2,850	2,850	2,850
犯罪被害者対策事業	5,321	5,321	3,344
民間被害者支援団体系業務委託事業	4,934	4,934	4,533
被害少年支援対策事業	461	461	131
「命の大切さ」を学ぶ教室(等)開催事業	486	480	480
子どもと女性の安全推進事業	2,591	2,591	2,096
サイバー事案に対する県民の対知能力強化事業費	5,867	5,867	5,552
子どもの安全確保地域見守り方向上事業費	2,143	44	43
青少年のネットセーフティ加速化事業費	4,171	3,224	3,799
県民の命と暮らしを守る犯罪等に強い環境・地域づくり推進事業費	8,894	7,324	6,380
交通指導取締費	684,317	680,431	642,192
地域警察活動費	7,463	7,463	5,283
クレー対策用資機材整備事業費		8,800	8,800
通信指令用務関係費	19,469	19,469	15,854
地域警察システム関係費	21,954	21,954	16,233
交通指導取締管理費	683	683	576
安全運転管理者講習	17,330	17,330	17,285
地域交通安全活動推進委員関係費	3,365	3,365	3,322
青森県交通安全協会補助	9,414	9,414	8,358
青森県交通安全会員の会連合会補助	2,600	2,600	2,600
自動車安全運転センター補助	496	496	466
自動車交通情報提供業務委託	11,969	11,969	11,880
道路使用許可関係費	7,704	5,466	5,503
交通安全教育充実強化事業	3,492	3,492	2,929
交通事故管理システム整備事業費	21,479	21,479	21,479
交通違反情報システム整備事業費	7,927	2,915	2,915
交通事故管理システム整備事業費(緊急課題分)	19,801	19,085	19,085
交通指導取締活動経費	49,475	48,042	43,238
交通事故自動記録装置維持管理費	1,032	1,032	968
無人運送違反自動取締装置維持管理費	2,030	12,251	2
放置駐り車違反対策事業	31,193	31,193	30,508
交通指導取締資機材整備事業	14,529	14,529	13,193
交通指導取締活動費	7,206	7,206	5,871
高速道路交通安全警察隊活動費	3,187	3,187	2,895
特殊事案警備対策費	660	660	116
災害対策警察活動起爆器整備事業	16,753	14,804	14,820
総合指導室維持管理費	13,665	13,665	13,615
自動車保管場所関係費	92,978	84,401	80,548
自動車保有手続(OSS)関係費	63,408	60,608	60,605
新通信指令システム整備事業費	220,171	220,171	220,171
警備警備対策事業費	4,088	3,925	4,299
「見て広める」交通安全防止推進事業費	8,796	8,775	8,775
交通安全施設整備費	2,333,224	2,651,791	2,254,921
交通安全施設維持管理費	501,623	493,871	490,366
電気料金高騰に伴う信号機電気料	12,503	9,776	9,776
物価人件費高騰に伴う経費(差引分)	△2,445	△2,445	△2,445
物価人件費高騰に伴う経費(追加分)	2,445	2,445	2,445
交通規則管理システム	12,345	10,953	10,531

費用項目	当初予算額	最終予算額	決算額
交通安全施設整備事業(補助事業)	995,651	793,172	791,190
交通安全施設整備事業(県単独事業)	267,064	298,267	297,967
交通安全施設整備事業(県単独事業)(追加分)		184,914	184,914
交通安全施設老朽化・安全確保対策事業費	544,038	660,838	655,091
交通安全施設老朽化・安全確保対策事業費		200,000	200,000

(出所:所管課作成資料)

※1:翌年度へ繰越

※2:未執行額は翌年度へ繰越

第2項、監査対象項目の決定

警察費のうち以下の項目について監査を実施した。

【図表8—11—2 警察費の監査対象項目】

費用項目	当初予算額 (千円)	最終予算額 (千円)	決算額 (千円)	監査実施 内容
警察本部費	110,320	120,261	117,975	第3項
交番相談員関係費	131,020	114,633	117,597	第4項
電算機器維持管理費	259,256	254,932	253,406	第5項
警察本部県内VAN整備事業費	45,607	45,607	45,606	第6項
共通基盤移行関係機器整備費				
整備費				
車両購入費(緊急課題分)	47,339	49,740	36,850	第7項
ヘリコプター維持管理費	42,614	33,502	31,371	第8項
ヘリコプター-5年点検等	98,298	167,222	167,222	第9項
運転免許証等作成交付費	213,797	215,763	216,204	第10項
更新時・停止処分者・違反者講習関係費	117,637	118,988	114,975	第11項
新運転者管理システム機器等整備費	145,607	131,281	131,107	第12項
警察活動費				
警察医報酬	5,415	4,479	4,224	第13項
鑑識活動費	133,107	133,107	131,560	第14項
交通指導取締活動経費	49,475	48,042	43,238	第15項
新通信指令システム整備事業費	220,171	220,171	220,171	第16項

第3項. 交番相談員関係費

1. 費目の概要

交番相談員	警察官ではない非常勤の職員で、主に元警察官が採用され、警察官不在時の交番業務をサポートする。主な業務は、地理案内、遺失物・拾得物の受付、各種相談対応、事件・事故発生時の警察官への通報などで、地域住民の安全な暮らしに貢献している。	
担当部局課	警務部 警務課、生活安全部 地域課	
支出命令機関	警務部 会計課	
事業の実績	(単位:千円)	
項目	令和6年度	備考
当初予算額	110,320	
最終予算額	120,261	
決算額	117,975	

費目の内容について監査したところ、交通相談員に対する人件費であることが分かった。

2. 監査の結果及び意見
特に問題となる事項は見られなかった。

第4項. 電算機器維持管理費

1. 費目の概要

電算機器維持管理費	電算機器に関するリース料、消耗品費、委託料等処理する科目である。	
担当部局課	総務室 情報管理課	
支出命令機関	警務部 会計課	
事業の実績	(単位:千円)	
項目	令和6年度	備考
当初予算額	131,020	
最終予算額	114,663	
決算額	117,597	

警察管理サーバー群賃借
月 8,733,100円 年額 104,797,200円 一般競争入札による。
株式会社 青森電子計算センター

2. 監査の結果及び意見
特に問題となる事項は見られなかった。

第5項. 警察本部署内 WAN 整備事業費

1. 費目の概要

費目の内容	青森県警察 WAN ⁶⁶ 端末のリース料を処理している科目である。	
担当部局課	総務室 情報管理課	
支出命令機関	警務部 会計課	
事業の実績	(単位:千円)	
項目	令和6年度	備考
当初予算額	259,256	
最終予算額	254,932	
決算額	253,406	

令和6年度分の契約は4契約で2,333台の端末を利用している。
このうち950台分の契約について、内容を確認した。
月額リース料 4,169,000円(年額 50,028,000円)
契約先 株式会社 青森共同計算センター
一般競争入札によっている。

2. 監査の結果及び意見
特に問題となる事項は見られなかった。

第6項. 共通基盤移行関係機器整備費

1. 費目の概要

費目の内容	共通基盤連携用データベースサーバーに係る費用項目を処理している。	
担当部局課	総務室 情報管理課	
支出命令機関	警務部 会計課	
事業の実績	(単位:千円)	
項目	令和6年度	備考
当初予算額	45,607	
最終予算額	45,607	
決算額	45,606	

決算額の主な項目は共通基盤連携用データベースサーバーのリース契約である。
共通基盤連携用データベースサーバーのリース契約
✓ 月額リース料 5,186,500円(年額 62,238,000円)
当該データベースサーバーは、警察本部と連託免許センターが利用しており、利用割合によって61.88%(警察本部費)と38.12%(運転免許費)に配分している。
✓ 契約先 株式会社 青森電子計算センター

⁶⁶ WAN: Wide Area Network(広域通信網)の略で、地理的に離れた複数のネットワーク(LAN)を相互に接続するネットワーク。

2. 監査の結果及び意見
特に問題となる事項は見られなかった。

第7項、車両購入費(緊急課題分)

1. 費目の概要

費目の内容	車両購入の費用(緊急課題分) (注)緊急課題分とは、青森県固有の名称区分で部局予算を超過する緊急に処理すべきものとして名称を付けている。												
担当部局課	警務部 施設整備課												
支出命令機関	警務部 会計課												
事業の実績	<table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>令和6年度</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>当初予算</td> <td>47,339</td> <td></td> </tr> <tr> <td>最終予算額</td> <td>49,740</td> <td></td> </tr> <tr> <td>決算額</td> <td>36,850</td> <td></td> </tr> </table> 交通取締四輪車(5台、29,150,000円)、広報車(1台、7,700,000円)を購入している。	項目	令和6年度	備考	当初予算	47,339		最終予算額	49,740		決算額	36,850	
項目	令和6年度	備考											
当初予算	47,339												
最終予算額	49,740												
決算額	36,850												

(出所:所管課資料)
2. 監査の結果及び意見
特に問題となる事項は見られなかった。

第8項、ヘリコプター維持管理費

1. 費目の概要

費目の内容	ヘリコプター維持管理費												
担当部局課	警備部 警備第二課 警察航空隊												
支出命令機関	警務部 会計課												
事業の実績	<table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>令和6年度</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>当初予算</td> <td>42,614</td> <td></td> </tr> <tr> <td>最終予算額</td> <td>33,502</td> <td></td> </tr> <tr> <td>決算額</td> <td>31,371</td> <td></td> </tr> </table> ヘリコプター消耗器材、法定点検部品、航空エンジンオイル、測定機器定期校正修理、ヘリコプター予備品証明更新検査手数料、航空保険料、ヘリコプタージェット燃料等が決算額に含まれている。	項目	令和6年度	備考	当初予算	42,614		最終予算額	33,502		決算額	31,371	
項目	令和6年度	備考											
当初予算	42,614												
最終予算額	33,502												
決算額	31,371												

(出所:所管課資料)
2. 監査の結果及び意見
特に問題となる事項は見られなかった。

第9項、ヘリコプター5年点検等

1. 費目の概要

費目の内容	ヘリコプターの法定点検に係る費用である。 法定点検の根拠 以下は、法定点検の根拠について質問した回答である。 ①航空法 航空法第16条第1項に航空機使用者に対する整備及び改造をすることにより同法第10条第4項の基準に適合するように維持しなければならぬと規定されており、この基準を逸脱した場合は航空証明書の効力の期限が短縮若しくは失効する。この証明書がないと飛行することができない。 ②サーキュラー No.1-501に航空法第16条に基づく整備・改造の実施について方針が示されており、設計者等が発行する最新の技術資料を入手し、整備・改造の適用の有無、必要性、実施方法等の技術的評価を行う必要がある。航空機運用中はこれを継続することで耐空性(航空証明書の効力)を維持することができる。 ※サーキュラーとは航空法を所掌している航空局から航空機の設計者、製造者、使用者等に対し航空法の説明及び実務的運用方針を取りまとめたもの。 ③メンテナンスマニュアル 青森県警察で運用している機体はベル式412EP型というヘリコプターで、設計者は米国のベル・テックスロン社となる。ベル・テックスロン社からは様々な技術文書が発行されているが、点検整備については基本的にメンテナンスマニュアルという技術文書に基づき実施している。 5000時間又は5年点検は、英文技術文書 5000 hours / 5 year inspection に基づき実施されている。												
担当部局課	警備部 警備第二課 警察航空隊												
支出命令機関	警務部 会計課												
事業の実績	<table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>令和6年度</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>当初予算</td> <td>98,298</td> <td></td> </tr> <tr> <td>最終予算額</td> <td>167,222</td> <td></td> </tr> <tr> <td>決算額</td> <td></td> <td>翌年度へ繰越</td> </tr> </table> ベル式412EP型ヘリコプター(A826A)5年点検等を含む定期航空検査整備等の契約金額の推移 ①指名業者として、中日本航空機、朝日航空機を指名した。 ②令和6年10月29日 朝日航空機が辞退し、中日本航空機に決定した。契約金額61,050,000円。 ③航空機整備請負契約書第1条第2項により、契約の履行状況を確認するため中間検査を実施した。この結果、新たな不具合箇所が発見されたことに伴い追加修理が必要となった。 ④令和7年3月10日 変更後契約額 90,693,526円。	項目	令和6年度	備考	当初予算	98,298		最終予算額	167,222		決算額		翌年度へ繰越
項目	令和6年度	備考											
当初予算	98,298												
最終予算額	167,222												
決算額		翌年度へ繰越											

<p>⑤令和7年3月26日 エンジンに新たな不具合箇所が発見されたことに伴い追加修理が必要となった。変更後契約額146,082,085円。 ⑥定期耐空検査整備等追加整備は録書の作業項目が追加となり、最終的な契約額は、149,485,546円となった。 決算日までにて終結しなかったため、翌年度に繰り越しとなった。</p>
--

(出所:所管課資料)

(注)青森県警察航空機の運用等に関する訓令では、航空警らについて通常勤務と規定されており、具体的な実施要領において、警ら区域、警ら時間、活動要領等について規定している。

2. 監査の結果及び意見
特に問題となる事項は見られなかった。

第10項、運転免許証等作成交付費

1. 費目の概要

事業概要	運転免許証等作成及び交付に関する一切の費用	
担当部署	交通部 運転免許課	
事業の業績	(単位:千円)	
項目	令和6年度	備考
当初予算	213,797	
最終予算額	215,763	
実績	216,204	

費用内訳		内容
細節		
通信運搬費	免許証郵送料	
委託料	免許証作成機器システム保守(免許センター)一式	
使用料及び賃借料	運転免許証複写装置賃借料	
"	免許更新受付装置賃借料(センター、八戸、弘前)	
"	免許更新受付装置賃借料(むつ)	
"	県間通信装置賃借料	
"	免許台帳フラインクシステム賃借料	
"	IC運転免許証作成機器システム賃借料	
"	IC運転免許証追加記録端末賃借料	
"	国外運転免許端末等賃借料	
普通備品費	自動式視力検査機	
消耗品費	消耗品一式	
印刷製本費	免許証作成交付関係用紙他	

(出所:所管課資料)

2. 監査の結果及び意見
特に問題となる事項は見られなかった。

第11項、更新時・停止処分者・違反者講習関係費

1. 費目の概要

事業概要	更新時・停止処分者・違反者の講習及び関連する一切の費用	
担当部署	交通部 運転免許課	
事業の業績	(単位:千円)	
項目	令和6年度	備考
当初予算	117,637	
最終予算額	118,988	
実績	114,975	

費用内訳		内容
細節		
消耗品費	更新時講習資料他	
印刷製本費	更新時講習案内、受講証明書他	
修繕料	停止処分者講習車両車検整備他	
通信運搬費	違反者講習通知郵送料	
委託料	更新時講習委託料	
"	停止処分者講習委託	
"	違反者講習委託	
保険料、公租課、他	—	

(出所:所管課資料)

2. 監査の結果及び意見
特に問題となる事項は見られなかった。

第12項、新運転者管理システム機器等整備費

1. 費目の概要

費用の内容	<p>①2024年11月10日から運用が開始された、運転免許証等の情報を管理し、運転免許関係の各種業務を標準化及び効率化するシステムである。 ②警察庁が全国の運転者情報を集約し、免許証の新規交付や更新などの事務を効率化し、交通違反記録や累積点数、運転免許の取り消しや停止などの行政処分を全国的に管理するもの。 ③警察庁は2024年度末までに共通基盤を整備し、2025年3月にマイナンバー講習の運用を開始した。 ④「新運転者管理システム機器等整備費」は青森県警察が警察庁の共通基盤に対応する機器等の整備費である。</p>	
担当部署	交通部 運転免許課	
支出命令機関	警務部 会計課	
事業の業績	(単位:千円)	
項目	令和6年度	備考
当初予算	145,607	
最終予算額	131,281	

決算額	131,107	
内訳		
使用料及び賃借料	131,107	
(出所：所管課作成資料)		
使用料及び賃借料のうち主なもの （南青森電子計算センター （月額） 8,948,000 円（年額） 107,382,000 円		

2. 監査の結果及び意見
特に問題となる事項は見られなかった。

第13項、警察医報酬

1. 費目の概要

費目の内容	警察医に対する報酬で、行政検視立会いの件数に応じて1件当たり3,000円を乗じて報酬額を計算し、源泉所得税額を控除して支払っている。		
担当部局課	刑事部 捜査第一課		
支出命令機関	警務部 会計課		
事業の実績	(単位：千円)		
	項目	令和6年度	備考
	当初予算	5,415	
	最終予算額	4,479	
	実績	4,224	
(出所：所管課作成資料)			

源泉所得税の計算：
 ○ 支払金額が100万円以下の場合：
 源泉徴収税額 = 支払金額 × 10.21%
 (所得税率 10% + 復興特別所得税率 0.21%)
 ○ 支払金額が100万円を超える場合：
 源泉徴収税額 = 100万円以下の部分の税額(10万円) + 100万円を超える部分 × 20.42%
 (所得税率 20% + 復興特別所得税率 0.42%)

2. 監査の結果及び意見
特に問題となる事項は見られなかった。

第14項、鑑識活動費

1. 費目の概要

費目の内容	警察鑑識活動に係わる経費について処理する科目		
担当部局課	刑事部 鑑識課		
支出命令機関	警務部 会計課		
事業の実績	(単位：千円)		
	項目	令和6年度	備考
	当初予算	133,107	
	最終予算額	133,107	
	実績	131,560	
(出所：所管課作成資料)			

細節	内訳
その他報償費	警察犬囃子審査会審査員謝礼
消耗品費	現場鑑識用消耗品(※7) デジタルカメラ用消耗品 指紋自動識別システム消耗品
修繕料	鑑識器材修理
その他保険料	警察犬出動に伴う災害補償(※1)
委託料	検程・鑑定廃棄物処理委託 産業廃棄物(廃液等)処理委託 オンクオリボク廃棄物処理委託
使用料及び賃借料	警察犬借上料(※2) ヒデオ分析画像処理装置賃借料(※3) 指掌紋自動識別システム機器賃借料(※4) 写真自動焼付機リース料(※5) 書ききり型SDカードプリンタ借上料 現場撮影用デジタルカメラ(※6)
普通備品費	証拠品(保管用低温冷凍庫)

(出所：所管課作成資料)

(※1)警察犬活動各種保険料
 ・活動中に指導手または警察犬が第三者の身体・財産に損害を与えた場合
 ・活動中に警察犬が死傷した場合
 ・活動中に指導手が死傷した場合
 囃子警察犬指導手 20人、囃子警察犬 41頭
 年額 129,330円

(※2)警察犬借上料
 ①現場活動 1回当たり 3,740円(1時間) × 活動時間
 ②警察広報活動 1回当たり 11,200円
 (令和6年度 鑑識関係謝金等支給基準表)

(※3)ヒデオ分析画像処理装置賃借料
 月額 229,724円 年額 2,756,688円 南JEC

(※4)指掌紋自動識別システム機器賃借料
 月額 5,060,000円 9か月 45,540,000円 南青森電子計算センター
 月額 5,335,000円 3か月 16,005,000円 南青森電子計算センター

(※5)写真自動焼付機リース料
 月額 239,800円 年額 2,877,600円 南JEC

(※6)現場撮影用デジタルカメラ

	<p>①現場写真作成装置 月額 137,390 円 年額 1,648,680 円 ㈱JEC</p> <p>②現場撮影用デジタルカメラ一式 月額627,000 円×9カ月、月額71,300 円(再リース料)×9カ月 年額2,524,500 円</p> <p>(構成)カメラ138 台、標準ズームレンズ138 本、望遠ズームレンズ15 本、ワイドレンズ100 本、ストロボ138 個、カメラバック138 個</p> <p>(※7)現場鑑識用消耗品</p> <p>レンズワッシャー、クイックデーター、滅菌資料用袋、注射針、4斗ポリ袋、養生テープ、速乾型、OHPワッシャー、活性炭マスク、ラップス手袋、無色指紋スタンプ、石膏トランプ用廃棄ネット、秋刈コン健康きり、エプロン、キャップ、デニス液体袋、デニスホ靴カバー、現場保存用テープ、シヨコラペー、鑑識資料採取票(石管理込用)、鑑識資料採取票(シヨコラペー用)、開輪用黒色リソレンセット、晒、消毒液、クワフト封筒、リチウムイオン電池、巻尺、ピーカー、ナイロン手袋ホック付き、等</p>
--	---

2. 監査の結果及び意見
特に問題となる事項は見られなかった。

第15項、交通指導取締活動経費

1. 費目の概要		
費目の内容	交通指導取締活動に関連する経費	
担当部局課	交通部 交通指導課	
支出命令機関	警務部 会計課	
事業の実績		
	(単位:千円)	
項目	令和6年度	備考
当初予算	49,475	
最終予算額	48,042	
実績	43,238	
細節	内訳	
消耗品費	受働事故防止器材	
	交通指導取締活動用消耗品	
印刷製本費	交通指導取締関係用紙(交通指導課)	
修繕料	各種取締器材修理(※1)	
手数料	各種取締器材定期検査料(※2)	
使用料及び賃借料	交通事故車両見分のための施設借上	
	交通事故現場見取図作成システム賃借料(※3)	
	解析図化機賃借料(※4)	
	車載記録装置設置賃借料(CDR)	
	受働事故防止器材	
	普通備品費	
	(※1) 交通取締用機器整備点検 定置式レーダーシステムピー下測定機 27 台 2,376,000 円 JRC システムサーベイス㈱青森営業所	
	(※2) 交通取締用機器点検 車両重量測定装置 9 台 1,009,800 円 ㈱西衛器製作所	
	(※3) 交通事故現場見取図作成システム賃借料 月額 211,530 年額2,538,360 円	

	<p>㈱青森電子計算センター</p> <p>(※4) デジタル解析図化システム賃借料 月額795,300 年額9,543,600 円 ㈱青森電子計算センター</p>
--	--

2. 監査の結果及び意見
特に問題となる事項は見られなかった。

第16項、新通信指令システム整備事業費

1. 費目の概要		
費目の内容	新通信指令システムいわゆる110番システムに係る費用処理の科目である。	
担当部局課	生活安全部 通信指令課	
支出命令機関	警務部 会計課	
事業の実績		
	(単位:千円)	
項目	令和6年度	備考
当初予算	220,171	
最終予算額	220,171	
決算額	220,171	
	<p>主な項目は、警察通信指令システムに係る賃貸借契約である。</p> <p>警察通信指令システムのシステム構成</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 110番情報管理システム ✓ 地図情報管理システム ✓ 緊急配備情報管理システム ✓ カローターシステム ✓ 警察署等端末システム ✓ 映像表示システム ✓ 長時間録音システム <p>契約先：FLCS株式会社 東北支店 月額リース料：14,025,000 円(年額 168,300,000 円)</p>	

2. 監査の結果及び意見
特に問題となる事項は見られなかった。

第12節. 警察費における国費と県費

警察費の国費(国庫支弁)と県費(都道府県支弁)の区分は警察法に基づき、その経費が「国の公安」に係るものか、あるいは「全国的な統一性・均質性」を担保すべきかという基準によって大別されている。以下は、国庫支弁に関する部分について警察法、警察施行令からの抜粋である。警察学校、鑑識関係については監査人が下線を施した。

【図表8—12—1 警察法第37条の規定】

(経費)
第37条 都道府県警察に要する次に掲げる経費で政令で定めるものは、国庫が支弁する。
(1) 警視正以上の階級にある警察官の俸給その他の給与、地方公務員共済組合負担金及び公務員災害補償に要する経費
(2) 警察教養施設の維持管理及び警察学校における教育訓練に要する経費
(3) 警察通信施設の維持管理その他警察通信に要する経費
(4) 犯罪鑑識施設の維持管理その他犯罪鑑識に要する経費
(5) 犯罪統計に要する経費
(6) 警察用車両及び船舶並びに警備装備品の整備に要する経費
(7) 警備及び警備に要する経費
(8) 国の公安に係る犯罪その他特殊の犯罪の捜査に要する経費
(以下省略)

二重線は監査人による。

【図表8—12—2 警察施行令第2条の規定】

(国庫が支弁する都道府県警察に要する経費)
第2条 法第37条第1項の規定により、同項各号に掲げる経費で、国庫が支弁するものは、次に掲げるものとする。
(1) 警視正以上の階級にある警察官の俸給、俸給の特例調整額、排業手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、休職中の期間に係る給与、退職手当、地方公務員共済組合負担金及び公務員災害補償に要する経費
(2) 警察教養施設の開設、補修、備上げその他その維持管理に必要な経費及び警察学校における教育訓練に必要な旅費、委託費、旅費(往復旅費を除く)その他の経費
(3) 警察通信施設の開設、補修その他その維持管理に必要な経費、警察の専用する電話の専用に関する料金(雑料に係る専用に関する料金はあつては、警察官の維持する交換施設相互間を接続する専用電話に係るものに限る。)及び電話(専用電話を除く。)の投務の提供を受ける契約の締結に必要な経費
(4) 指紋、手口、写真、法医学、理化学等による犯罪鑑識に関する施設の開設、補修その他その維持管理に必要な経費(警察官並びに派出所及び駐在所における犯罪鑑識に必要な施設費及び消耗品費を除く。)、犯罪鑑識に必要な検察検理委託費及び謝金並びに第八号に掲げる犯罪の犯罪鑑識に必要な旅費その他の経費
(5) 犯罪統計の作成及び利用に必要な旅費、物件費その他の経費
(6) 警察用車両の購入並びに警察用船舶の購入及び並び並びに武器その他の警備装備品の購入及び維持に必要な経費(警察用航空機にあつては、購入に必要なものに限る。)
(7) 警備及び警備並びに騒乱、大規模な災害その他の場合における警備のための出動、機動隊の運営、警備訓練、長距離にわたる移動警察、不法入国者の監視その他の警備活動に必要な経費
(以下省略)

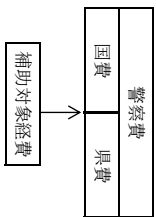
二重線は監査人による。

上記資料と関係者からの聞き取りに基づいて要約すると下記のように整理できる。

【図表8—12—3 国費と県費の整理】

国費(国庫支弁経費)	国費(国庫支弁経費)	県費(都道府県支弁経費)
<ul style="list-style-type: none"> 国の公安に係る経費・全国的に統一整備運用すべき経費 ・国の公安に犯罪捜査費用 ・警察教養施設、警察通信施設、機動隊施設の整備、運営に係る経費 ・バイク、白バイなどの警察車両などの警備に係る経費 ・統計・鑑識業務に係る経費 ・統計・鑑識業務など全国的な統一性・均質性を確保する費用 	<ul style="list-style-type: none"> 警察学校の建物 外部講師の旅費 など 	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県警察の運営に必要な経費のうち国費と異なる、県費 ・警察職員の人件費 ・警察本部庁舎、警察署庁舎等の警察施設 ・交通安全施設(信号機、標識など)
警察学校の国費・県費の区分基準	警察学校の国費・県費の区分基準	警察学校の国費・県費の区分基準
<ul style="list-style-type: none"> 警察学校の建物 外部講師の旅費 など 	<ul style="list-style-type: none"> 警察学校の施設の維持・管理費用 ・教職員の人件費 ・全寮制の施設利用に係る経費 ・警察官として必要な制服や訓練用の装備品 ・入校生への給与、各種手当、賞与 	<ul style="list-style-type: none"> 警察学校の施設の維持・管理費用 ・教職員の人件費 ・全寮制の施設利用に係る経費 ・警察官として必要な制服や訓練用の装備品 ・入校生への給与、各種手当、賞与
<p>(注) 寮や食堂などで利用した場合の実費は、私費であり、入校時に入校生に対し伝えられている。</p>	<p>(注) 寮や食堂などで利用した場合の実費は、私費であり、入校時に入校生に対し伝えられている。</p>	<p>(注) 寮や食堂などで利用した場合の実費は、私費であり、入校時に入校生に対し伝えられている。</p>
鑑識関係の国費・県費の区分基準	鑑識関係の国費・県費の区分基準	鑑識関係の国費・県費の区分基準
国費(国庫支弁経費)	国費(国庫支弁経費)	県費(都道府県支弁経費)
<ul style="list-style-type: none"> 科学捜査研究所の経費のうち、国家レベルの犯罪、捜査に係るものは国費となる 犯罪鑑識の新規施設の設置費用 	<ul style="list-style-type: none"> 通常の鑑識費用は県費となる 	<ul style="list-style-type: none"> 通常の鑑識費用は県費となる

なお、警察費には補助対象経費として以下のような警察施設整備補助金がある。



都道府県警察施設整備補助金
警察本部庁舎、警察署庁舎等警察組織事業の1/2を補助するもの。

都道府県警察施設整備補助金(交通安全施設)
信号機、道路標識等の整備事業に要する経費の1/2を補助するもの。

第13節. 青森県警察の財務情報

本節では青森県警察の財務情報として有効な財務情報について提言したい。

第1項. 青森県警察の貸借対照表について

(意見26)警察本部の貸借対照表または資産・負債残高表について

現状においては青森県警察の貸借対照表については、作成の義務がない。しかしながら、青森県警察は、多額の固定資産、支払債務を有しており、青森県警察の貸借対照表の状況を俯瞰することは有益である。正式な貸借対照表を作成するには時間を要するかもしれないが、最初の段階では少なくとも資産・負債残高表の情報があれば役立つものと思料する。

貸借対照表

(令和8年3月31日)

Table with 3 columns: 科目 (Category), 金額 (Amount), 備註 (Remarks). It lists various assets and liabilities of the Police Department as of March 31, 2024.

※ 下の項目ごとの金額等は、繰上/繰下の関係により異なる場合があります。

第2項. リース債務残高について

(意見26)リース資産並びにリース債務残高情報の報告について

リース契約に関する年額のリース料については、賃借料及び使用料として費用計上されているが、リース資産情報並びにリース債務情報についてはリース会計基準を適用していないので不明である。

いくらリース資産があるのか、将来支払わなければならないリース債務がいくらなのか、基本的な財務情報として、少なくとも青森県警察の上層幹部や青森県に報告することを検討すべきである。参考として、現行のリース会計基準の要約を以下に図示する。

【図表8-13-1 現行リース会計基準の要約】

Table showing the classification of lease contracts. It lists 'リース契約の種類' (Type of Lease Contract) and '会計処理' (Accounting Treatment). Categories include '所有権移転フアイン' (Lease with Transfer of Ownership), 'リース・リース' (Lease), and 'リース・リース' (Lease).

第14節. 特殊な警察活動

第1項. 熊の出没と被害対策

青森県警察は、急増するクマの出没と被害に対応するため、2025年11月より熊駆除対応プロジェクチャーを本格稼働し、市街地での警察官によるライフル銃使用を解禁・検討するなど、現場の安全確保と迅速な駆除体制を強化している。また、関係機関と連携した巡回や広報による注意喚起も行っている。

【意見27】ツキノワグマ出没等情報の記載について

ツキノワグマ出没等情報については、本報告書の第3章 第6節. 第2項. ツキノワグマ等による人身被害として自然保護課が注意喚起情報を青森県ホームページにおいて記載している。この中で「クマに出会わないために」として注意喚起の具体的事例を記載している。

【図表 8-14-1】クマに出会わないために】

1. あらかじめクマ出没情報や標識に注意し、危ない場所には近づかないこと。
2. 必ず2人以上で行動し、単独で山には入らないこと。
3. 食べ残しや食べ物の容器等を野外に置かないこと。
- ※クマをその場所に引き寄せる原因になります。
4. 夕暮れや明け方のクマが活発になる時間や霧の深い日は山に入らないこと。
5. クマの足跡や糞などを見つけた場合は、その先には進まず引き返すこと。
6. クマも夢中で山菜を食べていることがあるので、山菜採りの際には周囲に注意すること。
7. 会話をし、鈴や笛を身に付け、ラジオの音量を上げるなど、周りに音を出しながら行動すること。
- ※渓流の音が大きい場所や雨風の強い日はクマが人間に気づきにくい場合があります。
8. クマの生息域に近い地域では、家庭ゴミや農作物残渣の処理に注意すること。

（出所：青森県ホームページ）

岩手県のツキノワグマ等による人身被害に関するホームページにおいては、以下に示すように入山する方と農作業従事者の方と分けて記載しており、県民にとっては、このような説明の方がより明確で分かりやすいと思うため意見とした。

【図表 8-14-2】岩手県ツキノワグマ等による人身被害】

<p>入山する方へ</p> <p>県内の山林はほとんどがクマの生息地です。山に入る際は、以下の点に注意しましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 事前に入山地域の出没情報や被害情報を確認する ● 単独ではなく、複数で行動する ● 明け方、夕方の入山を避ける ● 撃退グッズ（忌避スプレーなど）を携帯する ● 鈴やラジオなど音の出るものを携行する（常に音を鳴らした状態でクマに存在をアピールする） ● 悪天候時や溪流沿いなど音が届きにくい状況では特に注意する ● クマの糞や足跡を見たら引き返す

農作業従事者の方へ

クマの生息域と人の生活域が近接している場合、作業中に襲われることもあるため、以下の点に注意しましょう。

- 廃棄野菜や生ゴミ、コンボットの管理を適切に行い、クマを人の生活域に引き寄せない対策をする
- 農地周辺のやぶを刈り払い、見通しの良い環境を整備する
- 電気柵を設置し、クマを寄せ付けない対策をする
- 庭先果樹は適期が来たらなるべく速やかに収穫する

（出所：岩手県ホームページ）

また、青森県警察の生活安全部長が各警察署長宛に発出した「熊等による人的被害防止対策について」（令和6年7月25日）においても入山者と農作業従事者を意識して記載しており、青森県警察の発信情報との整合性を図るうえでも見直しが必要と考える。

【図表 8-14-3】熊等による人的被害防止対策について】

<p>(4) 警察活動を通じた被害の防止</p> <p>過去に多数の熊等の目撃情報や出没が確認されている地域においては、巡回連絡、警ら、ミニ広報紙等を通じて、</p> <p>ア 熊等の目撃、出没するおそれがある場所には安易に近寄らないこと。</p> <p>イ 山地や畑地等、屋外で作業する場合には、ラジオなど音が出る物を携帯し、できる限り複数人で作業すること。</p> <p>ウ 熊等を誘引するような残飯や生ゴミ等を屋外に放置しないこと。</p> <p>エ 農地や家の周囲のやぶは刈り払いし、見通しをよくすること。</p> <p>オ 住宅や米等食物を保管している倉庫は、確実に施錠をすること。</p> <p>等の被害防止広報に努めること。</p> <p>(5) 山菜採り、登山等関係者に対する広報啓発</p> <p>山菜採り中に熊等に襲われる事案が発生している場合は、効果的な広報の時期と場所を選定して積極的な広報に努めるとともに、入山者等に対して次の事項を周知させること。</p> <p>ア 熊等が目撃されている場所への入山を控えること。</p> <p>イ 熊よけの鈴、防犯ブザー、ホイッスル等音が出る物を携帯すること。</p> <p>ウ 複数で行動し、お互いに離れないこと。</p> <p>エ 万が一に備え、熊撃退スプレーの携帯が推奨されていること。</p> <p>オ 携帯電話を携行し、常に連絡が取れるようにしておくこと。</p> <p>カ 食料等を放置することなく、機密性の高い袋等に入れて管理すること。</p>
--

（出所：「熊等による人的被害防止対策について」（青森県警察 生活安全部長）より抜粋）

また、「クマに出会ってしまったら」においては、【動画】クマに出会ってしまった場合の正しい対処法（長野県）（外部リンク）を紹介しており、ただ単に文章説明だけでなく動画により具体的に発信する方が効果的であり、どのように行動するのか映像で確認しやすい。

上述した2点について青森県のツキノワグマ出没等情報に関するホームページの記載について、今後改善検討の余地があると考える。

第2項 北朝鮮弾道ミサイル発射対応

(意見28)北朝鮮弾道ミサイル発射への対応について

弾道ミサイル飛来時の対応については、第3章 第6節、第4項、北朝鮮による弾道ミサイル発射への対応において記載した。しかしながら、弾道ミサイルが発射した後の県民に対するお知らせについては、青森県のホームページにおいて明らかにされていない。

鳥取県においては、鳥取県危機管理ホームページにおいて①本県の対応、②北朝鮮の弾道ミサイル発射について、③北朝鮮のミサイルに関する防衛省等の情報を公開している。ちなみに令和7年5月8日の北朝鮮弾道ミサイル発射事案については、次の内容となっている。

【図表8—14—4 鳥取県危機管理ホームページ】

北朝鮮弾道ミサイル発射事案への対応について
(令和7年5月8日) 令和7年5月8日10時17分更新

令和7年5月8日、北朝鮮より弾道ミサイルの可能性があるものが発射されたとの情報を受け、県では次のとおり対応しています。
今年に入ってから弾道ミサイル発射は4回目。
政府関係者によると、発射されたミサイルは、日本のEEZ(排他的経済水域)の外側に落下したと見られます。

県民のみならず、
今回の弾道ミサイル発射により、本県では被害の情報はありません。
弾道ミサイルの破片には、有害な物質が付着している恐れがあります。万が一不審な落下物を発見したときは、決して近寄らず、直ちに県、警察、消防、海上保安部のウェブサイトにお知らせください。

安否確認等
県では、国からの情報を市町村等に連絡するとともに、鳥取県関連の漁船、練習船(若鳥丸)の安否確認を実施しましたが、すべて異常ありませんでした。
鳥取原子力発電所(鳥取県松江市)及び(国研)日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター(岡山県鏡野町)において異常がないことを確認しました。

青森県においても、このような鳥取県の公開情報を参考として検討されることを提案したい。

組織・業務に係る監査結果

(第9章から第17章までは、組織・業務に係る監査結果を記載している。)

第9章 公安委員会

第1節 公安委員会の概要

第1項 公安委員会制度

青森県公安委員会は、警察の民主的運営と政治的中立性を確保するため、県民の代表者3人の委員で構成された合議制の機関として、青森県警察を管理している。

警察活動について個々具体的に直接指揮監督を行うものではなく、警察運営の大綱方針を示すことで管理している。
具体的には、定例会議において公安委員会の権限に属する事項について審議、決裁を行うほか、施策などの警察業務全般について報告を受け、これを指導することにより管理している。
警察行政の民主的運営、政治的中立の確保について、関西広域連合の資料では、以下のとおり説明をしている。

【図表9—1—1 民主的運営の保障と政治的中立性の確保】

民主的運営の保障	政治的中立性の確保
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 選挙で選出された知事による議会の同意を経た委員の任命 ➤ 警察本部長は、公安委員会の管理に服せしめる ➤ 公安委員会による警察本部長の懲戒または罷免に関する国家公安委員会への通告 ➤ 警察または検察の職務を行う職業公務員の前歴をもつ者の委員就任の制限 ➤ 公安委員会による個別的又具体的事項にわたる監察の指示と点検 ➤ 警察職員の職務執行に対する苦情の申出の受理 ➤ 委員の任期と再任の制限 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 公安委員会の身分保障による独立した職務の行使 ➤ 公安委員会の委員の任命について、県議会の同意 ➤ 委員の任命及び罷免について、委員の3人又は2人以上の同一政党への所属禁止 ➤ 委員の政党その他政治団体への役員への就任、積極的な政治運動の禁止

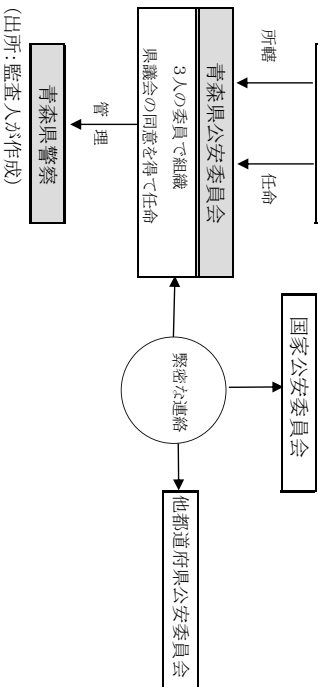
第2項、公安委員会の組織、権限、活動、苦情処理及び監察の指示

組織

3人の非常勤の委員によって組織されており、委員は県知事が県議会の同意を得て任命される。

国家公安委員会と各都道府県公安委員会は、相互に独立した機関であるが、その職務の性質から、常に緊密な連携を保つため、各種の連絡会議を開催している。

【図表9-1-2 公安委員会の仕組み】



公安委員会の権限

- 青森県警察の事務の運営等に関する管理
- 監察の指示
- 警察署協議会委員の委嘱
- 警察本部長その他の地方警察官の任免に関する同意
- 警察庁又は道府県警察に対する援助要求
- 公安委員会あて苦情の処理
- 交通規制や運転免許の交付・取消・停止処分
- 風俗営業、古物営業、質屋営業等の許可・取消処分

活動

運転免許、交通規制、犯罪被害者等給付金の裁定、古物営業等の監督等、国民生活に関わりのある数多くの行政事務を処理するとともに、管内における事件、事故、災害の発生状況等を踏まえた警察の取組、組織や人事管理の状況等について、定例会議の場等で、警察本部長等から報告を受け、これを指導することにより、県警察を管理している。

苦情処理及び監察の指示

警察法には苦情申出制度が設けられており、県警察の職員の職務執行について苦情がある者は、県公安委員会に対し文書により苦情の申出をすることができ、公安委員会には、原則として処理の結果を文書により申出者に通知している。

第2節、公安委員会の監査対象項目

番号	監査対象項目	所管課	指摘事項又は意見
第1項、	警察運営の大綱方針	警務部 総務課	意見
第2項、	定例会議の議事録	警務部 総務課	意見

第3節、公安委員会の監査対象項目の概要と監査結果

第1項、警察運営の大綱方針

1. 監査対象項目の概要

- (1) 監査対象とした理由
公安委員会の活動の起点として重要と考えて監査対象とした。
- (2) 監査対象部署
警務部 総務課
- (3) 大綱方針に係る規定
公安委員会における管理運営について、青森県公安委員会運営規則において以下のように規定されている。

【図表9-2-1 青森県公安委員会運営規則】

(権限の行使)
第2条 委員会は、会議の議決により、その権限を行う。
2 委員会は、法第47条第2項の規定に基づき青森県警察の事務(以下「県警察の事務」という。)について、その運営の大綱方針を定めるものとする。
3 前項の大綱方針は、県警察の事務の運営の準則その他当該事務を処理するに当たり準拠すべき基本的な方向又は方法を示すものとする。
4 委員会は、県警察の事務の処理が第二項の大綱方針に適合していないと認めるときは、青森県警察本部長(以下「警察本部長」という。)に対し、当該大綱方針に適合するための措置に関し、必要な指示をするものとする。

5 委員会は、警察本部長から前項の規定による指示に基づいてとった措置について必要な報告を
 徴するものとする。
 (波線(.....)は監査による)。

また、青森県警察ホームページにおいては、以下のように記載されている。

【図表9—2—2 青森県警察ホームページにおける記載】

警察活動について個々具体的に直接指揮監督を行うものではなく、警察運営の大綱方針を示す
 ことで管理しています。
 具体的には、定例会議において公安委員会の権限に属する事項について審議、決裁を行うほか、
 施策などの警察業務全般について報告を受け、これを指導することにより管理しています。

(4) 大綱方針の文書化

青森県警察本部長は、令和6年12月5日付けで「令和7年青森県警察の運営方針及び活動
 指針について」を各所属長宛に発出しており、この下欄に青森県公安委員会と青森県警察の連名
 で記載されていることで大綱方針が文書化されているとしている。

【図表9—2—3 令和7年青森県警察運営方針】

令和7年青森県警察運営方針

安全・安心を実感できる青森県の実現



活動指針

強 く ・ 正 し く ・ 温 か く

青 森 県 公 安 委 員 会 ・ 青 森 県 警 察

(出所：青森県警察ホームページ)

2. 監査の結果及び意見
 特に問題となる事項は見られなかった。

第2項、定例会議の議事録

1. 監査対象項目の概要

(1) 監査対象とした理由
 公安委員会の活動内容を把握するために監査対象とした。

(2) 監査対象部署
 警務部 総務課

(3) 定例会議の開催

定例会議は月3回、年36回されている。内容としては、議決事項、報告事項、決裁・報告
 等となっている。

2. 監査の結果及び意見

(意見29) 公安委員会委員が定例会議への出席率が低い場合の対応について

令和6年4月から令和7年3月までの公安委員会定例会議の会議録の内容をみたところ、年
 36回開催される定例会議において、年間8回欠席している委員がいた。

欠席の理由は、業務上多忙のためとの説明で、青森県公安委員会運営規則第3条2項により
 委員の2人以上出席して、第4項の出席委員の過半数の同意によって議事を決しているため問
 題ないとの見解であった。

【図表9—2—3 青森県公安委員会 会議】

(会議)
第3条 会議は、定例会議及び臨時会議とする。
2 会議は、委員(委員長を含む。)2人以上が出席しなければ、これを開催することができない。
3 委員長は、会議の議長となる。
4 会議の議事は、出席委員の過半数の同意でこれを決する。

(出所：青森県公安委員会運営規則)

しかしながら、青森県公安委員会においては3名の委員によって運営されており、1名の欠席
 でも議事の決議に対する影響は少なくない。これまでの公安委員会の運営において意見が割れる
 ことがなかったことが委員の欠席に関して問題視することがなかったものと想定される。また、2人
 の委員で十分な議論や審議が全員参加の定例会議と比較して行われるということは相対的には考
 えにくい。また、重要案件が議題に上がっている場合の定例会議においては、尚一層委員の欠席
 について懸念されることとなる。

そこで公安委員会の業務の重要性に鑑みて以下の提案とさせていただきます。

①公安委員会委員の選任に当たっては、公安委員会の業務に対する関心の高さや意欲、責任
 感、加えて十分に時間的に余裕のある人物を選任することが重要ではなからうか。本業の業務
 の他に公安委員会の委員としての業務を同時並行して問題なく兼務できる人ならば適している

と思われるが、そうでなければ問題の温床、もしくは形式的な公安委員会の運営となる可能性がある
あるので慎重に対処しなければならぬと考える。

②通常の時間帯での定例会議の開催について、時間帯を変更して定例会議を開催するとか、連
続して3回以上欠席する場合の対応指針を作成して運営するなどの工夫ができないのかを検
討する。

要約すると県民に対する信頼性を損なわないような手立が必要であると考える。

【意見30】公安委員会の委員長および委員の報酬について

公安委員会の委員長および委員の報酬については、青森県の特別職の職員の給与に関する条
例における別表第2(第6条関係)において以下のように規定されている。

【図表9-2-3 青森県公安委員会 委員長および委員の報酬】

公安委員会	委員長	月額 98,000 円	日額 20,000 円
	委員	月額 89,000 円	日額 18,000 円

(注)月額支給額は、固定月額+(勤務日数×日額)で計算される。

現行の公安委員会の委員長および委員の報酬は、平成22年1月の「行政委員会委員報酬の
あり方に関する意見書」(青森県行政委員会委員報酬会議)に基づいて改定されたものである。
ちなみに、東京都、岩手県、秋田県の公安委員会の委員長および委員の報酬について揭示す
ると以下のとおりとなる。

【図表9-2-4 東京都、岩手県、秋田県の公安委員会 委員長および委員の報酬】

東京都	委員長	月額 530,000 円
	委員	月額 430,000 円
岩手県	委員長	月額 190,000 円
	委員	月額 172,000 円
秋田県	委員長	月額 185,000 円
	委員	月額 172,000 円

(出所:東京都、岩手県、秋田県のホームページ)

青森県の公安委員長および委員の報酬額が仮に岩手県並びに秋田県の報酬額と同程度とする
と青森県の公安委員長および委員の月次の勤務日数は5日程度となる。5日程度の勤務日数
で公安委員会が担っている主な職責(警察法及びその他法令や条例に基づく、運転免許の交付・
取消・停止処分、交通規制、不利益処分に対する聴聞、風俗・古物・質屋営業の許可及び取消処
分、警察庁や他都道府県警察に対する援助要求など。)を期待通りに果たせるかどうかについて
現行の報酬基準について見直すことが必要であることを提案したい。

つまり、報酬基準は、月額(固定)+日額の二本立てにするか、月額(固定)の一本にするか、月
額、日額の金額の妥当性について、要求水準を賄う勤務日数とのバランスの観点から再考を促す
ものである。

第10章 警務部

第1節. 警務部の概要

警務部は、主に警察組織の運営をバックアップする業務を担当しており、具体的には、警察職
員の採用、人事、教育、訓練などを任務としている。

主な業務内容

① 県公安委員会の庶務、警察署協議会
② 広報・広聴
③ 警察職員の採用、給与及び退職手当、人事(注1)
④ 警察教養、術科訓練(柔道、剣道、逮捕術など)、拳銃等の管理
⑤ 予算、決算及び会計、物品の調達、管理及び処分
⑥ 財産管理及び処分
⑦ 遺失物

(注1) 警察職員の採用、給与等については、第8章 第7節で取扱う。

第2節. 警務部の監査対象項目と対象部署

項目番号	監査対象項目	所管課
第1項.	警察署協議会	総務課
第2項.	公安委員会の苦情処理	総務課
第3項.	監察の運用状況	監察課
第4項.	留置業務の管理運営	留置管理課
第5項.	拳銃訓練、術科訓練の達成状況	教養課
第6項.	待機宿舍の利用状況	施設整備課
第7項.	交番及び駐在所等の施設の状況	施設整備課
第8項.	警察教養の取組状況	教養課
第9項.	被服に関する取扱い	施設整備課
第10項.	青森県警察の国有物品と県有物品との管理方法	会計課・施設整備課

第3節. 警務部の監査対象項目の概要と監査結果

第1項. 警察署協議会

1. 監査対象項目の概要

- (1) 監査対象とした理由
警察署において県民の声を聴く場として、警察と県民双方のコミュニケーションの場として有効と考えて監査対象とした。

(2) 監査対象部署

警務部 総務課

(3) 警察署協議会

警察署長が地域住民の意見・要望を聴き、また、警察署の業務について住民の理解と協力を得る場として、県内各警察署に設置されている。

(4) 警察署協議会委員

- 警察署協議会委員の任期は2年で、青森県公安委員会が幅広い分野から委嘱している。
- (5) 青森県警察署協議会の状況

令和7年6月1日の状況は、以下のとおりである。

【図表 10—3—1 青森県警察署協議会の状況】

協議会名	委員数(人)	男女比		任期(人)			平均年齢(歳)
		男	女	1期目	2期目	3期目	
青森警察署	13	7	6	6	3	4	54.07
八戸警察署	13	7	6	8	3	2	59.30
弘前警察署	13	9	4	6	2	5	58.46
五所川原警察署	10	6	4	3	3	4	60.30
黒石警察署	10	8	2	3	3	4	55.90
十和田警察署	7	5	2	6	0	1	58.14
三沢警察署	7	4	3	3	1	3	54.42
むつ警察署	7	5	2	5	1	1	67.71
野辺地警察署	5	3	2	1	2	2	62.40
つがる警察署	5	3	2	3	1	1	63.40
三戸警察署	5	2	3	0	1	4	66.40
鯉ケ沢警察署	5	2	3	4	0	1	43.80
七戸警察署	5	1	4	2	1	2	55.40
青森南警察署	5	3	2	4	1	0	45.00
外ヶ浜警察署	5	4	1	3	0	2	65.20
五戸警察署	5	3	2	1	2	2	67.20
大間警察署	5	3	2	1	1	3	62.40
合計	125	75	50	59	25	41	58.51

※1:委員の最高年齢は79歳、最低年齢は27歳となっている。

※2:報酬日額は、9,800円である。

(6) 開催回数

年間3回が多いが、特段定められていない。

(7) 活動状況

令和7年2月7日に発行された「青森県警察署協議会活動状況」をみると、協議会の開催状況、協議会委員の意見が反映された好事例、警察活動に対する理解を深めた視察等の内容になっている。
各警察署の活動内容は、地元交通、防犯、詐欺等に係るものが多い。

2. 監査の結果及び意見

(指摘事項 11) 警察署協議会議事録について

青森県警察のホームページで公開されている警察署協議会の議事録をみると、令和7年6月26日開催分の青森警察署の議事録は出席者の人数のみで、出席者の名前、欠席者の名前が記載されていない。青森県警察署協議会の運用について(総務第76号 令和4年3月30日)では、別記様式4において明確に出席者の名前を記載するようになっているが、規則に準拠した議事録ではない。

【図表 10—3—2 警察署協議会議事録 別記様式4】

別記様式4

務	01	03	3年
() 年(月)まで(保存)			
各種記録簿			
□ 下記の内容を記載しました。			
開催日時	年度 第 回	〇〇〇警察署協議会議事録	
開催場所	年 月 日()	~	
委員			←
出席者			←
その他			←
開催内容			
備考			

第2項、公安委員会の苦情処理

1. 監査対象項目の概要

(1) 監査対象とした理由
県民からの苦情について、有効性の観点から監査対象項目とした。

(2) 監査対象部署
警務部 総務課

(3) 公安委員会の苦情申出制度

警察法には苦情申出制度が設けられており、県警察の職員の職務執行について苦情がある者は、県公安委員会に対し文書により苦情の申出をすることができ、県公安委員会は、原則として処理の結果を文書により申出者に通知している。

ここで言う「苦情」とは、警察職員が職務執行において違法、不当な行為をしたり、なすべきことをしなかったことにより、何らかの不利益を受けたとして個別・具体的にその是正を求める不服や、警察職員の不適正な職務の態様に対する不平不満であると考えられる。

苦情申出制度の概要は、以下に示した図表となっている。

【図表 10—3—3 苦情処理制度の概要】



(出所: 警察白書 令和6年度版)

(4) 苦情処理案件の発生状況・内容・処理対応(令和4年度から令和6年度まで)

【図表 10—3—4 苦情処理案件の発生状況・内容・処理対応】

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
発生件数	5件	7件	6件
捜査方針・対応	非なし	非なし	非なし
内 相談対応	3件	4件	5件
警察官の言動	1件	一部非あり	非なし
	1件	3件	1件
	一部非あり	0件	0件
		—	—

(出所: 所管課作成資料)

発生件数は少ないが、1案件に付きおおよそ3か月程度の日数を費やして調査をし、処理結果は文書にて申出者に通知されている。

(4) 警察組織へのフイートラック等の方法

苦情の内容は、公安委員会定例会議で個別に審議がなされるだけでなく、警察組織の部長会議においても議題として挙がり、各資料は部長・各部署管理官にも情報共有される。各部署に関連がある苦情(特に、非ありの苦情)があれば、同種案件の再発防止のための教養等を行っている。

2. 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は見られなかった。

第3項 監察の運用状況

1. 監察対象項目の概要

(1) 監察対象とした理由

警察組織の規律維持と業務の適正な運営を図るために、警察庁や青森県警察本部で行われる内部調査であるため、有効性の観点から監察対象項目とした。

(2) 監察対象部署

警務部 監察課

(3) 監察の活動内容

① 警務部長、首席監察官、監察課長、監察官等の指名職員により、警察職員による不祥事等の調査に当たっている。

② 計画監察、計画外監察を行っており、計画監察は業務・服務監察について、すべての警察署と警察本部内所屬、警察学校で実施している。計画外監察は、抜き打ちにより実施している。

③ 警察庁監察（年に1回）、東北管区監察（年に2回）受監している。

④ その他、各種会議等について非違事案防止対策に関する指示、警察学校の入校生に対する講義を行っている。

2. 監察の結果

(意見31)職務倫理及び服務の根本基準を浸透させるために

監察にあたっては、監察の性格上、秘匿性が高く、非公開の情報が多くとして監察の具体的な内容について踏み込んで監査することができなかった。

しかしながら、下記の項目について意見を申し述べたものとする。

監察とは、警察組織の運営の効率化と規律の維持を目的として、警察庁や都道府県警察が行う内部調査で、不祥事の防止や業務改善を目的とし、警察組織の「自浄作用」を機能させる役割とされている。その真髄は、「警察職員の職務倫理及び服務に関する規則」(平成12年1月25日国家公安委員会規則第1号)に規定されている職務倫理(第2条)、服務の根本基準(第3条)である。

以下は、該当部分を抜粋したものである。

【図表10-3-5 職務倫理、服務の根本基準の規定】

(職務倫理)	
第2条	警察職員は、警察の任務が国民から負託されたものであることを自覚し、国民の信頼に堪えることができるよう、高い倫理観の涵(かん)養(よう)に努め、職務倫理を保持しなければならない。
2	前項の職務倫理の基本は、次に掲げる事項とする。
一	誇りと使命感を持って、国家と国民に奉仕すること。
二	人権を尊重し、公正かつ適切に職務を執行すること。
三	規律を厳正に保持し、相互の連帯を強めること。

四 人格を磨き、能力を高め、自己の充実に努めること。

五 清廉にして、堅実な生活態度を保持すること。

(服務の根本基準)

第3条 警察職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、その職務の遂行に当たっては、不偏不党かつ公平中正を旨とし、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

(出所：警察職員の職務倫理及び服務に関する規則)

現状では、すべての警察官へ警察手帳のポケット部分に職務倫理の5項目を印字してラミネートしたものを入れるように配付しているという。さらに、執務資料や視聴覚教材を活用した教養、部外講師による講習会、事例検討等を行っているという。これら職務倫理、服務の根本基準の浸透策の具体例であるが、職務倫理、服務の根本基準を警察職員の精神・意識の内部に深く浸け込ませるようなやり方について議論し、練り返し検討して実行されることを提案したい。

このことが浸透することによって青森県警察の警察職員の職務倫理、服務の根本基準の理解度が向上するとともに警察職員の考え方や精神と融合することで警察行政の好結果につながるものと考えらるからである。

第4項 留置業務の管理運営

1. 監察対象項目の概要

(1) 監察対象とした理由

被留置者の拘禁と処遇及び留置施設の管理運営に関する業務は、警察による取調へ活動と並行して行われる重要な業務として合規性、有効性の観点から監察対象項目とした。

(2) 監察対象部署

警務部 留置管理課

(3) 被留置者の推移と留置施設

①過去5年間の被留置者の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実人員	538	591	516	642	636
	(57)	(69)	(45)	(64)	(75)

(単位：人)

(1)は女性数で内数である。

(出所：所管課作成資料から抜粋)

②留置施設

17 警察署のうち留置施設を開場している警察署は、青森警察署、八戸警察署、弘前警察署、五所川原警察署、黒石警察署、三沢警察署、むつ警察署の7警察署である。十和田警察署は開場中であるがけ舎工事のため閉場している。

(4) 留置業務の内容

主な業務	業務内容
被留置者の監視と安全管理	<ul style="list-style-type: none"> 被留置者の逃走、自殺、事故などを防ぐため、施設内を巡回し、被留置者の行動や施設内の異常を監視する。 留置施設内での問題行動やトラブルが発生した場合、速やかに対応し、必要に応じて関係機関と連携する。 被留置者の健康状態を把握し、体調不良を察した場合には、適切な医療機関への受診を手配する。
被留置者の処遇	<ul style="list-style-type: none"> 被留置者の生活環境を整え、食事、入浴、運動などの日課を管理する。 被留置者の面会や差入れ、信書のやり取りを適切に管理する。 被留置者の心情や状況を把握し、必要に応じて精神的なケアを行う。
留置施設の管理運営	<ul style="list-style-type: none"> 留置施設内の清潔を保ち、設備の維持管理を行う。 留置施設の入入りを管理し、関係者以外の方の入りを制限する。 留置施設内の物品の管理や、留置業務に必要な書類の作成を行う。

(出所：警察庁 警察の留置業務を参考に一部修正)

① 診療実態

区分	内容
健康診断	被留置者に対し、おおむね1ヶ月につき2回及び保健衛生上必要があるとき留置業務管理者が委嘱する嘱託医による健康診断を行う。
診療等	留置業務管理者は、被留置者が負傷、疾病にかかっているとき、これらの疑いがあるとき、又は飲食物を摂取しない場合において、その生命に危険が及ぶおそれがあるときは、速やかに、嘱託医等による診療を行い、その他必要な医療上の措置をとる。(全額公費負担) 指名医による診療については自費とする。

(5) 指導教養の実施状況

- ①実地監査の実施によって適正な留置管理業務を推進する。
- ②留置施設視察委員会の視察によって留置施設運営の透明性を確保する。
- ③指導・教養を行う。 技能指導官等による指導教養、研修会の実施、巡回指導、補助者教養、教養資料「留置だより」の配布、休日巡回等

(6) 護送

護送は留置担当官が護送した状態で、被留置者を留置施設外に移動させることで、送致、勾留質問、検事調べ、公判出廷、移送、診療に伴う一般護送及び引き当り捜査⁶⁷⁾に伴う引き当り護送等である。

2. 監査の結果及び意見

(意見39) 留置施設数の総合的な管理について

被留置者は令和2年度の538人から令和6年度の636人へ18%の増加を示している。以下の図表10-3-6に示している留置施設のない警察署においては留置施設のある警察署で留置されることになる。

⁶⁷⁾ 引き当り捜査：警察が被疑者を事件現場や関係場所に連れて行き、犯行状況を再現実せたり、写真撮影などを行う捜査活動のこと。

青森県検察庁の本庁は青森市にあり、支部は弘前市、八戸市、五所川原市、十和田市に設置されており、送致との関連においても青森警察署、弘前警察署、八戸警察署、五所川原警察署、十和田警察署の留置施設の空き施設数の管理が重要になると思われる。

加えて、担当職員の減少の予測や、担当職員の年齢構成の変化、留置施設の老朽化による改修、建て替えの時期も含めて、特に青森警察署、弘前警察署、八戸警察署の留置施設の空き施設数の管理については特段に重要性が増すものと想定されるため、より総合的な観点から検討されることを提案したい。

また、第17章 第4節において「人口減少時代に突入した警察行政の対応」を取り上げたが、黒石市、五所川原市は2045年には30%超の人口減少となるため、警察行政にも大きな影響を及ぼすことは間違いない。

長期的な視点を持った適正な運営管理計画の策定を期待するところである。

【図表10-3-6 留置施設と検察庁との関係】

警察署名	留置施設	検察庁(本庁・支部)
青森警察署	○	○本庁
八戸警察署	○	○支部
弘前警察署	○	○支部
五所川原警察署	○	○支部
黒石警察署	○	弘前支部
十和田警察署	○	○支部
三沢警察署	○	○支部
むつ警察署	○	青森本庁
野辺地警察署	○	青森本庁
つがる警察署	五所川原警察署	弘前支部
三戸警察署	八戸警察署	八戸支部
七戸警察署	五所川原警察署	弘前支部
青森南警察署	八戸警察署	八戸支部
青森外ヶ丘警察署	青森警察署	青森本庁
五戸警察署	青森警察署	八戸支部
天間警察署	八戸警察署	八戸支部
天間警察署	ひつ警察署	青森本庁

(出所：監査人作成)

第5項、拳銃訓練、術科訓練の達成状況

1. 監査対象項目の概要

- (1) 監査対象とした理由 拳銃の訓練、術科訓練の達成状況を監査することは警察活動の有効性の観点から意味のあることとして監査対象項目とした。
- (2) 監査対象部署 警察部 教養課

2. 監査の結果及び意見
 訓練の具体的な内容や実施頻度・実施基準達成状況の詳細については、警察官の拳銃技能の程度が顕微されるなど、警察業務に支障を及ぼす恐れがあるという理由で監査できなかったため、監査の結果及び意見はない。

第6項 待機宿舎の利用状況

1. 監査対象項目の概要

(1) 監査対象とした理由

待機宿舎の利用状況について有効性の視点から監査対象とした。

(2) 監査対象部署

警務部 施設整備課

(3) 利用状況

【図表 10-3-7 待機宿舎の利用状況】

施設名	住所	築経過 年数	部屋数	入居 人数	空室率	状況説明
浜館待機宿舎	青森市南佃2丁目41番地1	50	24	0	100%	A
石江待機宿舎	青森市石江平山2番地714	45	30	0	100%	B
城西待機宿舎	弘前市城西4丁目7番地2	26	12	0	100%	C
みどり町待機宿舎	五所川原市みどり町2丁目57番地	47	18	0	100%	D
松山待機宿舎	むつ市松山町138番地	46	12	2	83%	—

(出所:所管課作成)

状況説明

- A: 令和3年度に廃止し、2～3年後に売却予定である。
- B: 令和7年度において廃止予定で、その後に売却予定である。
- C: 令和5年度 4人、令和6年度 5人の入居者があつたので今後の動向をみるとのこと。
- D: 令和元年度の廃止で、今後売却予定である。

2. 監査の結果及び意見

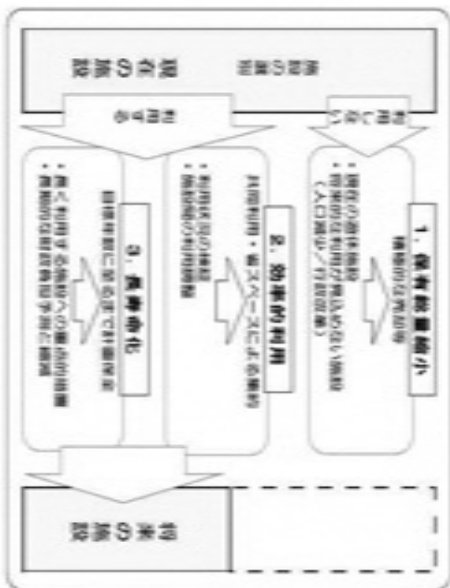
(意見35) 入居人数0人 空室率100%の待機宿舎について

廃止が決定した待機宿舎については、入居ができない。従って、浜館待機宿舎、石江待機宿舎、みどり町待機宿舎については、今後の売却動向を見守ることになる。もし、売却できなければ建物を取り壊して土地の売却を検討することになり、解決までには長い道のりとなる。

そもそも青森県警察が保有している待機宿舎は、老朽化した建物が多く、入居の可能性も相当に低い物件である。もつと早い段階で待機宿舎の利用の有無の判断と、利用する場合の効率的運用、長寿命化に関する検討をおこななければならなかったものと推測する。

青森県は、以下に示す令和5年3月に『青森県公共施設等総合管理方針』〜次世代への価値ある施設の継承のために〜」を策定している。この図における最初の判断基準である「利用しない」、「利用する」を適時、適切に実施しないと其後の取扱いに重大な影響を及ぼすため慎重に処理しなければならないと同時に、判断を先延ばしにすることも大きな問題となる。

【図表 10-3-8 青森県公共施設等総合管理方針】



(出所:青森県公共施設等総合管理方針 令和5年3月 青森県)

第7項 交番及び駐在所等の施設状況

1. 監査対象項目の概要

(1) 監査対象とした理由

交番及び駐在所等の施設状況について合規性、有効性の視点から監査対象とした。

(2) 監査対象部署

警務部 施設整備課、生活安全部 地域課

(3) 交番・駐在所の設置基準

地域警察運営規則(昭和44年6月19日国家公安委員会規則第5号)15条において以下のように規定されている。

(設置)
第15条 交番又は駐在所は、昼夜の人口、世帯数、面積、行政区画及び事件又は事故の発生状況等の治安情勢に応じ、警察署の管轄区域を分けて定めるところに置くものとする。
2 交番は原則として都市部の区域に、駐在所は原則として都市部以外の地域に設けるものとする。

(4) 利用状況

① 令和7年4月1日の施設状況

交番及び駐在所等の施設数	交番 駐在所 警備派出所	42施設 103施設 3施設
建築後30年を経過している施設 このうち40年を経過している施設		55施設 14施設
耐用年数を経過している施設		96施設

(出所: アンケートによる回答)

② 老朽化、狭隘化等に対する対応

老朽化、狭隘化対策について	生活安全全部地域課において、交番、駐在所の統廃合も考慮した上で、改修・新築・廃止計画を策定している。
バリアフリー化について	事務室に設置されている和式トイレについて、令和8年度から令和13年度の6か年で洋式トイレへの改修整備を計画している。
旧耐震基準施設について	桜ヶ丘駐在所(1981年10月30日建築)の1施設がある。

(出所: アンケートによる回答)

③ 長寿命化等に向けた取組方針・総量最適化・有効活用に向けた取組方針

青森県公共建築物利活用方針	公共建築物の利活用に関する基本的な考え方や具体的な取組方針を定め、全庁的な共通認識のもとで利用調整を行い、保有総量縮小、共同利用等による集約化、計画的な保全等を進めることにより、公共建築物の有効な利活用を推進する。
青森県公共建築物長寿命化指針	県有施設の長寿命化を図るため、目標とする使用年数、維持すべき性能水準及び維持管理業務に係る技術的事項について、あるべき状態とその実現方法を長期的視点から明らかにし、その取組を進める。

(出所: アンケートによる回答)

2. 監査の結果及び意見

(意見 34) 交番及び駐在所に係る長寿命化・総量最適化・有効活用に向けた取組方針について

青森県警察本部長は令和6年3月7日付けで「交番・駐在所再編等検討委員会設置要綱」の制定について各所属長宛に発出して、運用を行っている。

当該委員会の任務は、本県における治安情勢等に対応した適正な交番・駐在所の配置及び交番施設の機能強化等について協議し、その積極的推進を図ることを任務とする設置要綱に記載

されている。委員会の構成は、委員長(生活安全部長)、委員(警務課長、会計課長、施設整備課長、総務事務推進課長、生活安全企画課長、地域課長、通信指令課長)となっている。

監査人が問いたいのは、交番及び駐在所に係る長寿命化・総量最適化・有効活用に向けた取組、つまり青森県警察が想定している適正な交番・駐在所の配置及び交番施設の機能強化等というよりも交番及び駐在所の施設に特化した長寿命化・総量最適化・有効活用であって、両者の進行方向は必ずしも一致点があるとは限らない。

もし、交番及び駐在所に係る長寿命化・総量最適化・有効活用の特化すれば、青森県の財産管理課長の出席が必要なのかもしれない。

本意見は、交番及び駐在所に係る長寿命化・総量最適化・有効活用の観点からの提案であり、大阪府警察の事例を示したい。

大阪府警察では、交番及び駐在所について最適な状態で維持・管理及び運営するための整備計画を取組期間10年単位で作成し、取組の進捗状況を毎年検証するとともに、おおむね3年を経過した時点で必要に応じて見直しをしている。

この中で長寿命化等に向けた取組方針と総量最適化・有効活用に向けた取組方針を以下のよう記述しているので参考に供したい。

[長寿命化等に向けた取組方針]

○施設の更新時期については、建築後70年以上を目標とする。
○長寿命化であったっては、これまでの事後保全型の維持管理体制から予防保全型の維持管理体制への転換を図る。

(出所: 大阪府警察施設類型別計画 交番・駐在所編)

[総量最適化・有効活用に向けた取組方針]

○施設の開設は、原則行わない。(新たなニーズに対応する場合は、既存施設の有効活用、転用を検討し、これらができない場合は、新設、増設を検討する。)
○本格的な人口減少社会の到来に備え、治安情勢や人口動態の変化による個々の施設の需要見込みを踏まえ、次世代に継承可能な施設保有量を実現する。
○人口動態や社会環境の変化等による新たな行政ニーズを的確に捉え、既存施設の有効活用による多機能化、転用等を進め、より少ない投資で柔軟に対応する。

(出所: 大阪府警察施設類型別計画 交番・駐在所編)

第8項、警察教養の取組

1. 監査対象項目の概要

(1) 監査対象とした理由

警察教養について有効性の観点から監査対象とした。

(2) 監査対象部署

警務部 教養課

- (3) 根拠法令
警察教養規則(国家公安委員会規則)、警察教養細則(訓令)、青森県警察教養規則(県公安委員会規則)
- (4) 警察教養の概要
警察教養は、学校教育と職場教養に分かれて運営されている。

【図表 10-3-9 学校教育と職場教養】

学校教育		職場教養	
警察大学校	<ul style="list-style-type: none"> ○昇任者(警部) ○各専科(刑事関係、生活安全関係、交通関係、警備関係など) ○その他(語学関係、教官関係など) 	職務倫理教養	<ul style="list-style-type: none"> ○職務倫理の基本を浸透させ、実践させるために行う教養 ○職務倫理及び服務に関する規則 第2条1項及び2項(国家公安委員会規則) ○「職務倫理の基本」をベースとして、服務、分限・懲戒、警察改革の精神、警察組織と職員の役割、人権意識など。
東北管区警察学校	<ul style="list-style-type: none"> ○昇任者(警部補、巡查部長) ○各専科(刑事関係、生活安全関係、交通関係、警備関係など) 	実務教養	<ul style="list-style-type: none"> ○職務を適正に遂行するために必要な警察業務に関する知識、技能、判断力及び行動力を養うために行う教養 ○各警の実践的な訓練は、警務担当職が主幹・訓練計画等を策定の上、実施
青森県警察学校	<ul style="list-style-type: none"> ○初任科(警察官、行政職員)、初任補修科 ○刑事、生活安全、交通、警備の任用科 ○昇任者(警部補、巡查部長) ○各専科(刑事関係、生活安全関係、交通関係、警備関係など) 	体育・術科訓練	<ul style="list-style-type: none"> ○気力及び体力の養成並びに職務遂行に必要な術科技能の向上を図るために行う訓練

(出所:所管課作成資料)

- 2. 監査の結果及び意見
特に問題となる事項は見られなかった。

第9項、被服に関する取扱い

- 1. 監査対象項目の概要
 - (1) 監査対象とした理由
被服に関して合規性の観点から監査対象とした。
 - (2) 監査対象部署
警務部 施設装備課

- (3) 被服の支給及び装備品の貸与の概要

- (4) 関係規程

【図表 10-3-10 被服に関する関係規程】

警察法 第68条	<p>国は、政令で定めるところにより、警察庁の警察官に対し、その職務遂行上必要な被服を支給し、及び装備品を貸与するものとする。</p> <p>2 都道府県は、前項の政令に準じて条例で定めるところにより、都道府県警察の警察官に対し、その職務遂行上必要な被服を支給し、及び装備品を貸与するものとする。</p>
条例 警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例(昭和29年6月条例第50号)	警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例(昭和29年6月条例第50号)
訓令 警察官に対する支給品及び貸与品取扱規程(昭和47年3月本部訓令第7号)	警察官に対する支給品及び貸与品取扱規程(昭和47年3月本部訓令第7号)
警察官に対する支給品及び貸与品取扱規程(昭和47年3月本部訓令第10号)	青森県警察職員被服貸与規程(昭和56年2月本部訓令第1号)

- (5) 被服等の調達

県財務規則や各種通達等に基づき、施設装備課のほか、県会計管理課において、契約等の調達手続を行っている。

- (6) 支給被服の品目等・保有基準数と貸与する装備品・保有基準数

「警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例」第2条の支給被服の品目等と給貸与品管理要領 別紙1 「給貸与品保有基準数一覧表」と対比して作成した資料である。

①支給被服の品目等・保有基準数

品目	員数	使用期間	給貸与保有基準数
冬帽子	1個	16月	2個
冬帽子	1個	16月	3個
夏帽子	1個	16月	2個
冬活動帽子	1個	16月	3個
夏活動帽子	1個	16月	3着
冬服	1着	12月	3着
夏服	1着	12月	10着
冬活動服	1着	12月	3着
合活動服	1着	12月	3着
防寒服	1着	30月	2着
雨衣	1着	36月	
冬フラインヤツ	1着	4月	10着

品目	員数	使用期間	給貸与保有基準数
合弁ズボン	1着	4月	
冬ネクタイ	1個	4月	
合ネクタイ	1個	4月	
冬活動ネクタイ	1個	4月	
合活動ネクタイ	1個	4月	
ベルト	1個	36月	3本
手袋	2組	12月	
靴下	2足	4月	
長靴	1足	12月	
短靴	1足	12月	

②貸与する装備品・保有基準数

品目	員数	給貸与保有基準数
階級章	3	3個
識別票	3	3個
警察手帳	1	1冊
手錠	1	1個
警笛	1	1個
警棒	1	1本
けん銃	1	—
帯革	1	1本
けん銃つりひも	1	1本
肩掛けかばん(女子に限る。)	1	1本

(7)被服等の管理

各所属において共有のエンメルツール「給貸与品管理ツール」、「特殊被服管理ツール」により、各職員の保有数やサイズ等について管理している。

2. 監査の結果及び意見

(意見35)「警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例」の規定について

「警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例」第2条第3項に「夏服ズボン及び夏服スカート」と規定されているが、現状では夏服スカートについては停止されているという。また、第3条では私服の支給等として規定されているが、この規定も停止されていることである。

報道によれば、2025年度以降、女性警察官のスカートは通年で廃止され、ズボンに一本化される。女性警察官が事件現場などに出る機会が増え、動きやすいズボンが選ばれるようになったことから、スカートがほとんど着用されない状況が背景にある。式典などで着用する礼服としてのスカートは残すという。

包括外部監査の現場作業の終了時点では、条例の一部改正について記述していたが、本意見の原案の確認作業において、「警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部改正」について、令和8年2月議会に提案する旨の報告を所管課より受けた。令和8年2月条例の一部改正後は、改正後条例に基づき運営していただきたい。

(意見36)給貸与品保有基準数一覧表の品目について

給貸与品保有基準数一覧表の品目には、ベスト(冬服ベスト、合服ベスト、夏服ベスト)、制服用ライオンズ、防寒服(1種)、防寒服(1種)の品目が記載されているが、「警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例」第2条の支給被服の品目等には、これらの品目が記載されていない。

所管課によると「警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例」第2条の冬服には冬ベスト、合服には合ベスト、夏服には夏ベスト、防寒服には防寒服(1種)、防寒服(1種)を解釈上含むとしているとの説明を受けた。

また、ベルトについては単位が「本」となっているが、「警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例」第2条の支給被服の品目等では、「個」となっている。統一すべきである。

所管課からは、本意見の内容について次の給貸与品管理要領改正時にベルトの単位を「個」に統一する予定との報告を受けた。

第10項、青森県警察の国有物品と具有物品の管理方法

1. 監査対象項目の概要

(1) 監査対象とした理由
国有物品と具有物品について、どのように区分して管理しているのかについて合規性の観点から監査することとした。

(2) 監査対象部署
警務部 施設装備課、警務部 会計課

(3) 管理方法

国有物品と具有物品の管理方法について要約すると下表のとおりとなる。

【図表10-3-11 国有物品と具有物品の管理方法】

区分	国有物品	具有物品			
		青森県財務規則 別表第4 大分類	中分類	小分類	
定義	青森県警察に無償使用させる警察用国有財産及び国有物品	1 備品	9 警察用器具	2 捜査器具類	3 交通器具類
関連規則	<ul style="list-style-type: none"> 青森県警察国有物品管理規則(公安委員会規則第5号 令和2年3月27日) 青森県警察国有物品管理事務取扱要綱(令和3年1月27日) 	備考: 取得価格が5万円未満の物品は、消耗品とすることができる。			
現品票による管理	国有物品票は「金の現品票」を貼付して管理している。				
現物確認	<ul style="list-style-type: none"> 国有物品点検表 				<ul style="list-style-type: none"> 具有物品一覧表

区分	国有物品	国有物品
	(会計課長からの事務連絡)	<ul style="list-style-type: none"> 図書利用簿一覧表 美術品利用簿一覧表 消耗品管理状況一覧表 (施設整備課長からの事務連絡)

(出所:関連資料から監査人が作成)

国有物品と国有物品はラベルの色によって識別している。

【図表 10-3-12 国有物品と国有物品のラベル】

国有物品(金のラベル)				国有物品(銀のラベル)			
青森県警察物品整理票(国費)				青森県警察備品			
分類目	品目	番号	備考	所	属	名	備
				品	名	分類	品名
				考			整理

(4) 表地棚卸(ラストチェック)

令和 6 年度における県費購入分について 5 点抽出し、往査日に現品をチェックしたところ一致していることを確認した。

所属	保管場所	品名	数量	取得日	取得金額	取得先
施設整備課	事務室	ロジックカメラ	1	R6.9.6	64,790	㈱ビエチ
生活安全企	事務室	ポータブル電源	1	R6.12.2	55,220	㈱クロタキ
画課						
警備対策課	事務室	ビデオカメラ	1	R6.8.30	54,444	㈱クロタキ
サイバー犯	事務室	スマートフォン解析	1	R6.11.28	206,800	㈱青森共同
罪対策課		ハードウェアキット				計算センター
刑事企画課	事務室	ポータブル電源	1	R6.12.2	55,220	㈱クロタキ

2. 監査の結果又は意見
特に問題となる事項は見られなかった。

第 4 節. 警務部の対象事業

番号	事業名称	予算課
第 1 項.	行政 DX 推進事業	警務課
第 2 項.	警察本部庁舎耐震・長寿命化改修事業	施設整備課
第 3 項.	弘前警察署庁舎建築事業	施設整備課
第 4 項.	十和田警察署庁舎改修事業	施設整備課
第 5 項.	交番・駐在所建築事業	施設整備課
第 6 項.	第 80 回国民スポーツ大会・第 25 回全国障害者スポーツ大会開催準備事業	施設整備課

第 5 節. 警務部の対象事業の概要と監査結果

第 1 項. 行政 DX 推進事業

1. 事務事業名

行政 DX 推進事業

2. 担当部局課

警務部 警務課

3. 事業目的及び内容

適正な行政文書管理及び警察業務全体の効率化を図るため、電子決裁機能付き文書管理システムを整備

4. 活動実績

システム導入業務委託締結(青森県一括契約)

5. 事業の実績

項目	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	備考
当初予算			21,492	
実績			13,498	
財源内訳				
一般財源			13,498	

令和 6 年度の決算額の主な内容

(単位:千円)

節	令和 6 年度決算額	主な内容
委託料	13,498	文書管理システム構築委託
合計	13,498	

(出所:所管課資料)

本事務事業は、電子決裁機能付き文書管理システムについて青森県庁で一括して委託しており、知事部局、教育庁、青森県警察には想定アカウントを基準として案分している。

①想定アカウント数

項目	知事部局	教育庁	青森県警察	合計
想定アカウント数(アカウント)	4,900	4,000	2,800	11,700
アカウント環境	55%	45%	—	100%
リース環境	42%	34%	24%	100%

(出所:所管課資料)

②予算額・実績額(円)

項目	知事部局	教育庁	青森県警察	合計
予算額	50,855,000	19,486,000	21,942,000	92,283,000
実績額(執行分担額)	23,622,060	19,122,620	13,458,320	56,243,000
予算配当残の返戻	27,232,940	363,380	8,443,680	36,040,000

(出所:所管課資料)

③予算配当残の返戻理由

令和5年度実施の青森県文書管理システム基本計画策定業務における事業予算要求額整理の結果、導入意思のある3社の平均に近く、業務適合率が95%以上である業者の参考見積を令和6年度予算要求用資料とした。

これに対し、令和6年6月に公募型プロポーザルにて最優秀提案者と作業契約することとなり、結果として予算配当に対し執行残が出ることとなっている。

(出所:所管課作成資料)

6. 監査の結果及び意見

(意見37) 予算配当残が予算額39%について

予算配当残が予算額の39%と高い理由については、所管課の説明資料のとおりであるが、当初予見できなかった状況の変化により生じたものと理解できるが、予算設定において積算の甘さがなかったか、どうかを検証して、今後の予算設定に対処していただきたい。

第2項、警察本部庁舎耐震・長寿命化改修事業

1. 事務事業名

警察本部庁舎耐震・長寿命化改修事業

2. 担当部局課

警務部 施設整備課

3. 事業目的及び内容

警察本部庁舎の耐震化及び長寿命化を図るための大規模改修に要する経費

4. 活動実績

令和30年度～令和元年度 設計

令和2年度～令和7年度 工事

耐震改修: 耐震壁設置による耐震安全性の確保

長寿命化: 外壁・躯体を残して解体して内装を改修

更新時期を経過した電気・機械設備を更新

照明的LED化など省エネ設備への更新

庁舎再編: 司令塔機能を本部集約し警察力を強化

老朽化している交通管制センター庁舎内の所属を本部庁舎に再編し、同庁舎を廃止すること

で施設維持管理費を抑制

5. 事業の実績

(単位:千円)

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
当初予算	1,245,740	1,739,990	1,320,228	継続費含む
実績	1,316,631	1,408,119	1,275,190	継続費含む
財源内訳				
繰入金	420,000		310,000	
県債	813,000	1,233,000	980,000	
一般財源	12,740	506,000	30,228	

令和6年度の決算額の主な内容

(単位:円)

節	令和6年度決算額	主な内容
警察本部費用費	281,600	事務室移転調度品等
警察本部費備品購入費	7,963,120	事務室移転調度品等
警察施設設備需用費	254,650	特殊設備移転費
警察施設設備役務費	602,690	特殊設備移転費
警察施設設備委託料	21,783,388	事務室引上げし、特殊設備移転等
警察施設設備使用料及び賃借料	8,336,710	駐車場借上料、会議室借上料等
警察施設費工事請負費	1,098,900	本部庁舎改修経費
警察施設費役務費(継続費)	45,000	本部庁舎改修経費

節	令和6年度決算額	主な内容
警察施設費委託料(継続費)	53,204,035	本部分舎改修経費
警察施設費工事請負費(継続費)	1,181,619,160	本部分舎改修経費
合計	1,275,189,253	

(出所:所管課資料)

6. 監査の結果及び意見
特に問題となる事項は見られなかった。

第3項 弘前警察署庁舎建築事業

1. 事務事業名

弘前警察署庁舎建築事業

2. 担当部局課

警務部 施設整備課

3. 事業目的及び内容

老朽・狭あい化が著しい弘前警察署の移転新築に係る設計等に要する経費

4. 活動実績

令和5年度 基本計画策定業務委託

令和6年度 地質調査業務委託、土地測量業務委託、
改築設計業務委託(～令和7年度)

5. 事業の実績

(単位:千円)

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
当初予算	13,038		103,739	
実績		9,923	34,563	
財源内訳				
一般財源		9,923	34,563	

令和6年度の決算額の主な内容 (単位:千円)

節	令和6年度決算額	主な内容
旅費	1	調査旅費
委託料	34,562	地質調査委託、土地測量委託、 基本・解体設計委託
合計	34,563	

(出所:所管課資料)

6. 監査の結果及び意見
特に問題となる事項は見られなかった。

第4項 十和田警察署庁舎改修事業

1. 事務事業名

十和田警察署庁舎改修事業

2. 担当部局課

警務部 施設整備課

3. 事業目的及び内容

老朽・狭あい化した十和田警察署の大規模改修に係る経費

4. 活動実績

令和5年度 大規模改修工事設計業務委託

令和6年度 事務室引越し業務委託

大規模改修工事(～令和7年度)

5. 事業の実績

(単位:千円)

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
当初予算			138,255	
実績			54,743	
財源内訳				
繰入金			130,000	公共施設等整備基金
一般財源			△75,257	

※本事業の一部は継続費設定

令和6年度の決算額の主な内容

(単位:千円)

節	令和6年度決算額	主な内容
役務費	66	各種申請手続き手数料
委託料	784	執務室引越し作業委託
工事請負費	53,893	庁舎改修工事費
合計	54,743	

(出所:所管課資料)

6. 監査の結果及び意見
特に問題となる事項は見られなかった。

第5項、交番・駐在所建築事業

1. 事務事業名
交番・駐在所建築事業
2. 担当部局課
警務部 施設整備課
3. 事業目的及び内容
交番の新築及び解体に要する経費
4. 活動実績
令和4年度 倉石駐在所 建築設計業務委託、建築・解体工事
板柳交番 建築設計・土地鑑定評価・土地登記測量業務委託
斗川駐在所 解体工事設計業務委託、解体工事
中沢駐在所 建築・解体工事
令和5年度 西目屋駐在所 建築設計業務委託
石川駐在所 建築設計業務委託
板柳交番 建築工事
令和6年度 西目屋駐在所 建築工事
石川駐在所 建築工事
5. 事業の実績

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
当 初 子 算	137,448	84,447	123,673	
実 績	126,793	91,368	119,623	
財 源 内 訳				
一 般 財 源	126,793	91,368	119,623	

令和6年度の決算額の主な内容 (単位:千円)

節	令和6年度決算額	主な内容
需用費	48	事務用品費
役員費	27	工事完了申請通知手数料
工事請負費	119,515	駐在所新築・解体工事費
負担金補助及び交付金	33	水道加入負担金
合計	119,623	

(出所:所管課資料)

6. 監査の結果及び意見
特に問題となる事項は見られなかった。

第6項、第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会開催準備事業

1. 事務事業名
国民スポーツ大会競技施設整備事業
2. 担当部局課
警務部 施設整備課
3. 事業目的及び内容
令和8年度国民スポーツ大会の開催に向けた競技施設整備等に要する経費
4. 活動実績
令和6年度 競技施設(※警察学校射撃場)改修設計業務委託
5. 事業の実績

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
当 初 子 算			1,746	
実 績			1,310	
財 源 内 訳				
一 般 財 源			1,310	

令和6年度の決算額の主な内容 (単位:千円)

節	令和6年度決算額	主な内容
委託料	1,310	競技施設改修設計委託
合計	1,310	

(出所:所管課資料)

6. 監査の結果及び意見
特に問題となる事項は見られなかった。

第11章 総務室

第1節. 総務室の概要

総務室は、主に警察組織の運営を支えるための業務を行っており、知事部局及び関係機関との総合調整、職員の福利厚生、電子計算機の運用等である。

主な業務内容

- ① 知事部局及び関係機関との総合調整
- ② 警察通信
- ③ 職員の恩給及び退職年金、福利厚生、医療及び健康管理
- ④ 電子計算機の運用
- ⑤ 警察統計

(注)電子計算機の運用については、第8章 第11節で取扱う。

第2節. 総務室の監査対象項目と対象部署

項目番号	監査対象項目	所管課
第1項.	会計年度任用職員に対する健康管理	厚生課

第3節. 総務室の監査対象項目の概要と監査結果

第1項. 会計年度任用職員に対する健康管理

1. 監査対象項目の概要

(1) 監査対象とした理由

事業主に義務付けられている健康診断等について会計年度任用職員に対しても実施されているかどうか合規性の観点からみて監査対象とした。

(2) 監査対象部署

総務室 厚生課

(3) 健康診断等の取組及び実施状況

令和6年度の取組及び実施状況は、以下のとおりであった。

定期健康診断	
	<ul style="list-style-type: none"> ・職員と同様の健康診断項目を実施した。 ・受診者73人(受診率100%) ・令和6年5月8日～6月18日の期間に実施した。

メンタルヘルズ対策	<ul style="list-style-type: none"> ・職員と同様のストレスチェックを実施した。 ・受診者72人(受診率98.7%)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年6月17日～7月12日の期間に実施した。 県及び警察共済組合が実施する健康管理施策で全職員を対象とするものは、会計年度任用職員も対象としている。

2. 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は見られなかった。

第12章 生活安全部

第1節. 生活安全部の概要

生活安全部は、地域の安全を守るために、防犯対策、少年非行の防止、DV・ストーカー対策、サイバー犯罪対策など、幅広い業務を担っている。具体的には、地域住民の身近なところで起こる事件や犯罪への対応、迷子・行方不明者の捜索、風俗営業・古物営業などの許認可、環境犯罪・経済犯罪の取締りなど、多岐にわたる業務である。

主な業務内容

- ① 詐欺や窃盗などの犯罪予防と取締り
- ② 質屋及び古物商、風俗営業等の許認可
- ③ ストーカー対策
- ④ 子供・女性を対象とした性犯罪等の脅威事犯対策
- ⑤ 少年非行防止
- ⑥ サイバー犯罪対策
- ⑦ 環境犯罪・経済犯罪の取締り
- ⑧ 地域警察の企画運用、水上警察、鉄道警察等

第2節. 生活安全部の監査対象項目と対象部署

項目番号	監査対象項目	所管課
第1項.	110番通報受理件数の分析	通信指令課
第2項.	警察スクルサポーターの活動状況	人身安全対策課
第3項.	職務質問技能伝承のさらなる推進について	地域課
第4項.	少年指導委員に対する謝金の支払い基準について	人身安全対策課

第3節. 生活安全部の監査対象項目の概要と監査結果

第1項. 110番通報受理件数の分析

1. 監査対象項目の概要
 - (1) 監査対象とした理由

252

事件や事故など、緊急の対応が必要な時に警察に通報するための電話番号110の受理件数の分析は有効性の観点からみて監査対象とした。

(2) 監査対象部署

生活安全部 通信指令課

(3) 過去5年間の総受理件数、有効受理件数、非有効受理件数

【図表 12-3-1 総受理件数の過去5年間の推移】

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
総受理件数	39,997	43,522	49,813	57,891	52,219
内訳	33,505	37,027	39,123	44,508	43,355
非有効受理件数	6,492	6,495	10,690	13,383	8,864

(出所:所管課資料)

(監査人の所見)

総受理件数、有効受理件数とも令和5年まで増加傾向を示していたが、110番の日、携帯機能の変更、広報活動等の効果が影響を及ぼし令和6年では減少に転じているとの所管課の説明であった。

(4) 有効受理件数の内訳

【図表 12-3-2 有効受理件数の内訳】

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
交通関係	14,233	15,816	16,346	17,532	16,914
各種情報(事件)	6,543	7,528	7,745	8,799	9,344
通報	2,297	2,647	2,162	3,198	2,856
保護・救護	1,948	1,827	2,162	2,429	2,248
けんか口論	1,687	1,670	1,719	2,243	2,180
刑法犯関係	622	572	691	760	732
災害関係	405	479	596	413	373
その他	362	411	389	430	424
他の法令違反	51	74	62	84	97
緊急対応を要する通報計	28,148	31,024	32,908	36,268	35,188
緊急対応を要しない通報	5,357	6,003	6,215	8,210	8,167

(出所:所管課資料)

(監査人の所見)

交通関係の通報が圧倒的に多く、続いて事件関連の通報となっている。

(5) 非有効受理件数の内訳

【図表 12-3-3 非有効受理件数の内訳】

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
いたずら	1,627	1,329	716	1,126	590
間違ひ	2,889	3,161	6,116	7,121	4,272
無言	1,976	2,005	3,858	5,136	4,002
計	6,492	6,495	10,690	13,383	8,864

(出所:所管課資料)

2. 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は見られなかった。

253

第 2 項、警察スクールサポーターの活動状況

1. 監査対象項目の概要

(1) 監査対象とした理由

少年の非行防止、児童生徒の安全確保、犯罪被害防止等については有効性の視点からみて監査対象とした。

(2) 監査対象部署

生活安全部 人身安全対策課

(3) 警察スクールサポーターとは

主に退職した警察官等が、学校と地域とのパイプ役として、学校での児童生徒の問題行動への対応、巡回活動、相談活動、児童の安全確保に関する助言などを行う制度、またはその担当者のことを用いる。

平成 19 年から運用を開始し、青森警察署にスクールサポーターを 1 名配置、令和 3 年から八戸警察署にスクールサポーター 1 名(警察官OB)を配置し、学校、地域とのパイプ役として、学校や地域での非行防止、犯罪被害防止を図っている。

【図表 12—3—4 警察スクールサポーター】



(出所:令和 6 年度警察白書)

(4) 設置・活動区域

警察本部長が指定する警察署の管轄区域内である。

(5) 身分・任用期間・勤務時間等

会計年度任用職員。1 年以内。午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分、1 週間 29 時間以内。

(6) 職務と活動内容(令和 6 年度)

①少年の非行防止・立ち直り支援等

②学校等における児童生徒の安全確保対策

- ③非行・犯罪被害防止教育の支援等
- ④地域安全情報等の把握と提供

2. 監査の結果及び意見

(意見 38) 警察スクールサポーターの増員について

現状では、警察スクールサポーターが八戸警察署に 1 名とされており、警察スクールサポーター設置による効果があると評価しているものと想定される。しかしながら、折角のよい制度でも八戸警察署 1 名のみでは残念至極である。

他の警察署でどうして設置できないのか等の分析を行い、警察スクールサポーターの普及に努めていただきたい。

第 3 項、職務質問技能伝承のさらなる推進について

1. 監査対象項目の概要

(1) 監査対象とした理由

職務質問技能は生活安全部の職務において重要な技能であると考え、技能伝承について有効性の視点から監査対象とした。

(2) 監査対象部署

生活安全部地域課

(3) 職務質問技能伝承の内容

警察庁より令和 7 年に「職務質問技能伝承の更なる推進について」との通達が発出されている。通達は SNS での募集など、犯罪形態が多様化する中で、凶悪事件の未然防止及び検挙に役立てるため、市中で活動する地域警察部門の若手警察官を中心に、職務質問技能の伝承を推進することを求めている。具体策としては、職務質問技能指導班を組織し、職務質問技能指導者を設置すること等を通じて、体系的かつ段階的な職務質問技能伝承体制の構築を行うことが挙げられる。当県においても、通達に即して職務資料、職務質問の着眼点、職務質問協議会等により技能伝承体制の構築を行っていることが確認された。

2. 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は見られなかった。

第4項. 少年指導委員に対する謝金の支払い基準について

1. 監査対象項目の概要

(1) 監査対象とした理由

少年指導委員に対する謝金の支払について合規性の観点から監査対象とした。

(2) 監査対象部署

生活安全部 人身安全対策課

(3) 少年指導委員に対する取扱い

青森県においては、少年指導委員に対する謝金の支払いは規定されておらず、支払いも行われていなかった。

2. 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は見られなかった。

第4節. 生活安全部の対象事業の概要と監査結果

番号	事業名称	所管課
第1項.	県民の命と暮らしを守る犯罪等に強い環境・地域づくり推進事業	生活安全企画課、 人身安全対策課
第2項.	青少年のネットセーフティ加速化事業	人身安全対策課
第3項.	サイバー事案に対する県民の対処能力強化事業	サイバー犯罪対策課
第4項.	子どもの安全確保地域見守り向上事業	生活安全企画課
第5項.	子どもと女性の安全推進事業	生活安全企画課
第6項.	ストーカー・DV等被害者保護対策事業	人身安全対策課

第1項. 県民の命と暮らしを守る犯罪等に強い環境・地域づくり推進事業

第1. 事務事業名

県民の命と暮らしを守る犯罪等に強い環境・地域づくり推進事業

第2. 担当部局課

生活安全部生活安全企画課、人身安全対策課

第3. 事業目的及び内容

「犯罪の発生を許さない環境づくり」と「犯罪が発生しにくい地域づくり」に取り組むための幅広い世代に対する特殊詐欺被害防止対策、中高校生の性被害防止対策、住宅防犯環境の向上のための防犯設備士を育成

第4. 活動実績

- ・SNS型投資・ロマンス詐欺注意喚起動画制作及びSNS 広告配信
- ・特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺手口「体験型」DVD製作
- ・防犯設備士資格取得

第5. 事業の実績

(単位：千円)

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
当初予算			8,894	
実績			6,380	
財源内訳			6,380	
一般財源				

令和6年度の決算額の主な内容

(単位：千円)

節	令和6年度決算額	主な内容
需用費	1,617	特殊詐欺広報啓発用品
役員費	115	防犯設備士資格取得受験料
委託料	4,455	特殊詐欺広報啓発動画制作
負担金補助及び交付金	193	防犯設備士資格取得受験料
合計	6,380	

(出所：所管課資料)

第6. 監査の結果及び意見

(意見39) 動画配信媒体について

本事業において作成したSNS型投資・ロマンス詐欺注意喚起動画は、委託先を通じてYoutube、Instagram、Facebook、Xの4媒体において令和6年11月から令和7年3月まで配信された。Youtubeでの視聴回数が累計で55,618回となる一方で、Instagramにおけるクリック数は213回、Facebookのクリック数は7回、Xのクリック数は494回にとどまっており、十分な成果を挙げたとは言いがたい。11月時点においての実績はそれぞれ、Youtubeが6,388回、Instagramが27回、Facebookが2回、Xが62回であり、媒体ごとに差があったため、適切な予算配分を行え

はより高い効果を生むことができ、不振媒体に対する広告費を削減できた可能性がある。作成した動画の配信媒体について費用対効果を検討するほか、広告費の引き下げに努める必要がある。

第2項 青少年のネットセーフティ加速化事業

第1. 事務事業名

青少年のネットセーフティ加速化事業

第2. 担当部局課

生活安全部 人身安全対策課

第3. 事業目的及び内容

青少年のネット利用における犯罪被害・加害の未然防止を図るため、高校生を対象とした研修会開催、広報啓発活動の実施

第4. 活動実績

- ・高校生対象の「ネットセーフティ研修会」の開催
- ・高校生向け「eラーニングシステム」を収録したCD-Rを県内全高等学校に配布及び県警HPへの掲載
- ・研修会開催結果をまとめたリーフレットを作成し、県内全ての高校生に配布

第5. 事業の実績

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
当 初 子 算	2,903		4,171	
実 績	2,550		3,799	
財 源 内 訳				
国 庫 補 助 金	1,266		1,610	地方消費者行政強化交付金
一 般 財 源	1,284		2,189	

令和6年度の決算額の主な内容 (単位:千円)

節	令和6年度決算額	主な内容
委託料	2,951	eラーニングシステム制作業務等
使用料及び賃借料	848	勉強会バス・会場借上料
合計	3,799	

(出所:所管課資料)

第6. 監査の結果及び意見

(意見40) eラーニングシステムの利用状況把握について

本事業において作成したeラーニングシステムはCD-Rに収めて県内の全高等学校に配布したほか、青森県警察のホームページにも掲載している。ホームページにおける同システムの利用

回数は現状の体制では把握できず、県内の高等学校に配布したCD-Rについても、同システムの利用回数に関する調査は行っていない。そのため、作成したeラーニングシステムは利用回数を把握できる体制になく、費用対効果が検証できないので、是正すべきである。

事業策定に当たっては、KPI指標を作成し、実績把握と評価ができるようにすることが基本であり、今後を実施する事業について、事前に有効性を検討するためにも、作成した同システムの利用状況を把握し、より費用対効果の高い事業設計に努めることが望ましい。

第3項 サイバー事案に対する県民の対応能力強化事業

第1. 事務事業名

サイバー事案に対する県民の対応能力強化事業

第2. 担当部局課

生活安全部サイバー犯罪対策課

第3. 事業目的及び内容

サイバー犯罪被害を防止するため、シニア層向けインターネット教室及び中小事業者向け演習・体験型サイバー事案対応能力向上セミナーを開催

第4. 活動実績

- ・シニア層向けネット安全教室開催
- ・事業者向け実務的セミナー開催

第5. 事業の実績

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
当 初 子 算	5,627		5,867	
実 績	5,594		5,552	
財 源 内 訳				
国 庫 補 助 金	1,576			地方消費者行政強化交付金
一 般 財 源	4,018		5,552	

令和6年度の決算額の主な内容 (単位:千円)

節	令和6年度決算額	主な内容
委託料	5,552	インターネット安全教室、サイバー事案対応能力向上セミナー委託
合計	5,552	

(出所:所管課資料)

第6. 監査の結果及び意見

(意見 41) 参加者 1人当たりの費用について

本事業におけるシニア層向けインターネット教室のうち、集客型講習は全40回で参加者を募り、応募があった25回が開催された。25回のうち、1人のみ参加した回が17回あり、合計の参加人数は41人となった。1回あたりの開催費用は4万5千円(税抜き)であり、1人のみが参加した17回については、参加者1人に開催費用の全額が費やされたこととなる。また、全体としても1人当たり約2万7千円(税抜き)が費やされており、参加者1人の1回当たりの費用についても、全体としても、1人当たりの開催費用が社会通念上、相当に高額であることは否めない。以後の事業実施については、費用対効果を検討すべきである。

第4項 子どもの安全確保地域見守り向上事業

- 第1. 事務事業名
子どもの安全確保地域見守り力向上事業
- 第2. 担当部局課
生活安全部生活安全企画課
- 第3. 事業目的及び内容
子どもを見守る目目による防犯力向上を図るため、自主防犯活動団体の車両に対する青色防犯回転灯の貸与等
- 第4. 活動実績
・マブネットワーク作成
- 第5. 事業の実績

(単位:千円)

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
当初予算	2,781		2,143	
実績		1,377	43	
財源内訳				
一般財源		1,377	43	
令和6年度の決算額の主な内容 (単位:千円)				
節	令和6年度決算額	主な内容		
需用費	43	青色回転灯防犯パトロール車両マブネットワーク購入		
合計	43			

(出所:所管課資料)
第6. 監査の結果及び意見
特に問題となる事項は見られなかった。

第5項 子どもと女性の安全推進事業

- 第1. 事務事業名
子どもと女性の安全推進事業
- 第2. 担当部局課
生活安全部生活安全企画課
- 第3. 事業目的及び内容
子どもや女性の自主防犯意識の醸成及び防犯ボランティア団体による活動活性化を図るため、犯罪の未然・拡大防止の取組を強化するための広報活動及び安全講習会を開催
- 第4. 活動実績
・路線バス車内アナウンス広報
・路線バス戸袋シート掲出広報
・県内小学校新入学児童に子どものしおり作成・配布
- 第5. 事業の実績

(単位:千円)

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
当初予算	2,591	2,591	2,591	
実績	2,530	2,323	2,096	
財源内訳				
一般財源	2,530	2,323	2,096	
令和6年度の決算額の主な内容 (単位:千円)				
節	令和6年度決算額	主な内容		
需用費	351	子ども、女性対象防犯ネットワーク作成		
委託料	1,650	公共交通機関広告掲載依頼		
使用料及び賃借料	95	安全講習会会場借上		
合計	2,096			

(出所:所管課資料)
第6. 監査の結果及び意見
特に問題となる事項は見られなかった。

第6項 ストーカー・DV等被害者保護対策事業

第1. 事務事業名

ストーカー・DV等被害者保護対策事業

第2. 担当部局課

生活安全部人身安全対策課

第3. 事業目的及び内容

ストーカー・DV被害の未然・拡大防止のため、広報活動及び対策資機材の整備等

第4. 活動実績

・積極的な事件化・検挙による再被害防止対策の実施

・被害者等の一時避難に伴う宿泊費的負担制度の活用

・携帯型緊急通報装置の活用

・加害者用リーフレット作成・配布

第5. 事業の実績

(単位:千円)

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
当 初 予 算	380	380	380	
実 績	235	305	268	
財 源 内 訳				
国 庫 補 助 金	190	152	128	警察行政費補助金
一 般 財 源	45	153	140	

令和6年度の決算額の主な内容 (単位:千円)

節	令和6年度決算額	主な内容
需用費	10	加害者向けリーフレット作成
役員費	59	コミュニケーション使用料
使用料及び賃借料	199	被害者宿泊料
合計	268	

(出所:所管課資料)

第6. 監査の結果及び意見
(意見42)被害者向け広報について

本事業に関連するストーカー及びDV事件の具内相談件数は、令和6年度において延べ837件あり、73件が検挙に至っている。本事業の内容は、被害相談者に対する支援、加害者向けに対するリーフレットの配布等であるが、ストーカー及びDV事件は全国的に増加傾向にあり、相談を検討する被害者が多数存在すると推測される。

そのためストーカー及びDV被害拡大防止や早期の被害把握を行うためにも、被害者向け広報を積極化すべきである。

第13章 刑事部

第1節. 刑事部の概要

刑事部は、刑事事件の捜査と解決に携わる警察の部署である。具体的には、殺人、強盗、誘拐、詐欺、窃盗など、様々な犯罪の捜査や犯人逮捕、証拠の収集、鑑識活動などを行っている

主な業務内容

① 犯罪の捜査 現場検証(犯行現場の状況を把握し、証拠の収集・保存) 聞き込み(関係者や被害者から事件の状況を聴取し、情報を収集) 張り込み・尾行(犯人の行動を監視し、検挙に繋げる) 取調(容疑者や関係者から事情聴取を行い、犯行の真相を明らかにする)	
② 鑑識活動 指紋、血痕、DNAなどの証拠を採取し、犯人特定に役立てる	
③ 科学捜査 科学的捜査技術を使用して、証拠を分析し、犯行を特定	
④ 捜査・差押 関係箇所を捜査し、証拠品や犯人関連物を押収	
⑤ 逮捕 犯人逮捕のための措置を執る	

第2節. 刑事部の監査対象項目と対象部署

項目番号	監査対象項目	所管課
第1項.	デジタルカメラで撮影した画像の管理要領の制定について (通達 令和6年4月1日)	鑑識課
第2項.	夜間等における鑑識について	鑑識課
第3項.	科研費の運用実態	科学捜査研究所
第4項.	捜査資料の組織的及び厳格な管理等	刑事企画課
第5項.	警察医に対する行政検視酬金	捜査第一課

第3節. 刑事部の監査対象項目の概要と監査結果

第1項. デジタルカメラで撮影した画像の管理要領の制定について

1. 監査対象項目の概要

(1) 監査対象とした理由

警察庁から令和6年4月1日に発出された通達で「書ききり型カードの運用に関する更新版である。警察活動においてデジタルカメラで撮影した画像に関する取扱いについて更新したものである。その運用実態を確認するために監査対象としたものである。

(2) 監査対象部署

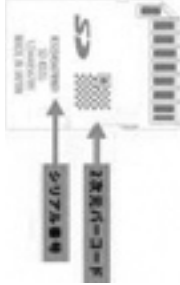
刑事部 鑑識課

(3) 書ききり型カードとは

一度記録した原画像ファイルに対して上書き(編集・加工または消去)が出来ない書ききり型の記録媒体で、証拠価値を有するとされている改ざん防止型SDカードをいう。

青森県警察では、以下に示した株式会社キオクシア製の「Write One カード」を使用している。

【図表 13—3—1 書ききり型カード】



(出所:株式会社キオクシアのホームページ)

(4) 書ききり型カードの管理

通達では、書ききり型カードの管理について下記項目を規定している。

- ① 管理体制(統括責任者、管理責任者、取扱責任者、職務(代行者))
- ② 簿冊及び管理番号による管理
- ③ 保管設備
- ④ 保管方法
- ⑤ 使用方法等
- ⑥ 原本媒体の廃棄
- ⑦ 点検

鑑識課では、通達の規定をより実効的に運用するために、全部門の書ききり型カードの購入・配分・回収、管理シールの貼付、シリアル番号の管理について鑑識課による一元管理を行っている。

指導教養等においては、書ききり型カードを運用する全部署を対象として、年1回の総合監査、年3回の鑑識課による巡回指導を行い、簿冊の確認、保管庫の立ち入り検査等を実施している。

2. 監査の結果又は意見

特に問題となる事項は見られなかった。

第2項. 夜間等における鑑識について

1. 監査対象項目の概要

(1) 監査対象とした理由

夜間等における鑑識について、人員配置が平日昼間に比較して相対的に手薄となる夜間等の鑑識について、どのような体制で運用しているのかを有効性の観点から監査することとした。

(2) 監査対象部署

刑事部 鑑識課

(3) 通常の鑑識体制

①重要事件の発生に際し、初期段階での的確な客観証拠の収集等を目的として、現場鑑識体制の早期確立をはかるため、「機動鑑識隊」を設置している。

〔重要事件〕

- ・殺人、強盗、不同意性交等、放火、誘拐等の凶悪事件
- ・重要な銃砲、火薬類に関する事件
- ・重要、多額又は特異な窃盗、詐欺事件
- ・重要な集团的暴力事件
- ・悪質なひき逃げ事件
- ・拘束中の被疑者等の逃走事件
- ・官公庁、学校、重要文化財その他重要施設に関する火災事件
- ・その他社会的反響の大きい事件及び上記に準ずる重要事件

②機動鑑識隊の下部組織として機動鑑識班を編成して対応している。

名称	設置所属・担当	担当区域
本部機動鑑識班	鑑識課 鑑識課員	県下全域
青森ブロック機動鑑識班	青森警察署 鑑識専務員	青森、青森南、外ヶ浜、大間、むつ、野辺地の各警察署の管轄区域
弘前ブロック機動鑑識班	弘前警察署 鑑識専務員	弘前、勢多沢、つがる、五所川原、黒石の各警察署の管轄区域
八戸ブロック機動鑑識班	八戸警察署 鑑識専務員	八戸、三戸、五戸、十和田、七戸、三沢の各警察署の管轄区域

(4) 夜間等における鑑識体制

機動鑑識隊、各警察署の鑑識専務員及び指定鑑識(代行者)を指定配置するとともに隣接署における鑑識専務員のブロック運用制度も確立している。夜間休日等において重要事件が発生した場合、これらの運用により事件発生署へ鑑識員が応援派遣され、初動捜査における迅速な鑑識活動がなされることで、現場鑑識体制に間隙が生じないようにしている。

2. 監査の結果又は意見
特に問題となる事項は見られなかった。

第3項 科研費の運用実態

1. 監査対象項目の概要

(1) 監査対象とした理由
科研費の科目の特質に着目して合規性の観点から監査対象とした。

(2) 監査対象部署
刑事部 科学捜査研究所

(3) 運用実態

科学捜査研究所は、警察本部に設置されている科学的な手法を用いて犯罪捜査を支援する機関であるが、最新の科学技術を応用した新しい鑑定手法の研究開発にも力を入れており、多様化する犯罪に対応している。研究成果は、学会や警察部内で開催される研究発表会で発表されている。

(4) 研究費の費用負担
科学研究費助成事業(科研費)は、人文学、社会科学から自然科学まで全ての分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる「学術研究」(研究者の自由な発想に基づく研究)を格段に発展させることを目的とする「競争的研究費」であり、ピアレビューにより、豊かな社会発展の基盤となる独創的・先駆的な研究に対する助成を行うもの。(独立行政法人 日本学術振興会より)

2. 監査の結果及び意見

(意見43) 科研費に関する運用ガイドライン策定の検討について

警察庁の科学警察研究所における科研費(科学研究費助成事業)の運用は、主に日本学術振興会および文部科学省が定める共通のルールと、科学警察研究所独自の規程に基づいて行われている。

研究活動には、実験機器の購入費、研究材料費、調査旅費、人件費など、さまざまな経費が発生するが、これらを個人の自己資金だけでカバーするというのは現実的ではなく、科研費が重要な財源となっている。青森県警察の科研費について、運用ガイドラインがないので策定を検討することを提案したい。

一般的に研究者に求められる主な運用ルールとして、

- ✓ 経費は研究課題の遂行に直接必要な経費のみに使用できる。研究機関で常備すべき物品やアールメール類など嗜好品への使用はできません。

- ✓ 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収証書等関係書類を補助事業期間終了後5年間保管する。
 - ✓ 科研費による研究活動に関わる研究者を対象に研究倫理教育を実施し、不正使用の防止に努める。
 - ✓ 論文等により研究成果を発表する際は、科研費の交付を受けて行った研究の成果であることを記載しなければならない。
- 参考として科学警察研究所が作成している公的科研費の管理・監査に関する取り組みについて以下に記載する。

【図表 13-3-2 公的科研費の管理・監査に関する取り組み】

<p>科学警察研究所における公的科研費の管理・監査に関する取り組みについて</p> <p>科学警察研究所では、平成19年2月15日 文部科学大臣決定(令和3年2月1日改正)の研究機関における公的科研費の管理・監査のガイドライン(実施基幹)に基づき、以下の取り組みを行っています。</p> <p>1. 機関内の責任体系の明確化 運営・管理に関わる者の責任と権限の体系を明確化するために、「科学警察研究所における競争的資金の適正な運営・管理のための取扱い」に関する規程(平成31年1月18日)に基づき、運用を行っています。</p> <p>なお、最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及びコンプライアンス推進副責任者は、下記のとおりです。</p> <p>最高管理責任者：所長 競争的資金の不正使用防止対策を総合的に推進(基本方針の策定) 統括管理責任者：副所長 競争的資金の運営・管理に関する事務の統括、不正防止計画の策定 コンプライアンス推進責任者：総務部長 競争的資金の運営・管理状況のモニタリング 不正防止対策及びコンプライアンス教育の実施・監督 コンプライアンス推進副責任者：総務課長、会計課長 コンプライアンス推進責任者の補佐</p> <p>2. 不正防止計画策定への取り組み 最高管理責任者は、その直轄機関として不正使用調査委員会等の各種委員会を設置することができ、不正使用を防止するための対策に関する基本方針を策定しました。統括管理責任者は、その基本方針に基づき不正防止計画を策定しました。</p> <p>3. 告発・相談窓口の設置及び情報の伝達を確保する体制の確立 不正行為に係る情報について、機関内外からの告発・相談を受け付ける窓口を設置し、最高管理責任者に適切に伝わる体制を構築しました。</p> <p>(出所：科学警察研究所)</p>

第4項、捜査資料の組織的及び厳格な管理等

1. 監査対象項目の概要

(1) 監査対象とした理由

捜査資料の管理は、警察活動において重要な事項であり、警察庁から発出された通達の中から合規性の観点から選択して監査対象とした。

(2) 監査対象部署

刑事部 刑事企画課

(3) 通達の内容

鹿児島県警の情報漏洩捜査等を受け、令和6年5月20日付けで警察庁刑事局長、警察庁生活安全局長、警察庁交通局長、警察庁警備局長、警察庁サイバー警察局長の連名で発出した改正通達である。

① 捜査資料

証拠資料	捜査書類及びその写し
捜査関係書類	事件チャート、捜査経過表、捜査体制表及び警察本部長事件指図書等犯罪捜査の過程で得られた情報に基づき作成された書類、捜査の経過、手続などを明らかにした書類及び写し
写真	犯罪捜査の過程で得られた写真(フィルムを含む)
電磁的記録	電子的方式、磁気的方式で作られた記録
電磁的記録媒体	外部記録媒体、端末装置内蔵ハードディスクのほか、録音テープ、ビデオテープ等及びその複製物

② 保管方法

電磁的記録	共有フォルダ、外部記録媒体等に保管し、必要に応じてアクセス制限、パスワードの設定、暗号化等を行うこと。
電磁的記録以外の捜査資料	複製可能なキヤベネット等の共有の保管場所に保管し、キヤベネット等の鍵は捜査主任官又は捜査主任官が指定する者が管理すること。

③ 不必要な捜査資料の確実な廃棄又は消去

捜査の終結又は捜査員の転出、配置換え、辞職等により必要がなくなった際には、確実に廃棄又は消去すること。(必要性の判断は、捜査主任官が行う。)

外部記録媒体等に記録されたデータを消去する際には、警察庁作成空域消去ソフト等を使用して完全に消去すること。

④ 複写の禁止

捜査上必要な場合を除き、捜査資料の複写は禁止する。複写した捜査資料であっても、捜査主任官の判断の下、不必要となった時点で確実に廃棄又は消去すること。捜査員間での複写による安易な授受は厳に慎み、捜査上の必要性については慎重に検討すること。

⑤ 庁舎外への持ち出し禁止

捜査資料の庁舎外への持ち出しは、禁止すること。ただし、捜査主任官が、捜査上やむを得ないもの(例えば、出先で参照する予定の証拠書類の写しや、出先で作成を予定している作成途中の証拠書類等)であり、かつ、持ち出す捜査資料が必要最低限であることを確認したときは、この限りではないが、この場合、持ち出された捜査資料が確実に持ち帰られているかについても確認すること。

庁舎外に持ち出す際は、「外部記録媒体等持出簿」に記載の上、取扱い責任者の許可を得るとともに、持ち出し終了時においても、同持出簿に必要事項を記載し、取扱責任者に速やかに報告すること。

2. 監査結果

当該項目の運用状況については、警察署の監査の中で実施することとした。

第5項、警察医に対する行政検閲謝金

1. 監査対象項目の概要

(1) 監査対象とした理由

警察活動において重要な事項と考え、合規性の観点から選択して監査対象とした。

(2) 監査対象部署

刑事部 捜査第一課

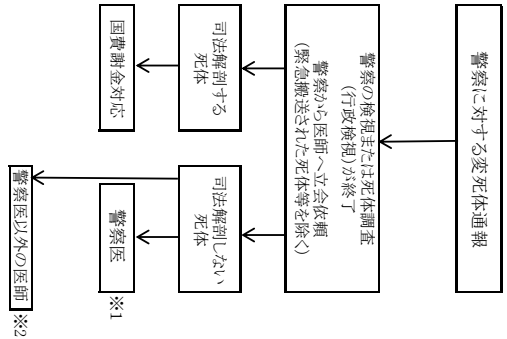
(3) 警察医

警察医の委嘱に関する規程(平成27年3月本部訓令第7号)第1条によれば、警察医とは、青森県警察が取り扱う死体について、死因又は身元を明らかにするための措置を行わせる医師としている。

(4) 警察医の業務

警察が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律 第4条第3項	→	立会及び必要な協力
警察が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律 第5条第2項	→	検査
警察が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律 第8条第2項	→	身元を明らかにする措置
検視規則 第5条	→	検視の立会
変死体について検視する場合においては、医師の立会を求める	→	
検視規則 第6条第2項	→	意見の聴取を求め及び捜査上必要な医学
立会医師の意見を徴する	→	に関する専門的な質問に応じること
その他必要と認められる業務	→	

【図表 13—3—3 医師に対する行政検視謝金】



※1 地方公務員非常勤特別職としての報酬が発生
死体1体につき3,000円支給
※2 立会に対する謝金報酬なし
(出所:所管課作成)

2. 監査結果
特に問題となる事項は見られなかった。

第 14 章 交通部

第 1 節. 交通部の概要

交通部は、道路交通の安全と円滑を維持すること、交通事故を防止すること、そして交通違反の取締り、運転免許業務などを担っている。具体的には、白バイやバイクによる交通指導取締り、交通事故の捜査、交通安全教育、交通規制、道路標識の整備などである。

主な業務内容
①交通指導取締り 白バイやバイクによる交通違反の取締りなど
②交通事故捜査 交通事故の原因や状況を調査し、運転者の特定や事件の解明を行う
③交通規制 信号機の設置や道路標識の整備、交通量に応じた規制などを行う
④運転免許業務 運転免許の交付や更新、試験の実施、違反者に対する措置などを行う
⑤交通安全教育 交通安全教室や啓発活動を通じて、交通安全意識の向上を図る
⑥その他 道路の整備や管理、イベント時の交通誘導、災害時の交通対策など、広範な業務を行う

第 2 節. 交通部の監査対象項目と対象部署

項目番号	監査対象項目	所管課
第 1 項.	交通信号機設備等損害賠償金	交通規制課
第 2 項.	青森県の交通白書	交通企画課
第 3 項.	テレビの CM 放映	交通企画課
第 4 項.	自動車 OSS	交通規制課
第 5 項.	放置違反金	交通指導課
第 6 項.	3D レーザーセンサー	交通指導課
第 7 項.	青森県運転免許センター	運転免許課、厚生課

第3節. 交通部の監査対象項目の概要と監査結果

第1項 交通信号機設備等損害賠償金

1. 監査対象項目の概要

(1) 監査対象とした理由

損害賠償請求権が発生するので合規性の観点から監査対象項目とした。

(2) 監査対象部署

交通部 交通規制課

(3) 令和6年度の交通安全施設事故発生件数等

区分	事故発生件数	修理必要件数
信号機等	127件(うち修理不要件数 72件)	55件
道路標識	138件(うち修理不要件数 114件)	127件

(4) 交通信号機、道路標識等の交通安全施設が交通事故により損害を受けた場合の処理原則として加害者の負担で原状復帰してもらうこととしている。

例外として、加害者が任意保険に未加入、損害額が任意保険限度額を上回っており、かつ、加害者に資力がない場合には、所管課が加入している保険を適用して修理するが、その精算は加害者と保険会社との間で処理することになっている。

(5) 交通信号設備等損害賠償金

交通事故等によって信号機等の交通安全施設を損傷させた者に対し、その復旧工事等に要する費用を損害賠償請求する私債権である。

2. 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は見られなかった。

第2項 青森県の交通白書

1. 監査対象項目の概要

(2) 監査対象とした理由

青森県の交通白書について有効性の観点から監査対象項目とした。

(2) 監査対象部署

交通部 交通企画課

(3) 「交通年鑑あおり」から青森県交通安全計画へのフィードバック

交通安全白書とは、交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)第13条の規定に基づき、政府が毎年国会に提出することとされている年次報告書である。交通事故の状況、交

通の安全に関する施策に係る計画及び交通の安全に関して講じた施策の概況に関する報告が記載されている。

また、都道府県においても交通事故の状況や対策を取りまとめ、県民に分かりやすく交通事故の実態を伝えることにより、交通事故を防止する手段として交通白書を作成して利用しているところがある。

青森県警察では「交通年鑑あおり」を毎年発行しており、内容を見ると交通白書に相当するものである。令和6年分からは青森県警察のホームページで公開されている

青森県交通安全対策会議では、「交通年鑑あおり」の青森県交通安全計画のフィードバックとして毎年、青森県交通安全実施計画を発行するとともに、青森県交通安全県民運動実施要綱案1年間重点・春夏編 2秋冬編を発行して「交通年鑑あおり」がPDCAサイクルのCheckの役割を担っている。

2. 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は見られなかった。

第3項 テレビのCM放映

1. 監査対象項目の概要

(1) 監査対象とした理由

テレビのCM放映について有効性の観点から監査対象項目とした。

(2) 監査対象部署

交通部 交通企画課

2. 現状におけるテレビ放映

①テレビ出演、CMによる広報

交通企画課員、県地域生活文化課員等で地元民放のテレビ情報番組に出演し、自転車ヘルメット着用を呼びかけるとともに、ヘルメット着用広報に係るCMを制作、放映し、「#チャリマウント」というキャッチフレーズを活用し、分かりやすくヘルメット着用を訴えた。また、CMや情報番組において、様々な形状のヘルメットを着用、紹介し、若年層が持つ「ゾウ」というイメージの払拭に努めた。

(出所:交通企画課の資料)

②県と連携したテレビCMによる広報

県広域広報課と連携し、運転者に対しては「薄暮・夜間時間帯の早め点灯」、歩行者の活用、歩行者に対しては「反射材と明るい色の服の着用」を呼び掛けるテレビCMを制作した。CMは令和6年11月18日から同月30日までの間、県内の民間放送局にて計10回、高齢者の視聴者が多いとされる朝夕の情報番組放映時間帯に放映され、広く県民に薄暮・夜間における早め点灯、反射材着用等の重要性について訴えた。

(出所:交通企画課の資料)

3. 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は見られなかった。

第4項. 自動車OSS

1. 監査対象項目の概要

- (1) 監査対象とした理由
自動車OSSについて効率性、有効性の観点から監査対象項目とした。
- (2) 監査対象部署
交通部 交通規制課
- (3) 自動車OSSについて

自動車OSSとは、「自動車保有関係手続のワンストップサービス」の略称で、自動車の保有に必要な各種手続き(検査・登録、保管場所証明、税の申告・納付など)をインターネット上で一括して行えるサービスである。これまで運輸支局や警察署などに出向く必要があった手続きがオンラインで完結し、時間と手間を削減できる。なお、OSSシステムは、システムの賃借料のほか、全国の警察でシステムを共同利用していることから、全国の警察で組織されるOSS推進警察協議会に青森県警察が負担金を支払う必要がある。

【図表 14—3—2 青森県のOSS利用状況】

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保管場所申請数	66,420件	70,162件	69,155件
OSS申請数	13,430件	15,585件	16,367件
OSS申請率	20.2%	22.2%	23.7%

【図表 14—3—3 全国のOSS利用状況】

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保管場所申請数	7,138,380件	7,452,079件	7,550,292件
OSS申請数	1,421,481件	1,641,868件	1,791,588件
OSS申請率	19.9%	22.0%	23.7%

2. 監査の結果及び意見

(意見44) 自動車OSSの利用率拡大について

青森県のOSS申請率は全国総計と比較してほぼ同程度となっている。令和6年度のOSS申請率は、青森県全国総計ともに23.7%と低調である。OSSはオンラインの活用により申請者が手続きの時間と手間を削減できるシステムではあるが、申請手続きを新たに覚える必要がある、誤申請した際の修正手続きが面倒であるなどの理由から書面による申請方法を選ぶ人が多く利用率は低調のままである。利用率向上を妨げている要因を把握し、改善することにより利用率の向上を図ってほしい。

第5項. 放置違反金

1. 監査対象項目の概要

- (1) 監査対象とした理由
放置違反金について合規性の観点から監査対象項目とした。
- (2) 監査対象部署
交通部 交通指導課
- (3) 放置違反金について

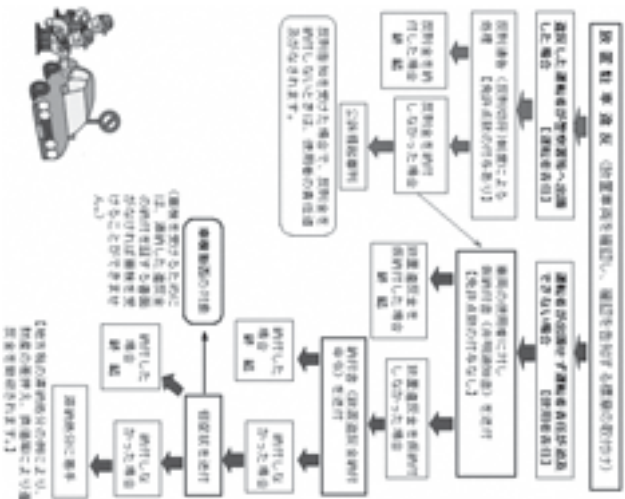
放置違反金とは、駐車違反をした運転者が特定できない場合に、車両の使用業者(使用者義務者)に科される行政制裁金である。

【図表 14—3—4 放置違反金の発生件数・請求金額】

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
発生件数	1,692件	1,677件	1,589件
請求金額	24,324,000円	23,001,000円	24,703,000円

※ 請求金額はその年に請求した金額であり、延滞金なども含んでいる。

【図表 14—3—5 放置駐車違反】



(出所:長野県警察ホームページ)

【図表 14—3—6 放置違反金の滞納処分結果】

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
滞納処分件数	12件	13件	20件
差押回収件数	12件	7件	13件
差押回収金額	225,000円	129,000円	241,000円

時刻は5年。請求を続けていても5年経過後は時刻を迎える。

【図表 14—3—7 放置違反金の時刻を迎えたもの】

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
時刻件数	2件	4件	3件
時刻金額	46,000円	96,000円	69,000円

2. 監査の結果及び意見
特に問題となる事項は見られなかった。

第6項. 3Dレーザースキャナー

1. 監査対象項目の概要
 - (1) 監査対象とした理由
3Dレーザースキャナーは交通関係における技術として重要と考え、有効性の視点から監査対象とした。
 - (2) 監査対象部署
交通部 交通指導課
 - (3) 3Dレーザースキャナーについて
3Dレーザースキャナーとは、交通事故現場の状況を立体的にデジタルデータ化し、事故原因の究明や再発防止に役立つための交通分野の技術である。道路や車両、遺留品などの位置関係を正確に記録し、パソコン上で360度あらゆる角度から確認したり、衝突状況をアニメーションで再現したりすることが可能になる。これにより、従来の平面的な写真による検証よりも効果的かつ正確な捜査が可能となる。
主に死亡事故、重傷ににつながるような重大な事故、危険運転などで使用されている。また、裁判員裁判の導入により、より証拠をそろえる必要性があり、その観点からも使用実績が増えている。現在、青森県では3Dレーザースキャナーを1台保有している。令和6年に3D撮影の対象となった事案は27件。令和7年は8月末時点において13件である。近県でも1台保有している県が多く、現時点では1台で不自由していることはないとのこと。
2. 監査の結果及び意見
特に問題となる事項は見られなかった。

第7項. 青森県運転免許センター

1. 監査対象項目の概要
 - (1) 監査対象とした理由
青森県運転免許センターは交通部の中で主要な業務を担う部署として位置づけられているので有効性の視点から監査対象とした。
 - (2) 監査対象部署
交通部 運転免許課、総務室 厚生課
 - (3) 青森県運転免許センターの職員数

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
職員数	54人	53人	52人
うち、育児休暇中	3人	4人	3人
2. 監査の結果及び意見
(意見 45) 青森県運転免許センターの産業医選任について
労働安全衛生法第13条第1項では、「事業者は政令で定める規模の事業場ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、医師のうちから産業医を選任し、その者に労働者の健康管理その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。」とされ、労働安全衛生法施行令第5条では、「法第13条第1項の政令で定める規模の事業場は、常時50人以上の労働者を使用する事業場とする。」とされている。
青森県警察では、従来から本部を含む11の事業場において産業医を選任していた。しかし、今回の監査において産業医の選任が対象となったため、改めて県担当者が確認したところ、青森市の青森県運転免許センターにおいて常時雇用する従業員が50人以上であったにも関わらず、産業医を選任していないことが判明した。育児休業中の従業員を常時雇用する従業員から除外して計算していたため、50人未満であったとの認識違いがあったようである。令和7年9月1日付けで運転免許センターにおいて産業医を選任しており、現在状況は改善されているようであるが、従来は労働安全衛生法違反の状態であったことになる。今後も関連法令の理解に努め、法令遵守を徹底してほしい。

第4節. 交通部の対象事業の概要と監査結果

番号	事業名称	所管課
第1項	交通安全施設整備事業	交通規制課

第1項. 交通安全施設整備事業

- 1. 事務事業名
交通安全施設整備事業
- 2. 担当部局課
交通部 交通規制課
- 3. 事業内容及び内容
交通死亡事故の更なる抑止と交通の円滑化を推進するための交通安全施設の適正な整備に要する経費
交通安全施設(交通管制、信号機、道路標識及び道路標示等)の新設・更新・撤去等

4. 活動実績

【図表 14-4-1 交通安全施設整備事業の令和6年度実績】

<input type="checkbox"/>	交通管制センター稼働更新 1式
<input type="checkbox"/>	情報収集装置更新 60基
<input type="checkbox"/>	情報収集提供装置更新 6基
<input type="checkbox"/>	信号機制御機更新 111基
<input type="checkbox"/>	信号機電源付加装置更新等 2基
<input type="checkbox"/>	車両用灯具LED式更新 491灯
<input type="checkbox"/>	歩行者用灯具LED式更新 422灯
<input type="checkbox"/>	矢印・車灯器LED式更新 28灯
<input type="checkbox"/>	信号機新設 1基
<input type="checkbox"/>	路側式道路標識新設 12基
<input type="checkbox"/>	横断歩道更新 5,493本(うち、R5からの繰越分2,554本)
<input type="checkbox"/>	表線標示更新 66,326km
<input type="checkbox"/>	図示標示更新 10,122個(うち、R5からの繰越分9,382個)
<input type="checkbox"/>	信号機移設 87箇所
<input type="checkbox"/>	大型標識移設・撤去等 14基
<input type="checkbox"/>	信号柱更新 91本
<input type="checkbox"/>	信号機撤去 13基
<input type="checkbox"/>	対向車接近表示装置撤去 1基
<input type="checkbox"/>	車両感知器撤去 1基
<input type="checkbox"/>	大型反射式道路標識更新 96基
<input type="checkbox"/>	路側式道路標識更新 2,188基(うち、R5からの繰越分682基)

(出所:所管課資料)

5. 事業の実績

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
当初予算	1,287,470	1,296,014	1,806,753	
実績	1,215,202	1,229,373	1,744,248	
財源内訳				
国庫支出金	141,691	145,071	219,280	警察施設等整備費補助金
諸収入	7,172			契約解除違約金
債	273,000	264,000	528,000	
一般財源	793,339	820,302	996,968	

令和6年度の決算額の主な内容

(単位:千円)

節	令和6年度決算額	主な内容
委託料	14,111	路側式道路標識補強業務委託
工事請負費	1,730,137	信号機等交通安全施設工事費
合計	1,744,248	

(出所:所管課資料)

本事業は、交通死亡事故の抑止と交通の円滑化を推進することを目的として、交通安全施設の新設・更新・撤去等、適正な整備を行う事業である。

交通安全施設の新設・更新・撤去等は、住民の要望や事故発生現場の状況に基づき、実態調査を行い、整備が必要であると判断すれば計画を立て次年度に工事を実施している。現在、青森県では交通安全施設の新設よりも撤去案件が多い。道路100キロあたりの信号機、横断歩道、道路標識が他県に比較して多い傾向にある。現場調査をして、横断歩道が他にある、交通量が少ないなど判明した場合に撤去を検討することになる。なお、整備前に詳細な調査を実施し、効果を十分に予測してから整備を実施するので、特に必要が生じない限りは整備後の事後的な効果測定は実施していない。

令和4年度5年度に比較して令和6年度の子算実績数値が増加している。これは、交通管制センターの警察本部への移転に要する費用である。

従来、入れについては調査基準価格を利用していたが、令和6年4月1日以降に入札公告した分から最低制限価格を利用することになった。調査基準価格を下回った業者に決定した場合は、その価格で実際に履行できるのかどうか調査する必要があり、工事完成までに時間を要していた。最低制限価格を利用することにより、青森県警察が業者に支払う価格は上がったものの、交通安全施設の迅速な整備が可能となった。交通安全施設の新設は県民の安全にかかわることであり、コストよりも迅速な整備を優先している。

6. 監査の結果及び意見
(意見46)交通安全施設整備後の効果測定について

青森県警察では、交通安全施設の整備について、整備前の詳細な調査によって、整備後の効果を予測したうえで新設・更新・撤去等を決定していることから、特に必要が生じない限りは整備後の事後的な効果測定は実施していないとのことである。しかし、交通安全施設の整備は多額の経費が発生するものであり、事前に詳細に効果予測をしたとしても、予測通りの機能しているかどうか、事後的な検証をして次の整備に生かしていくことが必要であると考える。事後的な効果測定の実施についてご検討いただきたい。

第15章 警備部

第1節. 警備部の概要

警備部の仕事は、テロやテロ行為の未然防止、要人の警護、災害時の救助、治安維持など、社会の安全を確保するための幅広い活動です。主な内容としては、暴徒の鎮圧、テモの整理、災害時の避難誘導や救助、要人の警衛警護などがあります。

警備部の主な仕事内容:

項目	主な内容
テロやテロ行為の未然防止・検挙	テロやテロ行為の発生を防ぐために、情報収集や監視、警戒活動を行う。
要人の警護	天皇陛下や皇族、国内外の要人の安全を守る警護活動を行う。
災害時の救助活動	地震や水害などの災害発生時には、被災者の救出・救助や避難誘導を行う。
雑踏警備	祭礼やイベントなど、人が集まる場所での事故防止や交通誘導を行う。
重要施設の警戒・警備	空港や港湾施設など、重要な施設を警戒・警備し、テロなどからの被害を防止する。
治安維持	暴徒の鎮圧やテモの整理など、治安維持活動を行う。
その他	極左暴力集団や不法滞在者の取締り、警察用航空機の運用など、その他の業務も行う。

第2節. 警備部の監査対象項目と対象部署

項目番号	監査対象項目	所管課
第1項	大型自動車第一種免許取得費用の公費負担関係	機動隊
第2項	小型船舶免許取得者の推移について	機動隊

第3節. 警備部の監査対象項目の概要と監査結果

第1項 大型自動車第一種免許取得費用の公費負担関係

1. 監査対象項目の概要

(1) 監査対象とした理由

大型自動車第一種免許は警察活動の中で必要であるものとして、有効性の観点から監査対象項目とした。

(2) 監査対象部署

警備部 機動隊

(3) 大型運転免許に係る現況

- ✓ 機動隊では部隊員輸送のための大型バスや資機材運搬のためのトラック等を保有している。
- ✓ 全国的に配備されるバスの規格が「中型」から「大型」に切り替えられているため、大型運転免許が必要な車両台数が増加の見込みである。
- ✓ 毎年、各都道府県で開催される国民行事の際に、全国的な大規模警備が実施されるため遠隔地に機動隊員が派遣される。
- ✓ 近年、教多く発生している地震や台風などの自然災害対応については、本県だけではなく他県への出動も実施している。
- ✓ 不審物対応、海難救助、山岳遭難に対する出動要請も日常的に発生している。
- ✓ 要人警護体制が強化され、選挙応援演説等に対する出動等も実施している。
- ✓ 県内には、原子力関連施設が所在しており警備を担っている。

(4) 令和6年度における大型運転免許取得経費執行額

取得者人員	負担金、補助金及び交付金	役務費
機動隊員 2名	自動車教習所料金 844,780円	大型第一種免許受検料
警察署員 2名	自動車教習所料金 717,190円	14,400円
執行額	1,576,370円	

(出所:所管課作成資料を編集)

大型自動車第一種免許取得費用は、全額公費(県費)によって賄われている。

2. 監査の結果及び意見

(意見47)大型自動車第一種免許取得者の増加に向けて

ヒアリングの結果、大型自動車第一種免許取得者のニーズは高いが、予算措置との関係から計画的に取得させようとしたことであつた。しかしながら、現状における数名の予算額では、現況における必要とされる大型自動車を運転する者のニーズに対して不足となる事態に陥る可能性があるのではないかと懸念を抱く。実際の大型自動車の運行にあたっては、運転者のみならず交替

要員も必要であり、多くの大型自動車第一種免許取得者が必要なのは、云わずもがらと思われるが、予算申請に際しては例年よりも増額することを願いたい。

第2項 小型船舶免許取得者の推移について

1. 監査対象項目の概要

(1) 監査対象とした理由

小型船舶免許取得者の推移について有効性の観点から監査対象とした。

(2) 監査対象部署

警備部機動隊

(3) 小型船舶免許取得者の状況

青森県警機動隊では、人命救助活動を主な目的として、ゴムボートを中心に12隻の小型船舶を保有している。小型船舶操縦には免許が必要であり、即時の救助要請に応じるため、計画的な免許保有人員の確保が求められる。免許の有効期限は5年であり、更新時には講習を受講する必要がある。令和7年9月において、機動隊所属の免許保有者は16人である。また、令和3～6年度は毎年2名が小型船舶免許の取得試験を受験している。免許取得者は、令和3～5年度が2名、令和6年度が1名だった。

2. 監査の結果及び意見

機動隊員の小型船舶免許取得は計画的に行われており、人命救助等に即時対応できる体制も整っていた。特段の指摘すべき事項は発見されなかった。

第4節. 警備部の対象事業の概要と監査結果

対象事業一覧

項目番号	事業名称	所管課
第1項.	災害対策警察活動基盤整備事業	警備第二課

第1項. 災害対策警察活動基盤整備事業

1. 事務事業名

災害対策警察活動基盤整備事業

2. 担当部署課

警備部 警備第二課

3. 事業目的及び内容

大規模災害発生時の警察活動に必要な資機材の整備

4. 活動実績

・災害救助用機材(非常食、感染症防護対策キット、衛星携帯電話機)整備

5. 事業の実績

(単位:千円)

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
当初予算	7,656	7,006	16,753	
実績	9,522	6,856	14,820	
財源内訳				
国庫補助金	85	84	69	警察行政費補助金
諸収入	1,953			動産損害保険
負債			5,000	
一般財源	7,484	6,772	9,751	

令和6年度の決算額の主な内容 (単位:千円)

節	令和6年度決算額	主な内容
需用費	3,678	非常食、感染症防護キット
役務費	4,264	衛星携帯電話回線使用料
委託料	1,198	災害模擬現場設置委託
備品購入費	5,680	衛星携帯電話
合計	14,820	

(出所:所管課資料)

6. 監査人の所見

本事業は、大規模災害発生時の警察活動に必要な資材の整備する事業であり、非常食、感染症防護キットの更新や衛星携帯電話回線使用料は毎年同程度の子算になっている。想定外の大規模災害時にはその時に予算がつくので平常時は上記のような予算となっている。

令和6年度の災害模擬現場設置委託は3年に一度北3県持ち回りで実施する事業であり、令和6年度は青森県が担当であった。緊急防災・復旧事業債5,000千円は衛星携帯電話の購入費補助として国から補助を受けたものである。

7. 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は見られなかった。

第16章 警察学校

第1節 監査対象項目の概要

(1) 監査対象とした理由

警察学校は、警察職員(警察官、警察行政職員など)を教育・訓練する機関であり、今後の警察活動を担う人材を育成する機関として、その運営状況は監査の有効性の視点から考えて重要と考えて監査対象とした。

(2) 監査対象部署

警察学校

(3) 警察学校施設の概要

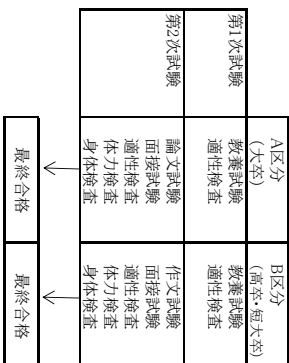
名称	青森県警察学校	
運営方針	警察職員の職務倫理の醸成と警察活動に必要な知識・技能の修得、体力、気力、判断力及び行動力を養うための教養を行うものとする	
所在地	青森市大字新城字天田内130-5	
主要施設	本館棟	教官室、校長室、応接室、多目的室、医務室、ライブラリー、食堂、柔道場、剣道場、講堂、第1～第7教場、OA教場、LL教場、カールチヤールーム
	寮棟	3つの寮
	体育館棟	体育館、音楽隊施設、射撃場
	付属施設	模擬家屋、模擬交番、車庫、物干場
グラウンド	トラック	

(4) 教職員体制

学校長以下19人(警察官16人、警察行政職員3人)の体制で行っている。

(5) 採用

採用はA区分、B区分に分かれ、それぞれ第1次試験と第2次試験の選考を経て、合否判定が行われる。合格者は、警察学校に入校する。



(6) 過去5年間の入校者数・卒業者数の推移及び退職理由

①過去5年間の入校者・卒業者の推移

入校者	区分	人数				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
短期課程	短期課程	28	39	42	40	32
長期課程	長期課程	43	38	40	38	31
計		71	77	82	78	63
卒業者	卒業者	42	22	35	34	30
退職者	退職者	28	37	39	38	30
計		70	59	74	72	60
警察行政職員	警察行政職員	39	42	21	34	34
初任科	初任科	11	11	8	14	10

②短期課程、長期課程の内容

課程	内容
短期課程	大学卒業程度 初任科 6か月、職場実習 3か月、初任補修科 2か月、実戦実習 4か月 計15か月
長期課程	高校卒業程度 初任科 10か月、職場実習 3か月、初任補修科 3か月、実戦実習 5か月 計21か月

③入校者に対する卒業者の割合

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
短期課程 (%)	100	97.4	95.2	95.0	96.9
長期課程 (%)	97.7	100	97.2	89.5	83.0

(出所：警察学校の資料)

長期課程の令和5年度、令和6年度の卒業者の割合が徐々に減少している。

④主な退職理由

「寮生活、規律になじまない」、「警察官としての適性が無いと実感した」等が主な退職理由である。

第2節. 監査の結果及び意見

(意見48) 警察学校の卒業を待たずに退職する者を減少させる方策について

長期課程の退職者は令和5年度、令和6年度と増加傾向にある。第1次試験、第2次試験に合格し、晴れて警察学校に入校したものの、寮生活、規律になじまない等の理由で退職してしまうのは青森県の警察行政にとっても損失である。退職者をゼロにすることは難しいことであろうと思われるが、これまでの警察学校での経験や入校者の警察学校での日常の生活態度等を人間観察している中で改善に結びつくヒントを得ることができないだろうか。人口減少化時代に向けて、警察の人材資源を確保するために、様々な角度から検討を加えて改善されることを期待したい。

第17章 警察署

第1節. 警察署の分掌業務概要

青森県の三大警察署である青森警察署、八戸警察署、弘前警察署の分掌業務をもとに課別の分掌業務をまとめたものが以下の資料である。

【図表17-1-1 青森警察署、八戸警察署、弘前警察署の課別分掌業務】

課名	主な業務内容
警務課	各種広報活動関係 警察安全相談関係 犯罪被害者支援関係 警察官採用募集関係
留置管理課	被留置者の処遇関係
会計課	遺失物(落とし物・拾い物)関係 庁舎等施設の維持管理関係
生活安全課	許可事務(鉄砲・質屋・古物商・風俗営業)関係 DV・ストーカー関係 行方不明者(家出人)関係 少年事件関係
地域課	パトロール関係 雑踏警備関係
刑事第一課	犯罪捜査(殺人・強盗・放火・窃盗等)関係 各種鑑識活動関係
刑事第二課	犯罪捜査(詐欺・横領等)関係 犯罪取締り(暴力団・銃器・薬物・選挙違反)関係
交通課	交通安全教育・交通安全運動関係 交通事故捜査 交通指導取締り関係 保管場所(車庫)証明・道路使用許可関係 道路標識・信号機関係 運転免許関係
警備課	犯罪取締り(テロ等)関係 国内外の要人警護関係 災害発生時の救助活動関係

(出所：青森県警察)

第2節. 監査対象とした警察署の概要

第1項. 青森警察署の概要

名称	青森県青森警察署
所在地	青森市安方2丁目15-9
管轄区域	青森市(青森県青森南警察署の管轄区域を除く。)・東津軽郡のうち平内町・上北郡のうち七戸町(みちのくノベル内の区域に限る。)
交番	平内、青森駅前、中央、堤町、西部、浪打、つぐだ、三内丸山、筒井、みなみ、新城、八甲田
警察官駐在所	東部、油川、戸山、浜館、荒川、後潟、高田、浅虫、清水川、山口
警備派出所	青森空港警備
管内情勢	管内人口(人)※1 254,492 管内面積(k㎡)※2 909.57
定員※3	323
事件等の発生状況※4	刑法犯認知件数(件) 1,263 交通事故発生件数(件) 546

※1 管内人口は令和7年4月1日現在の住民基本台帳による。
 ※2 管内面積は令和6年10月1日現在の国土交通省国土地理院調査による。
 ※3 定員は令和7年4月1日現在のもの。
 ※4 事件等の発生状況は令和6年中のもの。



(出所：青森県警察ホームページ)

青森警察署(おおもりけいいさつしよ)は、青森県のほぼ中央に位置し、「ねぶた祭」の青森市、「ネタテ王国」の平内町の1市1町を管轄に約13万世帯(旧浪岡町を含まず)の治安を守る警察署です。管内には23の交番・駐在所・警備派出所があり、各種事件・事故へ対応しています。

第2項. 八戸警察署の概要

名称	青森県八戸警察署
所在地	八戸市城下1丁目16-25
管轄区域	八戸市、三戸郡のうち階上町
交番	八戸駅前、小中野、中央、糠家、亮市、みなと白銀、下長、階上
警察官駐在所	館、大館、南郷、是川、島守、種差、豊崎、旭ヶ丘、市川、鮫、沼館、白山台
警備派出所	水上警備
管内情勢	管内人口(人)※1 226,202 管内面積(k㎡)※2 399.56
定員※3	290

事件等の発生状況※4	刑法犯認知件数(件) 736 交通事故発生件数(件) 485
------------	---

※1～※4 青森警察署に記載したものと同様である。




(出所：青森県警察ホームページ)

八戸警察署は、青森県の南部に位置し、八戸市、階上町の治安を守る警察署です。管内には8交番・12駐在所と水上警備派出所があり、各種事件・事故に対応しています。

第3項. 弘前警察署の概要

名称	青森県弘前警察署
所在地	弘前市大字八幡町3-3-2
管轄区域	弘前市、中津軽郡、南津軽郡のうち藤崎町、北津軽郡のうち板柳町
交番	板柳、弘前駅前、中央、掛形、坂東、南
警察官駐在所	石川、桜ヶ丘、相馬、藤代、新和、岩木、船沢、高杉、裾野、城西、宮園、藤崎、常盤、西目屋、治川
警備派出所	—
管内情勢	管内人口(人)※1 185,497 管内面積(k㎡)※2 849.39
定員※3	240
事件等の発生状況※4	刑法犯認知件数(件) 792 交通事故発生件数(件) 231

※1～※4 青森警察署に記載したものと同様である。



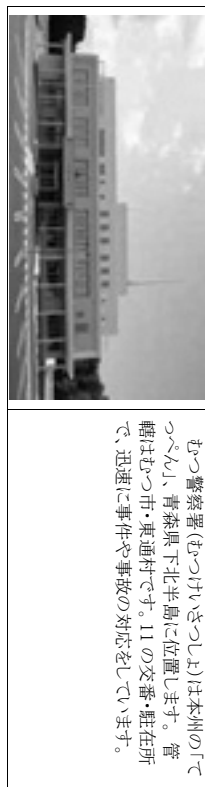
(出所：青森県警察ホームページ)

弘前警察署(ひろさきけいいさつしよ)は青森県津軽地方の中心部に位置し、弘前市・藤崎町・板柳町・西目屋村を管轄している警察署です。管内には21の交番・駐在所があり、各種事件・事故へ迅速に対応しています。また、みなさんからの相談等に適切に対応して、その解決に努めています。

第4項.むつ警察署の概要

名称	青森県むつ警察署
所在地	青森県むつ市中央1-9-1
管轄区域	むつ市、旧大畑町、旧川内町、旧脇野沢村、東通村
交番	田名部、大湊、下北駅前
警察官駐在所	大畑、川内、脇野沢、近川、間原、岩屋、白糠、砂子文
警備派出所	—
管内情勢	管内人口(人)※1 管内面積(km ²)※2
定員※3	56,455 1,159.52
事件等の発生状況※4	刑法犯認知件数(件) 178 交通事故発生件数(件) 87

※1～※4 青森警察署に記載したものと同様である。



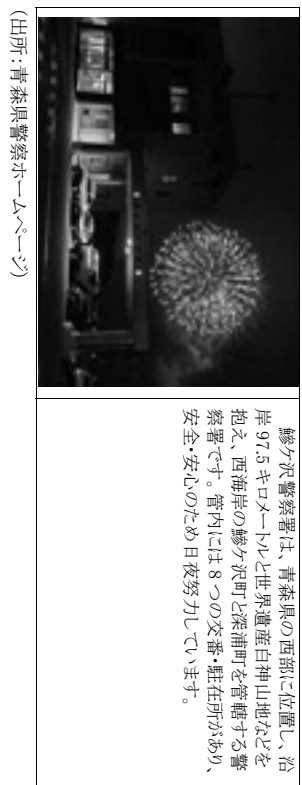
(出所:青森県警察ホームページ)

むつ警察署(むつけいさつしよ)は本州の「てつべん」し、青森県下北半島に位置します。管轄はむつ市・東通村です。11の交番・駐在所で、迅速に事件や事故の対応をしています。

第5項.鯉ヶ沢警察署の概要

名称	青森県鯉ヶ沢警察署
所在地	青森県西津軽郡鯉ヶ沢町大字本町207
管轄区域	鯉ヶ沢町、深浦町
交番	鯉ヶ沢警察署内、深浦
警察官駐在所	舞戸、赤石、鳴沢、北金ヶ沢、鷹木、岩崎、大間越
警備派出所	—
管内情勢	管内人口(人)※1 管内面積(km ²)※2
定員※3	15,125 831.99
事件等の発生状況※4	刑法犯認知件数(件) 39 交通事故発生件数(件) 20

※1～※4 青森警察署に記載したものと同様である。



(出所:青森県警察ホームページ)

鯉ヶ沢警察署は、青森県の西部に位置し、沿岸97.5キロメートルと世界遺産白神山などを抱え、西海岸の鯉ヶ沢町と深浦町を管轄する警察署です。管内には8つの交番・駐在所があり、安全・安心のため日夜努力しています。

【意見49】鯉ヶ沢警察署の写真は、夜の花火打ち上げ時(?)の写真のようであるが、日中の写真が適切ではないだろうか。

第6項.その他の警察署
監査対象として選定しなかった警察署の中で監査過程において気づいた点について意見として申し述べる。

【意見50】青森県警察ホームページにおける警察管轄地域の明示について

下表から明らかのように青森県の市町村には、複数の警察署が関与される市町村がある。

【図表17-1-2 複数の警察署が関与される市町村】

市区町村	管轄警察署
青森市	青森警察署、青森南警察署
七戸町	七戸警察署、青森警察署
東北町	七戸警察署、三沢警察署、野辺地警察署
六戸町	十和田警察署、三沢警察署

(出所:警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例)

居住している住民は、どこかの警察署に連絡すればよいのかについては承知している筈であるが、青森警察のホームページを見る限り複数の市町村を管轄する警察署には情報も地図もない。青森南警察署は、市町村合併前の浪岡町ということで明確であると思われるが、七戸町、東北町、六戸町については、管轄地域を示した地図があった方がよいと思われる。

第3節. 警察署の監査対象項目

監査項目(共通)

項目番号	監査対象項目
第1項.	遺失物の取扱い
第2項.	拾得金・物の管理
第3項.	小口現金の管理
第4項.	物品の管理
第5項.	捜査費
第6項.	旅費精算遅延の有無
第7項.	「青森県警察災害警備計画の修正について」の整備状況

第4節. 警察署の監査対象項目の概要と監査結果

第1項. 遺失物の取扱い

遺失物の取扱いについては、青森県警察における遺失物等の取扱いに関する訓令(平成19年11月26日本部訓令第20号)に基づき処理を行っている。
遺失物取扱規程の項目に関して、青森県警察、警視庁、大阪府警察を比較したものが以下の表である。

警視庁は、警視庁遺失物取扱規程を基に「警視庁遺失物取扱規程実施要綱」を作成したもので、以下はその要綱の項目である。
大阪府警察は、大阪府遺失物取扱規程を基に「大阪府遺失物取扱規程の運用について」を作成したもので、以下はその項目である。

【図表17-4-1 遺失物の取扱いの比較】

青森県警察	警視庁	大阪府警察
第1条(趣旨) 第2条(用語の意義) 第3条(物件の提出を受ける窓口) 第4条(交番等において提出を受けたときの措置) 第5条(施設において拾得された物件の取扱い) 第6条(制窃) 第7条(遺失届を受ける窓口) 第8条(交番等において遺失届を受けたときの措置) 第9条(特殊な物件に係る遺失届を受けたときの措置) 第10条(遺失届との照合)	第1 警視庁遺失物総合管理システム 第2 拾得物受理時の措置 1 拾得届受理上の留意事項 2 警察署及び交番等における受理要領 3 乗権の申出に対する取扱い 4 乗権又は失権に係る預り書の交付 5 拾得物の送付及び引継要領 6 埋蔵物の取扱い 7 犯罪の犯人が占有していたと認められる物件の取扱い 第3 拾得物の公告等	第1 総則(第1章) 第2 提出物件等の受理(第2章) 第3 遺失届の受理(第3章) 第4 遺失者の調査(第4章) 第5 埋蔵物等の取扱い(第5章) 第6 公告(第6章) 第7 提出物件の出納保管(第7章) 第8 提出物件の返還及び引渡し(第8章) 第9 提出物件に係る処理等(第9章) 第10 帰属物件の処理(第10章)

青森県警察	警視庁	大阪府警察
第11条(提出物件等の有無の照合等) 第12条(提出物件の保管) 第13条(提出物件の処分) 第14条(提出物件を返還等する窓口) 第15条(提出物件を返還しようとする場合等における通知の方法) 第16条(現金の小切手による返還等) 第17条(国に帰属した物件の取扱い) 第18条(国に帰属した物件の取扱い) 第19条(警察本部の施設における物件の取扱い) 第20条(検査) 第21条(警察署における指導) 第22条(細目的事項)	第1 遺失者等の調査 1 在中品からの調査 2 会計係又は遺失物センターによる調査 3 電話速報を必要とする拾得物 第2 遺失届受理時の措置 1 遺失届出書の受理 2 遺失届出書の送付 3 危険物等に対する緊急措置要領 4 預り書の遺失届の受理 第3 拾得物の返還 1 遺失者等に対する通知 2 遺失者等の身分確認 3 返還手続 4 費用及び報労金に関する説明 5 拾得者に対する返還通知等 第4 拾得物の売却及び廃棄等 第5 拾得物の引渡し 1 一般的取扱要領 2 引渡しの特例措置 第6 費用の請求 第7 東京部等に帰属した拾得物の処理 第8 施設占有者等に対する指導及び助言 第9 施設占有者等に対する指示 第10 備付帳簿 1 警察署及び交番等の備付帳簿 2 拾得物件一覽簿等の整備	第11 引継ぎ及び検査(第11章) 第12 報告(第12章) 第13 補則(第13章) 第14 預り書の再交付(第14章)

監査人の所見

①青森県警察における遺失物等の取扱いに関する訓令には、埋蔵物等の取扱い、提出物件に係る売却等の規定がないが、「遺失物等の取扱いに関する運用要領」の制定について(令和5年2月 非公開)によって運用している。

②警視庁では、「拾得物の金庫等の鍵は、会計責任者が施設設備のある場所に保管して一元的に管理するものとする。」と明確に拾得物の金庫等の鍵に関する管理について規定しているが、青森県警察における遺失物等の取扱いに関する訓令ではこのような記載がないが、「遺失物等の取扱いに関する運用要領」の制定について(令和5年2月 非公開)によって運用している。

【図表17—4—2 拾得物の保管】

(拾得物の保管)	
第10条 署長は、第5条第1項の規定により送付された拾得物については、亡失、損傷等を防止するため、施設設備のある保管庫、倉庫等に保管するものとする。ただし、現金については、原則として、速やかに預託するものとする。	
2 交番等において受理した拾得物は、署長に送付するまでの間、備付けの遺失物保管庫に保管するものとする。ただし、拾得物の形状、内容等により遺失物保管庫に保管することが適当でないと思われる物件については、直ちに関係書類とともに署長に送付すること。	
(出所:警視庁遺失物取扱規程)	

第2項、拾得金・物の管理

- 1 拾得金・物の管理の概要
- 拾得金・物の管理の概要について、以下にその要点を示す。

【図表17—4—3 拾得金・物の管理の概要】

警察への提出義務	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 拾得者は、拾った物件を速やかに遺失者に返還するか、警察署長に提出する義務がある。 ✓ 拾得者は、拾った日から原則7日以内に警察署に届け出ないと、所有権や報労金の権利を失う。
施設内で拾った場合	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 施設内で落とし物を拾った場合は、速やかに施設に届け出る必要がある。 ✓ 届け出を受けた施設は、速やかに遺失者に返還し、又は警察署長に提出する。
保管期間と所有権の取得	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 落とし物の保管期間は、原則として3ヶ月。 ✓ この期間内に落とし主が見つからなかった場合、拾得者(または施設)が所有権を取得することができる。 ✓ 所持が禁止されている物や個人情報(記録された物(クレジットカード、身分証明書、携帯電話など)の所有権は、拾得者が取得することはできない。
拾得者の権利	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 報労金請求権(遺失者に返還された場合、遺失者から落とし物の価値の5%から20%相当額の報労金を受け取ることができる。) ✓ 所有権取得権(保管期間内に落とし主が見つからなかった場合、当該物件の所有権を取得できる権利) ✓ 費用請求権(落とし物を遺失者に引き渡す際に要した運搬費用などを請求できる場合がある)

(出所:関連資料に基づいて監査人が作成)

2 拾得金・物の管理の規定

拾得金・物の管理は、遺失物法と青森県警察における遺失物等の取扱いに関する訓令に基づいて取り扱われている。

ここでは、遺失物法の主要部分を抜粋して次頁に示す。

【図表17—4—4 拾得金・物の管理の規定】

第2節 警察署長等の措置	
(書面の交付)	
第5条 警察署長は、前条第1項の規定による提出(以下この節において単に「提出」という。)を受けたときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、拾得者に対し、提出を受けたことを証する書面を交付するものとする。	
(遺失者への返還)	
第6条 警察署長は、提出を受けた物件を遺失者に返還するものとする。	
(公告等)	
第7条 省略	
(警察本部長による通報及び公表)	
第8条 省略	
(売却等)	
第9条 警察署長は、提出を受けた物件が滅失し、若しくは毀損するおそれがあるとき又はその保管に過大な費用若しくは手数料を要するときは、政令で定めるところにより、これを売却することができる。ただし、第三十五条各号に掲げる物のいずれかに該当する物件については、この限りでない。	
2 警察署長は、前項の規定によるほか、提出を受けた物件(埋蔵物及び第三十五条各号に掲げる物のいずれかに該当する物件を除く。)が次の各号に掲げる物のいずれかに該当する場合において、公告の日から二週間以内(その遺失者が判明しないときは、政令で定めるところにより、これを売却することができる。	
一 傘、衣類、自転車その他の日常生活の用に供され、かつ、広く販売されている物であつて政令で定めるところのもの	
二 その保管に不相当な費用又は手数料を要するものとして政令で定める物	
3 前二項の規定による売却(以下この条及び次条において単に「売却」という。)に要した費用は、売却による代金から支弁する。	
4 売却をしたときは、物件の保管、返還及び帰属については、売却による代金から売却に要した費用を控除した残額を当該物件とみなす。	
(処分)	
第10条 警察署長は、前条第1項本文又は第二項に規定する場合において、次に掲げるときは、政令で定めるところにより、提出を受けた物件について廃棄その他の処分をすることができる。	
一 売却につき買受人がないとき。	
二 売却による代金の見込額が売却に要する費用の額に満たないと認められるとき。	
三 前条第1項ただし書に該当するときその他売却をすることができないと認められるとき。	
(返還時の措置)	
第11条 警察署長は、提出を受けた物件を遺失者に返還するときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、その者が当該物件の遺失者であることを確認し、かつ、受領書と引換えに返還しなければならぬ。	
2 警察署長は、拾得者の同意があるときに限り、遺失者の求めに応じ、拾得者の氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏名等」という。)を告知することができる。	
3 警察署長は、前項の同意をした拾得者の求めに応じ、遺失者の氏名等を告知することができる。	
(照会)	
第12条 省略	

(出所:遺失物法(平成18年法律第73号))

3 拾得金・物の管理の実態

【図表17—4—5 拾得金・物の管理の実態(青森県合計と監査対象警察署)】

項目	青森県警察合計	青森警察署	八戸警察署	弘前警察署	むつ警察署	鮎川沢警察署
拾得物件点数(点)	203,204	71,147	41,154	27,205	6,021	877
拾得現金(千円)	139,142	35,742	28,674	25,945	6,200	855
遺失者返還物件点数(点)	85,204	29,531	14,464	14,396	3,894	612
遺失者返還現金(千円)	93,338	30,918	16,378	15,720	3,540	615

(出所:青森県警察)
拾得金については、青森県指定金融機関に預け入れている。

第3項 小口現金の管理

青森警察署	監査往査日(令和7年10月3日)に会計課保管の小口現金の実査に立会をして帳簿残高との一致を確認した。
弘前警察署	監査往査日(令和7年10月6日)に会計課保管の小口現金の実査に立会をして帳簿残高との一致を確認した。
八戸警察署	監査往査日(令和7年10月8日)に会計課保管の小口現金の実査に立会をして帳簿残高との一致を確認した。
鮎川沢警察署	監査往査日(令和7年10月9日)に会計課保管の小口現金の実査に立会をして帳簿残高との一致を確認した。
むつ警察署	監査往査日(令和7年10月27日)に会計課保管の小口現金の実査に立会をして帳簿残高との一致を確認した。

第4項 物品の管理

青森警察署

事前に物品台帳から抽出した7点について物品の実在性を確認した。

物品名	規格	受入日	金額(円)	保管課
ねぶた祭り交通規	布製、2200×3000	H13.7.31	157,500	交通課
移動ラック	ウチダ、固定機式2連350型FD-1、MD-3	H3.12.6	494,000	刑事第一課
電動型印機	株式会社工業、PO-100	H28.9.21	680,400	交通課
酸素呼吸器	株式会社製作所、オセヤマ11(CX)	H29.3.7	504,360	交通課
赤外線カーモグラフィ	日本7エスエス、ThermoGAR G100	R2.7.31	645,150	警務課
暴走行為探知車	ニッサンキヤロバン	H31.2.28	3,726,000	交通課
北川式呼吸中フル	DPAシリーズ	—	—	交通課
コーン測定器				

(出所:所管課作成資料)

(注)往査日には、暴走行為探知車が外出していたため実査はできなかった。

(実査の結果)

実査の結果、問題はなかった。

弘前警察署

事前に物品台帳から抽出した6点について物品の実在性を確認した。

物品名	規格	受入日	金額(円)	保管課
電動型印機	株式会社工業、PO-100	H28.9.29	680,400	刑事第二課
衛星携帯電話	イソツル、Extreme本体、ツグツグツグ等	H25.1.15	220,500	警備課
赤外線カーモグラフィ	日本7エスエス、ThermoGAR G100	R2.7.31	645,150	警務課
エアーテント	アキレス株式会社、ASH-66	R2.9.3	4,614,500	警備課
空気呼吸器	NM30 815CZ、ホッペン2本付	H11.3.31	472,500	警備課
交通資機材搬送車	ニッサンキヤロバン	R5.11.17	3,850,000	警務課
北川式呼吸中フル	DPAシリーズ	—	—	交通課
コーン測定器				

(出所:所管課作成資料)

(実査の結果)

実査の結果、問題はなかった。

八戸警察署

事前に物品台帳から抽出した5点について物品の実在性を確認した。

物品名	規格	受入日	金額(円)	保管課
暗視双眼鏡	ツグツグ、オプティクス、AC77777	H8.5.30	2,608,372	生活安全課
視覚検査装置用昇降台	KYS-A0116	H28.12.13	347,760	交通課
エアーテント	アキレス株式会社、ASH-66	R2.9.3	4,614,500	警備課
電動型印機	株式会社工業、PO-100	H28.9.27	680,400	刑事第一課
交通資機材搬送車	ニッサンキヤロバン	R7.1.23	3,729,000	交通課
北川式呼吸中フル	DPAシリーズ	—	—	交通課
コーン測定器				

(出所:所管課作成資料)

(注)往査日には、交通資機材搬送車が外出していたため実査はできなかった。

(実査の結果)

実査の結果、問題はなかった。

鮎川沢警察署

事前に物品台帳から抽出した5点について物品の実在性を確認した。

物品名	規格	受入日	金額(円)	保管課
うがい器	コロコロCO-WSG型	H26.12.24	203,800	警務課
足跡撮影機	杉浦研究所製、MS-6+FK	H27.7.1	843,996	刑事生活安
取調への録音・録画装置	カメラ収納収納ボックス、本体収納フロン、ノートパソコン	H30.1.30	966,000	全課
解剖遗体搬送車	ニッサンキヤロバン	R5.3.17	5,390,000	刑事生活安全課

物品名	規格	受入日	金額(円)	保管課
北川式呼吸中アフレ コール測定器	DPAシリーズ	—	—	交通課

(出所:所管課作成資料)

(実査の結果)

実査の結果、問題はなかった。

まじつ警察署

事前に物品台帳から抽出した6点について物品の実在性を確認した。

物品名	規格	受入日	金額(円)	保管課
オンソ発生装置	オーニット機製、剛腕 GMD-1000T (F)	R3.4.24	399,600	刑事課
足跡撮影機	杉浦研究所製、MPS-6-FK	H26.6.25	782,892	刑事課
車両移動用izatツッキ	ジェイケン工業、JMJ-08RL各2台	R3.2.28	298,320	交通課
應對策耐カ防護ネット	網HAMAMI製、防護上板、防護ヘルメット バツカフス(自出シ棚)、ロング手袋	R7.3.24	440,000	地域課
災害支援対策車	いすゞエンブレフ	H30.2.23	4,320,000	警備課
北川式呼吸中アフレコー ル測定器	DPAシリーズ	—	—	交通課

(出所:所管課作成資料)

(実査の結果)

実査の結果、問題はなかった。

第5項. 捜査費

1. 捜査費

捜査費とは、警察官が犯罪捜査を行うために必要となる経費で、使途例としては、情報提供者や協力者への謝礼、捜査員の聞き込み、張り込み、追尾等に際して必要となる交通費や飲食費などがある。緊急性や秘匿性が必要な捜査においては、正規の手続きを経られない場合があるため、現金による執行が認められていることが特徴である。

情報提供者や協力者への謝礼としては、現金、菓子折等が多い。

2. 各警察署における運用実態

毎月の捜査費として配分される額(各警察署毎に異なる)を捜査費を執行する課や捜査員へ交付している。捜査費の現金は主に副署長(次長)が管理している。

往査時期が月初であり、捜査費は前月分の精算額(返納額)と当月分の捜査費の合計が保管されていく。

捜査費は、一般捜査費(所属長等の判断に基づき執行する経費)と捜査諸雑費(捜査員の判断に基づき執行できる少額な経費)に分けて運用している。

青森警察署の運用実態について、刑事第二課員と交通課員にヒアリングを行い、捜査費の必要性や運用実態について確認をした。他の警察署については省略した。

具体的な捜査活動費の内容については、秘匿性があるものとして監査できなかった。

3. 捜査費の取扱い等に関する要綱の作成

警察庁から「捜査費の適正な執行の確保について」(平成29年2月27日)発出されており、捜査費の適正な執行の確保という趣旨から捜査費の取扱いに関する要綱の作成について監査したところ、青森県警察では「捜査費に関する経理の手引き」を作成しており、この中には他県警察で作成している要綱の内容が含まれて運用されていた。

4. 監査結果

(意見51) 捜査費 Q&A のホームページにおける公開について

青森県警察では、捜査費 Q&A のホームページにおける公開は行っていない。

高知県警察では、捜査費 Q&A を県民に対して情報公開しており、この内容について、その要旨を紹介すると以下のようによまらされる。

【図表 17-4-5 高知県警察 捜査費 Q&A】

捜査費とはどのようなものですか。

捜査費とは、

○ 犯罪の捜査等に従事する捜査員が、張り込み、聞き込み、尾行等の捜査活動において必要となる経費

○ 捜査等に関する情報提供者、捜査活動に対する協力者への謝礼金等に要する諸経費

をいひ、その執行に「緊急性」を要し、又は「秘匿性」を要するものをいひます。

捜査費は、具体的にどのようなものに使っているのですか。

- 捜査協力者、情報提供者に対する現金、菓子折、商品券等の謝礼
- 捜査協力者、情報提供者との接触に際して必要となる交通費、飲食費
- 聞き込み、張り込み等に際して必要となる交通費、飲食費、入場料、遊技代、写真現像代、電話代等
- その他、施設、家屋、寝具等の借り上げ代等です。

捜査費には、「捜査費」と「国庫捜査費」があるそうですが、

捜査費は、県費及び国庫費それぞれで予算措置されています。国の公安に係る犯罪その他一定の犯罪の捜査に必要な経費は、国庫(国費)となります。国庫(国費)で執行される主なものとして、次に掲げるものがあります。

- ※ 警察法施行令第2条第7号 警察及び警邏並びに騒乱、大規模な災害その他の場合における警備のための出動、機動隊の運営、警備訓練、長距離におたる移動警察、不法出入国の監視その他の警備活動に必要な経費
- ※ 警察法施行令第8号 犯罪の捜査に必要な旅費、物件費、捜査費その他の経費(明細省略)

捜査費には、「一般捜査費」と「捜査諸経費」があるそうですが、

一般捜査費とは、協力者に情報提供謝礼等を交付する場合に、捜査員が都道府県庁長に捜査費の交付を申請し、所属長の決裁を受けたのち執行するものです。捜査諸経費とは、捜査員が日常の捜査活動、情報収集や聞き込み、張り込み等において使用するが都府の経費について、あらかじめ一定の現金を各捜査員に交付し、必要の都度、捜査員の甲斐で柔軟かつ機動的に捜査費が執行できるよう、平成13年度から導入したものです。

捜査費の予算額は、どのくらいですか。

令和6年度の県費捜査費の予算額は1,500万円です。

令和6年度の捜査費の執行状況は、どのようになっていますか。

県費捜査費が10,464,870円、国費捜査費が9,520,616円となっています。所属別の執行状況は次表のとおりです。

令和6年度所属別捜査費執行状況表(省略)

(出所:高知県警察ホームページ)
高知県警察の取り組みは、他の都道府県警察に見られない事例として青森県警察も参考にして前向きに取り組むことを期待したい。

第6項、旅費精算遅延の有無

旅費精算の遅延の有無について、関係資料の閲覧及び質問をして遅れないことを確認した。

第7項、「青森県警察災害警備計画の修正について」の整備状況

「青森県警察災害警備計画の修正について」(青森県警察本部長 令和5年6月6日)の整備状況について、災害対策別に選択した警察署に対して質問書を発行し、回答を得てまとめたものが以下の資料である。

なお、質問票の依頼及び回答方法は、以下のとおりである。

この質問票は「青森県警察災害警備計画の修正について」(青森県警察本部長 令和5年6月6日)から警察署が災害対策(日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及びこれに伴う津波災害対策を除く)に備えて対応部分について抜粋したものです。
質問票は、災害対策ごとにご回答していただく警察署を割り当てましたので、下記要領にしたがってご回答ください。
回答の要領
質問項目について実施している場合は「Yes」、実施していない場合は「No」、該当しない場合は「N/A」とご記入ください。
実施していない理由やコメント等があれば、質問票の下欄に※1～等の印を付けて簡単に「ご記入ください」。

(質問票と回答の一覧)

図表番号	質問票と回答
17-4-8	地震災害対策
17-4-9	津波災害対策
17-4-10	その他の自然災害対策 風水害対策
17-4-11	その他の自然災害対策 火山災害対策
17-4-12	その他の自然災害対策 雪害対策
17-4-13	原子力災害対策
17-4-14	その他の事故災害対策 海上災害対策
17-4-15	その他の事故災害対策 航空災害対策
17-4-16	その他の事故災害対策 鉄道災害対策
17-4-17	その他の事故災害対策 道路災害対策
17-4-18	その他の事故災害対策 危険物等災害対策
17-4-19	その他の事故災害対策 火事災害対策

【図表 17—4—6 地震災害対策（質問票と回答）】

番号	項目	警察署		
		青森	弘前	八戸
1	①災害警備活動を迅速かつ適切に行うため、管内の実態に即した警備計画を策定している。 ②警備計画の策定に当たっては、隣接警察署及び関係機関との連携を図り、本計画及び市町村地域防災計画などの間に整合性を持たせるとともに、内容に具体性を持たせるとともに、実効性のある計画となるよう配慮する。	Yes	Yes	Yes
2	全国で大規模災害が発生した場合、青森県警察災害派遣隊の編成及び運用要綱に定める警察災害派遣隊の派遣に備え、平素から招集・派遣体制を整備しておくことと、特に、同要綱に規定する即応部隊については、隊員に対し、災害現場に即ちれた環境下における救出・救助技能、自衛能力の向上に向けた教養訓練を徹底する。	N/A	N/A	N/A
3	災害警備用装備器材の適正な管理及び定期的な整備点検を行っている。 (整備すべき装備器材) ①スコープ、つるはし、のこぎり等救助用器材 ②強力フラッシュライト等照明用器材 ③可搬式標識、標示板等交通対策用器材 ④チェーンソー、エンジンカッター等救助用器材 ⑤投光器等照明用器材 ⑥発動機電機等非常用電源設備 ⑦トランスフォーマーカボブ、拡声器等広報用器材 ⑧胸付水中長靴、どひろ、ゴム長手袋、踏み板付き止板(インソール)等捜索用器材 ⑨信号機電源付加装置(可搬式発動機電機)、緊急通行車両確認標識等交通規制用器材 ⑩管内地図	Yes	Yes	Yes
4	災害が発生した場合でも警察施設の機能を維持し、非常用電源、備蓄物資、装備資器材等を確実に利用できるようにするため、これらの適切な保管場所を選定するとともに、施設の耐震性、耐火性及び耐火性の強化に努めている。	Yes	Yes	Yes
5	警察署が使用不能となった場合に備え、あらかじめ代替施設を確保するとともに、代替施設までの移動手段・経路、資器材の輸送手段等について検討し、署員に周知している。	Yes	Yes	Yes
6	災害に関する知識、装備資器材の保守管理・操作要領、災害発生時の具体的な活動要領等について、計画的に教養訓練を行っている。	Yes	Yes	Yes
7	災害警備活動に必要な物資の調達が著しく困難な場合を想定し、食料、飲料水、燃料、電池その他の災害警備用物資及び感染防護資器材の適切な備蓄・管理及び調達体制の確立に努めるものとし、特に、即応部隊については、自活用として必要な数分の食料、飲料水、非常用消耗品及び車両燃料が直ちに調達できる体制を確立しておく。	Yes	Yes	Yes
8	災害発生時における被留置者の避難・移送を適切に行うため、下記事項を推進している。 ①避難場所の設定、夜間・休日に被災した場合の護送体制の確保、通信手段が途絶した場合の連絡方法等について、あらかじめ非常計画を策定しておく。 ②ライフラインが途絶した場合を想定し、非常用照明、備蓄用食料(3日分以上)、災害用トイレ等、被留置者の適切な処遇を確保するために必要な装備資器材の整備を図るとともに、医療体制及び運送体制の整備を図る。	Yes	Yes	Yes

番号	項目	警察署		
		青森	弘前	八戸
9	③災害発生時の対応要領について、あらかじめ検察庁等と協議するなど、平素から連携を図る。 ①大規模災害発生時には110番通報等の緊急通報や無線通信が増し、通信指令に係る業務が一定期間著しく増加することを想定し、通信指令要員を増強した緊急時の補充体制を構築しておく。 ②災害発生時に交番、駐在所、自動車警ら係、バイク、警察用航空機等の勤務員が直ちに情報収集に当たり、通信指令課長の指示の下、災害警備本部が設置されるまでの間、通信指令課に情報が一元的に集約される体制の確立を図る。 ③平素から県・市町村の防災担当課と円滑な連絡を行うことが出来るよう緊密な協力関係を構築する。 ④災害発生時に被害の全体像を早期に把握するため、ライフライン(電話、電力、ガス、水道等の生活維持に不可欠な設備)及び報道機関から得るべき情報内容、担当者、非常時の連絡手段等について整備しておくことと、これらとの協力関係を構築しておく。また、JR、タクシー等の交通機関、警備業者等から被害情報等が積極的に通報されるよう協力体制を構築しておく。	Yes	Yes	Yes

【図表 17—4—7 津波災害対策（質問票と回答）】

番号	項目	警察署		
		八戸	三沢	鯉ヶ沢
1	迅速かつ正確な津波警報・注意報等の伝達のため、伝達体制・手段の多重化、多様化及び設備の充実を図る。	Yes	Yes	Yes
2	津波の特性を踏まえ、津波によって浸水が予想される地域の住民を安全に避難誘導するため、次の措置を講ずる。 ①津波によって浸水が予想される地域の危険箇所、避難行動要支援者等の実態把握に努める。 ②市町村と協力し、浸水予測地区等により予想した被害状況に応じ、避難場所の選定及び個々の避難場所に至る避難経路の複数指定に努める。 ③沿岸部を管轄する警察署においては、住民の迅速かつ的確な避難誘導を行うため、市町村と連携し、地域住民に津波の特性に関する知識、避難経路、避難場所、避難方法等について周知するとともに、実践的な避難訓練等を通じ、津波に対する住民の危機意識を醸成する。 ④高齢者、障害者、外国人等の避難行動要支援者等を適切に避難誘導するため、県、市町村、地域住民、自主防災組織等と連携・協力し、平素から避難行動要支援者名簿の活用等により、避難行動要支援者等の避難誘導体制を整備する。 ⑤津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とするが、津波到着予定時刻、避難場所までの距離、避難行動要支援者等の存在、避難経路の状況等を踏まえ、やむを得ず車両で避難せざるを得ない場合を想定し、安全かつ確実な避難方策について市町村から協議があった際には、警備部門と交通部門が連携して対応する。 ⑥沿岸部を管轄する警察署の署長は、市町村等と連携しつつ、津波に対する知性的特性を踏まえ、警察官の運用や装備資器材の活用等の具体的な活動要領(避難誘導マニュアル等)を策定し、津波浸水予測図等に変更があった場合には、適切に修正する。 ⑦避難誘導等に従事する警察官の安全確保	Yes	Yes	Yes

番号	項目	警察署		
		八戸	三沢	釜ヶ沢
1	①沿岸部を管轄する警察署の警長は、避難誘導や防火対応に当たる警察官の安全を確保するため、県、市町村、消防等と連携し、津波到着予想時刻を基準に迅速な避難時間(タイムリミット)を設定するなど、避難誘導に係る行動ルールを定める。 ②避難誘導に従事する全ての警察官が無線機、受令機等の情報伝達に必要な機材を始め、救命胴衣、救命ボード、胴付水中長靴、とび口、ゴム長手袋、踏み抜き防止板、強力ライト、ヘルメットの整備に努め、警察官の殉職や受傷を防止する。	Yes	Yes	Yes
2	津波による被害のおそれのある地域に所在する警察施設等の脆弱性の強化、非常用電源の設置場所のかさ上げ、物資の備蓄場所を想定浸水深より高い位置とするなど、津波災害に対処する能力の向上に努める。	Yes	Yes	Yes
3	津波到達予想時刻を踏まえた迅速かつ的確な避難誘導活動等を実施するため、無線機等情報伝達機器の確実な運用等津波災害に備える教育を実施するとともに、県、市町村等と連携した訓練の実施に努める。	Yes	Yes	Yes
4	津波浸水予測等を踏まえ、非常計画を策定、又は見直しなどともに、非常計画に基づき、津波災害発生時における被留置者への対応を確認するための訓練を実施する。	Yes	Yes	Yes

【図表 17—4—8 その他の自然災害対策 風水害対策(質問票と回答)】

番号	項目	警察署		
		弘前	八戸	五所川原
1	住民の避難誘導の確に行うため、次の事項を推進している。 ①平素から各種講習会、研修会等を通じ、風水害被害の防止や軽減の観点から早期避難に対する住民等の理解と協力を得るとともに、適切な避難場所、避難路等について周知している。 ②ミニ広報紙等を通じ、地域住民等に対して土砂災害警戒区域や風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合の行動マニュアル等について分かりやすく示している。	Yes	Yes	Yes
2	被害の防止・軽減の観点から、地域住民に対して、「自らの命は自らを守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、地域住民の理解と協力を得る。	Yes	Yes	Yes
3	防災週間、水防月間、土砂災害防止月間等を通じ、積極的に防災訓練等を実施している。	Yes	Yes	Yes
4	水害のおそれのある地域のある地域の警察施設等については、非常用電源設備の整備に努めるほか、その設置箇所や物資の保存場所を想定浸水深より高い位置とするなど、水害に対する対応力を強化する。	Yes	Yes	Yes
5	警備第二課長からの風水害に関する警報等の伝達を受けた場合又は被害を及ぼすおそれのある状況を把握した場合は、関係市町村に伝達するとともに、交番、駐在所、自動車警察ら係等の勤務員を活用して住民等に対し速やかに伝達する。この場合において、対象者に漏れなく、かつ、分かりやすい伝達に努めるとともに、避難行動要支援者等にも配慮している。	Yes	Yes	Yes

番号	項目	警察署		
		青森	弘前	黒石
1	火山の異常な活動を把握した際の情報を住民に伝達する体制の整備を図っている。	Yes	Yes	Yes
2	平素から避難場所、避難路等について住民への周知徹底に努めている。	Yes	Yes	Yes
3	関係機関との合同訓練を積極的に実施し、噴火時の対応について検証、見直しを継続的に推進している。	Yes	Yes	Yes

【図表 17—4—9 その他の自然災害対策 火山災害対策(質問票と回答)】

番号	項目	警察署		
		青森	弘前	五所川原
1	地域の特殊性を考慮しつつ、信号機、交通情報板、交通管制センター等の交通管理施設について、雪害に強い施設の整備に配慮するとともに、雪害時の交通管理体制を整備している。	Yes	Yes	Yes
2	積雪量の気象防災等の情報を迅速かつ正確に収集・伝達するための体制の整備を図っている。	Yes	Yes	Yes
3	他の関係機関と連携して雪崩危険箇所を把握し、住民等への周知に努めている。	Yes	Yes	Yes
4	地域の実情に応じ、各種研修等を通じて、大雪時も含め冬期に運転する際の必要な準備について、車両の運転者への周知に努めている。	Yes	Yes	Yes

【図表 17—4—10 その他の自然災害対策 雪害対策(質問票と回答)】

番号	項目	警察署		
		むつ	野辺地	大間
1	原子力災害対策を重点的に実施すべき範囲とされている予防的防護措置を準備する区域及び緊急防護措置を準備する区域において、避難誘導や防犯対策が必要な地域・施設、交通規制・検問を行うべき地点、特別派遣部隊の活動拠点等に関する実態把握に努めている。	Yes	Yes	N/A
2	原子力災害に備え、原子力規制庁及び県並びに東通村、むつ市、野辺地町、横浜町及び六ヶ所村、東北電力株式会社東通原子力発電所、日本原電株式会社原子力燃料サイクル施設、自衛隊、消防、海上保安庁、医療機関その他の関係機関と相互連携を図り、緊急時における連絡体制を整備している。	Yes	Yes	N/A
3	県、東通村、むつ市、野辺地町、横浜町及び六ヶ所村が行う広域避難計画の策定又は修正について積極的な参加・支援を行っている。	Yes	Yes	N/A
4	災害時緊急対策の確かつ円滑に行われるよう、関係機関の意見を反映させた交通規制、避難誘導計画を策定するものとし、当該計画の作成に当たっては、予防的防護措置を準備する区域など緊急性の高い区域から非難が進むよう、県、東通村、むつ市、野辺地町、横浜町及び六ヶ所村及び関係機関と連携した上で、広域的な交通規制、避難誘導計画を整備している。	Yes	Yes	N/A
5	平素からあらゆる機会を通じ、地域住民等に対し、緊急時における避難場所、避難路及び避難時の留意事項について周知徹底を図っている。	Yes	Yes	N/A
6	原子力災害発生時における災害応急活動に従事する職員の安全を確保するため、防護資機材の整備充実に努めている。	Yes	Yes	N/A

【図表 17—4—11 原子力災害対策(質問票と回答)】

番号	項目	警察署		
		むつ	野辺地	大間
7	①放射能物質じん用防護服、放射能物質じん用防護マスクその他の防護用機材 ②サーベイメータ、ボット線量計その他のモニタリング用機材 職員に対し、放射線に関する基礎知識、東北電力株式会社東通原子力発電所及び日本原電株式会社原子力燃料サイクル施設の構造、原子力災害発生時における措置要領等に関する教養を行っている。	Yes	Yes	Yes
8	東北電力株式会社東通原子力発電所及び日本原電株式会社原子力燃料サイクル施設、県、東通村、むつ市、野辺地町、楢浜町及び六ヶ所村等の関係機関と相互に連携し、原子力災害を想定した実践的な防災訓練を行っている。 また、原子力災害を想定した図上訓練や原子力災害警備用装備資機材の操作訓練、放射能物質じん用防護服の着脱訓練等を行っている。	Yes	Yes	N/A

※大間署：

対象施設が未建設で稼働の目処が立っていないことから、各種対策該当はないが、基礎的な教養は行っている。

【図表 17—4—12 その他の事故災害対策 海上災害対策(質問票と回答)】

番号	項目	警察署		
		八戸	外ヶ浜	鯉ヶ沢
1	海上保安庁、県、市町村、消防、港務管理者等関係機関との間における情報収集、連絡体制の整備を図っている。	Yes	Yes	Yes
2	海上保安庁、県、市町村、消防、港務管理者等関係機関と連携し、海上災害に備えた諸対策に当たっている。	Yes	Yes	Yes
3	海上保安庁等の関係機関と連携の上、大規模な海難事故や危険物等の大量流出を想定した実践的な訓練の実施に努めている。	Yes	Yes	Yes

※海上保安庁等の関係機関との実践的な訓練(海難事故等に特化したもの)は実施していないものの、津波訓練等を実施し連携を図っている。

また、今後海難事故等の訓練等が実施する場合は参加する。

【図表 17—4—13 その他の事故災害対策 航空災害対策(質問票と回答)】

番号	項目	警察署		
		青森	八戸	三沢
1	空港管理者、県、市、消防等の関係機関と相互に連携し、航空災害に備えた諸対策に当たっている。	Yes	Yes	Yes
2	空港管理者、県、市、消防等との連絡体制の整備を図っている。	Yes	Yes	Yes
3	空港周辺における大規模な航空災害の発生に備え、次の資料の収集及び補正に努めている。 ①空港施設、運行航空機の種別、航路等 ②病院等医療機関の収容可能人員、医師数等 ③現地警備本部が設置可能な公共施設等 ④関係機関の所在地及び連絡方法 ⑤その他必要な資料	Yes	Yes	Yes
4	空港管理者、県、市、消防等の関係機関と連携し、大規模な航空災害を想定した実践的な防災訓練を実施している。	Yes	Yes	Yes

※大規模な航空災害を想定した実践的な訓練については、関係機関である空港管理者や自体が主体となっていることから今後訓練等があれば参加する。

【図表 17—4—14 その他の事故災害対策 鉄道災害対策(質問票と回答)】

番号	項目	警察署		
		青森	弘前	八戸
1	鉄軌道事業者等の関係機関と相互に連携し、鉄道災害に備えた諸対策に当たっている。	Yes	Yes	Yes
2	鉄軌道上及びその周辺で落石、土砂崩れ等の異常が発見された場合における鉄軌道事業者への連絡体制の整備を図っている。	Yes	Yes	Yes
3	鉄軌道事業者等と連携し、大規模な鉄道災害を想定した実践的な防災訓練を実施している。	Yes	Yes	Yes

※鉄道災害を想定した実践的な訓練については、踏切内での車両の立ち往生回避訓練等を実施している。

【図表 17—4—15 その他の事故災害対策 道路災害対策(質問票と回答)】

番号	項目	警察署		
		青森	弘前	八戸
1	道路管理者、県、市町村等の関係機関と相互に連携し、道路災害に備えた諸対策に当たっている。	Yes	Yes	Yes
2	平塚から山(崖)崩れなどの危険箇所等の発見及び把握に努め、基礎資料として整備するとともに、危険度の高い箇所については、関係機関に対し改善、補修の措置を要請している。	Yes	Yes	Yes
3	道路災害に発展するおそれのある山(崖)崩れなどの事故等を認知した場合における関係機関との連絡体制及び道路利用者等に対する情報の伝達体制の整備を図っている。 また、民間企業、報道機関、地域住民等からの情報等、多様な道路災害関連情報の収集体制の整備を図っている。	Yes	Yes	Yes
4	道路管理者、県、市長村等の関係機関と連携し、大規模な道路災害を想定した実践的な防災訓練を実施している。	Yes	Yes	Yes

【図表 17—4—16 その他の事故災害対策 危険物等災害対策(質問票と回答)】

番号	項目	警察署		
		青森	弘前	八戸
1	県、市町村、消防、危険物の管理者等の関係機関と相互に連携し、危険物災害に備えた諸対策に当たっている。	Yes	Yes	Yes
2	平塚から危険物等の貯蔵・取扱事業所、高圧ガスの貯蔵・取扱事業所、石油コンビナート等特別防災区域域内における危険物等の取扱事業所等の実態把握に努めている。	Yes	Yes	Yes
3	危険物等災害が発生した場合に備え、事業者等との連絡体制の整備を図っている。	Yes	Yes	Yes
4	①危険物等災害警備用資機材の整備・補充に努めている。 ②生化学防護服、特殊型防護ガスマスク等の防護用機材 ③ガス等測定器、送排風機、消火器、毛布等の救出救助用機材	Yes	Yes	Yes
5	危険物災害を防止するため、火災取扱縮法(昭和25年法律第149号)等の法令に定める権限を適切に行っている。	Yes	Yes	Yes
6	県、市長村、消防、危険物等の事業者等の関係機関と連携し、大規模な危険物等災害を想定した実践的な防災訓練を実施している。	Yes	Yes	Yes

【図表 17-4-17 その他の事故災害対策 火事災害対策(質問票と回答)】

番号	項目	警察署		
		青森	弘前	八戸
1	県、市町村、消防、森林管理署等の関係機関と相互連携し、火事災害に備えた諸対策に当たっている。	Yes	Yes	Yes
2	平素から、火災が発生した場合に大規模な被害発生を恐れ、あらゆる高層建築物等について、それぞれの管理体制及び保安施設の具体的状況等の実態把握に努めている。	Yes	Yes	Yes
3	大規模な火事災害が発生した場合における消防、高層建築物等の管理者、森林管理署等との連絡体制の整備を図っている。	Yes	Yes	Yes
4	消防等の実施する大規模な火事災害を想定した実践的な訓練に上訓練に参加する。	Yes	Yes	Yes

火事災害を想定した実践的訓練については、消防等が実施する実践的な訓練があれば連携の上訓練に参加する。

第8項、在留外国人に対する相談窓口

【意見 52】在留外国人に対する警察署における相談窓口について

2024年6月末における青森県の外国人人口は、8,603人で全国2番目に少ない外国人人口であるという統計数値が出ているが、在留外国人に対する情報公開として、青森県警察のホームページでは多言語対応として英語、中国語、韓国語の対応がなされている。

公益社団法人 青森県観光国際交流機構国際交流グループの資料から、青森県の在留外国人の国籍別年次推移(2022年—2024年)と2024年の青森市、弘前市、八戸市の人数を抽出した資料が次頁のとおりである。

【図表 17-4-18 青森県在留外国人国籍別年次推移と2024年(青森市、八戸市、弘前市)】

国籍	青森県年推移			2024年青森市、八戸市、弘前市		
	2022年	2023年	2024年	青森市	八戸市	弘前市
ベトナム	2,102	2,415	2,471	456	459	148
中国	949	1,042	1,010	157	155	230
タイ	864	893	983	79	323	81
インドネシア	355	691	967	93	259	54
韓国	688	681	672	207	156	112
ミャンマー	165	328	544	51	126	79
米	399	412	410	62	43	58
ネパール	131	190	244	57	73	26
カンボジア	164	184	209	65	6	1
タイ	112	150	174	66	43	13
その他	773	811	909	161	152	157
合計	6,702	7,797	8,603	1,462	1,795	961

(出所:公益社団法人 青森県観光国際交流機構国際交流グループ)

上記の資料から分かるように2022年から2024年にかけて在留外国人人口は増加傾向にあり、今後も増加傾向が続くものと想定される。2024年前年比較806人増加、10.3%増となっている。また、青森市、弘前市、八戸市に居住する在留外国人の人数は他市町村と比較して多い。

このような事実に着目すると、青森県警察のホームページでは多言語対応として英語、中国語、韓国語の対応がなされているものの、ベトナム人が2,471人と多いことから将来的にはベトナム語対応も検討することが必要と思われる。

補足すると、このような案件を(意見 1)「青森県警察の組織運営に関する中長期計画又はビジョンの策定について」の中におけるサブ施策として検討することもPDCAサイクルに基づき警察行政の運営の一例となる。

第9項、人口減少時代に突入した警察行政の対応

2045年の青森県及び各市町村別の人口予測と減少率を図表 16-4-9に示した。2025年時点においても以下のように指摘されている。

- 青森市、八戸市、弘前市などの主要都市も含めほとんどの市町村で人口減少が進んでいる。特に、今別町では少子高齢化が全国的に見ても進んでおり、西目屋村、風間浦村、佐井村などの人口の少ない自治体もある。
- 青森県全体の人口減少率が全国で2番目に高い状況が報告されている。
- 青森市などでは人口減少のスピードが非常に高く、全国平均を上回っている。
- 青森市と八戸市という県内最大の人口を抱える市から人口流出が続いている。

【図表 17-4-19 2045年 市町村別人口予測】

市町村	2024年	2045年	人口増減	減少率	管轄警察署
青森県	1,164,752	823,610	△341,142	-29.3%	
青森市	260,554	183,528	△77,026	-29.6%	青森警察署、青森南警察署
弘前市	159,497	120,920	△38,577	-24.2%	弘前警察署
八戸市	213,071	162,127	△50,944	-23.9%	八戸警察署
黒石市	29,783	20,340	△9,443	-31.7%	黒石警察署
五所川原市	48,071	31,867	△16,204	-33.7%	五所川原警察署
十和田市	57,413	41,907	△15,506	-27.0%	十和田警察署
三沢市	37,286	28,757	△8,529	-22.9%	三沢警察署
むつ市	49,796	37,851	△11,945	-24.0%	むつ警察署
つがる市	28,331	14,491	△13,840	-48.9%	つがる警察署
平川市	29,186	20,154	△9,032	-30.9%	黒石警察署
平内町	9,199	4,846	△4,353	-47.3%	青森警察署
今別町	1,946	798	△1,148	-59.0%	外ヶ浜警察署
蓬田村	2,309	1,477	△832	-36.0%	外ヶ浜警察署
外ヶ浜町	4,671	2,024	△2,647	-56.7%	外ヶ浜警察署
鰹ヶ沢町	8,093	3,959	△4,134	-51.1%	鰹ヶ沢警察署
深浦町	6,351	2,956	△3,395	-53.5%	深浦警察署
西目黒村	1,144	611	△533	-46.6%	弘前警察署
藤崎町	14,065	9,522	△4,543	-32.3%	弘前警察署
大鰐町	7,737	3,649	△4,088	-52.8%	黒石警察署
田舎館村	6,866	4,618	△2,248	-32.7%	黒石警察署
板柳町	11,707	6,428	△5,279	-45.1%	弘前警察署
鶴田町	11,096	7,940	△3,156	-28.4%	五所川原警察署
中泊町	8,526	4,021	△4,505	-52.8%	五所川原警察署
野辺地町	11,355	7,829	△3,526	-31.1%	野辺地警察署
七戸町	13,417	8,227	△5,190	-38.7%	七戸警察署、青森警察署
八戸町	10,113	8,278	△1,835	-18.1%	十和田警察署、三沢警察署
横浜町	3,892	2,517	△1,375	-35.3%	野辺地警察署
東北町	15,300	10,657	△4,643	-30.3%	七戸警察署、三沢警察署、野辺地警察署
六ヶ所村	9,951	6,955	△2,996	-30.1%	三沢警察署
おいらせ町	24,146	20,275	△3,871	-16.0%	三沢警察署
天間村	4,254	2,520	△1,734	-40.8%	天間警察署
大通村	5,332	3,778	△1,554	-29.1%	むつ警察署
風間浦村	1,402	774	△628	-44.8%	大間警察署
佐井村	1,499	843	△656	-43.8%	大間警察署
三戸町	8,193	4,563	△3,630	-44.3%	三戸警察署
五戸町	14,632	9,304	△5,328	-36.4%	五戸警察署
田子町	4,393	2,529	△1,864	-42.4%	三戸警察署
南郷町	15,432	9,667	△5,765	-37.4%	三戸警察署
陸上町	12,775	8,970	△3,805	-29.8%	八戸警察署
新郷村	1,906	1,133	△773	-40.6%	五戸警察署

【出所】2024年の人口は、「令和6年 青森県の人口 青森県総合政策部」（令和6年10月1日現在）、2045年の人口は、国立社会保障・人口問題研究所の『日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年3月推計）を基に監査人が作成）』
 グレーのワーカー部分：30%以上減少する市町村。

【意見 59】人口減少時代に突入した警察行政、特に警察署の対応について

県土の面積約 9,645.64k㎡(令和2年10月1日現在 青森県ホームページ)で全国8番目に広い面積を持ち、青森県全体の人口減少率が全国で2番目に高い状況であることを考えると人口減少化時代を迎える青森県警察の警察行政がどのように推進されるかが気になるところである。特に、警察署は青森県内に17警察署あり、今後どのように統合再編されていくのか、人口減少に対応した警備体制はどのように変革していくのか等について中長期のスパンで検討が行われなくてはならない。しかしながら、どのような議論が行われ、どの部門が主体になって進められていくのか明らかではない。

検討課題としては、様々な角度から検討しなければならないと思われるが少なくとも以下に列挙した事項については検討課題になるものと考ええる。

- 警察官の採用についてどのように人材確保するのか。
- 刑事係や交通係などの専門職員の人数が少なく、夜間や休日の初動体制の確立が困難になるという課題についてどのように対処するのか。
- 人口減少に伴う地域コミュニティの希薄化が進んでおり、これが治安情勢に影響を与える可能性がある指摘されており、これにどのように対処するのか。
- 限られた警察官・職員というリソースを一層効果的に活用するため、警察組織全体の最適化や再配分をどのようにするのか。
- 人員が減る一方で、広大な県土や長い海岸線を持つ地域では、警察官一人あたりの担当面積や人口の負担が相対的に増加することが予想され、これにどのように対処するのか。
- 人口の高齢化に伴い、特殊詐欺や悪質商法といった高齢者をターゲットにした犯罪の被害が深刻化しており、これらの防止対策が喫緊の課題となっており、高齢運転者による交通事故対策も急務となっている。
- 地方部など人口減少が著しい地域では、交番や駐在所の人員配置が難しくなり、空き交番・駐在所を解消する必要が高まっている課題に対してどのように対処するのか。
- 警察活動の高度化・合理化のため、サイバーセキュリティ対策資機材や鑑識・鑑定システムなどの先端技術の活用や、警察行政手続きのデジタル化をどのように進めていくのか。
- 職員の健康管理、休暇取得の促進、勤務環境の改善など、人口減少時代にどのように働き方改革を進めていくのか。

ちなみに富山県警察では、人口減少・少子高齢化の進行やサイバー犯罪等新たな警察事象の発生など県警察を取り巻く課題に中長期的に対応していくため、令和4年2月に警察署の再編を柱とした「富山県警察機能強化推進計画」を策定し、隣接する小規模警察署を再編・整備し総合的な治安機能を高めることとしている。

青森県警察においても然るべき機関において検討を進めることが必要である。

第18章 財政的援助団体

第1節. 一般財団法人青森県交通安全協会

1. 概要

名称	一般財団法人青森県交通安全協会
所在地	青森県青森市大字三内字丸山 198-4 青森県運転免許センター内
所管課	交通企画課
設立目的	この法人は、交通道徳の普及高揚を図り、もって交通秩序の維持と交通安全に寄与することを目的とする。
沿革	昭和24年「青森県交通安全協会連合会」設立 昭和34年「財団法人青森県交通安全協会」に改組 昭和37年「財団法人青森県交通安全協会」に移行 平成24年「一般財団法人青森県交通安全協会」に移行
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○交通安全を推進するための企画及びその実施 ○初心運転者の指導育成及び自動車運転者等の交通安全教育 ○交通安全功労者及び優良運転者等の表彰 ○交通安全に関する各種資料等の刊行及び頒布 ○青森県交通指導隊に関する事業 ○交通安全活動推進センターに関する事業 ○交通事故に関する相談 ○関係官公庁、団体からの委託又は指定を受けた事業 ○その他 この法人の目的達成のために必要な事業
その他	青森県警察から交通指導隊の活動補助金として約900万円補助が出ている。

(出所: 所管課資料)

2. 財務諸表の推移

貸借対照表

科目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
流動資産	226,679	235,098	267,266
固定資産	161,292	157,224	155,226
資産合計	387,971	392,323	422,493
流動負債	39,773	44,240	43,738
固定負債	17,916	19,340	19,215
負債合計	57,689	63,580	62,954
正味財産合計	330,281	328,742	359,538

(出所: 所管課資料)

(単位: 千円)

正味財産増減計算書

(単位: 千円)

科目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経常収益	506,433	492,848	530,689
経常費用	503,379	495,679	500,416
当期経常増減額	3,053	△2,831	30,272
経常外収益	862	1,343	523
経常外費用	0	51	0
当期経常外増減額	862	1,292	523
当期一般正味財産増減額	3,915	△1,538	30,796

(出所: 所管課資料)

3. 地区交通安全協会

【図表 18—1—1 地区交通安全協会】

地区名	所在地
青森交通安全協会	青森市安方2丁目15-9 青森警察署内 青森市大字三内字丸山 198-4 青森県運転免許試験場内
八戸地区交通安全協会	八戸市城下1丁目16-25 八戸警察署内 弘前交通安全協会
弘前交通安全協会	弘前市八幡町3丁目3-2 弘前警察署内 弘前市大久保西田38-2 弘前自動車運転免許試験場内
五所川原地区交通安全協会	五所川原市栄町6-1 五所川原警察署内
十和田地区交通安全協会	十和田市西五番町21-11 十和田交通安全館内
三沢地区交通安全協会	三沢市幸町1丁目8-15 三沢交通防犯センター内
黒石地区交通安全協会	黒石市北美町2丁目47-1 黒石警察署内
むつ地区交通安全協会	むつ市中央1丁目19-1 むつ警察署内
野辺地地区交通安全協会	野辺地町字新町裏1-1 野辺地警察署内
つがる地区交通安全協会	つがる市木造赤根1-4 つがる警察署内
三戸地区交通安全協会	三戸町大字1守田字関根4-3 三戸警察署内
鶴ヶ沢地区交通安全協会	鶴ヶ沢町大字本町1207 鶴ヶ沢警察署内
青森南地区交通安全協会	青森市浪岡大字浪岡字津城87-1 青森南警察署内
七戸地区交通安全協会	七戸町字大沢57-49 七戸警察署内
外ヶ浜地区交通安全協会	外ヶ浜町字蟹田中筋岳代沢3 外ヶ浜警察署内
五戸地区交通安全協会	五戸町字下毛沢向13-6 五戸警察署内
大間地区交通安全協会	大間町大字大間字大間平20-91 大間警察署内

(出所: 一般財団法人 青森県交通安全協会ホームページ)

ほとんど警察署内に所在地を置いている。

4. 監査人の所見

青森県警察から交通指導隊の活動補助金として毎年約900万円補助が支出されている。交通指導隊は、交通事故防止と交通秩序保持のために、街頭指導や交通安全教室などの交通安全活動をを行っている。令和6年7月31日において、青森県の交通指導隊員は666名である。

会員の入会率が年々減少している。今後、更新手数料のオンライン納付が可能となれば、勧誘機会の減少が懸念される。協会としては、収入強化の面からも会員数を増やしたいと考えている。特典として協賛店募集を強化したり、賛助会員の募集を強化している。また、認知度を向上させるため、ホームページの充実、交通安全DVDの貸出を実施している。青森県警察が直接会員を募

集するのは望ましくないため、青森県警察として直接入会率向上の施策を行っているわけではない。

【図表 18-1-2 会員の入会率等の推移(年集計)】

年	免許人口	会員現在数	入会率
令和4年	816,181人	328,476人	40.2%
令和5年	810,015人	319,991人	39.5%
令和6年	801,798人	311,918人	38.9%

4. 疑念解明に向けての検証

都道府県警察と都道府県交通安全協会の関係については、一般的にいへつかの問題点が指摘されている。

- ①多くの都道府県で警察からの委託による免許更新時講習を交通安全協会が独占的に受注している。
 - ②集められた会費の多くが人件費や懇親会費に充当され、交通安全啓蒙活動の費用の一部に限定されている。
 - ③運転免許更新手続きの窓口で、任意加入であることを十分に説明されず加入を促す場合が多く、入会が義務と思っている人が多い。
 - ④交通安全協会には、元警察官が多数役員等として再就職しており、退職金などの手当が支給されている実態が指摘されている。
 - ⑤地区交通安全協会は、警察署内に所在地を置いているケースが多く、行政財産使用料の免除が適切かどうかを判断しなければならぬ。
 - ⑥都道府県警察が特定の収益事業について、特定の事業者だけが事業を行える環境設定している理由について確認する必要がある。
- このうち包括外部監査の観点からは、①、⑤、⑥について青森県警察と青森県交通安全協会との関係について見ておかねければならない。

【検証1】委託による免許更新時講習の独占受注の可能性の検証

一般競争入札によって委託者の選定を行っており、平成23年においては応募者が2者であったが、平成23年以外には応募者が1者で一般財団法人青森県交通安全協会のみであった。永年、一般財団法人青森県交通安全協会は委託業務を担っており、ノウハウを蓄積されてきているものと想定され、このことが他社の参入障壁に結びついているものと考えられる。

【検証2】行政財産手数料の検証

青森県の行政財産手数料の規定は、次のようになっている。

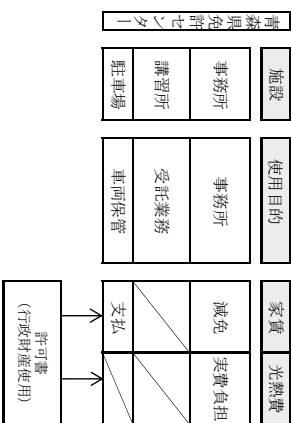
○青森県行政財産使用料徴収条例	
(趣旨)	第1条 この条例は、他に定めのあるものを除くほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用に係る使用料の徴収について必要な事項を定めるものとする。
(使用料の減免)	第4条 知事は、次の各号の一に該当する場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。 (1) 他の地方公共団体その他公共団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するために使用するとき。 (2) 青森県庁消費生活協同組合、青森県職員組合、青森県職員厚生会等県職員の福利厚生を目的とする事業を営む者が使用するとき。 (3) 県の便益となる事務又は事業を行つた公共的団体がその事務所として使用するとき。
波線()は、監査人による。	

許可書からの抜粋

許可書 指令 61022 号	○使用財産の区分及び種目 → 建物 事務所棟 ○使用目的の指定等 → 事務所 ○使用料 → 免除する。
許可書 指令 61023 号	○使用財産の区分及び種目 → 土地 宅地 (11.25 m ²) ○使用目的の指定等 → 車両保管場所 ○使用料 → 会計年度につき、9,840 円(注)
許可書 指令 61024 号	○使用財産の区分及び種目 → 土地 宅地 (11.25 m ²) ○使用目的の指定等 → 車両保管場所 ○使用料 → 会計年度につき、9,840 円(注)

(注) 青森県行政財産使用料徴収条例に基づいて計算されている。

【図表 18-1-3 青森県交通安全協会の青森県施設の利用関係図】



(出所: 監査人作成)

各地区交通安全協会と警察署との関係も図表 18-1-3 と同様な関係となっている。

〔検証3〕収益事業を行える環境設定

一般財団法人青森県交通安全協会の令和7年度事業実施計画書において、収益事業等として記載されているが、このうち二つについて以下に示す。

○受託業務等の推進
「免許関係事務」、「更新時講習、停止処分者講習業務」、「自動車保管場所等業務センター業務」、「道路使用調査業務」及び「地域交通安全活動推進委員研修等業務」の受託について、適正な運営の推進に努める。

○証紙収入関係事業
証紙売りさばき事業、資料あつせん事業（黄色い帽子、安全運転カーブ等）の適正な業務運用の推進に努める。

このうち「証紙収入関係事業」については、青森県免許センター並びに警察署の事務所において事業を行っている。

4. 監査の結果及び意見
〔意見54〕電子契約についての検討について

青森県ホームページをみると「電子契約を導入しています」というページがある。
一般財団法人青森県交通安全協会と青森県が契約した「更新時講習等業務委託契約書」をみると収入印紙が貼付されており、電子契約ではない。受託者は収入印紙の貼付がなくなるので導入を進めるべきである。

〔意見55〕更新時講習等業務委託契約に関する複数年契約についての検討について

地方自治法施行令と青森県長期契約を締結することができる条例を抜粋したものが以下の資料である。

【図表 18—1—4 長期継続契約を締結できる契約】

（長期継続契約を締結することができる契約）
第167条の17 地方自治法第234条の3に規定する政令で定める契約は、翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなものうち、条例で定めるものとする。
〔出所：地方自治法施行令〕

【図表 18—1—5 青森県条例の規定】

（趣旨）
第1条 この条例は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約を定めるものとする。
（長期継続契約を締結することができる契約）
第2条 地方自治法施行令第167条の17に規定する条例で定める契約は、次に掲げるものとする。
（1）事務用機器、車両その他の物品を借り入れる契約であつて、商慣習上翌年度以降にわたり契約を締結することができる一般的なものであるもの

（2）庁舎の警備業務その他の役務の提供を受ける契約であつて、毎年4月1日から当該役務の提供を受ける必要があるもの

附則
この条例は、平成18年4月1日から施行する。

〔出所：青森県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例〕
一般財団法人青森県交通安全協会と青森県が締結している「更新時講習等業務委託契約書」は毎年契約を締結しているのは、「青森県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」第二条に該当しない理由からと思われる。

しかしながら、「青森県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」の趣旨や複数年契約への切り替えによって実害がないのであれば、勇気がいることであるが一般競争入札を前提として「青森県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」の見直しについて検討することも必要であるものと考ええる。

〔意見56〕資料あつせん事業（黄色い帽子、安全運転カーブ等）の取扱いについて

証紙売りさばき事業について青森県ホームページの青森市と八戸市をみると以下のように証紙売りさばき人一覧の中に青森県交通安全協会と地区交通安全協会が含まれている。この結果、青森県交通安全協会と地区交通安全協会は青森県の許可を得て証紙売りさばき人として活動していることが分かる。

【図表 18—1—6 証紙売りさばき人一覧（青森市、八戸市）】

一般財団法人青森県交通安全協会 〔青森交通安全協会〕	青森市安方二丁目15-9 (青森警察署内)
一般財団法人青森県交通安全協会 〔青森交通安全協会〕	青森市大字三内字丸山198-4 (青森県運転免許センター内)
一般財団法人青森県交通安全協会 〔八戸地区交通安全協会〕	八戸市城下一丁目16-25 (八戸警察署内 車庫証明窓口)

〔出所：青森県ホームページ〕
青森県交通安全協会が事業実施計画書の中で収益事業としている「資料あつせん事業（黄色い帽子、安全運転カーブ等）」については、使用目的を事務所としている中に含まれている。事務所には事務所の運営と収益事業活動が含まれると解される。青森県としては「資料あつせん事業（黄色い帽子、安全運転カーブ等）」についてどのように対応するかを青森県交通安全協会（地区交通安全協会）と青森県警察が合意した文書は存在しない。「李下の冠」と言われるように明確な合意をした文書を作成しておくことが肝要なのではないだろうか。

第2節. 青森県交通安全母の会連合会

1. 概要

名称	青森県交通安全母の会連合会
所在地	青森県青森市新町2丁目3-1
所管課	交通企画課
設立目的	本会は、地域における交通安全活動の充実強化を図るとともに、交通事故のない明るく平和な社会の実現に寄与することを目的とする。
沿革	昭和45年「青森県交通安全母の会連合会」結成
事業内容	○家庭内における交通安全教育の推進 ○こどもと高齢者の交通事故防止活動の推進 ○地域における母親の交通安全活動組織の育成、指導及び連携強化 ○交通安全対策への提言及び交通安全思想の普及、促進 ○交通違反に対する援助 ○交通安全活動実績優秀な会員の表彰 ○その他本会の目的達成に必要な事業
その他	青森県警察からの毎年260万円の補助金が出ている。

(出所:所管課資料)

2. 財務諸表の推移

収支決算書

科目	令和5年度	令和6年度
収入	5,868	6,108
支出	5,473	6,108
差引	394	0

(単位:千円)

(出所:所管課資料)

3. 監査人の所見

青森県警察からの補助金は、300万円の時もあったが、徐々に減少し現在は260万円となっている。青森県警察としては活動を評価しているが、青森県との調整の結果、現在は260万円に落ちている。

令和7年4月において、青森県における構成団体数は40市町村39団体である。青森市は2団体あり、弘前市は休会中、鯉ヶ沢町は令和6年4月で解散している。会員数は約30,000人。団体のない市町村では、母の会が実施している事業を他団体が実施している。市町村ごとに対応している。

4. 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は見られなかった。

第3節. 自動車安全運転センター

1. 概要

名称	自動車安全運転センター
所在地	青森県青森市大字三内字丸山198-4 青森県運転免許センター内
所管課	交通企画課
設立目的	自動車安全運転センターは、「自動車安全運転センター法」に基づいて、安全運転研修の実施、運転経歴に係る資料や交通事故に関する資料の提供などを行うことにより、交通事故の防止と運転者の利便の増進に資するための組織である。
沿革	昭和50年「自動車安全運転センター」設立 昭和51年 都道府県方面事務所(51カ所)を設置、業務開始
事業内容	○安全運転の研修 ○運転経歴の証明 ○累積点数の通知 ○交通事故の証明 ○調査研究

(出所:所管課資料)

青森県事務所における経理状況
自動車安全運転センターの財務会計は、経費の効率化と削減を図る見地からセンターの組織全体を一会計単位とし、経理の一元化を図っており、県が支出している補助金は、センター本部が受け入れ集中管理していることから、県事務所ごとに収入支出の子算を作成しているものではなく、センターが一元化した収支算書を作成し、業務運営に当たっているものである。
また、県事務所ごとの独立採算を採用しているのではなく、センターの組織全体で効率的かつ健全な経営に努めており、県事務所での運用経費はセンター本部から県事務所へ資金前渡する形で賄われている。

(出所:所管課資料)

2. 財務諸表の推移

貸借対照表

科目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
流動資産	2,967,511	3,302,738	3,447,292
固定資産	22,586,020	22,340,666	21,917,130
資産合計	25,553,532	25,643,405	25,364,423
流動負債	955,088	903,380	875,832
固定負債	2,029,383	2,061,281	1,950,694
負債合計	2,984,471	2,964,661	2,826,526
純資産合計	22,569,060	22,678,743	22,537,896

(単位:千円)

損益計算書

科目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経常収益	6,044,527	6,028,961	5,943,805
経常費用	5,738,607	5,873,768	6,021,201
特別損失	0	8,093	0
法人税等	3,819	3,819	3,819
当期純利益	302,100	143,279	△81,215

(出所:所管課資料)

第4節. 公益社団法人青森県暴力追放県民センター

1. 概要

名称	公益財団法人青森県暴力追放県民センター
所在地	青森県青森市新町2丁目2番7号 青森みちのく銀行新町ビル4F
所管課	捜査第二課
設立目的	県民の暴力追放意識と暴力追放運動の高揚を図るとともに、暴力団の存在を許さない社会基盤を確立するための事業を行い、もって暴力のない安全で安心な住みよい青森県づくりに寄与することを目的とする。
沿革	平成4年 「財団法人暴力追放青森県民会議」設立 平成22年 「公益財団法人青森県暴力追放県民センター」に移行
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○暴力団が行う不当な行為を防止する広報活動 ○民間組織が行う暴力追放活動を助ける活動 ○暴力団からの不当な行為に関する相談活動 ○少年への暴力団からの働きかけを排除する活動 ○暴力団から離脱しようとする人を手助けする活動 ○暴力団員の不当な行為による被害者への支援活動 ○不当要求防止・責任者講習の実施 ○暴力団事務所周辺住民等の生活等の平穏を守る活動
その他	青森県警察からの補助金はなし。

(出所:所管課資料)

2. 財務諸表の推移

貸借対照表

科目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
流動資産	8,499	19,169	15,674
固定資産	737,677	782,058	760,873
資産合計	746,177	801,227	776,547
流動負債	661	2,246	603
固定負債	7,501	7,421	8,448
負債合計	8,162	9,667	9,052
正味財産合計	738,014	791,559	767,495

正味財産増減計算書

(単位:千円)

科目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経常収益	25,698	33,074	31,975
経常費用	24,182	26,097	31,319
当期経常増減額	1,515	6,976	655
経常外収益	—	—	—
経常外費用	—	—	—
当期経常外増減額	—	—	—
当期一般正味財産増減額	1,515	6,976	655

(出所:所管課資料)

3. 監査人の所見
自動車安全運転センターの職員数は、全国では407名。うち、青森県では6名である。青森県で行っている業務は、上記事業内容のうち、累積点数の通知と交通事故の証明である。各県から自動車安全運転センターへの補助金は、通知業務の実施件数に応じて算定された結果に基づいて行われており、令和6年度の青森県の負担金額は196千円である。

4. 監査の結果及び意見
特に問題となる事項は見られなかった。

3. 監査人の所見

令和6年度末基本財産736,847千円のうち98.91%を占める728,879千円が投資有価証券となっており、その運用収益が主な活動資金となっている。令和5年度に資金運用規定を改定し、米ドル建て社債の運用を開始した。基本財産の25%程度を外国債にしている。25%程度にしていることについて規定があるわけではないが、理事会の承認を得ている。投資先の決定については、税理士、証券会社4社からの意見を考慮して行っている。外国債の運用については他県でも事例があり、今後導入する県が増加していくのではないかと考えている。外国債は、為替リスクはあるが、利息収入を考慮するとならオプラスになると判断し運用を行っている。

4. 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は見られなかった。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付二十四円九十五銭